

資料5－2

泊発電所3号炉審査資料	
資料番号	SAT111-9 r. 9.0
提出年月日	令和5年7月18日

泊発電所3号炉

「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の
重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を
実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」
に係る適合状況説明資料
比較表

1.11 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための手順等

令和5年7月
北海道電力株式会社



枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
比較結果等をとりまとめた資料			
1. 先行審査実績を踏まえた泊3号炉まとめ資料の変更状況(2017年3月以降)			
<p>1-1) 設計方針・運用・体制等を変更し、まとめ資料を修正した箇所と理由</p> <p>a. 大飯3／4号炉まとめ資料と比較した結果、変更したもの：下記3件</p> <ul style="list-style-type: none"> 泊3号炉は、大飯3／4号炉等の先行PWRプラントと比較し、使用済燃料ピット水が100°Cに到達するまでの時間が短いことから、可搬型大型送水ポンプ車による使用済燃料ピットへの注水手段における手順着手の判断基準を見直し、補給水系故障判断を待たず、災害対策要員により可搬型大型送水ポンプ車等の準備を開始することとした。また、使用済燃料ピットのみに燃料体を貯蔵している期間中において、有効性評価「想定事故1」及び「想定事故2」まとめ資料にて示すとおり、100°Cに到達するまでの更なる余裕時間確保のため、可搬型設備による使用済燃料ピットの状態監視の準備と並行して可搬型大型送水ポンプ車による注水準備を行うこととし、このための体制変更として災害対策要員3名に加えて災害対策要員（支援）2名を増員した。【例：比較表 p. 1.11-41】 自主対策設備であるロープ式の使用済燃料ピット水位計について、大飯3／4号炉の審査実績を踏まえて、水位のみ計測できる機種から水位及び水温を計測できる機種に変更し、名称を「携帯型水位・水温計」に変更した。【例：比較表 p. 1.11-21】 泊3号炉は、可搬型ホースを用いた可搬型大型送水ポンプ車による使用済燃料ピットへの注水手段により、有効性評価「想定事故1」及び「想定事故2」で示した時間までに注水開始可能であるが、大飯3／4号炉の審査実績を踏まえて、更なる作業性向上の観点から、自主対策設備である常設の使用済燃料ピット冷却用注水配管・接続口を新設する方針とした。【例：比較表 p. 1.11-13】 <p>b. 他社審査会合の指摘事項等を確認した結果、変更したもの：なし</p> <p>c. 当社が自主的に変更したもの：下記4件</p> <ul style="list-style-type: none"> 屋外に設置していた自主対策設備の淡水源である「代替屋外給水タンク」を溢水対策に伴い撤去し、新たに「代替給水ピット」を設置するため、関連する資料を修正した。【例：比較表 p. 1.11-13】 屋外に設置する自主対策設備であるろ過水タンク及び2次系純水タンクの溢水対策に伴い、タンクの耐震化、タンク容量の見直しに伴う2次系純水タンクの設置数の見直し（4基⇒2基）等の変更を行ったため、関連する資料を修正した。【添付資料 1.11.3】 防潮堤変更に伴うアクセスルート見直しによる可搬型設備の屋外ホース敷設ルート図の変更。【例：比較表 p. 1.11-107】 技術的能力1.13にて整備する「可搬型大型送水ポンプ車による補助給水ピットへの補給」について、有効性評価「全交流動力電源喪失」における補助給水ピット枯渇時間7.4時間に対する更なる余裕時間確保のため、災害対策要員の要員数を3名から6名に増員したことに伴い、同様の作業手順である「可搬型大型送水ポンプ車による使用済燃料ピットへの注水」についても、災害対策要員の要員数を3名から6名に増員し、注水開始までの想定時間を250分から200分に短縮した。【例：比較表 p. 1.11-41】 <p>1-2) 設計方針・運用・体制を変更するものではないが、まとめ資料の記載の充実を行った箇所と理由</p> <p>a. 大飯3／4号炉まとめ資料と比較した結果、変更したもの：なし</p> <p>b. 女川2号炉まとめ資料と比較した結果、変更したもの：下記1件</p> <ul style="list-style-type: none"> 資料構成は、炉型が同じである大飯3／4号炉の対応手段及び操作手順の参考を基本とした上で、配管・弁の流路等を含めた設備の選定方針、文章構成や記載表現については、女川2号炉の審査実績を反映している。また、各図面においても、女川2号炉の審査実績を踏まえた資料構成や記載の充実化等の見直しを行っている。 <p>c. 他社審査会合の指摘事項等を確認した結果、変更したもの：なし</p> <p>d. 当社が自主的に変更したもの：なし</p>			

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
1-3) バックフィット関連事項			
a. 技術的能力審査基準1.11解釈変更に伴う適合方針は、「添付資料1.11.21 使用済燃料貯蔵槽から発生する水蒸気による悪影響を防止するための対策」にて整理している（KK6/7 審査知見反映）。			
<p>技術的能力審査基準1.11解釈変更内容抜粋</p> <p>【解釈】2 b) 想定事故1及び想定事故2が発生した場合において発生する水蒸気が重大事故等対処設備に悪影響を及ぼす可能性がある場合は、当該悪影響を防止するために必要な手順等を整備すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・使用済燃料ピット（以下「SFP」という。）を設置している燃料取扱棟は、周辺の建屋と区画されていることから、SFPから発生した水蒸気の影響範囲は燃料取扱棟内となる。 ・燃料取扱棟内に設置されている重大事故等対処設備は、SFP監視設備であるが、高温及び高湿度の環境での使用にも耐えられる構造及び環境条件（温度100°C、湿度100%）で設計することとしている。 ・さらに、想定事故1、2の有効性評価において、SFP水が沸騰状態となる前に注水準備が完了することを確認しており、水蒸気の発生を抑制でき、短時間に大量の水蒸気が発生する状況にはならない。 			

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
2. 大飯3/4号炉まとめ資料との比較結果の概要			
2-1) 設備の相違 (以下については、相違理由欄に No.を記載する)			
No.	大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
①	【常用設備による使用済燃料ピットへの注水に使用する設備（淡水）】 ・N.o. 3淡水タンク	【常用設備による使用済燃料ピットへの注水に使用する設備（淡水）】 ・2次系純水タンク ・ <u>2次系補給水ポンプ</u>	【設計方針の相違（自主対策設備）】（例：比較表 p.1.11-12） ・大飯3/4号炉は、N.o. 3淡水タンクの淡水をポンプを使用せず重力注水により使用済燃料ピットへ注水する。 ・泊3号炉は、2次系純水タンクの淡水を2次系補給水ポンプを起動して使用済燃料ピットへ注水する。（高浜3/4号炉と同様） ・設備は相違するが、淡水を使用済燃料ピットへ注水する機能に相違はなく、自主対策設備による対応手段の相違。
②	【常用設備による使用済燃料ピットへの注水に使用する設備（淡水）】 ・N.o. 2淡水タンク（屋内消火栓又は <u>屋外消火栓</u> を使用）	【常用設備による使用済燃料ピットへの注水に使用する設備（淡水）】 ・ろ過水タンク（屋内消火栓を使用） ・ <u>電動機駆動消火ポンプ</u> ・ <u>ディーゼル駆動消火ポンプ</u>	【設計方針の相違（自主対策設備）】（例：比較表 p.1.11-12） ・大飯3/4号炉は、N.o. 2淡水タンクの淡水を屋内消火栓又は屋外消火栓から重力注水により使用済燃料ピットへ注水する。 ・泊3号炉は、ろ過水タンクを水源として消火ポンプを起動して屋内消火栓から使用済燃料ピットへ注水する。 ・設備は相違するが、淡水を使用済燃料ピットへ注水する機能に相違はなく、自主対策設備による対応手段の相違。 ・ろ過水タンクを水源として消火ポンプを起動し、消火栓を用いて使用済燃料ピットへ注水する設計方針は、高浜3/4号炉と同様である（高浜3/4号炉は、「1,2号機淡水タンクから使用済燃料ピットへの注水」の手順を整備している。）。
③	【可搬型設備による使用済燃料ピットへの注水に使用する設備（淡水）】 ・ポンプ車 ・N.o. 3淡水タンク ・N.o. 2淡水タンク	【可搬型設備による使用済燃料ピットへの注水に使用する設備（淡水）】 ・可搬型大型送水ポンプ車 ・代替給水ピット ・原水槽 ・ろ過水タンク ・2次系純水タンク	【設計方針の相違（重大事故等対処設備又は自主対策設備）】（例：比較表 p.1.11-13） ・大飯3/4号炉は、N.o. 3淡水タンク又はN.o. 2淡水タンクの淡水をポンプ車により使用済燃料ピットへ注水し、海水を注水する場合は送水車を用いる。 ・泊3号炉は、淡水である代替給水ピット及び原水槽を注水する場合と海水を注水する場合はいずれも可搬型大型送水ポンプ車を使用する。なお、淡水である2次系純水タンク及びろ過水タンクは、原水槽への補給に使用する。 ・設備は相違するが、淡水又は海水を使用済燃料ピットへ注水する機能に相違はなく、淡水を注水する手段を自主対策設備、海水を注水する手段を重大事故等対処設備による対応手段として整備する設計方針は大飯3/4号炉と相違なし。 ・淡水又は海水を可搬型大型送水ポンプ車により使用済燃料ピットへ注水する設計方針は、伊方3号炉と同様である（伊方3号炉は、淡水タンク又は海を水源とした中型ポンプ車による使用済燃料ピットへの注水手段を整備している）。
※ 相違点を強調する箇所を下線部にて示す。			
※ 本比較結果の概要において、設備を比較する場合は、女川2号炉の審査実績により追加した配管・弁等の記載は省略している。			

大飯発電所3／4号炉		女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
2-1) 設備の相違（以下については、相違理由欄にNo.を記載する）				
No.	大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	相違理由	
④	<p>【使用済燃料ピットからの大量の水の漏えい発生時の使用済燃料ピット又は原子炉周辺建屋（貯蔵槽内燃料体等）へのスプレイ及び放水に使用する重大事故等対処設備（海水）】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・送水車 ・スプレイヘッダ <p>— (泊3号炉との比較対象なし)</p>	<p>【海を水源とした使用済燃料ピットへの注水／スプレーで使用する重大事故等対処設備（海水）】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・可搬型大型送水ポンプ車 ・可搬型スプレイノズル <p>【使用済燃料ピットへのスプレイに使用する自主対策設備（淡水）】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・可搬型大型送水ポンプ車 ・可搬型スプレイノズル ・代替給水ピット ・原水槽 ・2次系純水タンク ・ろ過水タンク 	<p>【設計方針の相違（重大事故等対処設備及び自主対策設備）】（例：比較表 p 1.11-16, 17）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大飯3/4号炉は、送水車及びスプレイヘッダによる使用済燃料ピットへのスプレー、原子炉周辺建屋（貯蔵槽内燃料体等）へのスプレー及び放水を実施する手順を整備している。 ・泊3号炉は、可搬型大型送水ポンプ車及び可搬型スプレイノズルにより建屋内部から使用済燃料ピットへのスプレーを実施する手順を整備している。建屋外部からの放水を行う場合は、大流量かつ広範囲に放水できる可搬型大容量海水送水ポンプ車及び放水砲を使用する手順を整備しており、設計方針は伊方3号炉及び玄海3/4号炉と同様である。 ・泊3号炉は、水源切替えによる使用済燃料ピットへのスプレーの中止が発生しない海を水源とする手段を重大事故等対処設備による対応手段とし、淡水である代替給水ピット及び原水槽は耐震性が確保されていないため、自主対策設備と位置付けている。原水槽は2次系純水タンク又はろ過水タンクから水頭圧による重力注水により補給する。 ・設計方針は異なるが、自主対策設備による対応手段の相違であり、海を水源として使用済燃料ピットへスプレーする手段を重大事故等対処設備による対応手段として整備する設計方針に相違なし。 	
⑤	<p>【1.11.2.1 (1) 「燃料取替用水ピットから使用済燃料ピットへの注水」の手順着手の判断基準】</p> <p>「計画外に使用済燃料ピットポンプの全台停止等により冷却機能が喪失した場合若しくは使用済燃料ピット温度が50°Cを超える場合、又は使用済燃料ピット水位が計画外にE.L.+33.06m以下まで低下している場合。」</p>	<p>【1.11.2.1 (1) a. 「燃料取替用水ポンプによる使用済燃料ピットへの注水」の手順着手の判断基準】</p> <p>「計画外に使用済燃料ピットポンプの全台停止等により冷却機能が喪失した場合若しくは使用済燃料ピット温度が60°Cを超える場合、又は使用済燃料ピット水位が計画外にT.P.32.58m以下まで低下している場合。」</p>	<p>【設計方針の相違（使用済燃料ピット警報設定値）】（例：比較表 p 1.11-29）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・手順着手の判断基準に用いる水位の違いは、プラント固有の使用済燃料ピット設置レベルの相違による水位低警報設定値の相違。 ・大飯3/4号炉は、使用済燃料ピットの熱負荷が使用済燃料ピット冷却器における除熱量を上回ることが考えられる水温を管理の目標値として設定している。 ・泊3号炉は使用済燃料ピットのコンクリート保護の制限値の観点から設定している保安規定制限値65°Cに対して、保守性を持たせた60°C（温度高警報設定値）を作業着手の判断基準としている。コンクリート保護の観点から手順着手の判断基準を設定している点では、65°Cを管理の目標値としている伊方3号炉及び玄海3/4号炉も同様。 ・女川2号炉は、泊3号炉と温度高警報設定値は異なるものの、泊3号炉と同様の考え方で使用済燃料プールの保安規定制限値65°Cに対して、保守性を持たせた57°C（温度高警報設定値）を作業着手の判断基準にしている。 ・手順着手の判断基準に用いる水位及び水温の設定値はプラントごとに異なるものの、有効性評価「想定事故1」及び「想定事故2」において、使用済燃料ピット水位が放射線の遮蔽を維持できる最低水位まで低下するまでに十分な時間余裕を持って重大事故等対処設備である可搬型大型送水ポンプ車により使用済燃料ピットへ海水を注水することが可能であることを示している点では各プラント同様である。 	

※ 相違点を強調する箇所を下線部にて示す。

※ 本比較結果の概要において、設備を比較する場合は、女川2号炉の審査実績により追加した配管・弁等の記載は省略している。

大飯発電所3／4号炉		女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
2-1) 設備の相違 (以下については、相違理由欄に No.を記載する)				
No.	大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉		相違理由
⑥	<p>【使用済燃料ピットからの漏えい緩和に使用する資機材】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ゴムシート ・鋼板 ・<u>防水テープ</u> ・<u>吸水性ポリマー</u> ・<u>補修材</u> ・ロープ（吊り降ろし用） 	<p>【使用済燃料ピット漏えい緩和に使用する資機材】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ガスケット材 ・ガスケット接着剤 ・ステンレス鋼板 ・吊り下ろしロープ 		<p>【設計方針の相違（自主対策設備）】（例：比較表 p.1.11-18）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大飯3/4号炉は、使用済燃料ピット漏えい緩和対策として、鋼板による使用済燃料ピット内側からの漏えい緩和を行なう手段に加えて、防水テープ、吸水性ポリマー及び補修材による使用済燃料ピット冷却配管からの漏えい緩和の資機材を配備している。 ・泊3号炉の鋼板による対応手段を使用済燃料ピット漏えい緩和対策とする方針は、伊方3号炉、川内1/2号炉、玄海3/4号炉及び女川2号炉と相違ではなく、自主対策設備による対応手段の相違。なお、使用済燃料ピット冷却配管からの漏えいに対して、使用済燃料ピット水浄化冷却設備出口配管側はサイフォンプレーカの機能により、使用済燃料ピット水浄化冷却設備入口配管側は配管の設置位置により使用済燃料等の遮へいに十分な必要な水位で漏えいが停止する設計である。

※ 相違点を強調する箇所を下線部にて示す。

大飯発電所3／4号炉		女川原子力発電所2号炉		泊発電所3号炉		相違理由
2-2) 運用の相違 （以下については、相違理由欄にNo.を記載する）						
No.	大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉			相違理由	
①	<p>【使用済燃料ピットへの注水の優先順位】</p> <ul style="list-style-type: none"> 1次系純水タンクを水源とした使用済燃料ピットへの注水は<u>第7優先</u> 	<p>【使用済燃料ピットへの注水の優先順位】</p> <ul style="list-style-type: none"> 1次系純水タンクを水源とした使用済燃料ピットへの注水は<u>第3優先</u> 	<p>【設計方針の相違（自主対策設備）】（例：比較表 p.1.11-32）</p> <ul style="list-style-type: none"> 使用済燃料ピットへの注水は、設計基準対象施設の水源による注水手段が可能であれば、燃料取替用水ピット、2次系純水タンク（大飯3/4号炉は「No.3淡水タンク」）の順で注水する手順に相違はないが、第3優先以降の水源の選択に相違がある。 大飯3/4号炉の第3優先以降の水源は、容量の大きい淡水タンクからの注水を優先し、複数ある淡水タンクの注水手段のうち準備時間の早い手段から注水する手順であり、容量の小さい1次系純水タンクの優先順位は第7優先としている。 泊3号炉は、準備時間が早い水源から優先する手順であり、1次系純水タンクからの注水は第3優先としている。1次系純水タンクの容量は少ないものの、約2時間の連続注水が可能である。 優先順位の考え方は相違するが、いずれも自主対策設備による対応手段の相違であり、重大事故等対処設備である可搬型大型送水ポンプ車（大飯3/4号炉は「送水車」）により継続して使用済燃料ピットへ海水を注水する手段を整備していることに相違なし。 			
②	<p>【「海水から使用済燃料ピットへの注水」の手順着手の判断基準】</p> <ul style="list-style-type: none"> 「計画外に使用済燃料ピットポンプの全台停止等により冷却機能が喪失した場合若しくは使用済燃料ピット温度が50°Cを超える場合、又は使用済燃料ピット水位が計画外にE.L.+33.06m以下まで低下している場合であって、かつ燃料取替用水ピット及びNo.3淡水タンクの機能が喪失した場合又は燃料取替用水ピット及びNo.3淡水タンクからの注水を実施しても水位低下が継続する場合。」 	<p>【海水を用いた可搬型大型送水ポンプ車による使用済燃料ピットへの注水】の手順着手の判断基準】</p> <ul style="list-style-type: none"> 「計画外に使用済燃料ピットポンプの全台停止等により冷却機能が喪失した場合若しくは使用済燃料ピット温度が60°Cを超える場合、又は使用済燃料ピット水位が計画外にT.P.32.58m以下まで低下している場合。」 	<p>【設計方針の相違（重大事故等対処設備）】（例：比較表 p.1.11-38）</p> <ul style="list-style-type: none"> 泊3号炉の有効性評価「想定事故1」及び「想定事故2」で考慮する対応手段である「海水を用いた可搬型大型送水ポンプ車による使用済燃料ピットへの注水」の手順は、使用準備に時間を要することから、先行PWRの実績を踏まえて、使用済燃料ピットが沸騰するまでに余裕をもって注水開始できるよう、設計基準対象施設である燃料取替用水ポンプ等を用いた対応手段と同時に作業準備に着手する。 大飯3/4号炉の同じ有効性評価で考慮する対応手段である「海水から使用済燃料ピットへの注水」については、設計基準対象施設である燃料取替用水ピット及びNo.3淡水タンクによる注水に失敗した場合に作業準備に着手する。 設計基準対象施設である燃料取替用水ポンプ等を用いた対応手段と同時に可搬型ポンプによる対応手段に作業着手する運用は泊3号炉固有であるが、使用済燃料ピットが沸騰するまでに時間余裕をもって海水を注水開始できる点では、先行PWRプラントと同様である。なお、使用済燃料ピットが沸騰するまでの時間余裕については高浜3/4号炉と同等である。（想定事故2において、100°C到達時間と可搬型ポンプによる使用済燃料ピットへの注水開始までの時間の差は高浜3/4号炉約1時間、泊3号炉約1.4時間） 			

※ 相違点を強調する箇所を下線部にて示す。

大飯発電所3／4号炉		女川原子力発電所2号炉		泊発電所3号炉		相違理由
2-3) 記載方針の相違 (以下については、相違理由欄にNo.を記載する)						
No.	大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	相違理由			
①	<p>【「1.11.1 (2) d. 手順等」の記載】</p> <p>これらの手順は、<u>発電所対策本部長^{*2}、当直課長、運転員等^{*3}及び緊急安全対策要員^{*4}</u>の対応として、使用済燃料ピットの冷却機能が喪失した場合の手順等に定める（第1.11.1表～第1.11.3表）。</p> <p><u>※ 2 発電所対策本部長： 重大事故等発生時における発電所原子力防災管理者及び代行者をいう。</u></p> <p><u>※ 3 運転員等： 運転員及び重大事故等対策要員のうち当直課長の指示に基づき運転対応を実施する要員をいう。</u></p> <p><u>※ 4 緊急安全対策要員： 重大事故等対策要員のうち発電所対策本部長の指示に基づき対応する運転員等以外の要員をいう。</u></p>	<p>【「1.11.1 (2) d. 手順等」の記載】</p> <p>これらの手順は、<u>発電課長（当直）、運転員、災害対策要員及び災害対策要員（支援）</u>の対応として、使用済燃料ピット水浄化冷却設備の異常時における対応手順書等に定める（第1.11.1表）。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・大飯3/4号炉は、技術的能力1.0にて整理する要員の名称以外に「運転員等」という名称を使用していることから、要員名称の定義を記載している。（例：比較表p1.11-24） ・泊3号炉は、技術的能力1.0にて整理する要員の名称を記載している場合、改めて要員名称の定義は記載しないこととしている。この記載方針は伊方3号炉、女川2号炉、柏崎6/7号炉及び島根2号炉と同様。 			
②	<p>【燃料補給手順の記載箇所】</p> <p>・送水車及び大容量ポンプ（放水砲用）への燃料補給の手順は、<u>技術的能力1.6</u>で整備する。</p>	<p>【燃料補給手順の記載箇所】</p> <p>・可搬型大型送水ポンプ車への燃料補給の手順は、<u>技術的能力1.14</u>で整備する。</p> <p>・可搬型大容量海水送水ポンプ車への燃料補給の手順は、<u>技術的能力1.14</u>で整備する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・大飯3/4号炉の送水車及び大容量ポンプは、代替格納容器スプレイや格納容器内自然対流冷却で使用する重大事故等対処設備でもあることから、技術的能力1.6にて燃料補給の手順を整備している。（例：比較表p1.11-73） ・泊3号炉は女川2号炉の審査実績を反映し、燃料補給に関する手順は技術的能力1.14に記載する方針のため、大飯とは手順の参照先が相違する。（例：比較表p1.11-73） ・大飯3/4号炉と手順の記載条文は異なるが、燃料補給が必要な重大事故等対処設備に対して燃料補給の手順を整備していることに相違なし。 			
③	<p>【可搬式使用済燃料ピット区域周辺エリアモニタによる使用済燃料ピット区域の空間線量率の推定】</p> <p>「複数の設置場所での線量率の相關（減衰率）関係を評価し、各設置場所間での関係性を把握し、指示値の傾向を確認することで使用済燃料ピット区域の空間線量率を推定する。」</p>	<p>【使用済燃料ピット可搬型エリアモニタによる使用済燃料ピット区域の空間線量率の推定】</p> <p>「<u>使用済燃料ピット可搬型エリアモニタは、取り付けを想定する複数の場所の線量率と使用済燃料ピット区域の空間線量率の相關（減衰率）をあらかじめ評価しておくことで使用済燃料ピット区域の空間線量率を推定する。</u>」</p>	<p>【記載方針の相違（重大事故等対処設備）】（例：比較表p1.11-67）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・可搬型エリアモニタの設置場所での線量率を評価しておき、その線量率と指示値を比較して空間線量率を推定する手順であることに相違なし。 ・泊の使用済燃料ピット可搬型エリアモニタによる使用済燃料ピット区域の空間線量率の推定手順は、SA54条のまとめ資料において記載する手順を引用しており、内容は伊方3号炉SA54条まとめ資料記載手順と同様である。 			
④	<p>【使用済燃料ピットへの注水に用いる常設配管】</p> <p>・使用済燃料ピット冷却用補給配管</p> <p>・使用済燃料ピット冷却用補給配管接続口</p>	<p>【使用済燃料ピットへの注水に用いる常設配管】</p> <p>・使用済燃料ピット冷却用注水配管・接続口</p>	<p>【記載方針の相違（自主対策設備）】（例：比較表p1.11-13）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大飯3/4号炉の自主対策設備である常設の使用済燃料ピット冷却用補給配管及び使用済燃料ピット冷却用補給配管接続口については、ホース敷設ルート図にて使用済燃料ピットへの注水に用いることを示している。 ・泊3号炉は、女川2号炉の審査実績を反映し、自主対策設備である常設の使用済燃料ピット冷却用注水配管・接続口について、使用済燃料ピットへの注水に用いる路として、設備名称、自主対策設備として位置付ける理由等を記載した。 			

※ 相違点を強調する箇所を下線部にて示す。

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
2-4) 記載表現、設備名称等の相違（以下については、相違理由を省略する）			
大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	相違理由	
・多様性拡張設備	・自主対策設備	<ul style="list-style-type: none"> ・記載表現の相違（例：比較表 p 1.11-10） ・女川審査実績の反映 	
・使用済燃料ピット内の燃料体又は使用済燃料（以下「貯蔵槽内燃料体等」という。）	・使用済燃料プール内の燃料体又は使用済燃料（以下「使用済燃料ピット内の燃料体等」という。）	<ul style="list-style-type: none"> ・記載表現の相違（例：比較表 p 1.11-8） ・女川審査実績の反映 	
・原子炉周辺建屋（貯蔵槽内燃料体等）	・燃料取扱棟（使用済燃料ピット内の燃料体等）	<ul style="list-style-type: none"> ・設備名称の相違（例：比較表 p 1.11-9） ・使用済燃料ピットを設置し、周辺建屋と区画したエリアであることに相違ないため、「設備名称の相違」に分類する。 	
・ポンプ車	・可搬型大型送水ポンプ車	<ul style="list-style-type: none"> ・設備名称の相違（例：比較表 p 1.11-13） ・大飯3/4号炉のポンプ車は淡水を水源とした手段に使用する多様性拡張設備。設備の仕様は異なるが、設備が持つ機能に相違はないため、「設備名称の相違」に分類する。 	
・送水車	・可搬型大型送水ポンプ車	<ul style="list-style-type: none"> ・設備名称の相違（例：比較表 p 1.11-13） ・大飯3/4号炉のポンプ車は海水を水源とした手段に使用する重大事故等対処設備。設備の仕様は異なるが、設備が持つ機能に相違はないため、「設備名称の相違」に分類する。 	
・大容量ポンプ（放水砲用）	・可搬型大容量海水送水ポンプ車	・設備名称の相違（例：比較表 p 1.11-19）	
・ゴムシート	・ガスケット材、ガスケット接着剤	・設備名称の相違（例：比較表 p 1.11-18）	
・鋼板	・ステンレス鋼板	・資機材の仕様は異なるが、機能に相違はないため、「設備名称の相違」に分類する	
・ロープ（吊り降ろし用）	・吊り下ろしロープ		
・可搬式使用済燃料ピット水位	・使用済燃料ピット水位（可搬型）	・設備名称の相違（例：比較表 p 1.11-21）	
・可搬式使用済燃料ピット区域周辺エリアモニタ	・使用済燃料ピット可搬型エリアモニタ	・設備名称の相違（例：比較表 p 1.11-21）	
・使用済燃料ピット監視カメラ	・使用済燃料ピット監視カメラ（使用済燃料ピット監視カメラ空冷装置を含む。）	・設備名称の相違（例：比較表 p 1.11-21）	
・使用済燃料ピット監視カメラ冷却装置			
・使用済燃料ピット区域エリアモニタ	・使用済燃料ピットエリアモニタ	・設備名称の相違（例：比較表 p 1.11-21）	
・可搬型ホース	・消防ホース	<ul style="list-style-type: none"> ・設備名称の相違（例：比較表 p 1.11-36） ・泊の消防ホースは消火栓を使用する場合に使うホースの名称。 	
【使用済燃料ピットへの注水の手順名称】	【使用済燃料ピットへの注水の手順名称】	<ul style="list-style-type: none"> ・記載表現の相違（例：比較表 p 1.11-11～13） ・大飯3/4号炉と手順に相違はないが、手順項目の名称の記載方針に相違がある。 ・大飯3/4号炉は、使用済燃料ピットへ注水するための水源に着目とした名称。（～タンクによる～への注水） ・泊3号炉は、他条文と記載を統一するため、使用済燃料ピットへ注水するためのポンプに着目した名称としている。（～ポンプによる～への注水） 	
・燃料取替用水ピットから使用済燃料ピットへの注水	・燃料取替用水ポンプによる使用済燃料ピットへの注水		
・1次系純水タンクから使用済燃料ピットへの注水	・1次系補給水ポンプによる使用済燃料ピットへの注水		
・海水から使用済燃料ピットへの注水	・海水を用いた可搬型大型送水ポンプ車による使用済燃料ピットへの注水		

※ 相違点を強調する箇所を下線部にて示す。

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
2-4) 記載表現、設備名称等の相違（以下については、相違理由を省略する）			
大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	相違理由	
・使用済燃料ピットの冷却機能が喪失した場合の手順	・使用済燃料ピット水浄化冷却設備の異常時における対応手順書	・手順名称の相違（例：比較表 p 1.11-24）	
・定期検査	・定期事業者検査	・記載表現の相違（例：比較表 p 1.11-15）	
・使用済燃料ピット出口配管	・使用済燃料ピット水浄化冷却設備入口配管	・設備名称の相違（例：比較表 p 1.11-55） ・泊3号炉では、使用済燃料ピットからの出口配管ではなく、使用済燃料ピット水浄化冷却設備としての入口配管で記載。そのため大飯とは出口と入口が逆の記載となる。	
・携帯型水位、水温計	・携帯型水位・水温計	・設備名称の相違（例：比較表 p 1.11-21） ・泊の名称は高浜3/4号炉と同じ。	
※ 相違点を強調する箇所を下線部にて示す。			
2-5) 相違識別の省略（以下については、各対応手順の共通の相違理由のため、本文中の相違識別と相違理由は省略する）			
大飯発電所3／4号炉	泊発電所3号炉	相違理由	
【「操作手順」の対応要員】 ・当直課長 ・運転員等 ・発電所対策本部長 ・緊急安全対策要員	【「操作手順」の対応要員】 ・発電課長（当直） ・運転員 ・災害対策要員 ・災害対策要員（支援）	・対応要員、要員名称の相違（例：比較表 p 1.11-39） ・泊3号炉の本審査項目で整理する操作手順は、発電課長（当直）の指示により運転員、災害対策要員及び災害対策要員（支援）にて対応するため、発電所対策本部長へ依頼する作業はない。また、可搬型設備を取り扱う災害対策要員は、運転班の要員であることから、運転員と災害対策要員は連携して対応が可能である。 ・大飯3/4号炉の要員名称の定義については「記載方針の相違①」にて整理する。 ・大飯3/4号炉の本審査項目で整理する操作手順は、当直課長の指示により運転員等が対応するとともに、発電所対策本部長の指示により緊急安全対策要員が対応する。なお、手順着手は当直課長が判断し、運転員等と発電所対策本部長へ作業開始を指示する。 ・操作手順の比較において、これら要員名称の相違、作業開始指示及び完了報告に関する事項の相違識別は省略する。	
【「操作の成立性」の対応要員と所要時間】 「上記の対応は中央制御室にて <u>1ユニット</u> 当たり運転員等 <u>○名</u> 、現場にて <u>1ユニット</u> 当たり運転員等 <u>○名</u> により作業を実施し、 <u>所要時間は約○分</u> と想定する。」	【「操作の成立性」の対応要員と所要時間】 「上記の操作は、運転員（中央制御室） <u>○名</u> 、運転員（現場） <u>○名</u> にて作業を実施した場合、作業開始を判断してから <u>○○開始まで○分</u> 以内で可能である。」	・泊3号炉は複数号炉の審査ではないため、「1ユニット当たり」の記載は必要ない。（例：比較表 p 1.11-32） ・対応要員・操作対象機器の配置場所等の相違により、各対応手段の所要時間は相違することから、対応要員数と所要時間の相違識別は省略する。（例：比較表 p 1.11-30） ・なお、第1.11.1表「機能喪失を想定する設計基準対象施設と整備する手順」の「設備分類b（37条に適合する重大事故等対処設備）」に該当する対応手段については、重大事故対策の有効性評価における各事故シーケンスにおいて、重大事故等対策の成立性を確認しており、各対応手段が要求される時間までに実施可能であることに相違はない。	
※ 相違点を強調する箇所を下線部にて示す。			

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
3. 女川2号炉まとめ資料との比較結果の概要			
3-1) 設備の相違 (以下については、相違理由欄に No.を記載する)			
No.	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
①	<p>【常設配管を使用した可搬型設備による使用済燃料プールへの注水（スプレイ）】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・燃料プール代替注水系（常設配管）による使用済燃料プールへの注水 ・燃料プール代替注水系（常設配管）による使用済燃料プールへのスプレイ 	<p>— (女川2号炉と比較対象なし)</p>	<p>【設計方針の相違（重大事故等対処設備）】（例：比較表 p 1.11-11, 16）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・女川2号炉は、想定事故2の「評価条件の不確かさの影響評価」において、事象発生直後から沸騰による燃料プール水の低下が開始すると想定した場合に、遮蔽が維持される最低水位までの時間約10時間に対し、屋外から燃料プール代替注水系（常設配管）により注水可能となる時間を約13時間後としている。約10時間後から原子炉建屋燃料取替床の線量率が10mSv/hを超えることから、その現場における長時間の作業は困難となるため、燃料プール周辺の線量率上昇を考慮して常設配管による燃料プール代替注水設備を重大事故等対処設備として位置付けている。 ・泊3号炉は、想定事故2の「評価条件の不確かさの影響評価」において仮に事象発生直後から沸騰が開始するとした場合に、遮蔽が維持される最低水位までの約0.7日に対し、有効性評価で注水可能となる時間を約4.4時間後としており、使用済燃料ピットへの注水操作は高線量環境下での作業とならないため、常設配管による対応は不要である。（大飯3/4号炉と同様） ・泊3号炉は、可搬型ホースを用いた可搬型大型送水ポンプ車による使用済燃料ピットへの注水手段により、有効性評価「想定事故1」とび「想定事故2」で示した時間までに注水開始可能であるが、更なる作業性向上の観点から、自主対策設備である使用済燃料ピット冷却用注水配管・接続口を設置する。使用済燃料ピットへの注水用に自主対策設備の常設配管を設置する方針は大飯3/4号炉と同様。
②	<p>【燃料プール代替注水系（可搬型）による使用済燃料プールへの注水（スプレイ）で使用する主な設備】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大容量送水ポンプ（タイプI） ・淡水貯水槽（No.1） ・淡水貯水槽（No.2） ・ホース・注水用ヘッダ・接続口 ・スプレイノズル 	<p>【可搬型大型送水ポンプ車による使用済燃料ピットへの注水（スプレイ）で使用する主な設備】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・可搬型大型送水ポンプ車 ・可搬型スプレイノズル ・代替給水ピット ・原水槽 	<p>【設計方針の相違（重大事故等対処設備及び自主対策設備）】（例：比較表 p 1.11-13, 16, 17）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・女川2号炉は、淡水である淡水貯水槽を水源として大容量送水ポンプ（タイプI）から注水用ヘッダを経由して使用済燃料プールへ注水（スプレイ）する。また、水源として淡水貯水槽だけではなく、ろ過水タンクの淡水又は海水も利用できる。 ・泊3号炉は、海を水源として可搬型大型送水ポンプ車から可搬型ホースにより使用済燃料ピットへ送水する手順であり、注水用ヘッダは使用しない（大飯3/4号炉と同様）。また、淡水である代替給水ピット又は原水槽を水源とした手順を自主対策の手順として整備している。 ・設備は異なるが、使用済燃料ピット（プール）～注水（スプレイ）する機能に相違なし。
③	<p>【消防車による使用済燃料プールへのスプレイ】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・化学消防自動車及び大型化学高所放水車による燃料プールスプレイ系（常設配管）を用いた使用済燃料プールへのスプレイ 	<p>— (女川2号炉と比較対象なし)</p>	<p>【設計方針の相違（自主対策設備）】（例：比較表 p 1.11-18）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・泊3号炉は、重大事故等対処設備である可搬型大型送水ポンプ車により海水を使用済燃料ピットへスプレイする手順であり、消防車は火災に備えて待機させる観点から使用済燃料ピットへのスプレイの手段として使用しない。自主対策設備の相違であり、消防車を使用しない方針は大飯3/4号と相違なし。

※ 相違点を強調する箇所を下線部にて示す。

※ 本比較結果の概要において、設備を比較する場合は、女川2号炉の審査実績により追加した配管・弁等の記載は省略している。

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

1.11 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための手順等

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉		女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
3-1) 設備の相違 （以下については、相違理由欄に No.を記載する）				
No.	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由	
(4)	<p>【使用済燃料プールの状態監視に使用する常設設備】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・使用済燃料プール水位／温度（ガイドバルス式） ・使用済燃料プール上部空間放射線モニタ（高線量、低線量） 	<p>【使用済燃料ピットの状態監視に使用する可搬設備】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・使用済燃料ピット水位（可搬型） ・使用済燃料ピット可搬型エリアモニタ ・使用済燃料ピット監視カメラ空冷装置 	<p>【設計方針の相違（重大事故等対処設備）】（例：比較表 p 1.11-21）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・女川2号炉の使用済燃料プール水位／温度（ガイドバルス式）及び使用済燃料プール上部空間放射線モニタ（高線量、低線量）は常設設備であり、重大事故等時において設置作業が不要。 ・泊3号炉の使用済燃料ピット水位（可搬型）、使用済燃料ピット可搬型エリアモニタ及び使用済燃料ピット監視カメラ空冷装置はすべて可搬設備であり、重大事故等時に設置等を行う。これら設備は有効性評価「想定事故1」及び「想定事故2」において可搬型大型送水ポンプ車による使用済燃料ピットの注水を開始するまでに設置が完了できるとともに、設置が完了するまでの間は、常設の重大事故等対処設備である使用済燃料ピット水位（AM用）、使用済燃料ピット温度（AM用）及び使用済燃料ピット監視カメラにより使用済燃料ピットの状態監視が可能である。 ・常設設備と可搬設備により使用済燃料ピットの状態監視を行う設計方針はPWR各社と相違なし。 	
(5)	<p>【使用済燃料プールの状態監視に使用する常用設備】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・FPCポンプ入口温度 ・原子炉建屋原子炉棟排気放射線モニタ ・燃料取替エリア放射線モニタ 	— (女川2号炉と比較対象なし)	<p>【設計方針の相違（設計基準対象施設）】（例：比較表 p 1.11-66）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・泊3号炉では、設置許可基準規則第十六条第3項の要求に対応する使用済燃料ピット監視設備は、使用済燃料ピット水位、使用済燃料ピット温度及び使用済燃料ピットエリアモニタの3点としており、これら設備により要求事項を満足できる。（漏えい又は崩壊熱の除去能力の喪失に至る状態を監視するものとしても、上記3点の設備で対応可能である） ・女川2号炉は、燃料交換フロア放射線モニタの他に2種類のモニタを設置しているが、泊3号炉（大飯3/4号炉も同じ）では設置許可基準規則第十六条第3項の要求への対応として使用済燃料ピットエリアモニタを設置しており、本エリアモニタで要求事項（放射線監視、中央制御室への警報）へ対応している。 	
(6)	<p>【代替淡水源（措置）】</p> <p>「淡水貯水槽（No.1）及び淡水貯水槽（No.2）は「1.13重大事故等の収束に必要となる水の供給手順等」【解説】1b) 項を満足するための代替淡水源（措置）として位置付ける。」</p>	— (女川2号炉と比較対象なし)	<p>【設計方針の相違（自主対策設備）】（例：比較表 p 1.11-14）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・女川2号炉は、自主対策設備である淡水貯水槽の淡水を優先して注水する設計方針であり、有効性評価「想定事故1」及び「想定事故2」においては大容量送水ポンプ（タイプI）により淡水貯水槽を水源として使用済燃料プールへ注水し7日間運転継続する手順である。 ・泊3号炉は、有効性評価「想定事故1」及び「想定事故2」において期待する水源は海であり、重大事故等対処設備である可搬型大型送水ポンプにより海水を使用済燃料ピットへ注水し運転を継続する手順であることから、自主対策設備である代替給水ピット、原水槽等の代替淡水源は期待していないため「代替淡水源（措置）」として位置付けていない。 	

※ 相違点を強調する箇所を下線部にて示す。

大飯発電所3／4号炉		女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
3-1) 設備の相違 （以下については、相違理由欄に No.を記載する）				
No.	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由	
(7)	<p>【大気への放射性物質の拡散抑制で使用する設備】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大容量送水ポンプ（タイプII） ・放水砲 <u>・ホース延長回収車</u> ・ホース 	<p>【大気への放射性物質の拡散抑制で使用する設備】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・可搬型大容量海水送水ポンプ車 ・放水砲 ・可搬型ホース 	<p>【設計方針の相違（重大事故等対処設備）】（例：比較表 p 1.11-19）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・女川2号炉は、原子炉補機代替冷却、原子炉格納容器代替スプレイ冷却等の有効性評価で期待するホース延長回収車を重大事故等対処設備としており、大気拡散抑制時の放水砲、航空機燃料火災でも同一の設備を使用することから、ここでもホース延長回収車を重大事故等対処設備と整理しているものと考えられる。 ・泊3号炉でも有効性評価で期待するホース延長・回収車（送水車用）は重大事故等対処設備であるが、大気拡散抑制のために使用するホース延長・回収車（放水砲用）はこれとは別の設備であり、後者は有効性評価にて期待する設備ではないことから、ホース、放水砲及び泡混合設備を運搬するための資機材として整理する。大気拡散抑制のために使用するホース延長・回収車を資機材と整理する考え方は、島根2号炉、柏崎刈羽6/7号炉、東海第二、伊方3号炉、玄海3/4号炉、高浜1/2/3/4号炉及び大飯3/4号炉と同様である。 	

※ 相違点を強調する箇所を下線部にて示す。

※ 上記比較において説明の対象外となる設備（水源、流路、燃料補給設備）の記載は除く。

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

1.11 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための手順等

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
3-2) 記載表現、設備名称等の相違（以下については、相違理由を省略する）			
女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由	
・使用済燃料プール	・使用済燃料ピット	・設備名称の相違（例：比較表 p 1.11-8）	
・燃料プール代替注水	・使用済燃料ピットへの注水	・記載表現の相違（例：比較表 p 1.11-10）	
・燃料プールスプレイ	・使用済燃料ピットへのスプレイ	・記載表現の相違（例：比較表 p 1.11-16）	
・燃料プール冷却浄化系	・使用済燃料ピットポンプ	・設備名称の相違（例：比較表 p 1.11-9）	
・残留熱除去系（燃料プール水の冷却）	・使用済燃料ピット冷却器等の使用済燃料ピット水浄化冷却設備	・設備構成は相違するものの、使用済燃料ピット（女川：使用済燃料プール）を浄化・冷却する機能に相違はないため、「設備名称の相違」に分類する。	
・残留熱除去系（燃料プール水の補給）	・燃料取替用水ポンプ、燃料取替用水ピット	・設備名称の相違（例：比較表 p 1.11-9）	
・復水補給水系	・2次系補給水ポンプ、2次系純水タンク	・設備構成は相違するものの、使用済燃料ピット（女川：使用済燃料プール）へ水を補給する機能に相違はないため、「設備名称の相違」に分類する。	
・ろ過水ポンプ	・電動機駆動消火ポンプ	・設備名称の相違（例：比較表 p 1.11-12）	
・ろ過水タンク	・ディーゼル駆動消火ポンプ ・ろ過水タンク	・設備構成は相違するものの、使用済燃料ピット（女川：使用済燃料プール）へ常設の設備にて淡水を補給する機能に相違はないため、「設備名称の相違」に分類する。	
・シール材	・ガスケット材	・設備名称の相違（例：比較表 p 1.11-18）	
・接着剤	・ガスケット接着剤		
・使用済燃料プール監視カメラ	・使用済燃料ピット監視カメラ	・設備名称の相違（例：比較表 p 1.11-21）	
・燃料貯蔵プール水位	・使用済燃料ピット水位	・設備名称の相違（例：比較表 p 1.11-66）	
・燃料貯蔵プール水温度	・使用済燃料ピット温度	・設備名称の相違（例：比較表 p 1.11-66）	
・燃料交換フロア放射線モニタ	・使用済燃料ピットエリアモニタ	・設備名称の相違（例：比較表 p 1.11-66）	
・使用済燃料プール水位／温度（ヒートサーモ式）	・使用済燃料ピット水位（AM用） ・使用済燃料ピット温度（AM用）	・設備名称の相違（例：比較表 p 1.11-21） ・泊3号炉は水位計と温度計を各々設置しているが、機能に相違はないため、「設備名称の相違」に分類する。	
・貯留堰 ・取水口 ・取水路 ・海水ポンプ室	・非常用取水設備	・設備名称・記載表現の相違（例：比較表 p 1.11-19）	
・ホース延長回収車	・ホース延長・回収車（送水車用）	・設備名称の相違（例：比較表 p 1.11-13）	

※ 相違点を強調する箇所を下線部にて示す。

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

1.11 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための手順等

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR
固有の設備や対応手段であり、泊3
号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
1.11 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための手順等	1.11 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための手順等	1.11 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための手順等	
<目　　次>	<目　　次>	<目　　次>	
1.11.1 対応手段と設備の選定 (1) 対応手段と設備の選定の考え方 (2) 対応手段と設備の選定の結果	1.11.1 対応手段と設備の選定 (1) 対応手段と設備の選定の考え方 (2) 対応手段と設備の選定結果	1.11.1 対応手段と設備の選定 (1) 対応手段と設備の選定の考え方 (2) 対応手段と設備の選定結果	【大飯】 記載表現の相違(女川審査実績の反映)
a. 使用済燃料ピットの冷却機能又は注水機能の喪失時、 使用済燃料ピット水の小規模な漏えい発生時の対応 手段と設備	a. 使用済燃料ピットの冷却機能又は注水機能の喪失時、 又は使用済燃料ピット水の小規模な漏えい発生時の 対応手段及び設備 (a) 燃料ピール代替注水 (b) 漏えい抑制 (c) 重大事故等対処設備と自主対策設備	a. 使用済燃料ピットの冷却機能又は注水機能の喪失時、 又は使用済燃料ピット水の小規模な漏えい発生時の 対応手段及び設備 (a) 使用済燃料ピットへの注水 (b) 漏えい抑制 (c) 重大事故等対処設備と自主対策設備	【大飯】 記載表現の相違(女川審査実績の反映) 【大飯】 記載方針の相違(女川審査実績の反映)
b. 使用済燃料ピットからの大量の水の漏えい発生時の対 応手段と設備	b. 使用済燃料ピールからの大量の水の漏えい発生時の対 応手段及び設備 (a) 燃料ピールスプレイ (b) 漏えい緩和 (c) 大気への放射性物質の拡散抑制 (d) 重大事故等対処設備と自主対策設備	b. 使用済燃料ピットからの大量の水の漏えい発生時の対 応手段及び設備 (a) 使用済燃料ピットへのスプレイ (b) 漏えい緩和 (c) 大気への放射性物質の拡散抑制 (d) 重大事故等対処設備と自主対策設備	【大飯】 記載表現の相違(女川審査実績の反映) 【大飯】 記載方針の相違(女川審査実績の反映)
c. 重大事故等時における使用済燃料ピットの監視のため の対応手段と設備	c. 重大事故等時における使用済燃料ピールの監視のため の対応手段及び設備 (a) 使用済燃料ピールの監視 (b) 代替電源による給電 (c) 重大事故等対処設備	c. 重大事故等時における使用済燃料ピットの監視のため の対応手段及び設備 (a) 使用済燃料ピットの監視 (b) 代替電源による給電 (c) 重大事故等対処設備と自主対策設備	【大飯】 記載表現の相違(女川審査実績の反映) 【大飯】 記載方針の相違(女川審査実績の反映) 【女川】 記載方針の相違 ・泊は自主対策設備を整備している。 【女川】 BWR 固有の対応手段(KK6/7 審査知見の反映)
d. 手順等	d. 手順等	d. 手順等	
1.11.2 重大事故等時の手順等	1.11.2 重大事故等時の手順	1.11.2 重大事故等時の手順	【大飯】 記載表現の相違(女川審査実績の反映)
1.11.2.1 使用済燃料ピットの冷却機能又は注水機能の喪 失時、使用済燃料ピット水の小規模な漏えい発生時の 手順等	1.11.2.1 使用済燃料ピールの冷却機能又は注水機能の喪 失時、又は使用済燃料ピール水の小規模な漏えい発生 時の対応手順 (1) 燃料ピール代替注水	1.11.2.1 使用済燃料ピットの冷却機能又は注水機能の喪 失時、又は使用済燃料ピット水の小規模な漏えい発生 時の対応手順 (1) 使用済燃料ピットへの注水	【大飯】 記載方針の相違(女川審査実績の反映)

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

1.11 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための手順等

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
(1) 燃料取替用水ピットから使用済燃料ピットへの注水	a. 燃料プール代替注水系（常設配管）による使用済燃料プールへの注水	a. 燃料取替用水ポンプによる使用済燃料ピットへの注水	【女川】設備の相違（相違理由①）
(2) N.o. 3淡水タンクから使用済燃料ピットへの注水		b. 2次系補給水ポンプによる使用済燃料ピットへの注水	【大飯】設備の相違（相違理由①）
(3) N.o. 2淡水タンクから使用済燃料ピットへの注水 (屋内消火栓)		c. 1次系補給水ポンプによる使用済燃料ピットへの注水	【大飯】運用の相違（相違理由①）
(4) N.o. 2淡水タンクから使用済燃料ピットへの注水 (屋外消火栓)		d. 電動機駆動消火ポンプ又はディーゼル駆動消火ポンプによる使用済燃料ピットへの注水	【大飯】設備の相違（相違理由②）
(5) ポンプ車によるN.o. 3淡水タンクから使用済燃料ピットへの注水			【大飯】設備の相違（相違理由②）
(6) ポンプ車によるN.o. 2淡水タンクから使用済燃料ピットへの注水			【大飯】設備の相違（相違理由③）
(7) 1次系純水タンクから使用済燃料ピットへの注水			【大飯】運用の相違（相違理由①）
(8) 海水から使用済燃料ピットへの注水	b. 燃料プール代替注水系（可搬型）による使用済燃料プールへの注水	e. 海水を用いた可搬型大型送水ポンプ車による使用済燃料ピットへの注水	【大飯, 女川】記載表現の相違 ・泊の可搬型大型送水ポンプ車は、海水と淡水が選択可能ため「海水を用いた」と記載し手段を識別している。 【大飯】設備の相違（相違理由③）
(9) その他の手順項目にて考慮する手順	c. ろ過水ポンプによる使用済燃料プールへの注水	f. 代替給水ピットを水源とした可搬型大型送水ポンプ車による使用済燃料ピットへの注水	【大飯】 記載方針の相違(女川審査実績の反映) ・泊は1.11.2.4にて整理しており、泊の記載場所で比較する。
(10) 優先順位		g. 原水槽を水源とした可搬型大型送水ポンプ車による使用済燃料ピットへの注水	【大飯】 記載方針の相違(女川審査実績の反映) ・泊は1.11.2.5にて整理しており、泊の記載場所で比較する。

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

1.11 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための手順等

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
1.11.2.2 使用済燃料ピットからの大量の水の漏えい発生時の手順等	1.11.2.2 使用済燃料プールからの大量の水の漏えい発生時の対応手順 (1) 燃料プールスプレイ a. 燃料プールスプレイ系（常設配管）による使用済燃料プールへのスプレイ b. 燃料プールスプレイ系（可搬型）による使用済燃料プールへのスプレイ c. 化学消防自動車及び大型化学高所放水車による燃料プールスプレイ系（常設配管）を用いた使用済燃料プールへのスプレイ (2) 大容量ポンプ（放水砲用）及び放水砲による原子炉周辺建屋（貯蔵槽内燃料体等）への放水 (3) 使用済燃料ピットからの漏えい緩和 (4) その他の手順項目にて考慮する手順	1.11.2.2 使用済燃料ピットからの大量の水の漏えい発生時の対応手順 (1) 使用済燃料ピットへのスプレイ a. 海水を用いた可搬型大型送水ポンプ車及び可搬型スプレイノズルによる使用済燃料ピットへのスプレイ b. 代替給水ピットを水源とした可搬型大型送水ポンプ車及び可搬型スプレイノズルによる使用済燃料ピットへのスプレイ c. 原水槽を水源とした可搬型大型送水ポンプ車及び可搬型スプレイノズルによる使用済燃料ピットへのスプレイ d. 可搬型大容量海水送水ポンプ車及び放水砲による燃料取扱棟（使用済燃料ピット内の燃料体等）への放水 (2) 漏えい緩和 a. 使用済燃料プール漏えい緩和 (2) 漏えい緩和 a. 使用済燃料ピット漏えい緩和	【大飯】 記載表現の相違（女川審査実績の反映） 【大飯】 記載方針の相違（女川審査実績の反映） 【女川】設備の相違（相違理由①） 【大飯, 女川】記載表現の相違 ・泊の可搬型大型送水ポンプ車は、海水と淡水が選択可能なため「海水を用いた」と記載し手段を識別している。 【大飯】設備の相違（相違理由④） 【大飯】設備の相違（相違理由④） 【女川】設備の相違（相違理由③） 【女川】記載方針の相違 ・女川は「1.11.2.5 その他の手順項目について考慮する手順」にて大気への拡散抑制の手順を技術的能力 1.12 ヘリンクさせる記載としている。 ・泊は手順着手の判断基準までを本審査項目に記載し操作手順を技術的能力 1.12 ヘリンクさせる構成としており、技術的能力 1.12 でも手順着手の判断基準を含めて手順を整理している。（大飯3/4号炉と同様） 【大飯】 記載方針の相違（女川審査実績の反映） 【大飯】 記載方針の相違（女川審査実績の反映） ・泊は1.11.2.4にて整理しており、泊の記載場所で比較する。

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

1.11 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための手順等

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
(5) 優先順位			【大飯】 記載方針の相違(女川審査実績の反映) ・泊は1.11.2.5にて整理しており、泊の記載場所で比較する。
1.11.2.3 重大事故等時における使用済燃料ピットの監視時の手順等	1.11.2.3 重大事故等時における使用済燃料プールの監視のための対応手順 (1) 使用済燃料プールの状態監視 a. 代替電源による給電 1.11.2.4 使用済燃料プールから発生する水蒸気による悪影響を防止するための対応手順 (1) 燃料プール冷却浄化系による使用済燃料プールの除熱 1.11.2.5 その他の手順項目について考慮する手順 1.11.2.6 重大事故等時の対応手段の選択	1.11.2.3 重大事故等時における使用済燃料ピットの監視のための対応手順 (1) 使用済燃料ピットの状態監視 a. 常設設備による使用済燃料ピットの状態監視 b. 可搬型設備による使用済燃料ピットの状態監視 c. 代替電源による給電 1.11.2.4 その他の手順項目について考慮する手順 1.11.2.5 重大事故等時の対応手段の選択	【大飯】 記載表現の相違(女川審査実績の反映) 【女川】 設備の相違（相違理由④） ・泊は常設と可搬による状態監視の手段を整備しているため、項目を分けて手順を整理している。（大飯3/4号炉と同様） 【大飯】 記載方針の相違(女川審査実績の反映) 【女川】 BWR固有の対応手段(KK6/7 審査知見の反映)
添付資料1.11.1 重大事故等対処設備及び多様性拡張設備整理表	添付資料1.11.1 審査基準、基準規則と対処設備との対応表	添付資料1.11.1 審査基準、基準規則と対処設備との対応表	【大飯】 記載方針の相違(女川審査実績の反映) ・大飯は1.11.2.1(9)及び1.11.2.2(4)にて同等の内容を整理している。
添付資料1.11.2 多様性拡張設備仕様	添付資料1.11.2 対応手段として選定した設備の電源構成図	添付資料1.11.2 対応手段として選定した設備の電源構成図	【大飯】 記載方針の相違(女川審査実績の反映) ・大飯は1.11.2.1(10)及び1.11.2.2(5)にて同等の内容を整理している。
添付資料1.11.3 使用済燃料ピット水位低下時間評価		添付資料1.11.3 自主対策設備仕様 添付資料1.11.4 使用済燃料ピットの水位低下及び遮蔽に関する評価について	【大飯】 記載表現の相違(女川審査実績の反映) 【大飯】 記載方針の相違(女川審査実績の反映) 【女川】 記載方針の相違 【大飯】 記載方針の相違(資料名称の相違) ・泊の添付資料1.11.4は、有効性評価まとめ資料の添付資料7.3.1.2と同じであるため、有効性評価まとめ資料と名称を統一している。

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

1.11 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための手順等

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
添付資料1.11.4 燃料取替用水ピットから使用済燃料ピットへの注水	添付資料1.11.3 重大事故等対策の成立性 1.燃料プール代替注水系（常設配管）による使用済燃料プールへの注水 2.燃料プール代替注水系（可搬型）による使用済燃料プールへの注水 3.ろ過水ポンプによる使用済燃料プールへの注水 4.燃料プールスプレイ系（常設配管）による使用済燃料プールへのスプレイ 5.燃料プールスプレイ系（可搬型）による使用済燃料プールへのスプレイ 6.化学消防自動車及び大型化学高所放水車による燃料プールスプレイ系（常設配管）を用いた使用済燃料プールへのスプレイ	添付資料1.11.5 燃料取替用水ポンプによる使用済燃料ピットへの注水 添付資料1.11.6 2次系補給水ポンプによる使用済燃料ピットへの注水 添付資料1.11.7 1次系補給水ポンプによる使用済燃料ピットへの注水 添付資料1.11.8 電動機駆動消火ポンプ又はディーゼル駆動消火ポンプによる使用済燃料ピットへの注水 添付資料1.11.9 海水を用いた可搬型大型送水ポンプ車による使用済燃料ピットへの注水 添付資料1.11.10 代替給水ピットを水源とした可搬型大型送水ポンプ車による使用済燃料ピットへの注水 添付資料1.11.11 原水槽を水源とした可搬型大型送水ポンプ車による使用済燃料ピットへの注水 添付資料1.11.12 使用済燃料ピットへの注水方法について 添付資料1.11.13 使用済燃料ピットへのスプレイ手順の妥当性について 添付資料1.11.14 送水車による使用済燃料ピットへのスプレイ	【女川】 ・女川と泊では対応手段は相違するが、女川審査実績を踏まえて、操作場所の項目を追加する等の記載の充実化を図った。 【大飯】 記載箇所の相違 ・運用の相違（相違理由①）による掲載順序の相違。（大飯の添付資料1.11.10に相当） 【大飯】設備の相違（相違理由②）
添付資料1.11.5 №.3淡水タンクから使用済燃料ピットへの注水			
添付資料1.11.6 №.2淡水タンクから使用済燃料ピットへの注水（屋内消火栓）			
添付資料1.11.7 №.2淡水タンクから使用済燃料ピットへの注水（屋外消火栓）			
【比較のため下段の記載より再掲】 添付資料1.11.11 海水から使用済燃料ピットへの注水			
添付資料1.11.8 ポンプ車による№.3淡水タンクから使用済燃料ピットへの注水			
添付資料1.11.9 ポンプ車による№.2淡水タンクから使用済燃料ピットへの注水			
添付資料1.11.10 1次系純水タンクから使用済燃料ピットへの注水			
添付資料1.11.11 海水から使用済燃料ピットへの注水			
添付資料1.11.12 使用済燃料ピットへの注水方法について		添付資料1.11.12 使用済燃料ピットへの注水方法について	【大飯】 記載箇所の相違 ・比較対象は泊の添付資料1.11.7参照
添付資料1.11.13 使用済燃料ピットへのスプレイ手順の妥当性について		添付資料1.11.13 使用済燃料ピットへのスプレイ手順の妥当性について	【大飯】 記載箇所の相違 ・比較対象は泊の添付資料1.11.9参照
添付資料1.11.14 送水車による使用済燃料ピットへのスプレイ		添付資料1.11.14 海水を用いた可搬型大型送水ポンプ車及び可搬型スプレイノズルによる使用済燃料ピットへのスプレイ	【大飯】記載表現の相違 ・泊の可搬型大型送水ポンプ車は、海水と淡水が選択可能なため「海水を用いた」と記載し手段を識別している。
		添付資料1.11.15 代替給水ピットを水源とした可搬型大型送水ポンプ車及び可搬型スプレイノズルによる使用済燃料ピットへのスプレイ	【大飯】設備の相違（相違理由④）

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

1.11 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための手順等

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
添付資料 1.11.15 使用済燃料ピットからの漏えい緩和		添付資料 1.11.16 原水槽を水源とした可搬型大型送水泵車及び可搬型スプレイノズルによる使用済燃料ピットへのスプレー 添付資料 1.11.17 使用済燃料ピット漏えい緩和	【大飯】設備の相違（相違理由④）
添付資料 1.11.16 重大事故等における使用済燃料ピットの監視対応フロー	【比較のため、伊方3号炉技術的能力 1.11 まとめ資料より引用】 添付資料 1.11.12 使用済燃料ピット監視設備（重大事故等対処設備）		【大飯】 記載表現の相違（女川審査実績の反映） ・泊の手順名称と記載を統一。
添付資料 1.11.17 使用済燃料ピット事故時環境下での監視計器の健全性について			【大飯】 記載方針の相違（内容に相違なし） ・泊の添付資料 1.11.18 の内容は、大飯の添付資料 1.11.16～1.11.18 の内容をすべて網羅している。本資料はSA54条まとめ資料より重大事故等対処設備の監視計器の内容を抜粋した資料であり、泊は抜粋箇所をそのまま本審査項目の資料として掲載している。説明内容に相違はなく、泊の資料構成は伊方3号炉と同様。
添付資料 1.11.18 使用済燃料ピット監視設備（重大事故等対処設備）		添付資料 1.11.18 使用済燃料ピット監視設備（重大事故等対処設備）	【大飯】 記載表現の相違 ・可搬型の監視計器の現場作業の成立性を示す資料に相違はなく、泊は手順名称と記載を統一。
添付資料 1.11.19 重大事故等における使用済燃料ピットの監視		添付資料 1.11.19 可搬型設備による使用済燃料ピットの状態監視	【大飯】 記載方針の相違（女川審査実績の反映） ・泊は 1.11.2.4 項に手順のリンク先を記載する。
添付資料 1.11.20 携帯型水温計、携帯型水位計及び携帯型水位、水温計について		添付資料 1.11.20 携帯型水温計、携帯型水位計及び携帯型水位・水温計について	【大飯】 資料構成の相違 ・KK6/7 審査知見の反映（比較結果等をとりまとめた資料 1-3 参照）
添付資料 1.11.21 手順のリンク先について		添付資料 1.11.21 使用済燃料貯蔵槽から発生する水蒸気による悪影響を防止するための対策	【大飯】 記載方針の相違（相違理由④） 【女川】 ・泊は自主対策設備として設置する使用済燃料ピット冷却用注水配管・接続口について、補足説明を添付資料に整理。
添付資料 1.11.4 解釈一覧 1. 判断基準の解釈一覧 2. 操作手順の解釈一覧 3. 弁番号及び弁名称一覧		添付資料 1.11.23 解釈一覧 1. 操作手順の解釈一覧 2. 弁番号及び弁名称一覧	【大飯】 記載方針の相違（女川審査実績の反映） 【女川】記載方針の相違 ・泊は本審査項目の判断基準に解釈一覧記載対象なし。

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

1.11 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための手順等

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>1.11 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための手順等</p> <p>【要求事項】</p> <p>1 発電用原子炉設置者において、使用済燃料貯蔵槽の冷却機能又は注水機能が喪失し、又は使用済燃料貯蔵槽からの水の漏えいその他の要因により当該使用済燃料貯蔵槽の水位が低下した場合において使用済燃料貯蔵槽内の燃料体又は使用済燃料（以下「貯蔵槽内燃料体等」という。）を冷却し、放射線を遮蔽し、及び臨界を防止するために必要な手順等が適切に整備されているか、又は整備される方針が適切に示されていること。</p> <p>2 発電用原子炉設置者は、使用済燃料貯蔵槽からの大量の水の漏えいその他の要因により当該使用済燃料貯蔵槽の水位が異常に低下した場合において貯蔵槽内燃料体等の著しい損傷の進行を緩和し、及び臨界を防止するために必要な手順等が適切に整備されているか、又は整備される方針が適切に示されていること。</p> <p>【解釈】</p> <p>1 第1項に規定する「使用済燃料貯蔵槽の冷却機能又は注水機能が喪失し、又は使用済燃料貯蔵槽からの水の漏えいその他の要因により当該使用済燃料貯蔵槽の水位が低下した場合」とは、実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則の解釈（原規技発第1306193号（平成25年6月19日原子力規制委員会決定））第37条3-1(a)及び(b)で定義する想定事故1及び想定事故2において想定する使用済燃料貯蔵槽の水位の低下をいう。</p> <p>2 第1項に規定する「貯蔵槽内燃料体等を冷却し、放射線を遮蔽し、及び臨界を防止するために必要な手順等」とは、以下に掲げる措置又はこれと同等以上の効果を有する措置を行うための手順等をいう。</p> <p>a) 想定事故1及び想定事故2が発生した場合において、代替注水設備により、使用済燃料貯蔵槽内燃料体等を冷却し、放射線を遮蔽し、及び臨界を防止するために必要な手順等を整備すること。</p> <p>3 第2項に規定する「貯蔵槽内燃料体等の著しい損傷の進行を緩和し、及び臨界を防止するために必要な手順等」とは、以下に掲げる措置又はこれらと同等以上の効果を有する措置を行うための手順等をいう。</p> <p>a) 使用済燃料貯蔵槽の水位が維持できない場合において、スプレイ設備により、燃料損傷を緩和し、臨界を</p>	<p>1.11 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための手順等</p> <p>【要求事項】</p> <p>1 発電用原子炉設置者において、使用済燃料貯蔵槽の冷却機能又は注水機能が喪失し、又は使用済燃料貯蔵槽からの水の漏えいその他の要因により当該使用済燃料貯蔵槽の水位が低下した場合において使用済燃料貯蔵槽内の燃料体又は使用済燃料（以下「貯蔵槽内燃料体等」という。）を冷却し、放射線を遮蔽し、及び臨界を防止するために必要な手順等が適切に整備されているか、又は整備される方針が適切に示されていること。</p> <p>2 発電用原子炉設置者は、使用済燃料貯蔵槽からの大量の水の漏えいその他の要因により当該使用済燃料貯蔵槽の水位が異常に低下した場合において貯蔵槽内燃料体等の著しい損傷の進行を緩和し、及び臨界を防止するために必要な手順等が適切に整備されているか、又は整備される方針が適切に示されていること。</p> <p>【解釈】</p> <p>1 第1項に規定する「使用済燃料貯蔵槽の冷却機能又は注水機能が喪失し、又は使用済燃料貯蔵槽からの水の漏えいその他の要因により当該使用済燃料貯蔵槽の水位が低下した場合」とは、実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則の解釈（原規技発第1306193号（平成25年6月19日原子力規制委員会決定））第37条3-1(a)及び(b)で定義する想定事故1及び想定事故2において想定する使用済燃料貯蔵槽の水位の低下をいう。</p> <p>2 第1項に規定する「貯蔵槽内燃料体等を冷却し、放射線を遮蔽し、及び臨界を防止するために必要な手順等」とは、以下に掲げる措置又はこれと同等以上の効果を有する措置を行うための手順等をいう。</p> <p>a) 想定事故1及び想定事故2が発生した場合において、代替注水設備により、使用済燃料貯蔵槽内燃料体等を冷却し、放射線を遮蔽し、及び臨界を防止するために必要な手順等を整備すること。</p> <p>b) 想定事故1及び想定事故2が発生した場合において発生する水蒸気が重大事故等対処設備に悪影響を及ぼす可能性がある場合は、当該悪影響を防止するために必要な手順等を整備すること。</p> <p>3 第2項に規定する「貯蔵槽内燃料体等の著しい損傷の進行を緩和し、及び臨界を防止するために必要な手順等」とは、以下に掲げる措置又はこれらと同等以上の効果を有する措置を行うための手順等をいう。</p> <p>a) 使用済燃料貯蔵槽の水位が維持できない場合において、スプレイ設備により、燃料損傷を緩和し、臨界を</p>	<p>1.11 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための手順等</p> <p>【要求事項】</p> <p>1 発電用原子炉設置者において、使用済燃料貯蔵槽の冷却機能又は注水機能が喪失し、又は使用済燃料貯蔵槽からの水の漏えいその他の要因により当該使用済燃料貯蔵槽の水位が低下した場合において使用済燃料貯蔵槽内の燃料体又は使用済燃料（以下「貯蔵槽内燃料体等」という。）を冷却し、放射線を遮蔽し、及び臨界を防止するために必要な手順等が適切に整備されているか、又は整備される方針が適切に示されていること。</p> <p>2 発電用原子炉設置者は、使用済燃料貯蔵槽からの大量の水の漏えいその他の要因により当該使用済燃料貯蔵槽の水位が異常に低下した場合において貯蔵槽内燃料体等の著しい損傷の進行を緩和し、及び臨界を防止するために必要な手順等が適切に整備されているか、又は整備される方針が適切に示されていること。</p> <p>【解釈】</p> <p>1 第1項に規定する「使用済燃料貯蔵槽の冷却機能又は注水機能が喪失し、又は使用済燃料貯蔵槽からの水の漏えいその他の要因により当該使用済燃料貯蔵槽の水位が低下した場合」とは、実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則の解釈（原規技発第1306193号（平成25年6月19日原子力規制委員会決定））第37条3-1(a)及び(b)で定義する想定事故1及び想定事故2において想定する使用済燃料貯蔵槽の水位の低下をいう。</p> <p>2 第1項に規定する「貯蔵槽内燃料体等を冷却し、放射線を遮蔽し、及び臨界を防止するために必要な手順等」とは、以下に掲げる措置又はこれと同等以上の効果を有する措置を行うための手順等をいう。</p> <p>a) 想定事故1及び想定事故2が発生した場合において、代替注水設備により、使用済燃料貯蔵槽内燃料体等を冷却し、放射線を遮蔽し、及び臨界を防止するために必要な手順等を整備すること。</p> <p>b) 想定事故1及び想定事故2が発生した場合において発生する水蒸気が重大事故等対処設備に悪影響を及ぼす可能性がある場合は、当該悪影響を防止するために必要な手順等を整備すること。</p> <p>3 第2項に規定する「貯蔵槽内燃料体等の著しい損傷の進行を緩和し、及び臨界を防止するために必要な手順等」とは、以下に掲げる措置又はこれらと同等以上の効果を有する措置を行うための手順等をいう。</p> <p>a) 使用済燃料貯蔵槽の水位が維持できない場合において、スプレイ設備により、燃料損傷を緩和し、臨界を</p>	<p>【大飯】</p> <p>審査基準改正に伴う相違</p>

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

1.11 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための手順等

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>防止するために必要な手順等を整備すること。</p> <p>b) 燃料損傷時に、できる限り環境への放射性物質の放出を低減するための手順等を整備すること。</p> <p>4 第1項及び第2項の手順等として、使用済燃料貯蔵槽の監視は、以下によること。</p> <p>a) 使用済燃料貯蔵槽の水位、水温及び上部の空間線量率について、燃料貯蔵設備に係る重大事故等により変動する可能性のある範囲にわたり測定できること。</p> <p>b) 使用済燃料貯蔵槽の計測設備が、交流又は直流電源が必要な場合には、代替電源設備からの給電を可能とすること。</p> <p>使用済燃料貯蔵槽（以下「使用済燃料ピット」という。）の冷却機能又は注水機能が喪失し、又は使用済燃料ピットからの水の漏えいその他の要因により当該使用済燃料ピットの水位が低下した場合において使用済燃料ピット内の燃料体又は使用済燃料（以下「貯蔵槽内燃料体等」という。）を冷却し、放射線を遮蔽し、及び臨界を防止するための対処設備を整備しており、ここでは、それらの対処設備を活用した手順等について説明する。</p>	<p>防止するために必要な手順等を整備すること。</p> <p>b) 燃料損傷時に、できる限り環境への放射性物質の放出を低減するための手順等を整備すること。</p> <p>4 第1項及び第2項の手順等として、使用済燃料貯蔵槽の監視は、以下によること。</p> <p>a) 使用済燃料貯蔵槽の水位、水温及び上部の空間線量率について、燃料貯蔵設備に係る重大事故等により変動する可能性のある範囲にわたり測定できること。</p> <p>b) 使用済燃料貯蔵槽の計測設備が、交流又は直流電源が必要な場合には、代替電源設備からの給電を可能とすること。</p> <p>使用済燃料貯蔵槽（以下「使用済燃料プール」という。）の冷却機能又は注水機能が喪失し、又は使用済燃料プールからの水の漏えいその他の要因により当該使用済燃料プールの水位が低下した場合において、使用済燃料プール内の燃料体又は使用済燃料（以下「使用済燃料プール内の燃料体等」という。）を冷却し、放射線を遮蔽し、及び臨界を防止するための対処設備を整備する。</p>	<p>防止するために必要な手順等を整備すること。</p> <p>b) 燃料損傷時に、できる限り環境への放射性物質の放出を低減するための手順等を整備すること。</p> <p>4 第1項及び第2項の手順等として、使用済燃料貯蔵槽の監視は、以下によること。</p> <p>a) 使用済燃料貯蔵槽の水位、水温及び上部の空間線量率について、燃料貯蔵設備に係る重大事故等により変動する可能性のある範囲にわたり測定できること。</p> <p>b) 使用済燃料貯蔵槽の計測設備が、交流又は直流電源が必要な場合には、代替電源設備からの給電を可能とすること。</p> <p>使用済燃料貯蔵槽（以下「使用済燃料ピット」という。）の冷却機能又は注水機能が喪失し、又は使用済燃料ピットからの水の漏えいその他の要因により当該使用済燃料ピットの水位が低下した場合において、使用済燃料ピット内の燃料体又は使用済燃料（以下「使用済燃料ピット内の燃料体等」という。）を冷却し、放射線を遮蔽し、及び臨界を防止するための対処設備を整備する。</p>	
<p>なお、使用済燃料ピットから発生する水蒸気が重大事故等対処設備に悪影響を及ぼす可能性がある場合は、当該影響を防止するための手順等を整備する必要がある。使用済燃料ピットが設置されている使用済燃料ピット区域は隣接する他の区域とは区画されていることから、影響範囲は使用済燃料ピット区域に設置する使用済燃料ピットの監視に用いる設備となり、これらの設備は、使用済燃料ピットから発生する水蒸気による高温、高湿度の環境で使用する設計とし、「1.11.2.3 重大事故等における使用済燃料ピットの監視時の手順等」に示す手順を整備している。</p>	<p>また、使用済燃料プールからの大量の水の漏えいその他の要因により当該使用済燃料プールの水位が異常に低下した場合において、使用済燃料プール内の燃料体等の著しい損傷の進行を緩和し、臨界を防止し、放射性物質の放出を低減するための対処設備を整備する。ここでは、これらの対処設備を活用した手順等について説明する。</p>	<p>また、使用済燃料ピットから発生する水蒸気が重大事故等対処設備に悪影響を及ぼす可能性がある場合は、当該影響を防止するための手順等を整備する必要がある。使用済燃料ピットが設置されている使用済燃料ピット区域は隣接する他の区域とは区画されていることから、影響範囲は使用済燃料ピット区域に設置する使用済燃料ピットの監視に用いる設備となり、これらの設備は、使用済燃料ピットから発生する水蒸気による高温、高湿度の環境で使用する設計とし、「1.11.2.3 重大事故等における使用済燃料ピットの監視時の手順等」に示す手順を整備する。</p>	<p>【大飯】 記載表現の相違(女川審査実績の反映)</p> <p>【女川】 PWR 固有の対応手段(KK6/7 審査知見の反映)</p> <p>【大飯】 記載表現の相違(女川審査実績の反映)</p> <p>【大飯】 記載表現の相違 ・泊は審査中プラントのため「整備する」と表現。</p> <p>【女川】 記載表現の相違</p> <p>【大飯】 記載表現の相違(女川審査実績の反映)</p>
<p>使用済燃料ピットからの大量の水の漏えいその他の要因により当該使用済燃料ピットの水位が異常に低下した場合において、貯蔵槽内燃料体等の著しい損傷の進行を緩和し、臨界を防止し、放射性物質の放出を低減するための対処設備を整備しており、ここでは、この対処設備を活用した手順等について説明する。</p>		<p>使用済燃料ピットからの大量の水の漏えいその他の要因により当該使用済燃料ピットの水位が異常に低下した場合において、使用済燃料ピット内の燃料体等の著しい損傷の進行を緩和し、臨界を防止し、放射性物質の放出を低減するための対処設備を整備する。ここでは、これらの対処設備を活用した手順等について説明する。</p>	

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

1.11 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための手順等

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>1.11.1 対応手段と設備の選定 (1) 対応手段と設備の選定の考え方 使用済燃料ピットを冷却するための設計基準対象施設の冷却設備として、使用済燃料ピットポンプ及び使用済燃料ピット冷却器等の使用済燃料ピット水浄化冷却設備を設置している。また、使用済燃料ピットへ注水するための設計基準対象施設の注水設備として、燃料取替用水ピット、燃料取替用水ポンプ及びNo.3淡水タンクを設置している。 これらの冷却又は注水を行うための設計基準対象施設の冷却設備又は注水設備の機能が喪失し、又は使用済燃料ピットからの漏えいが発生した場合は、その機能を代替するために、各設計基準対象施設の冷却設備又は注水設備が有する機能、相互関係を明確にした上で、想定する故障に対応できる対応手段及び重大事故等対処設備を選定する（第1.11.1図、第1.11.2図）。（以下「機能喪失原因対策分析」という。）</p> <p>使用済燃料ピットから大量の水が漏えいし使用済燃料ピットの水位が維持できない場合を想定し、使用済燃料ピットへのスプレイ又は原子炉周辺建屋（貯蔵槽内燃料体等）への放水により貯蔵槽内燃料体等の著しい損傷を緩和し、臨界を防止するための対応手段及び重大事故等対処設備を選定する。</p> <p>【比較のため、大飯3／4号炉SA54条まとめ資料2.11.1(2)より引用】 使用済燃料ピットの冷却等のための設備のうち、・・・燃料損傷の進行を緩和し、臨界にならないよう配慮したラック形状及び燃料配置において、スプレイや蒸気条件においても未臨界を維持できることにより臨界を防止し、・・・</p>	<p>1.11.1 対応手段と設備の選定 (1) 対応手段と設備の選定の考え方 使用済燃料プールの冷却機能を有する設計基準対象施設として、燃料プール冷却浄化系及び残留熱除去系（燃料プール水の冷却）を設置している。また、使用済燃料プールの注水機能を有する設備として、残留熱除去系（燃料プール水の補給）及び復水補給水系を設置している。</p> <p>これらの冷却及び注水機能が故障等により喪失した場合、又は使用済燃料プールに接続する配管の破断等による使用済燃料プールの小規模な水の漏えいにより水位の低下が発生した場合は、その機能を代替するために、各設計基準対象施設が有する機能、相互関係を明確にした（以下「機能喪失原因対策分析」という。）上で、想定する故障に対応できる対応手段及び重大事故等対処設備を選定する（第1.11.1図）。</p> <p>使用済燃料プールの冷却機能又は注水機能喪失時、又は使用済燃料プールの小規模な漏えい発生時において、発生する水蒸気による重大事故等対処設備への悪影響を防止するための対応手段及び重大事故等対処設備を選定する。</p> <p>使用済燃料プールから大量の水が漏えいし、使用済燃料プールの水位が維持できない場合を想定し、使用済燃料プールへのスプレイにより使用済燃料プール内の燃料体等の著しい損傷を緩和するための対応手段及び重大事故等対処設備を選定する。</p> <p>なお、使用済燃料プール内の燃料体等をボロン添加ステンレス鋼製ラックセルに貯蔵することにより、未臨界は維持される。</p>	<p>1.11.1 対応手段と設備の選定 (1) 対応手段と設備の選定の考え方 使用済燃料ピットの冷却機能を有する設計基準対象施設として、使用済燃料ピットポンプ、使用済燃料ピット冷却器等の使用済燃料ピット水浄化冷却設備を設置している。また、使用済燃料ピットの注水機能を有する設備として、燃料取替用水ピット、燃料取替用水ポンプ、2次系補給水ポンプ及び2次系純水タンクを設置している。</p> <p>これらの冷却又は注水機能が故障等により喪失した場合、又は使用済燃料ピットに接続する配管の破断等による使用済燃料ピットの小規模な水の漏えいにより水位の低下が発生した場合は、その機能を代替するために、各設計基準対象施設が有する機能、相互関係を明確にした（以下「機能喪失原因対策分析」という。）上で、想定する故障に対応できる対応手段及び重大事故等対処設備を選定する（第1.11.1図）。</p> <p>使用済燃料ピットから大量の水が漏えいし、使用済燃料ピットの水位が維持できない場合を想定し、使用済燃料ピットへのスプレイ又は燃料取扱機（使用済燃料ピット内の燃料体等）への放水により使用済燃料ピット内の燃料体等の著しい損傷を緩和し、臨界を防止するための対応手段及び重大事故等対処設備を選定する。</p> <p>なお、使用済燃料ピット内の燃料体等をボロン添加ステンレス鋼製ラックセルに配置制限し貯蔵することにより、未臨界は維持される。</p>	<p>【大飯】 記載表現の相違（女川審査実績の反映）</p> <p>【大飯】設備の相違（相違理由①）</p> <p>【大飯】 記載表現の相違（女川審査実績の反映） 【女川】設計方針の相違 ・泊は冷却機能喪失or注水機能喪失であり、冷却機能喪失のみの場合は設計基準対象施設による注水機能を使用する方針であり、大飯3/4号炉と相違なし。</p> <p>【大飯】記載方針の相違 ・泊は女川の審査実績を反映して機能喪失原因対策分析を第1.11.1図にまとめて記載している。 ・大飯は使用済燃料ピット水の小規模な漏えいの発生時の機能喪失原因対策分析を第1.11.1図、使用済燃料ピット水の大量の水の漏えいの発生に関する機能喪失原因対策分析を第1.11.2図に記載している。</p> <p>【女川】 BWR固有の対応手段（KK6/7審査知見の反映）</p> <p>【女川】 記載方針の相違（大飯審査実績の反映）</p> <p>【女川】 記載表現の相違 ・泊は「臨界を防止」を記載し以降の記載表現と統一。（大飯3/4号炉と同様）</p> <p>【大飯】 記載方針の相違（女川審査実績の反映） 【女川】 ・泊は臨界防止のためピット内での配置制限が必要。（燃料の配置制限が必要なのは大飯3/4号炉と同様）</p>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>使用済燃料ピットの冷却機能又は注水機能が喪失し、又は使用済燃料ピット水の小規模な漏えい及び使用済燃料ピットからの大量の水の漏えい発生時において、使用済燃料ピットの水位、水温及び上部の空間線量率について変動する可能性のある範囲にわたり測定する対応手段及び重大事故等対処設備を選定する。</p> <p>重大事故等対処設備のほかに、柔軟な事故対応を行うための対応手段及び多様性拡張設備^{※1}を選定する。</p> <p>※1 多様性拡張設備：技術基準上のすべての要求事項を満たすことやすべてのプラント状況において使用することは困難であるが、プラント状況によっては、事故対応に有効な設備。</p> <p>選定した重大事故等対処設備により、技術的能力審査基準（以下「審査基準」という。）だけでなく、設置許可基準規則第五十四条及び技術基準規則第六十九条（以下「基準規則」という。）の要求機能を満足する設備が網羅されていることを確認するとともに、多様性拡張設備との関係を明確にする。</p> <p>(添付資料 1.11.1、1.11.2)</p>	<p>使用済燃料プールの冷却機能若しくは注水機能喪失時、又は使用済燃料プール水の小規模な漏えい若しくは使用済燃料プールからの大量の水の漏えい発生時において、使用済燃料プールの水位、水温及び上部の空間線量率について変動する可能性のある範囲にわたり測定するための対応手段及び重大事故等対処設備を選定する。</p> <p>重大事故等対処設備のほかに、柔軟な事故対応を行うための対応手段及び自主対策設備^{※2}を選定する。</p> <p>※ 自主対策設備：技術基準上の全ての要求事項を満たすことや全てのプラント状況において使用することは困難であるが、プラントの状況によっては、事故対応に有効な設備。</p> <p>選定した重大事故等対処設備により、「技術的能力審査基準」（以下「審査基準」という。）だけでなく、「設置許可基準規則」第五十四条及び「技術基準規則」第六十九条（以下「基準規則」という。）の要求機能を満足する設備が網羅されていることを確認するとともに、自主対策設備との関係を明確にする。</p>	<p>使用済燃料ピットの冷却機能若しくは注水機能喪失時、又は使用済燃料ピット水の小規模な漏えい若しくは使用済燃料ピットからの大量の水の漏えい発生時において、使用済燃料ピットの水位、水温及び上部の空間線量率について変動する可能性のある範囲にわたり測定するための対応手段及び重大事故等対処設備を選定する。</p> <p>重大事故等対処設備の他に、柔軟な事故対応を行うための対応手段及び自主対策設備^{※2}を選定する。</p> <p>※ 自主対策設備：技術基準上のすべての要求事項を満たすことやすべてのプラント状況において使用することは困難であるが、プラントの状況によっては、事故対応に有効な設備。</p> <p>選定した重大事故等対処設備により、「技術的能力審査基準」（以下「審査基準」という。）だけでなく、「設置許可基準規則」第五十四条及び「技術基準規則」第六十九条（以下「基準規則」という。）の要求機能を満足する設備が網羅されていることを確認するとともに、自主対策設備との関係を明確にする。</p> <p>(添付資料 1.11.1、1.11.2)</p>	<p>【大飯】記載表現の相違(女川審査実績の反映)</p> <p>【大飯、女川】記載表現の相違</p> <p>【女川】記載表現の相違</p> <p>【大飯】記載表現の相違(女川審査実績の反映)</p> <p>【女川】記載内容の相違</p> <p>【大飯】記載表現の相違(女川審査実績の反映)</p> <p>【大飯】記載表現の相違(女川審査実績の反映)</p> <p>【大飯】記載表現の相違(女川審査実績の反映)</p> <p>【大飯】記載表現の相違(女川審査実績の反映)</p> <p>【大飯】記載方針の相違(女川審査実績の反映)</p> <p>【大飯】記載表現の相違(女川審査実績の反映)</p> <p>【大飯】記載方針の相違(女川審査実績の反映)</p> <p>【大飯】記載表現の相違(女川審査実績の反映)</p> <p>【大飯】記載方針の相違(女川審査実績の反映)</p>
<p>(2) 対応手段と設備の選定の結果</p> <p>設計基準対象施設の冷却設備又は注水設備に要求される機能の喪失原因と対応手段の検討及び審査基準、基準規則要求により選定した対応手段と、その対応に使用する重大事故等対処設備と多様性拡張設備を以下に示す。</p> <p>なお、機能喪失を想定する設計基準対象施設の冷却設備又は注水設備、重大事故等対処設備、多様性拡張設備及び整備する手順についての関係を第1.11.1表～第1.11.3表に示す。</p> <p>a. 使用済燃料ピットの冷却機能又は注水機能の喪失時、使用済燃料ピット水の小規模な漏えい発生時の対応手段と設備</p> <p>(a) 対応手段</p>	<p>(2) 対応手段と設備の選定結果</p> <p>機能喪失原因対策分析の結果、使用済燃料プールの冷却設備若しくは注水設備が故障等により機能喪失した場合、使用済燃料プールに接続する配管の破断等による使用済燃料プールの小規模な水の漏えいにより水位の低下が発生した場合、又は使用済燃料プールからの大量の水が漏えいし、使用済燃料プールの水位が維持できない場合を想定する。</p> <p>設計基準対象施設に要求される機能の喪失原因から選定した対応手段及び「審査基準」、「基準規則」からの要求により選定した対応手段と、その対応に使用する重大事故等対処設備及び自主対策設備を以下に示す。</p> <p>なお、機能喪失を想定する設計基準対象施設、対応に使用する重大事故等対処設備及び自主対策設備と整備する手順についての関係を第1.11-1表に整理する。</p> <p>a. 使用済燃料プールの冷却機能又は注水機能の喪失時、又は使用済燃料プール水の小規模な漏えい発生時の対応手段及び設備</p> <p>(a) 燃料プール代替注水</p>	<p>(2) 対応手段と設備の選定結果</p> <p>機能喪失原因対策分析の結果、使用済燃料ピットの冷却設備若しくは注水設備が故障等により機能喪失した場合、使用済燃料ピットに接続する配管の破断等による使用済燃料ピットの小規模な水の漏えいにより水位の低下が発生した場合、又は使用済燃料ピットからの大量の水が漏えいし、使用済燃料ピットの水位が維持できない場合を想定する。</p> <p>設計基準対象施設に要求される機能の喪失原因から選定した対応手段及び「審査基準」、「基準規則」からの要求により選定した対応手段と、その対応に使用する重大事故等対処設備及び自主対策設備を以下に示す。</p> <p>なお、機能喪失を想定する設計基準対象施設、対応に使用する重大事故等対処設備及び自主対策設備と整備する手順についての関係を第1.11.1表に整理する。</p> <p>a. 使用済燃料ピットの冷却機能又は注水機能の喪失時、又は使用済燃料ピット水の小規模な漏えい発生時の対応手段及び設備</p> <p>(a) 使用済燃料ピットへの注水</p>	<p>【大飯】記載表現の相違(女川審査実績の反映)</p> <p>【大飯】記載方針の相違(女川審査実績の反映)</p> <p>【大飯】記載表現の相違(女川審査実績の反映)</p> <p>【大飯】記載方針の相違(女川審査実績の反映)</p> <p>【大飯】記載表現の相違(女川審査実績の反映)</p> <p>【大飯】記載方針の相違(女川審査実績の反映)</p>

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>使用済燃料ピットの冷却機能又は注水機能が喪失し、又は使用済燃料ピット水の小規模な漏えい発生時に、使用済燃料ピットへの注水により貯蔵槽内燃料体等を冷却し、放射線を遮蔽し、及び臨界を防止する手段がある。</p> <p>燃料取替用水ピットから使用済燃料ピットへの注水で使用する設備は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・燃料取替用水ピット ・燃料取替用水ポンプ 	<p>使用済燃料プールの冷却機能又は注水機能が喪失し、又は使用済燃料プールからの小規模な水の漏えい発生時に、使用済燃料プールへの注水により使用済燃料プール内の燃料体等を冷却し、放射線を遮蔽し、及び臨界を防止する手段がある。</p> <p>i. 燃料プール代替注水系（常設配管）による使用済燃料プールへの注水 燃料プール代替注水系（常設配管）による使用済燃料プールへの注水で使用する設備は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大容量送水ポンプ（タイプI） ・淡水貯水槽（No.1） ・淡水貯水槽（No.2） ・ホース延長回収車 ・ホース・注水用ヘッダ・接続口 ・燃料プール冷却浄化系配管・弁 ・使用済燃料プール ・燃料補給設備 <p>なお、燃料プール代替注水系（常設配管）による使用済燃料プールへの注水は、代替淡水源（淡水貯水槽（No.1）及び淡水貯水槽（No.2））の淡水だけでなく、ろ過水タンクの淡水又は海水も利用できる。</p> <p>ii. 燃料プール代替注水系（可搬型）による使用済燃料プールへの注水 燃料プール代替注水系（可搬型）による使用済燃料プールへの注水で使用する設備は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大容量送水ポンプ（タイプI） ・淡水貯水槽（No.1） ・淡水貯水槽（No.2） ・ホース延長回収車 ・ホース・注水用ヘッダ ・使用済燃料プール ・燃料補給設備 <p>なお、燃料プール代替注水系（可搬型）による使用済燃料プールへの注水は、代替淡水源（淡水貯水槽（No.1）及び淡水貯水槽（No.2））の淡水だけでなく、ろ過水タンクの淡水又は海水も利用できる。</p>	<p>使用済燃料ピットの冷却機能又は注水機能が喪失し、又は使用済燃料ピットからの小規模な水の漏えい発生時に、使用済燃料ピットへの注水により使用済燃料ピット内の燃料体等を冷却し、放射線を遮蔽し、及び臨界を防止する手段がある。</p> <p>i. 燃料取替用水ポンプによる使用済燃料ピットへの注水 燃料取替用水ポンプによる使用済燃料ピットへの注水で使用する設備は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・燃料取替用水ポンプ ・燃料取替用水ピット 	<p>【大飯】 記載表現の相違(女川審査実績の反映)</p> <p>【女川】設備の相違（相違理由①）</p> <p>【女川】記載箇所の相違 ・泊との比較は後段の「海水を用いた可搬型大型送水ポンプ車による使用済燃料ピットへの注水」にて実施する。</p> <p>【大飯】 記載方針の相違(女川審査実績の反映)</p>

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>No. 3淡水タンクから使用済燃料ピットへの注水で使用する設備は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> • No. 3淡水タンク <p>【比較のため後段の記載より再掲】</p> <p>1次系純水タンクから使用済燃料ピットへの注水で使用する設備は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> • 1次系純水タンク • 1次系補給水ポンプ 		<ul style="list-style-type: none"> • 使用済燃料ピット • 非常用炉心冷却設備 配管・弁 • 燃料取扱設備及び貯蔵設備 配管・弁 • 非常用交流電源設備 <p>ii. 2次系補給水ポンプによる使用済燃料ピットへの注水</p> <p>2次系補給水ポンプによる使用済燃料ピットへの注水で使用する設備は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> • 2次系補給水ポンプ • 2次系純水タンク • 使用済燃料ピット • 給水処理設備 配管・弁 • 燃料取扱設備及び貯蔵設備 配管・弁 • 常用電源設備 <p>iii. 1次系補給水ポンプによる使用済燃料ピットへの注水</p> <p>1次系補給水ポンプによる使用済燃料ピットへの注水で使用する設備は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> • 1次系補給水ポンプ • 1次系純水タンク • 使用済燃料ピット • 化学体積制御設備 配管・弁 • 燃料取扱設備及び貯蔵設備 配管・弁 • 給水処理設備 配管・弁 • 常用電源設備 • 非常用交流電源設備 <p>iv. 電動機駆動消火ポンプ又はディーゼル駆動消火ポンプによる使用済燃料ピットへの注水</p> <p>電動機駆動消火ポンプ又はディーゼル駆動消火ポンプによる使用済燃料ピットへの注水で使用する設備は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> • 電動機駆動消火ポンプ • ディーゼル駆動消火ポンプ • 使用済燃料ピット • ろ過水タンク • 火災防護設備（消火栓設備）配管・弁 • 給水処理設備 配管・弁 • 消防ホース • 常用電源設備 	<p>【大飯】</p> <p>記載方針の相違(女川審査実績の反映)</p> <p>・流路と給電に使用する設備の記載。</p> <p>【大飯】</p> <p>記載方針の相違(女川審査実績の反映)</p> <p>【大飯】 設備の相違（相違理由①）</p> <p>【大飯】</p> <p>記載方針の相違(女川審査実績の反映)</p> <p>・流路と給電に使用する設備の記載。</p> <p>【大飯】</p> <p>記載方針の相違(女川審査実績の反映)</p> <p>【大飯】 運用の相違（相違理由①）</p> <p>・優先順位の相違による記載順序の相違。</p> <p>【大飯】</p> <p>記載方針の相違(女川審査実績の反映)</p> <p>・流路と給電に使用する設備の記載。</p> <p>【大飯】</p> <p>記載方針の相違(女川審査実績の反映)</p> <p>【大飯】 設備の相違(相違理由②)</p> <p>【大飯】</p> <p>記載方針の相違(女川審査実績の反映)</p> <p>・流路と給電に使用する設備の記載。</p>
<p>No. 2淡水タンクから使用済燃料ピットへの注水で使用する設備（室内消火栓又は室外消火栓を使用する。）は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> • No. 2淡水タンク 	<p>iii. ろ過水ポンプによる使用済燃料プールへの注水</p> <p>ろ過水ポンプによる使用済燃料プールへの注水で使用する設備は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> • ろ過水ポンプ <ul style="list-style-type: none"> • ろ過水タンク • ろ過水系配管・弁 • 補給水系配管・弁 • 残留熱除去系配管・弁 • 燃料プール冷却浄化系配管・弁 • 使用済燃料プール • 常設代替交流電源設備 	<ul style="list-style-type: none"> • 使用済燃料ピット • 非常用炉心冷却設備 配管・弁 • 燃料取扱設備及び貯蔵設備 配管・弁 • 非常用交流電源設備 <p>ii. 2次系補給水ポンプによる使用済燃料ピットへの注水</p> <p>2次系補給水ポンプによる使用済燃料ピットへの注水で使用する設備は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> • 2次系補給水ポンプ • 2次系純水タンク • 使用済燃料ピット • 給水処理設備 配管・弁 • 燃料取扱設備及び貯蔵設備 配管・弁 • 常用電源設備 <p>iii. 1次系補給水ポンプによる使用済燃料ピットへの注水</p> <p>1次系補給水ポンプによる使用済燃料ピットへの注水で使用する設備は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> • 1次系補給水ポンプ • 1次系純水タンク • 使用済燃料ピット • 化学体積制御設備 配管・弁 • 燃料取扱設備及び貯蔵設備 配管・弁 • 給水処理設備 配管・弁 • 常用電源設備 • 非常用交流電源設備 <p>iv. 電動機駆動消火ポンプ又はディーゼル駆動消火ポンプによる使用済燃料ピットへの注水</p> <p>電動機駆動消火ポンプ又はディーゼル駆動消火ポンプによる使用済燃料ピットへの注水で使用する設備は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> • 電動機駆動消火ポンプ • ディーゼル駆動消火ポンプ • 使用済燃料ピット • ろ過水タンク • 火災防護設備（消火栓設備）配管・弁 • 給水処理設備 配管・弁 • 消防ホース • 常用電源設備 	<p>【大飯】</p> <p>記載方針の相違(女川審査実績の反映)</p> <p>・流路と給電に使用する設備の記載。</p> <p>【大飯】</p> <p>記載方針の相違(女川審査実績の反映)</p> <p>【大飯】 運用の相違（相違理由①）</p> <p>・優先順位の相違による記載順序の相違。</p> <p>【大飯】</p> <p>記載方針の相違(女川審査実績の反映)</p> <p>・流路と給電に使用する設備の記載。</p> <p>【大飯】</p> <p>記載方針の相違(女川審査実績の反映)</p> <p>【大飯】 設備の相違(相違理由②)</p> <p>【大飯】</p> <p>記載方針の相違(女川審査実績の反映)</p> <p>・流路と給電に使用する設備の記載。</p>
			<p>1.11-12</p>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>【比較のため後段の記載より再掲】</p> <p>海水から使用済燃料ピットへの注水で使用する設備は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・送水車 <p>・軽油ドラム缶</p> <p>ポンプ車によるNo.3淡水タンクから使用済燃料ピットへの注水で使用する設備は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・No.3淡水タンク ・ポンプ車 <p>ポンプ車によるNo.2淡水タンクから使用済燃料ピットへの注水で使用する設備は以下のとおり。</p>	<p>【比較のため再掲（比較表p.1.11-11より）】</p> <p>ii. 燃料プール代替注水系（可搬型）による使用済燃料プールへの注水</p> <p>燃料プール代替注水系（可搬型）による使用済燃料プールへの注水で使用する設備は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大容量送水ポンプ（タイプI） ・淡水貯水槽（No.1） ・淡水貯水槽（No.2） <p>・ホース延長回収車</p> <p>・ホース・注水用ヘッダ</p> <p>・使用済燃料プール</p> <p>・燃料補給設備</p> <p>なお、燃料プール代替注水系（可搬型）による使用済燃料プールへの注水は、代替淡水源（淡水貯水槽（No.1）及び淡水貯水槽（No.2））の淡水だけでなく、ろ過水タンクの淡水又は海水も利用できる。</p>	<p>v. 海水を用いた可搬型大型送水ポンプ車による使用済燃料ピットへの注水</p> <p>海水を用いた可搬型大型送水ポンプ車による使用済燃料ピットへの注水で使用する設備は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・可搬型大型送水ポンプ車 <p>・可搬型ホース</p> <p>・使用済燃料ピット冷却用注水配管・接続口</p> <p>・ホース延長・回収車（送水車用）</p> <p>・使用済燃料ピット</p> <p>・非常用取水設備</p> <p>・燃料補給設備</p> <p>vi. 代替給水ピットを水源とした可搬型大型送水ポンプ車による使用済燃料ピットへの注水</p> <p>代替給水ピットを水源とした可搬型大型送水ポンプ車による使用済燃料ピットへの注水で使用する設備は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・可搬型大型送水ポンプ車 ・可搬型ホース <p>・使用済燃料ピット冷却用注水配管・接続口</p> <p>・ホース延長・回収車（送水車用）</p> <p>・代替給水ピット</p> <p>・使用済燃料ピット</p> <p>・燃料補給設備</p> <p>vii. 原水槽を水源とした可搬型大型送水ポンプ車による使用済燃料ピットへの注水</p> <p>原水槽を水源とした可搬型大型送水ポンプ車による使用済燃料ピットへの注水で使用する設備は以下のとおり。</p>	<p>【大飯】</p> <p>記載方針の相違（女川審査実績の反映）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・流路と燃料補給に使用する設備の記載 ・泊は可搬型大型送水ポンプ車への燃料補給に使用する可搬型タンクローリー やディーゼル発電機燃料油貯油槽等の設備を「燃料補給設備」と総称して載している。 <p>【女川】設備の相違（相違理由①）</p> <p>【大飯】</p> <p>記載方針の相違（相違理由④）</p> <p>【女川】設備の相違（相違理由②）</p> <p>【女川】設備の相違（相違理由⑥）</p> <p>【大飯】</p> <p>記載方針の相違（女川審査実績の反映）</p> <p>【大飯】設備の相違（相違理由③）</p> <p>【女川】設備の相違（相違理由②）</p> <p>【大飯】</p> <p>記載方針の相違（女川審査実績の反映）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・流路と燃料補給に使用する設備の記載。 <p>【女川】設備の相違（相違理由①）</p> <p>【大飯】</p> <p>記載方針の相違（相違理由④）</p> <p>【大飯】</p> <p>設備の相違（相違理由③）</p> <p>【大飯】</p> <p>記載方針の相違（相違理由④）</p> <p>【大飯】</p> <p>設備の相違（相違理由③）</p> <p>【大飯】</p> <p>記載方針の相違（女川審査実績の反映）</p> <p>【大飯】設備の相違（相違理由③）</p> <p>【女川】設備の相違（相違理由②）</p>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<ul style="list-style-type: none"> ・No. 2淡水タンク ・ポンプ車 <p>1次系純水タンクから使用済燃料ビットへの注水で使用する設備は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・1次系純水タンク ・1次系補給水ポンプ <p>海水から使用済燃料ビットへの注水で使用する設備は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・送水車 ・軽油ドラム缶 <p>(b) 重大事故等対処設備と多様性拡張設備 機能喪失原因対策分析の結果により選定した、使用済燃料ビットへの注水に使用する設備のうち送水車、軽油ドラム缶はいずれも重大事故等対処設備と位置づける。</p>	<p>(b) 漏えい抑制 使用済燃料プールに接続する配管の破断等により、燃料プール冷却浄化系戻り配管からサイフォン現象による使用済燃料プール水漏えいが発生した場合に、使用済燃料プールのサイフォン防止機能を有するサイフォンブレーカ孔により、サイフォン現象の継続を防止することで、漏えいを停止する手段がある。</p> <p>漏えい抑制で使用する設備は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・サイフォン防止機能 <p>(c) 重大事故等対処設備と自主対策設備 燃料プール代替注水で使用する設備のうち、大容量送水ポンプ（タイプI）、ホース延長回収車、ホース・注水用ヘッダ・接続口、燃料プール冷却浄化系配管・弁、使用済燃料プール及び燃料補給設備を重大事故等対処設備として位置付ける。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・可搬型大型送水ポンプ車 ・可搬型ホース <p>・使用済燃料ビット冷却用注水配管・接続口</p> <ul style="list-style-type: none"> ・原水槽 ・2次系純水タンク ・ろ過水タンク ・ホース延長・回収車（送水車用） ・使用済燃料ビット ・燃料補給設備 <p>(b) 漏えい抑制 使用済燃料ビットに接続する配管の破断等により、使用済燃料ビット水浄化冷却設備出口配管からサイフォン現象による使用済燃料ビット水漏えいが発生した場合に、使用済燃料ビットのサイフォン防止機能を有するサイフォンブレーカにより、サイフォン現象の継続を防止することで、漏えいを停止する手段がある。</p> <p>漏えい抑制で使用する設備は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・サイフォン防止機能 <p>(c) 重大事故等対処設備と自主対策設備 使用済燃料ビットへの注水で使用する設備のうち、海水を用いる場合の可搬型大型送水ポンプ車、可搬型ホース、ホース延長・回収車（送水車用）、使用済燃料ビット、非常用取水設備及び燃料補給設備は重大事故等対処設備として位置付ける。</p>	<p>【大飯】 記載方針の相違（女川審査実績の反映） ・流路と燃料補給に使用する設備の記載。 【女川】設備の相違（相違理由①） 【大飯】 記載方針の相違（相違理由④） 【大飯】設備の相違（相違理由③）</p> <p>【大飯】記載箇所の相違 ・優先順位の相違による記載順序の相違。 前段の泊の記載箇所にて大飯を再掲し比較している。運用の相違（相違理由①、②参照）</p> <p>【大飯】 記載方針の相違（女川審査実績の反映） 【女川】設備名称の相違 ・泊⇒女川 　　使用済燃料ビット水浄化冷却設備出口配管⇒燃料プール冷却浄化系戻り配管 　　サイフォンブレーカ⇒サイフォンブレーカ孔</p> <p>【女川】設備の相違（相違理由②） 【大飯】 記載表現の相違（女川審査実績の反映） 【大飯】 記載方針の相違（女川審査実績の反映） ・流路と燃料補給に使用する設備の記載 ・泊は可搬型大型送水ポンプ車への燃料補給に使用する可搬型タンクローリー やディーゼル発電機燃料油貯油槽等の設備を「燃料補給設備」と総称して記載している。</p>

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>これらの機能喪失原因対策分析の結果により選定した設備は、審査基準及び基準規則に要求される設備をすべて網羅している。</p> <p>以上の重大事故等対処設備により、貯蔵槽内燃料体等の冷却、放射線の遮蔽、及び臨界を防止することが可能である。</p> <p>また、以下の設備はそれぞれに示す理由から多様性拡張設備と位置づける。</p> <ul style="list-style-type: none"> 燃料取替用水ピット、燃料取替用水ポンプ 燃料取替用水ピットは、事故時に原子炉等へ注水する必要がある場合に水源として使用すること、定期検査時において燃料取替時の原子炉キャビティへの水張りに使用することから、必要な水量が確保できない場合があるが、使用済燃料ピットへ注水するためには有効である。 No.3淡水タンク 耐震性がないものの、健全であれば使用済燃料ピットへの注水を行う代替手段として有効である。 <p>【比較のため次頁より再掲】</p> <ul style="list-style-type: none"> 1次系純水タンク、1次系補給水ポンプ 耐震性がないものの、健全であれば使用済燃料ピットへの注水を行う代替手段として有効である。 <p>No.2淡水タンク 消防を目的として配備しているが、火災が発生しないなければ使用済燃料ピットへの注水を行う代替手段として有効である。</p>	<p>淡水貯水槽（No.1）及び淡水貯水槽（No.2）は「1.13 重大事故等の収束に必要となる水の供給手順等」【解説】1b)項を満足するための代替淡水源（措置）として位置付ける。漏えい抑制で使用する設備のうち、サイフォン防止機能は重大事故等対処設備として位置付ける。</p> <p>これらの機能喪失原因対策分析の結果により選定した設備は、「審査基準」及び「基準規則」に要求される設備が全て網羅されている。</p> <p>(添付資料 1.11.1)</p> <p>以上の重大事故等対処設備により、使用済燃料プール内の燃料体等を冷却し、放射線を遮蔽し、及び臨界を防止することができる。</p> <p>また、以下の設備はプラント状況によっては事故対応に有効な設備であるため、自主対策設備と位置付ける。あわせて、その理由を示す。</p> <ul style="list-style-type: none"> ろ過水ポンプ、ろ過水タンク、ろ過水系配管・弁 耐震性は確保されておらず、大容量送水ポンプ（タイプI）に比べ、注水量が少ないが、重大事故等へ対処するために使用できれば使用済燃料プール内の燃料体等を冷却し、放射線を遮蔽し、及び臨界を防止する手段として有効であるため、使用済燃料プールへの注水を確保するための手段となり得る。 	<p>漏えい抑制で使用する設備のうち、サイフォン防止機能は重大事故等対処設備として位置付ける。</p> <p>これらの機能喪失原因対策分析の結果により選定した設備は、「審査基準」及び「基準規則」に要求される設備がすべて網羅されている。</p> <p>(添付資料 1.11.1)</p> <p>以上の重大事故等対処設備により、使用済燃料ピット内の燃料体等を冷却し、放射線を遮蔽し、及び臨界を防止することができる。</p> <p>また、以下の設備はプラント状況によっては事故対応に有効な設備であるため、自主対策設備と位置付ける。あわせて、その理由を示す。</p> <ul style="list-style-type: none"> 燃料取替用水ピット、燃料取替用水ポンプ 燃料取替用水ピットは、事故時に原子炉容器等へ注水する必要がある場合に水源として使用すること、定期事業者検査時において燃料取替時の原子炉キャビティへの水張りに使用することから、必要な水量が確保できない場合があるが、使用済燃料ピットへ注水するためには有効である。 2次系補給水ポンプ、2次系純水タンク 耐震性がないものの、健全であれば使用済燃料ピット内の燃料体等を冷却し、放射線を遮蔽し、及び臨界を防止する手段として有効であるため、使用済燃料ピットへの注水を確保するための手段となり得る。 <p>1次系補給水ポンプ、1次系純水タンク 耐震性がないものの、健全であれば使用済燃料ピット内の燃料体等を冷却し、放射線を遮蔽し、及び臨界を防止する手段として有効であるため、使用済燃料ピットへの注水を確保するための手段となり得る。</p> <ul style="list-style-type: none"> 電動機駆動消火ポンプ、ディーゼル駆動消火ポンプ、ろ過水タンク 消防を目的として配備しているが、火災が発生しないければ使用済燃料ピット内の燃料体等を冷却し、放射線を遮蔽し、及び臨界を防止する手段として有効であるため、使用済燃料ピットへの注水を確保するための手段となり得る。 	<p>【女川】設備の相違（相違理由⑥）</p> <p>【大飯】記載箇所の相違（女川審査実績の反映）</p> <p>【女川】記載表現の相違</p> <p>【大飯】記載表現の相違（女川審査実績の反映）</p> <p>【大飯】記載表現の相違（女川審査実績の反映）</p> <p>【大飯】記載表現の相違（女川審査実績の反映）</p> <p>【大飯】設備の相違（相違理由①）</p> <p>【大飯】記載表現の相違（女川審査実績の反映）</p> <p>【大飯】記載表現の相違（女川審査実績の反映）</p> <p>【大飯】記載表現の相違（女川審査実績の反映）</p> <p>【大飯】設備の相違（相違理由②）</p> <p>【大飯】記載表現の相違（女川審査実績の反映）</p>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<ul style="list-style-type: none"> No. 3淡水タンク、ポンプ車 No. 3淡水タンクは耐震性がないものの、健全であればポンプ車を使用して、使用済燃料ピットへの注水を行う代替手段として有効である。 No. 2淡水タンク、ポンプ車 No. 2淡水タンクは消火を目的として配備しているが、火災が発生していなければポンプ車を使用して、使用済燃料ピットへの注水を行う代替手段として有効である。 1次系純水タンク、1次系補給水ポンプ 耐震性がないものの、健全であれば使用済燃料ピットへの注水を行う代替手段として有効である。 		<ul style="list-style-type: none"> 可搬型大型送水ポンプ車、代替給水ピット 代替給水ピットは耐震性がないものの、健全であれば可搬型大型送水ポンプ車を使用して、使用済燃料ピット内の燃料体等を冷却し、放射線を遮蔽し、及び臨界を防止する手段として有効であるため、使用済燃料ピットへの注水を確保するための手段となり得る。 可搬型大型送水ポンプ車、原水槽、2次系純水タンク、ろ過水タンク 原水槽は耐震性がないものの、健全であれば可搬型大型送水ポンプ車を使用して、使用済燃料ピット内の燃料体等を冷却し、放射線を遮蔽し、及び臨界を防止する手段として有効であるため、使用済燃料ピットへの注水を確保するための手段となり得る。 使用済燃料ピット冷却用注水配管・接続口 常設配管への接続口が異なる複数の場所に設けられていないものの、燃料取扱棟内の作業環境が悪化し、使用済燃料ピットまでの可搬型ホース敷設が困難である場合には、使用済燃料ピットへの注水を確保するための手段となり得る。 	<p>【大飯】設備の相違（相違理由③） ・今後設置予定の代替給水ピットについては、構造上耐震性の評価が困難であるため、耐震性が確保できない自主対策設備として扱う。 【大飯】 記載表現の相違(女川審査実績の反映)</p> <p>【大飯】設備の相違（相違理由③） 【大飯】 記載表現の相違(女川審査実績の反映)</p> <p>【大飯】記載箇所の相違 ・優先順位の相違による記載箇所の相違。前段の泊の記載箇所にて大飯を再掲し比較する。（運用の相違（相違理由①）参照） 【女川】設備の相違（相違理由①） 【大飯】 記載方針の相違（相違理由④）</p>
<p>b. 使用済燃料ピットからの大量の水の漏えい発生時の対応手段と設備 (a) 対応手段</p> <p>使用済燃料ピットからの大量の水の漏えい発生時、使用済燃料ピットへのスプレイにより燃料損傷を緩和し、臨界を防止し、燃料損傷時にできる限り環境への放射性物質の放出を低減する手段がある。</p>	<p>b. 使用済燃料プールからの大量の水の漏えい発生時の対応手段及び設備 (a) 燃料プールスプレイ</p> <p>使用済燃料プールからの大量の水の漏えい発生時、使用済燃料プールへのスプレイにより、燃料損傷を緩和し、臨界を防止し、放射性物質の放出を低減する手段がある。</p> <p>i. 燃料プールスプレイ系（常設配管）による使用済燃料プールへのスプレイ 燃料プールスプレイ系（常設配管）による使用済燃料プールへのスプレイで使用する設備は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大容量送水ポンプ（タイプI） ・淡水貯水槽（No. 1） ・淡水貯水槽（No. 2） ・ホース延長回収車 	<p>b. 使用済燃料ピットからの大量の水の漏えい発生時の対応手段及び設備 (a) 使用済燃料ピットへのスプレイ</p> <p>使用済燃料ピットからの大量の水の漏えい発生時、使用済燃料ピットへのスプレイにより、燃料損傷を緩和し、臨界を防止し、放射性物質の放出を低減する手段がある。</p>	<p>【大飯】 記載方針の相違(女川審査実績の反映) 【大飯】 記載表現の相違(女川審査実績の反映)</p> <p>【女川】 設備の相違（相違理由①）</p>

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

1.11 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための手順等

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>使用済燃料ビットへのスプレイで使用する設備は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・送水車 ・スプレイヘッダ ・軽油ドラム缶 	<p>・ホース・注水用ヘッダ・接続口 ・燃料プール冷却浄化系配管・弁 ・スプレイノズル ・使用済燃料プール ・燃料補給設備</p> <p>なお、燃料プールスプレイ系（常設配管）による使用済燃料プールへのスプレイは、代替淡水源（淡水貯水槽（No. 1）及び淡水貯水槽（No. 2））の淡水だけでなく、ろ過水タンクの淡水又は海水も利用できる。</p> <p>ii. 燃料プールスプレイ系（可搬型）による使用済燃料プールへのスプレイ 燃料プールスプレイ系（可搬型）による使用済燃料プールへのスプレイで使用する設備は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大容量送水ポンプ（タイプI） ・淡水貯水槽（No. 1） ・淡水貯水槽（No. 2） ・ホース延長回収車 ・ホース・注水用ヘッダ ・スプレイノズル ・使用済燃料プール ・燃料補給設備 <p>なお、燃料プールスプレイ系による使用済燃料プールへのスプレイは、代替淡水源（淡水貯水槽（No. 1）及び淡水貯水槽（No. 2））の淡水だけでなく、ろ過水タンクの淡水又は海水も利用できる。</p>	<p>i. 海水を用いた可搬型大型送水ポンプ車による使用済燃料ビットへのスプレイ 海水を用いた可搬型大型送水ポンプ車による使用済燃料ビットへのスプレイで使用する設備は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・可搬型大型送水ポンプ車 ・可搬型ホース ・ホース延長・回収車（送水車用） ・可搬型スプレイノズル ・使用済燃料ビット ・非常用取水設備 ・燃料補給設備 <p>ii. 代替給水ビットを水源とした可搬型大型送水ポンプ車による使用済燃料ビットへのスプレイ 代替給水ビットを水源とした可搬型大型送水ポンプ車による使用済燃料ビットへのスプレイで使用する設備は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・可搬型大型送水ポンプ車 ・可搬型ホース ・ホース延長・回収車（送水車用） ・代替給水ビット ・可搬型スプレイノズル 	<p>【大飯】 記載方針の相違(女川審査実績の反映)</p> <p>【女川】設備の相違（相違理由②）</p> <p>【大飯】 記載方針の相違(女川審査実績の反映) ・流路と燃料補給に使用する設備の記載。 【大飯】設備の相違（相違理由④） 【大飯】 記載方針の相違(女川審査実績の反映) ・流路と燃料補給に使用する設備の記載。 ・泊は可搬型大型送水ポンプ車への燃料補給に使用する可搬型タンクローリー やディーゼル発電機燃料油貯油槽等の設備を「燃料補給設備」と総称して記載している。 【女川】設備の相違（相違理由⑩）</p> <p>【大飯】設備の相違（相違理由④）</p>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>使用済燃料ピットからの大量の水の漏えいが発生し、燃料が損傷した場合に、原子炉周辺建屋（貯蔵槽内燃料体等）への放水によりできる限り環境への放射性物質の放出を低減する手段がある。</p> <p>原子炉周辺建屋（貯蔵槽内燃料体等）への放水で使用する設備は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大容量ポンプ（放水砲用） ・放水砲 ・燃料油貯蔵タンク ・重油タンク ・タンクローリー 	<p>ii. 化学消防自動車及び大型化学高所放水車による燃料プールスプレイ系（常設配管）を用いた使用済燃料プールへのスプレイ</p> <p>化学消防自動車及び大型化学高所放水車による燃料プールスプレイ系（常設配管）を用いた使用済燃料プールへのスプレイで使用する設備は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大型化学高所放水車 ・化学消防自動車 ・ろ過水タンク ・ホース・接続口 ・燃料プール冷却浄化系配管・弁 ・スプレイノズル ・使用済燃料プール 	<p>・使用済燃料ピット ・燃料補給設備</p> <p>iii. 原水槽を水源とした可搬型大型送水ポンプ車による使用済燃料ピットへのスプレイ</p> <p>原水槽を水源とした可搬型大型送水ポンプ車による使用済燃料ピットへのスプレイで使用する設備は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・可搬型大型送水ポンプ車 ・可搬型ホース ・ホース延長・回収車（送水車用） ・原水槽 ・2次系純水タンク ・ろ過水タンク ・可搬型スプレイノズル ・使用済燃料ピット ・燃料補給設備 	<p>【大飯】設備の相違（相違理由④）</p> <p>【女川】設備の相違（相違理由③）</p> <p>【大飯】 記載方針の相違(女川審査実績の反映) ・泊は下段の「(e) 大気への放射性物質の拡散抑制」にて整理する。</p>

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>使用済燃料ビット内側から漏えいしている場合に、設備を用いて漏えいを緩和する手段がある。</p> <p>使用済燃料ビットからの漏えい緩和で使用する設備は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ゴムシート ・鋼板 ・防水テープ ・吸水性ポリマー ・補修材 ・ロープ（吊り降ろし用） <p>【比較のため前段からの記載を再掲】</p> <p>使用済燃料ビットからの大量の水の漏えいが発生し、燃料が損傷した場合に、原子炉周辺建屋（貯蔵槽内燃料体等）への放水によりできる限り環境への放射性物質の放出を低減する手段がある。</p> <p>原子炉周辺建屋（貯蔵槽内燃料体等）への放水で使用する設備は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大容量ポンプ（放水砲用） ・放水砲 ・燃料油貯蔵タンク ・重油タンク ・タンクローリー 	<p>(b) 漏えい緩和</p> <p>使用済燃料プール内側から漏えいしている場合に、シール材を張り付けたステンレス鋼板を使用済燃料プール開口部付近までロープで吊り下ろし、漏えいするプール水の流れやプールによる水圧を利用して開口部を塞ぐことで漏えいを緩和する手段がある。</p> <p>この手段では、漏えいを緩和できない場合があること、重いステンレス鋼板を使用するため作業効率が悪いことから、今後得られた知見を参考に、より効果的な漏えい緩和策を取り入れていく。</p> <p>漏えい緩和で使用する資機材は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・シール材 ・接着剤 ・ステンレス鋼板 <p>・吊り下ろしロープ</p> <p>(c) 大気への放射性物質の拡散抑制</p> <p>重大事故等により、使用済燃料プール内の燃料体等の著しい損傷に至った場合において、大気へ放射性物質が拡散するおそれがある場合は、放水設備により大気への放射性物質の拡散を抑制する手段がある。</p> <p>大気への放射性物質の拡散抑制で使用する設備は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大容量送水ポンプ（タイプII） ・ホース ・放水砲 ・ホース延長回収車 <p>・燃料補給設備</p> <p>・貯留堰</p> <p>・取水口</p> <p>・取水路</p> <p>・海水ポンプ室</p>	<p>(b) 漏えい緩和</p> <p>使用済燃料ビット内側から漏えいしている場合に、ガスケット材を張り付けたステンレス鋼板を使用済燃料ビット開口部付近までロープで吊り下ろし、漏えいするビット水の流れやビットによる水圧を利用して開口部を塞ぐことで漏えいを緩和する手段がある。</p> <p>この手段では、漏えいを緩和できない場合があること、重いステンレス鋼板を使用するため作業効率が悪いことから、今後得られた知見を参考に、より効果的な漏えい緩和策を取り入れていく。</p> <p>漏えい緩和で使用する資機材は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ガスケット材 ・ガスケット接着剤 ・ステンレス鋼板 <p>・吊り下ろしロープ</p> <p>(c) 大気への放射性物質の拡散抑制</p> <p>重大事故等により、使用済燃料ビット内の燃料体等の著しい損傷に至った場合において、大気へ放射性物質が拡散するおそれがある場合は、放水設備により大気への放射性物質の拡散を抑制する手段がある。</p> <p>大気への放射性物質の拡散抑制で使用する設備は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・可搬型大容量海水送水ポンプ車 ・可搬型ホース ・放水砲 <p>・非常用取水設備</p> <p>・燃料補給設備</p>	<p>【大飯】 記載方針の相違(女川審査実績の反映)</p> <p>【大飯】 記載表現の相違(女川審査実績の反映)</p> <p>【大飯】 記載方針の相違(女川審査実績の反映)</p> <p>【大飯】 記載表現の相違(女川審査実績の反映)</p> <p>【大飯】 記載表現の相違(女川審査実績の反映)</p> <p>【大飯】 設備の相違（相違理由⑩）</p> <p>【大飯】 記載方針の相違(女川審査実績の反映)</p> <p>【大飯】 記載表現の相違(女川審査実績の反映)</p> <p>【大飯】 記載表現の相違(女川審査実績の反映)</p> <p>【女川】 設備の相違（相違理由⑦）</p> <p>【大飯】 記載方針の相違(女川審査実績の反映)</p> <p>・流路と燃料補給に使用する設備の記載</p> <p>・泊は可搬型大型送水ポンプ車への燃料補給に使用する可搬型タンクローリー やディーゼル発電機燃料油貯油槽等の設備を「燃料補給設備」と総称して記載している。</p>

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>(b) 重大事故等対処設備と多様性拡張設備 機能喪失原因対策分析の結果により選定した、使用済燃料ピットへのスプレイ及び原子炉周辺建屋（貯蔵槽内燃料体等）への放水に使用する設備のうち、送水車、スプレイヘッダ、軽油ドラム缶、</p> <p>大容量ポンプ（放水砲用）、放水砲、燃料油貯蔵タンク、重油タンク及びタンクローリーはいずれも重大事故等対処設備と位置づける。</p> <p>これらの機能喪失原因対策分析の結果により選定した設備は、審査基準及び基準規則に要求される設備をすべて網羅している。</p> <p>以上の重大事故等対処設備により、燃料の著しい損傷の進行の緩和、臨界の防止及び燃料損傷時にできる限り環境への放射性物質の放出を低減することが可能である。 また、以下の設備は多様性拡張設備と位置づける。あわせて、その理由を示す。</p> <p>【比較のため後段より再掲】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・化学消防自動車、大型化学高所放水車及びろ過水タンク <p>化学消防自動車、大型化学高所放水車及びろ過水タンクについては、耐震性は確保されていないが、重大事故等へ対処するために使用できれば使用済燃料プール内の燃料体等の著しい損傷の進行を緩和し、臨界を防止する手段として有効であるため、使用済燃料プールへのスプレイの代替手段となり得る。</p>	<p>なお、大気への放射性物質の拡散抑制の操作手順については、「1.12 発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための手順等」にて整備する。</p> <p>(d) 重大事故等対処設備と自主対策設備 燃料プールスプレイで使用する設備のうち、大容量送水ポンプ（タイプI）、ホース延長回収車、ホース・注水用ヘッダ・接続口、燃料プール冷却浄化系配管・弁、スプレイノズル、使用済燃料プール及び燃料補給設備は重大事故等対処設備として位置付ける。</p> <p>淡水貯水槽（No.1）及び淡水貯水槽（No.2）は「1.13 重大事故等の収束に必要となる水の供給手順等」【解説】1b)項を満足するための代替淡水源（措置）として位置付ける。 大気への放射性物質の拡散抑制で使用する設備のうち、大容量送水ポンプ（タイプII）、ホース、放水砲、ホース延長回収車、燃料補給設備、貯留堰、取水口、取水路及び海水ポンプ室は重大事故等対処設備として位置付ける。</p> <p>これらの機能喪失原因対策分析の結果により選定した設備は、「審査基準」及び「基準規則」に要求される設備が全て網羅されている。 (添付資料 1.11.1)</p> <p>以上の重大事故等対処設備により、使用済燃料プール内の燃料体等の著しい損傷を緩和し、臨界を防止すること及び放射性物質の放出を低減することができる。 また、以下の設備はプラント状況によっては事故対応に有効な設備であるため、自主対策設備と位置付ける。あわせて、その理由を示す。</p> <p>【比較のため後段より再掲】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・化学消防自動車、大型化学高所放水車及びろ過水タンク <p>化学消防自動車、大型化学高所放水車及びろ過水タンクについては、耐震性は確保されていないが、重大事故等へ対処するために使用できれば使用済燃料プール内の燃料体等の著しい損傷の進行を緩和し、臨界を防止する手段として有効であるため、使用済燃料プールへのスプレイの代替手段となり得る。</p>	<p>なお、大気への放射性物質の拡散抑制の操作手順については、「1.12 発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための手順等」にて整備する。</p> <p>(d) 重大事故等対処設備と自主対策設備 使用済燃料ピットへのスプレイで使用する設備のうち、海水を用いる場合の可搬型大型送水ポンプ車、可搬型ホース、ホース延長・回収車（送水車用）、可搬型スプレイノズル、使用済燃料ピット、非常用取水設備及び燃料補給設備は重大事故等対処設備として位置付ける。</p> <p>大気への放射性物質の拡散抑制で使用する設備のうち、可搬型大容量海水送水ポンプ車、可搬型ホース、放水砲、非常用取水設備及び燃料補給設備は重大事故等対処設備として位置付ける。</p> <p>これらの機能喪失原因対策分析の結果により選定した設備は、「審査基準」及び「基準規則」に要求される設備がすべて網羅されている。 (添付資料 1.11.1)</p> <p>以上の重大事故等対処設備により、使用済燃料ピット内の燃料体等の著しい損傷を緩和し、臨界を防止すること及び放射性物質の放出を低減することができる。 また、以下の設備はプラント状況によっては事故対応に有効な設備であるため、自主対策設備と位置付ける。あわせて、その理由を示す。</p> <p>・可搬型大型送水ポンプ車、代替給水ピット</p> <p>代替給水ピットは耐震性がないものの、健全であれば使用済燃料ピット内の燃料体等の著しい損傷の進行を緩和し、臨界を防止する手段として有効であるため、使用済燃料ピットへのスプレイの代替手段となり得る。</p>	<p>【大飯】 記載方針の相違(女川審査実績の反映)</p> <p>【大飯】 記載表現の相違(女川審査実績の反映) 【大飯】 設備の相違（相違理由④） 【女川】 設備の相違（相違理由②） 【大飯】 記載方針の相違(女川審査実績の反映) ・流路と燃料補給に使用する設備の記載。 【女川】 設備の相違（相違理由⑥）</p> <p>【女川】 設備の相違（相違理由⑦） 【大飯】 記載方針の相違(女川審査実績の反映) ・泊は可搬型大型送水ポンプ車への燃料補給に使用する可搬型タンクローリーやディーゼル発電機燃料油貯油槽等の設備を「燃料補給設備」と総称して記載している。 【大飯】 記載表現の相違(女川審査実績の反映)</p> <p>【大飯】 記載表現の相違(女川審査実績の反映)</p> <p>【大飯】 記載表現の相違(女川審査実績の反映)</p> <p>【大飯】 設備の相違（相違理由④） ・今後設置予定の代替給水ピットについては、構造上耐震性の評価が困難であるため、耐震性が確保できない自主対策設備として扱う。</p>

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<ul style="list-style-type: none"> ・ゴムシート、鋼板、防水テープ、吸水性ポリマー、補修材、ロープ（吊り降ろし用） <p>漏えい箇所により漏えいを緩和できない場合があり、また、プラントの状況によって使用済燃料ピットへ近づけない場合があるが、使用できれば漏えい緩和として有効である。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・シール材、接着剤、ステンレス鋼板及び吊り下ろしロープ <p>プラントの状況によって使用済燃料プールへのアクセスができない場合があり、また、漏えい箇所により漏えいを緩和できない場合があるため効果に不確実さはあるものの、大量の水の漏えいを緩和する手段となり得るため、使用できれば漏えいを抑制する手段として有効である。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・化学消防自動車、大型化学高所放水車及びろ過水タンク <p>化学消防自動車、大型化学高所放水車及びろ過水タンクについては、耐震性は確保されていないが、重大事故等へ対処するために使用できれば使用済燃料プール内の燃料体等の著しい損傷の進行を緩和し、臨界を防止する手段として有効であるため、使用済燃料プールへのスプレイの代替手段となり得る。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・可搬型大型送水ポンプ車、原水槽、2次系純水タンク、ろ過水タンク <p>原水槽は耐震性がないものの、健全であれば使用済燃料ピット内の燃料体等の著しい損傷の進行を緩和し、臨界を防止する手段として有効であるため、使用済燃料ピットへのスプレイの代替手段となり得る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ガスケット材、ガスケット接着剤、ステンレス鋼板及び吊り下ろしロープ <p>プラントの状況によって使用済燃料ピットへのアクセスができない場合があり、また、漏えい箇所により漏えいを緩和できない場合があるため効果に不確実さはあるものの、大量の水の漏えいを緩和する手段となり得るため、使用できれば漏えいを抑制する手段として有効である。</p>	<p>【大飯】設備の相違（相違理由④）</p>
c. 重大事故等時における使用済燃料ピットの監視のための対応手段と設備 (a) 対応手段	<p>重大事故等時において、使用済燃料ピットの水位、水温及び上部の空間線量率について変動する可能性にわたり測定するための下記の対応手段として使用済燃料ピットの監視設備がある。</p> <p>使用済燃料ピットの監視で使用する設備は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・使用済燃料ピット水位（AM用） ・可搬式使用済燃料ピット水位 ・使用済燃料ピット温度（AM用） ・可搬式使用済燃料ピット区域周辺エリアモニタ ・使用済燃料ピット監視カメラ ・使用済燃料ピット監視カメラ冷却装置 	<p>重大事故等時における使用済燃料プールの監視のための対応手段及び設備 (a) 使用済燃料プールの監視</p> <p>重大事故等時において、使用済燃料プールの水位、水温及び上部の空間線量率について変動する可能性のある範囲にわたり測定するための手段がある。</p> <p>使用済燃料プールの監視で使用する設備（監視計器）は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・使用済燃料プール水位／温度（ヒートサー式） ・使用済燃料プール水位／温度（ガイドバルス式） ・使用済燃料プール上部空間放射線モニタ（高線量、低線量） ・使用済燃料プール監視カメラ 	<p>【大飯】設備の相違（相違理由⑥）</p> <p>【大飯】記載表現の相違(女川審査実績の反映)</p> <p>【女川】設備の相違（相違理由③）</p>
c. 重大事故等時における使用済燃料ピットの監視のための対応手段及び設備 (a) 使用済燃料ピットの監視		<p>重大事故等時における使用済燃料ピットの監視のための対応手段及び設備 (a) 使用済燃料ピットの監視</p> <p>重大事故等時において、使用済燃料ピットの水位、水温及び上部の空間線量率について変動する可能性のある範囲にわたり測定するための手段がある。</p> <p>使用済燃料ピットの監視で使用する設備（監視計器）は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・使用済燃料ピット水位（AM用） ・使用済燃料ピット水位（可搬型） ・使用済燃料ピット温度（AM用） ・使用済燃料ピット可搬型エリアモニタ ・使用済燃料ピット監視カメラ（使用済燃料ピット監視カメラ空冷装置を含む。） 	<p>【大飯】記載表現の相違(女川審査実績の反映)</p> <p>【大飯】記載方針の相違(女川審査実績の反映)</p> <p>【大飯】記載表現の相違(女川審査実績の反映)</p> <p>【女川】設備の相違（相違理由④）</p> <p>【女川】設備の相違（相違理由④）</p> <p>【女川】設備の相違（相違理由④）</p> <p>【女川】設備の相違（相違理由④）</p>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<ul style="list-style-type: none"> 使用済燃料ピット水位 使用済燃料ピット温度 使用済燃料ピット区域エリアモニタ <ul style="list-style-type: none"> 携帯型水温計 携帯型水位計 携帯型水位・水温計 		<ul style="list-style-type: none"> 使用済燃料ピット水位 使用済燃料ピット温度 使用済燃料ピットエリアモニタ <ul style="list-style-type: none"> 携帯型水温計 携帯型水位計 携帯型水位・水温計 	<p>【女川】 記載方針の相違 ・泊は通常時の使用済燃料ピットの状態監視に使用する監視計器を自主対策設備として整理している。（大飯3/4号炉と同様）</p>
<p>代替電源からの給電の確保で使用する設備は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> 空冷式非常用発電装置 燃料油貯蔵タンク 重油タンク タンクローリー 	<p>(b) 代替電源による給電 全交流動力電源又は直流電源が喪失した場合において、使用済燃料プールの状態を監視するため、代替電源設備により使用済燃料プール監視計器へ給電する手段がある。 代替電源による給電で使用する設備は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> 常設代替交流電源設備 可搬型代替交流電源設備 所内常設蓄電式直流電源設備 <p>・常設代替直流電源設備</p> <p>・可搬型代替直流電源設備</p>	<p>(b) 代替電源による給電 全交流動力電源又は直流電源が喪失した場合において、使用済燃料ピットの状態を監視するため、代替電源設備により使用済燃料ピット監視計器へ給電する手段がある。 代替電源による給電で使用する設備は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> 常設代替交流電源設備 可搬型代替交流電源設備 所内常設蓄電式直流電源設備 <p>・可搬型代替直流電源設備</p>	<p>【大飯】 記載方針の相違（女川審査実績の反映）</p> <p>【大飯】 記載表現の相違（女川審査実績の反映）</p> <p>【大飯】 記載方針の相違（女川実績の反映）</p> <p>・泊は可搬型タンクローリーによる燃料補給に使用するディーゼル発電機燃料油貯蔵槽、燃料タンク（SA）及びディーゼル発電機燃料油移送ポンプを含め「○○電源設備」として整理している。</p> <p>【女川】 設備の相違 ・女川は125V蓄電池を「所内常設蓄電式直流電源設備」、125V代替蓄電池及び250V蓄電池を「常設代替直流電源設備」と位置付けている。 ・泊は蓄電池（非常用）と後備蓄電池を併せて「所内常設蓄電式直流電源設備」と位置付けている（詳細はSA基準適合性57条にて整理している）。</p>
<p>(b) 重大事故等対処設備と多様性拡張設備 審査基準及び基準規則に要求される使用済燃料ピットの監視に使用する設備のうち、使用済燃料ピット水位（AM用）、可搬式使用済燃料ピット水位、使用済燃料ピット温度（AM用）、可搬式使用済燃料ピット区域周辺エリアモニタ、使用済燃料ピット監視カメラ、使用済燃料ピット監視カメラ冷却装置、空冷式非常用発電装置、燃料油貯蔵タンク、重油タンク及びタンクローリーは、いずれも重大事故等対処設備と位置づける。</p>	<p>(c) 重大事故等対処設備 使用済燃料プールの監視に使用する設備（監視計器）のうち、使用済燃料プール水位／温度（ヒートサーモ式）、使用済燃料プール水位／温度（ガイドパルス式）、使用済燃料プール上部空間放射線モニタ（高線量、低線量）及び使用済燃料プール監視カメラは重大事故等対処設備として位置付ける。 代替電源による給電に使用する設備のうち、常設代替交流電源設備、可搬型代替交流電源設備、所内常設蓄電式直流電源設備、常設代替直流電源設備及び可搬型代替直流電源設備は重大事故等対処設備として位置付ける。</p>	<p>(c) 重大事故等対処設備と自主対策設備 使用済燃料ピットの監視に使用する設備（監視計器）のうち、使用済燃料ピット水位（AM用）、使用済燃料ピット水位（可搬型）、使用済燃料ピット温度（AM用）、使用済燃料ピット可搬型エリアモニタ及び使用済燃料ピット監視カメラ（使用済燃料ピット監視カメラ空冷装置を含む。）は重大事故等対処設備として位置付ける。 代替電源による給電に使用する設備のうち、常設代替交流電源設備、可搬型代替交流電源設備、所内常設蓄電式直流電源設備及び可搬型代替直流電源設備は重大事故等対処設備として位置付ける。</p>	<p>【大飯】 記載表現の相違（女川審査実績の反映）</p> <p>【女川】 設備の相違（相違理由④）</p> <p>【大飯】 記載方針の相違（女川実績の反映）</p> <p>・泊は可搬型タンクローリーによる燃料補給に使用するディーゼル発電機燃料油貯蔵槽、燃料タンク（SA）及びディーゼル発電機燃料油移送ポンプを含め</p>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>以上の重大事故等対処設備を用いて、使用済燃料ピットにかかる重大事故等により変動する可能性のある範囲にわたり、使用済燃料ピットの水位、水温、上部の空間線量率の測定を行うことで、使用済燃料ピットの継続的な状態監視を行うことが可能である。</p> <p>また、以下の設備はそれぞれに示す理由から多様性拡張設備と位置づける。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・使用済燃料ピット水位、使用済燃料ピット温度、使用済燃料ピット区域エリアモニタ 使用済燃料ピット水位、使用済燃料ピット温度及び使用済燃料ピット区域エリアモニタは、耐震性を有していないものの、使用済燃料ピットの状態を把握する手段として有効である。 ・携帯型水温計、携帯型水位計及び携帯型水位、水温計 携帯型水温計、携帯型水位計及び携帯型水位、水温計は、計測者が使用済燃料ピット近傍へ接近しないと使用できないが、使用済燃料ピットの状態を把握する手段として有効である。 	<p>これらの機能喪失原因対策分析の結果により選定した設備は、「審査基準」及び「基準規則」に要求される設備が全て網羅されている。 (添付資料 1.11.1)</p> <p>以上の重大事故等対処設備により、使用済燃料プールの水位、水温及び上部の空間線量率について変動する可能性のある範囲にわたり測定することが可能である。</p> <p>【比較のため参考とした記載を 1.11.1 b. (d)より再掲】</p> <p>また、以下の設備はプラント状況によっては事故対応に有効な設備であるため、自主対策設備と位置付ける。あわせて、その理由を示す。</p> <p>d. 使用済燃料プールから発生する水蒸気による悪影響を防止するための対応手段及び設備 (a) 燃料プール冷却浄化系による使用済燃料プールの除熱 燃料プール冷却浄化系が全交流動力電源喪失及び原子炉補機冷却水系（原子炉補機冷却海水系を含む）の機能喪失により起動できず、使用済燃料プールから発生する水蒸気が重大事故等対処設備に悪影響を及ぼす可能性がある</p>	<p>これらの機能喪失原因対策分析の結果により選定した設備は、「審査基準」及び「基準規則」に要求される設備がすべて網羅されている。 (添付資料 1.11.1)</p> <p>以上の重大事故等対処設備により、使用済燃料ピットの水位、水温及び上部の空間線量率について変動する可能性のある範囲にわたり測定することが可能である。</p> <p>また、以下の設備はプラント状況によっては事故対応に有効な設備であるため、自主対策設備と位置付ける。あわせて、その理由を示す。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・使用済燃料ピット水位、使用済燃料ピット温度、使用済燃料ピットエリアモニタ 使用済燃料ピット水位、使用済燃料ピット温度及び使用済燃料ピットエリアモニタは、耐震性を有していないものの、使用済燃料ピットの状態を把握する手段として有効である。 ・携帯型水温計、携帯型水位計、携帯型水位・水温計 携帯型水温計、携帯型水位計及び携帯型水位・水温計は、計測者が使用済燃料ピット近傍へ接近しないと使用できないが、使用済燃料ピットの状態を把握する手段として有効である。 	<p>「常設代替交流電源設備」として整理している。 【女川】設備の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・女川は125V蓄電池を「所内常設蓄電式直流電源設備」、125V代替蓄電池及び250V蓄電池を「常設代替直流電源設備」と位置付けている。 ・泊は蓄電池（非常用）と後備蓄電池を併せて「所内常設蓄電式直流電源設備」と位置付けている（詳細はSA基準適合性57条にて整理している）。 <p>【大飯】 記載方針の相違（女川審査実績の反映） 【女川】記載表現の相違</p> <p>【大飯】 記載表現の相違（女川審査実績の反映）</p> <p>【大飯】 記載表現の相違（女川審査実績の反映）</p> <p>【女川】 記載方針の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・泊は通常時の使用済燃料ピットの状態監視に使用する監視計器を自主対策設備として整理している。（大飯3/4号炉と同様） <p>【女川】 BWR固有の対応手段（KK6/7審査知見の反映）</p>

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

1.11 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための手順等

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>d. 手順等</p> <p>上記のa.、b.及びc.により選定した対応手段にかかる手順を整備する。</p> <p>また、事故時に監視が必要となる計器及び給電が必要となる設備についても整備する（第1.11.4表）。</p>	<p>場合は、常設代替交流電源設備又は可搬型代替交流電源設備を用いて非常用所内電気設備へ電源を供給することで燃料プール冷却浄化系の電源を確保し、原子炉補機代替冷却水系により冷却水を確保することで燃料プール冷却浄化系を起動し、使用済燃料プールを除熱する手段がある。</p> <p>燃料プール冷却浄化系による使用済燃料プールの除熱で使用する設備は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・燃料プール冷却浄化系ポンプ ・使用済燃料プール ・燃料プール冷却浄化系熱交換器 ・燃料プール冷却浄化系配管・弁・スキマサージタンク・ディフューザ ・原子炉補機代替冷却水系 ・常設代替交流電源設備 ・可搬型代替交流電源設備 <p>(b) 重大事故等対処設備</p> <p>燃料プール冷却浄化系による使用済燃料プールの除熱に使用する設備のうち、燃料プール冷却浄化系ポンプ、使用済燃料プール、燃料プール冷却浄化系熱交換器、燃料プール冷却浄化系配管・弁・スキマサージタンク・ディフューザ、原子炉補機代替冷却水系、常設代替交流電源設備及び可搬型代替交流電源設備は重大事故等対処設備として位置付ける。</p> <p>これらの機能喪失原因対策分析の結果により選定した設備は、「審査基準」及び「基準規則」に要求される設備が全て網羅されている。</p> <p>(添付資料 1.11.1)</p> <p>以上の重大事故等対処設備により、燃料プール冷却浄化系が全交流動力電源喪失により起動できない場合においても、燃料プール冷却浄化系の電源を確保し、使用済燃料プールを除熱することができる。</p> <p>e. 手順等</p> <p>上記「a. 使用済燃料プールの冷却機能又は注水機能の喪失時、又は使用済燃料プール水の小規模な漏えい発生時の対応手段及び設備」、「b. 使用済燃料プールからの大量の水の漏えい発生時の対応手段及び設備」、「c. 重大事故等時における使用済燃料プールの監視のための対応手段及び設備」及び「d. 使用済燃料プールから発生する水蒸気による悪影響を防止するための対応手段及び設備」により選定した対応手段に係る手順を整備する。</p>	<p>泊発電所3号炉</p> <p>d. 手順等</p> <p>上記「a. 使用済燃料ビットの冷却機能又は注水機能の喪失時、又は使用済燃料ビット水の小規模な漏えい発生時の対応手段及び設備」、「b. 使用済燃料ビットからの大量の水の漏えい発生時の対応手段及び設備」及び「c. 重大事故等時における使用済燃料ビットの監視のための対応手段及び設備」により選定した対応手段に係る手順を整備する。</p>	<p>【大飯】 記載表現の相違(女川審査実績の反映)</p> <p>【女川】 BWR固有の対応手段(KK6/7 審査知見の反映)</p> <p>【大飯】 記載箇所の相違(女川審査実績の反映) ・後段の泊の記載箇所にて比較する。</p>

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

1.11 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための手順等

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>また、使用済燃料ピットの計測設備については、全交流動力電源喪失時に、代替電源から給電する手順を整備する（第1.11.5表）。</p> <p>これらの手順は、発電所対策本部長^{※2}、当直課長、運転員等^{※3}及び緊急安全対策要員^{※4}の対応として、使用済燃料ピットの冷却機能が喪失した場合の手順等に定める（第1.11.1表～第1.11.3表）。</p> <p>※ 2 発電所対策本部長：重大事故等発生時における発電所原子力防災管理者及び代行者をいう。</p> <p>※ 3 運転員等：運転員及び重大事故等対策要員のうち当直課長の指示に基づき運転対応を実施する要員をいう。</p> <p>※ 4 緊急安全対策要員：重大事故等対策要員のうち発電所対策本部長の指示に基づき対応する運転員等以外の要員をいう。</p> <p>【比較のために前段の記載より再掲】</p> <p>また、事故時に監視が必要となる計器及び給電が必要となる設備についても整備する（第1.11.4表）。</p>	<p>これらの手順は、運転員及び重大事故等対応要員の対応として非常時操作手順書（微候ベース）、非常時操作手順書（プラント停止中）、非常時操作手順書（設備別）及び重大事故等対応要領書に定める（第1.11-1表）。</p> <p>また、重大事故等時に監視が必要となる計器及び給電が必要となる設備についても整理する（第1.11-2表、第1.11-3表）。</p> <p>（添付資料1.11.2）</p>	<p>これらの手順は、発電課長（当直）、運転員、災害対策要員及び災害対策要員（支援）の対応として、使用済燃料ピット水浄化冷却設備の異常時における対応手順書等に定める（第1.11.1表）。</p> <p>また、重大事故等時に監視が必要となる計器及び給電が必要となる設備についても整理する（第1.11.2表、第1.11.3表）。</p> <p>（添付資料1.11.2）</p>	<p>【大飯】 記載箇所の相違（女川審査実績の反映） ・泊は上段の「e.」に左記の記載が含まれる。</p> <p>【大飯】 記載方針の相違（相違理由①） 【大飯】 手順書名称の相違</p> <p>【大飯】 記載表現の相違（女川審査実績の反映） 【大飯】 記載方針の相違</p>

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

1.11 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための手順等

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>1.11.2 重大事故等時の手順等</p> <p>1.11.2.1 使用済燃料ピットの冷却機能又は注水機能の喪失時、使用済燃料ピット水の小規模な漏えい発生時の手順等</p>	<p>1.11.2 重大事故等時の手順</p> <p>1.11.2.1 使用済燃料プールの冷却機能又は注水機能の喪失時、又は使用済燃料プール水の小規模な漏えい発生時の対応手順</p> <p>(1) 燃料プール代替注水</p> <p>a. 燃料プール代替注水系（常設配管）による使用済燃料プールへの注水</p> <p>使用済燃料プールの冷却機能又は注水機能の喪失、又は使用済燃料プールの小規模な水の漏えいが発生した場合に、代替淡水源（淡水貯水槽（No. 1）及び淡水貯水槽（No. 2））を水源として燃料プール代替注水系（常設配管）を使用した大容量送水ポンプ（タイプ I）により使用済燃料プールへ注水する。</p> <p>(a) 手順着手の判断基準</p> <p>以下のいずれかの状況に至った場合。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・燃料プール水位低警報又は燃料プール温度高警報が発生した場合。 ・使用済燃料プールの冷却機能又は注水機能が喪失し、復旧が見込めない場合。 <p>(b) 操作手順</p> <p>燃料プール代替注水系（常設配管）による使用済燃料プールへの注水手順の概要は以下のとおり。（燃料プール注水接続口（北）を使用する場合の手順は、燃料プール注水接続口（東）を使用する場合の手順と同様。）</p> <p>手順の対応フローを第 1.11-2 図、第 1.11-3 図及び第 1.11-4 図に、概要図を第 1.11-5 図に、タイムチャートを第 1.11-6 図、第 1.11-7 図及び第 1.11-8 図に示す。</p> <p>① 発電課長は、手順着手の判断基準に基づき、発電所対策本部に燃料プール代替注水系（常設配管）による使用済燃料プールへの注水の準備開始を依頼する。</p> <p>②^a 燃料プール注水接続口（東）を使用する場合</p> <p>発電課長は、運転員に燃料プール代替注水系（常設配管）を使用した使用済燃料プールへの注水準備開始を指示する。</p> <p>②^b 燃料プール注水接続口（建屋内）を使用する場合</p> <p>発電課長は、運転員に燃料プール代替注水系（常設配管）を使用した使用済燃料プールへの注水準備開始を指示する。また、運転員にホース敷設のために必要な扉の開放を指示する。</p> <p>②^c 燃料プール注水接続口（建屋内）を使用する場合（故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる影響がある場合）</p> <p>発電課長は、運転員に燃料プール代替注水系（常設配管）</p>	<p>1.11.2 重大事故等時の手順</p> <p>1.11.2.1 使用済燃料ピットの冷却機能又は注水機能の喪失時、又は使用済燃料ピット水の小規模な漏えい発生時の対応手順</p> <p>(1) 使用済燃料ピットへの注水</p>	<p>【大飯】記載表現の相違(女川審査実績の反映)</p> <p>【大飯】記載方針の相違(女川審査実績の反映)</p> <p>【女川】設備の相違（相違理由①） ・泊は常設配管を使用しない手順であるため比較対象なし。女川と同等の対応手段の比較については、後段の女川「b. 燃料プール代替注水系（可搬型）による使用済燃料プールへの注水」と泊「e. 海水を用いた可搬型大型送水ポンプ車による使用済燃料ピットへの注水」にて実施する。</p>

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

1.11 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための手順等

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>を使用した使用済燃料プールへの注水準備開始を指示する。また、運転員にホース敷設のために必要な扉の開放及びホース敷設を指示する。</p> <p>③ 運転員（中央制御室）Aは、中央制御室にて燃料プール代替注水系（常設配管）を使用した使用済燃料プールへの注水に必要な監視計器の電源が確保されていることを状態表示にて確認する。</p> <p>④^a 燃料プール注水接続口（東）を使用する場合 重大事故等対応要員は、現場にて大容量送水ポンプ（タイプI）の設置、ホースの敷設及び接続を行い、発電所対策本部へ報告する。また、発電所対策本部は、発電課長へ連絡する。</p> <p>④^b 燃料プール注水接続口（建屋内）を使用する場合 運転員（現場）B及びCは、ホース敷設のために必要な扉の開放を実施し、発電課長に報告する。重大事故等対応要員は、現場にて大容量送水ポンプ（タイプI）の設置、ホースの敷設及び接続を行い、発電所対策本部へ報告する。また、発電所対策本部は、発電課長へ連絡する。</p> <p>④^c 燃料プール注水接続口（建屋内）を使用する場合（故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる影響がある場合） 運転員（現場）B及びCは、ホース敷設のために必要な扉の開放を実施する。運転員（現場）B及びC並びに重大事故等対応要員は、現場にて大容量送水ポンプ（タイプI）の設置、ホースの敷設及び接続を行い、発電所対策本部へ報告する。また、発電所対策本部は、発電課長へ連絡する。</p> <p>⑤ 発電課長は、現場でのホース敷設、接続完了を確認後、発電所対策本部に大容量送水ポンプ（タイプI）による送水開始を依頼する。</p> <p>⑥ 重大事故等対応要員は、現場にて大容量送水ポンプ（タイプI）の起動、燃料プール注水・スプレイ（常設配管）並びに原子炉建屋東側燃料プール代替注水元弁の開操作を実施し、燃料プール代替注水系（常設配管）による使用済燃料プールへの注水開始を、発電所対策本部へ報告する。また、発電所対策本部は発電課長へ連絡する。</p> <p>⑦ 運転員（中央制御室）Aは、使用済燃料プールへの注水が開始されたことを使用済燃料プール水位／温度（ヒートサーモ式）、使用済燃料プール水位／温度（ガイドバルス式）、使用済燃料プール上部空間放射線モニタ（高線量、低線量）及び使用済燃料プール監視カメラにより確認し、発電課長へ報告する。</p> <p>⑧ 発電課長は、使用済燃料プール水位が水位低レベルか</p>		

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR
固有の設備や対応手段であり、泊3
号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>ら水位低レベルより約300mm低い位置の間で維持できるよう、発電所対策本部へ大容量送水ポンプ（タイプI）による間欠注水又は現場での流量調整を依頼する。</p> <p>(c) 操作の成立性</p> <p>作業開始を判断してから燃料プール代替注水系（常設配管）による使用済燃料プールへの注水開始までの必要な要員数及び所要時間は以下のとおり。</p> <p>【燃料プール注水接続口（北）又は燃料プール注水接続口（東）を使用する場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・運転員（中央制御室）1名及び重大事故等対応要員9名にて作業を実施した場合、380分以内で可能である。 <p>【燃料プール注水接続口（建屋内）を使用する場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・運転員（中央制御室）1名、運転員（現場）2名及び重大事故等対応要員9名にて作業を実施した場合、380分以内で可能である。 <p>【燃料プール注水接続口（建屋内）を使用する場合（故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる影響がある場合）】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・運転員（中央制御室）1名、運転員（現場）2名及び重大事故等対応要員10名にて作業を実施した場合、380分以内で可能である。 <p>円滑に作業できるように、移動経路を確保し、防護具、照明及び通信連絡設備を整備する。大容量送水ポンプ（タイプI）からのホースの接続は、汎用の結合金具であり、十分な作業スペースを確保していることから、容易に実施可能である。</p> <p>また、車両付属の作業用照明及び可搬型照明（ヘッドライト及び懐中電灯）を用いることで、夜間における作業性についても確保している。</p> <p style="text-align: right;">(添付資料 1.11.3)</p>		

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

1.11 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための手順等

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>(1) 燃料取替用水ピットから使用済燃料ピットへの注水</p> <p>使用済燃料ピットの冷却機能喪失時又は使用済燃料ピットに接続する配管が破損し、使用済燃料ピット水の小規模な漏えいが発生した場合に、燃料取替用水ピットから使用済燃料ピットへ注水する手順を整備する。</p> <p>a. 手順着手の判断基準 計画外に使用済燃料ピットポンプの全台停止等により冷却機能が喪失した場合若しくは使用済燃料ピット温度が 50°C を超える場合、又は使用済燃料ピット水位が計画外に E.L. +33.06m 以下まで低下している場合。</p> <p>b. 操作手順 燃料取替用水ピットから使用済燃料ピットへの注水手順の概要是以下のとおり。概略系統を第 1.11.3 図に、タイムチャートを第 1.11.4 図に示す。</p> <p>① 当直課長は、手順着手の判断基準に基づき、運転員等へ燃料取替用水ピットによる注水の準備を指示する。</p> <p>② 運転員等は、現場で燃料取替用水ピットによる注水の系統構成を実施する。</p> <p>③ 運転員等は、現場で系統構成完了を確認し、当直課長へ報告する。</p> <p>④ 当直課長は、運転員等へ使用済燃料ピットへの注水開始を指示する。ただし、使用済燃料ピットの冷却機能喪失時においては、使用済燃料ピットの水位が低下していることを確認後に実施する。</p>	<p>【比較のため再掲（比較表 p. 1.11-26 より）】</p> <p>a. 燃料プール代替注水系（常設配管）による使用済燃料プールへの注水 使用済燃料プールの冷却機能又は注水機能の喪失、又は使用済燃料プールの小規模な水の漏えいが発生した場合に、代替淡水源（淡水貯水槽（No. 1）及び淡水貯水槽（No. 2））を水源として燃料プール代替注水系（常設配管）を使用した大容量送水ポンプ（タイプ I）により 使用済燃料プールへ注水する。</p>	<p>a. 燃料取替用水ポンプによる使用済燃料ピットへの注水 使用済燃料ピットの冷却機能又は注水機能の喪失、又は使用済燃料ピットの小規模な水の漏えいが発生した場合に、燃料取替用水ピットを水源として燃料取替用水ポンプにより 使用済燃料ピットへ注水する。</p> <p>(a) 手順着手の判断基準 計画外に使用済燃料ピットポンプの全台停止等により冷却機能が喪失した場合若しくは使用済燃料ピット温度が 60°C を超える場合、又は使用済燃料ピット水位が計画外に T.P. 32.58m 以下まで低下している場合。</p> <p>(b) 操作手順 燃料取替用水ポンプによる使用済燃料ピットへの注水手順の概要是以下のとおり。概要図を第 1.11.2 図に、タイムチャートを第 1.11.3 図に示す。</p> <p>① 発電課長（当直）は、手順着手の判断基準に基づき、運転員へ燃料取替用水ポンプによる使用済燃料ピットへの注水の準備開始を指示する。</p> <p>② 運転員（中央制御室）A 及び運転員（現場）B は、中央制御室及び現場で燃料取替用水ポンプによる使用済燃料ピットへの注水の系統構成を実施する。</p> <p>③ 運転員（中央制御室）A 及び運転員（現場）B は、中央制御室及び現場で系統構成完了を確認し、発電課長（当直）へ報告する。</p> <p>④ 発電課長（当直）は、運転員へ使用済燃料ピットへの注水開始を指示する。ただし、使用済燃料ピットの冷却機能喪失時においては、使用済燃料ピットの水位が低下していることを確認後に実施する。</p>	<p>【大飯】 記載表現の相違（女川審査実績の反映）</p> <p>【大飯】設備の相違（相違理由⑤）</p> <p>【大飯】 記載表現の相違（女川審査実績の反映）</p> <p>【大飯】 記載表現の相違</p> <p>【大飯】 記載方針の相違（女川審査実績の反映）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・泊は運転員の要員名称に「（中央制御室）」又は「（現場）」と記載し、アルファベットにより識別。 ・以降、同様の相違は、相違理由の記載を省略する。 <p>【大飯】設備の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・プラント固有の設計による操作場所の相違。 ・燃料取替用水ポンプを中央制御室から速やかに起動できるのは泊 3 号炉固有の設計。（操作手順⑤も同様）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>⑤ 運転員等は、現場で燃料取替用水ポンプを起動し、注水を開始する。</p> <p>⑥ 運転員等は、現場で使用済燃料ピット水位等を監視し、注水状態に異常がないことを確認する。</p> <p>c. 操作の成立性 上記の現場対応は1ユニット当たり運転員等1名により作業を実施し、所要時間は約20分と想定する。</p> <p>円滑に作業ができるように、移動経路を確保し、可搬型照明、通信設備等を整備する。作業環境の周囲温度は通常運転状態と同程度である。</p> <p>原子炉停止後に取り出された全炉心分の燃料、以前から貯蔵している使用済燃料が、使用済燃料ピットの熱負荷が最大となるような組合せで貯蔵される場合の崩壊熱を条件として評価した想定事故1及び想定事故2のうち、いずれかが発生した場合であっても、重大事故等への対応操作により、放射線の遮蔽を維持できない水位に達する前に注水を開始でき、かつ蒸発水量以上の流量で注水するため使用済燃料ピットの水位を維持し、貯蔵槽内燃料体等を冷却、放射線を遮蔽する。</p> <p>(添付資料 1.11.3、1.11.4)</p>	<p>【比較のため再掲（比較表 p. 1.11-48 より）】</p> <p>⑨ 運転員（中央制御室）Aは、ろ過水ポンプによる使用済燃料プールへの注水が開始されたことを使用済燃料プール水位／温度（ヒートサーモ式）、使用済燃料プール水位／温度（ガイドバルス式）、使用済燃料プール上部空間放射線モニタ（高線量、低線量）及び使用済燃料プール監視カメラにより確認し、発電課長へ報告する。</p> <p>⑩ 運転員（中央制御室）Aは、使用済燃料プール水位を水位低レベルから水位低レベルより約 300mm 低い位置に維持する。</p> <p>【比較のため再掲（比較表 p. 1.11-48 より）】</p> <p>(c) 操作の成立性 上記の操作は、運転員（中央制御室）1名及び運転員（現場）2名にて作業を実施した場合、作業開始を判断してからろ過水ポンプによる使用済燃料プールへの注水開始まで45分以内で可能である。</p> <p>円滑に作業ができるように、移動経路を確保し、防護具、照明及び通信連絡設備を整備する。室温は通常運転時と同程度である。</p> <p>【比較のため、玄海3／4号炉技術的能力 1.11 まとめ資料 1.11.2.1(1)より引用】</p> <p>原子炉停止後に取り出された全炉心分の燃料及び以前から貯蔵している使用済燃料が、使用済燃料ピットの熱負荷が最大となるような組合せで貯蔵される場合の崩壊熱を条件として評価した想定事故1及び想定事故2が発生した場合であっても、重大事故等への対応操作により、放射線の遮へいを維持できる最低水位に到達する前に注水を開始でき、かつ使用済燃料ピットの蒸発水量以上の流量で注水するため使用済燃料ピットの水位を維持し、使用済燃料ピット内の燃料体等を冷却し、放射線を遮へいし、及び臨界を防止することが可能である。</p>	<p>⑤ 運転員（中央制御室）Aは、中央制御室で燃料取替用水ポンプを起動し、注水を開始するとともに、燃料取替用水ポンプによる使用済燃料ピットへの注水開始を発電課長（当直）に報告する。</p> <p>⑥ 発電課長（当直）は、運転員へ使用済燃料ピット水位等の監視を指示する。</p> <p>⑦ 運転員（中央制御室）Aは、中央制御室で使用済燃料ピット水位、使用済燃料ピット温度、使用済燃料ピット水位（AM用）、使用済燃料ピット水位（可搬型）、使用済燃料ピット温度（AM用）の他に使用済燃料ピットエリアモニタ、使用済燃料ピット可搬型エリアモニタ及び使用済燃料ピット監視カメラにより監視し、使用済燃料ピット内の燃料体等が冷却状態にあることを確認し、発電課長（当直）へ報告する。</p> <p>⑧ 運転員（現場）Bは、現場で使用済燃料ピット水位を通常水位の範囲内に維持する。</p> <p>(c) 操作の成立性 上記の操作は、運転員（中央制御室）1名及び運転員（現場）1名にて作業を実施した場合、作業開始を判断してから燃料取替用水ポンプによる使用済燃料ピットへの注水開始まで35分以内で可能である。</p> <p>円滑に作業ができるように、移動経路を確保し、防護具、照明及び通信連絡設備を整備する。室温は通常運転時と同程度である。</p> <p>【発電用】原子炉停止後に取り出された全炉心分の燃料及び以前から貯蔵している使用済燃料が、使用済燃料ピットの熱負荷が最大となるような組合せで貯蔵される場合の崩壊熱を条件として評価した想定事故1及び想定事故2が発生した場合であっても、重大事故等への対応操作により、放射線の遮へいを維持できる最低水位に到達する前に注水を開始でき、かつ使用済燃料ピットの蒸発水量以上の流量で注水するため使用済燃料ピットの水位を維持し、使用済燃料ピット内の燃料体等を冷却し、放射線を遮へいし、及び臨界を防止することが可能である。</p>	<p>【大飯】設備の相違 ・プラント固有の設計による操作場所の相違。</p> <p>【大飯】記載表現の相違（女川審査実績の反映）</p> <p>【大飯】記載表現の相違</p> <p>【大飯】記載表現の相違（女川審査実績の反映）</p> <p>【女川】記載表現の相違 ・監視計器により、使用済燃料ピットの状態を確認する手順に相違なし。</p> <p>【大飯】記載表現の相違</p> <p>【大飯】記載表現の相違（女川審査実績の反映）</p> <p>【女川】記載表現の相違 ・泊の「通常水位の範囲内」の具体的な目標値については添付資料 1.11.23 解釈一覧に記載する。</p> <p>【大飯】記載表現の相違（女川審査実績の反映）</p> <p>【大飯】記載表現の相違（女川審査実績の反映）</p> <p>【大飯】記載表現の相違（女川審査実績の反映）</p> <p>【大飯】記載表現の相違（女川審査実績の反映）</p> <p>【大飯】記載表現の相違（女川審査実績の反映）</p>
			<p>(添付資料 1.11.4、1.11.5)</p>

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>(2) N o. 3淡水タンクから使用済燃料ピットへの注水</p> <p>使用済燃料ピットの冷却機能又は注水機能が喪失し、又は使用済燃料ピットに接続する配管が破損し、使用済燃料ピット水の小規模な漏えいが発生した場合に、N o. 3淡水タンクから使用済燃料ピットへ注水する手順を整備する。</p> <p>a. 手順着手の判断基準 計画外に使用済燃料ピットポンプの全台停止等により冷却機能が喪失した場合若しくは使用済燃料ピット温度が50°Cを超える場合、又は使用済燃料ピット水位が計画外にE.L.+33.06m以下まで低下している場合。</p> <p>b. 操作手順 N o. 3淡水タンクから使用済燃料ピットへの注水手順の概要是以下のとおり。概略系統を第1.11.5図に、タイムチャートを第1.11.6図に示す。 ① 当直課長は、手順着手の判断基準に基づき、運転員等へN o. 3淡水タンクによる注水の準備を指示する。</p> <p>② 運転員等は、現場でN o. 3淡水タンクによる注水の系統構成を実施し、当直課長へ報告する。</p> <p>③ 当直課長は、運転員等へ使用済燃料ピットへの注水開始を指示する。ただし、使用済燃料ピットの冷却機能喪失時及び使用済燃料ピットの注水機能喪失時においては、使用済燃料ピットの水位が低下していることを確認後に実施する。</p> <p>④ 運転員等は、現場で使用済燃料ピット補給弁の開操作を行い、水頭圧を利用した重力注水により使用済燃料ピットへの注水を開始する。</p>	<p>【比較のため再掲（比較表 p. 1.11-26 より）】</p> <p>a. 燃料プール代替注水系（常設配管）による使用済燃料プールへの注水 使用済燃料プールの冷却機能又は注水機能の喪失、又は使用済燃料プールの小規模な水の漏えいが発生した場合に、代替淡水源（淡水貯水槽（No. 1）及び淡水貯水槽（No. 2））を水源として燃料プール代替注水系（常設配管）を使用した大容量送水ポンプ（タイプI）により使用済燃料プールへ注水する。</p>	<p>b. 2次系補給水ポンプによる使用済燃料ピットへの注水 使用済燃料ピットの冷却機能又は注水機能の喪失、又は使用済燃料ピットの小規模な水の漏えいが発生した場合に、2次系純水タンクを水源として2次系補給水ポンプにより使用済燃料ピットへ注水する。</p> <p>(a) 手順着手の判断基準 計画外に使用済燃料ピットポンプの全台停止等により冷却機能が喪失した場合若しくは使用済燃料ピット温度が60°Cを超える場合、又は使用済燃料ピット水位が計画外にT.P.32.58m以下まで低下している場合。</p> <p>(b) 操作手順 2次系補給水ポンプによる使用済燃料ピットへの注水手順の概要是以下のとおり。概要図を第1.11.4図に、タイムチャートを第1.11.5図に示す。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 発電課長（当直）は、手順着手の判断基準に基づき、運転員へ2次系補給水ポンプによる使用済燃料ピットへの注水準備開始を指示する。 ② 運転員（中央制御室）Aは、中央制御室で2次系純水タンクを水源として、2次系補給水ポンプが運転中であることを確認する。運転していない場合は、中央制御室で2次系補給水ポンプを起動し、発電課長（当直）へ報告する。 ③ 運転員（現場）Bは、現場で2次系補給水ポンプによる使用済燃料ピットへの注水の系統構成を実施し、発電課長（当直）へ報告する。 ④ 発電課長（当直）は、運転員へ使用済燃料ピットへの注水開始を指示する。ただし、使用済燃料ピットの冷却機能喪失時においては、使用済燃料ピットの水位が低下していることを確認後に実施する。 ⑤ 運転員（現場）Bは、現場で使用済燃料ピットへの注水ラインの弁の開操作により、2次系補給水ポンプによる使用済燃料ピットへの注水を開始し、発電課長（当直）へ報告する。 	<p>【大飯】設備の相違（相違理由①） 【大飯】記載表現の相違（女川審査実績の反映、記載の適正化）</p> <p>【大飯】設備の相違（相違理由③） 【大飯】記載表現の相違（女川審査実績の反映）</p> <p>【大飯】記載表現の相違（女川審査実績の反映） 【大飯】設備の相違（相違理由①） ・泊は、タンク循環ラインにてポンプを起動した後、注水ラインの手動弁を開きし注水を開始する。 ・大飯の「N o. 3淡水タンクから使用済燃料ピットへの注水」手順は重力注水。</p> <p>【大飯】記載表現の相違（女川審査実績の反映） 【大飯】記載表現の相違（記載の適正化）</p> <p>【大飯】設備の相違（相違理由①） 【大飯】記載表現の相違（女川審査実績の反映）</p>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
⑤ 運転員等は、現場で使用済燃料ピット水位等を監視し、注水状態に異常がないことを確認する。	<p>【比較のため再掲（比較表 p.1.11-48 より）】</p> <p>⑨ 運転員（中央制御室）Aは、ろ過水ポンプによる使用済燃料プールへの注水が開始されたことを使用済燃料プール水位／温度（ヒートサーモ式）、使用済燃料プール水位／温度（ガイドバルス式）、使用済燃料プール上部空間放射線モニタ（高線量、低線量）及び使用済燃料プール監視カメラにより確認し、発電課長へ報告する。</p> <p>⑩ 運転員（中央制御室）Aは、使用済燃料プール水位を水位低レベルから水位低レベルより約300mm低い位置の間に維持する。</p> <p>【比較のため再掲（比較表 p.1.11-48 より）】</p> <p>(c) 操作の成立性 上記の操作は、運転員（中央制御室）1名及び運転員（現場）2名にて作業を実施した場合、作業開始を判断してからろ過水ポンプによる使用済燃料プールへの注水開始まで45分以内で可能である。</p> <p>円滑に作業ができるように、移動経路を確保し、可搬型照明、通信設備等を整備する。作業環境の周囲温度は通常運転状態と同程度である。</p> <p>原子炉停止後に取り出された全炉心分の燃料、以前から貯蔵している使用済燃料が、使用済燃料ピットの熱負荷が最大となるような組合せで貯蔵される場合の崩壊熱を条件として評価した想定事故1及び想定事故2のうち、いずれかが発生した場合であっても、重大事故等への対応操作により、放射線の遮蔽を維持できない水位に達する前に注水を開始でき、かつ蒸発水量以上の流量で注水するため使用済燃料ピットの水位を維持し、貯蔵槽内燃料体等を冷却、放射線を遮蔽する。</p> <p>（添付資料 1.11.3、1.11.5）</p> <p>【比較のため 1.11.2.1(7) の記載より再掲】</p> <p>(7) 1次系純水タンクから使用済燃料ピットへの注水 使用済燃料ピットの冷却機能又は注水機能が喪失し、又は使用済燃料ピットに接続する配管が破損し、使用済燃料ピット水の小規模な漏えいが発生した場合に、1次系純水タンクから使用済燃料ピットへ注水する手順を整備する。</p>	<p>⑥ 発電課長（当直）は、運転員へ使用済燃料ピット水位等の監視を指示する。</p> <p>⑦ 運転員（中央制御室）Aは、中央制御室で使用済燃料ピット水位、使用済燃料ピット温度、使用済燃料ピット水位（AM用）、使用済燃料ピット水位（可搬型）、使用済燃料ピット温度（AM用）の他に使用済燃料ピットエリアモニタ、使用済燃料ピット可搬型エリアモニタ及び使用済燃料ピット監視カメラにより監視し、使用済燃料ピット内の燃料体等が冷却状態にあることを確認し、発電課長（当直）へ報告する。</p> <p>⑧ 運転員（現場）Bは、現場で使用済燃料ピット水位を通常水位の範囲内に維持する。</p> <p>(c) 操作の成立性 上記の操作は、運転員（中央制御室）1名及び運転員（現場）1名にて作業を実施した場合、作業開始を判断してから2次系補給水ポンプによる使用済燃料ピットへの注水開始まで30分以内で可能である。</p> <p>円滑に作業ができるように、移動経路を確保し、防護具、照明及び通信連絡設備を整備する。室温は通常運転時と同程度である。</p> <p>発電用原子炉停止後に取り出された全炉心分の燃料及び以前から貯蔵している使用済燃料が、使用済燃料ピットの熱負荷が最大となるような組合せで貯蔵される場合の崩壊熱を条件として評価した想定事故1及び想定事故2が発生した場合であっても、重大事故等への対応操作により、放射線の遮蔽を維持できる最低水位に到達する前に注水を開始でき、かつ使用済燃料ピットの蒸発水量以上の流量で注水するため使用済燃料ピットの水位を維持し、使用済燃料ピット内の燃料体等を冷却し、放射線を遮蔽し、及び臨界を防止することが可能である。</p> <p>（添付資料 1.11.4、1.11.6）</p> <p>c. 1次系補給水ポンプによる使用済燃料ピットへの注水 使用済燃料ピットの冷却機能又は注水機能の喪失、又は使用済燃料ピットの小規模な水の漏えいが発生した場合に、代替淡水源（淡水貯水槽（No.1）及び淡水貯水槽（No.2））を水源として燃料プール代替注水系（常設配管）を使用した大容量送水ポンプ（タイプI）により使用済燃料プールへ注水する。</p>	<p>【大飯】記載表現の相違</p> <p>【大飯】記載表現の相違（女川審査実績の反映）</p> <p>【女川】記載表現の相違 ・監視計器により、使用済燃料ピットの状態を確認する手順に相違なし。</p> <p>【大飯】記載表現の相違（女川審査実績の反映）</p> <p>【女川】記載表現の相違 ・泊の「通常水位の範囲内」の具体的な目標値については添付資料 1.11.23 解釈一覧に記載する。</p> <p>【大飯】記載表現の相違（女川審査実績の反映）</p> <p>【大飯】記載表現の相違（女川審査実績の反映）</p> <p>【大飯】記載表現の相違（女川審査実績の反映）</p> <p>【大飯】記載表現の相違（女川審査実績の反映）</p> <p>【大飯】記載表現の相違（女川審査実績の反映）</p> <p>【大飯】記載表現の相違（女川審査実績の反映）</p>

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

1.11 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための手順等

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
【比較のため 1.11.2.1(7) の記載より再掲】			
<p>a. 手順着手の判断基準 計画外に使用済燃料ピットポンプの全台停止等により冷却機能が喪失した場合若しくは使用済燃料ピット温度が 50°C を超える場合、又は使用済燃料ピット水位が計画外に E.L. +33.06m 以下まで低下している場合。</p> <p>b. 操作手順 1次系純水タンクから使用済燃料ピットへの注水手順の概要は以下のとおり。概略系統を第 1.11.19 図に、タイムチャートを第 1.11.20 図に示す。</p> <p>① 発電所対策本部長は、手順着手の判断基準に基づき緊急安全対策要員へ 1次系純水タンクから使用済燃料ピットへの注水の準備を指示する。</p> <p>② 緊急安全対策要員は、現場で 1次系純水タンクから使用済燃料ピットへ注水する系統構成を実施し、準備完了を発電所対策本部長へ報告する。</p> <p>③ 発電所対策本部長は、緊急安全対策要員へ 1次系純水タンクから使用済燃料ピットへの注水開始を指示する。</p> <p>④ 緊急安全対策要員は、現場で 1次系純水タンクから使用済燃料ピットへの注水を開始する。</p> <p>⑤ 緊急安全対策要員は、現場で使用済燃料ピット水位が通常水位から -1 m 程度の範囲内になるように注水流量を調整する。</p> <p>⑥ 緊急安全対策要員は、現場で使用済燃料ピット水位等を確認し、使用済燃料ピットへの注水を開始したことを発電所対策本部長へ報告する。</p> <p>⑦ 発電所対策本部長は、当直課長へ使用済燃料ピット水位等の監視を指示する。</p> <p>⑧ 運転員等は、中央制御室で使用済燃料ピット水位、使用済燃料ピット温度、使用済燃料ピット水位（AM用）、可搬式使用済燃料ピット水位、使用済燃料ピット温度（AM用）のほかに使用済燃料ピット区域エリアモニタ、可搬式使用済燃料ピット区域周辺エリアモニタ及び使用済燃料ピット監視カメラにより監視し、貯蔵槽内燃料体等が冷却状態にあることを確認する。</p>		<p>(a) 手順着手の判断基準 計画外に使用済燃料ピットポンプの全台停止等により冷却機能が喪失した場合若しくは使用済燃料ピット温度が 60°C を超える場合、又は使用済燃料ピット水位が計画外に T.P. 32.58m 以下まで低下している場合。</p> <p>(b) 操作手順 1次系補給水ポンプによる使用済燃料ピットへの注水手順の概要は以下のとおり。概要図を第 1.11.6 図に、タイムチャートを第 1.11.7 図に示す。</p> <p>① 発電課長（当直）は、手順着手の判断基準に基づき、運転員へ 1次系補給水ポンプによる使用済燃料ピットへの注水の準備開始を指示する。</p> <p>② 運転員（中央制御室）A は、中央制御室で 1次系純水タンクを水源として、1次系補給水ポンプが運転中であることを確認する。運転していない場合は、中央制御室で 1次系補給水ポンプを起動し、発電課長（当直）へ報告する。</p> <p>③ 運転員（現場）B は、現場で 1次系補給水ポンプによる使用済燃料ピットへの注水の系統構成を実施し、準備完了を発電課長（当直）へ報告する。</p> <p>④ 発電課長（当直）は、運転員へ 1次系補給水ポンプによる使用済燃料ピットへの注水開始を指示する。</p> <p>⑤ 運転員（現場）B は、現場で 1次系補給水ポンプによる使用済燃料ピットへの注水を開始する。</p> <p>⑥ 運転員（現場）B は、現場で使用済燃料ピット水位等を確認し、使用済燃料ピットへの注水を開始したことを発電課長（当直）へ報告する。</p> <p>⑦ 発電課長（当直）は、運転員へ使用済燃料ピット水位等の監視を指示する。</p> <p>⑧ 運転員（中央制御室）A は、中央制御室で使用済燃料ピット水位、使用済燃料ピット温度、使用済燃料ピット水位（AM用）、使用済燃料ピット水位（可搬型）、使用済燃料ピット温度（AM用）の他に使用済燃料ピットエリアモニタ、使用済燃料ピット可搬型エリアモニタ及び使用済燃料ピット監視カメラにより監視し、使用済燃料ピット内の燃料体等が冷却状態にあることを確認し、発電課長（当直）へ報告する。</p>	<p>【大飯】設備の相違（相違理由⑤）</p> <p>【大飯】記載表現の相違（女川審査実績の反映）</p> <p>【大飯】記載表現の相違 ・泊はタンク循環ラインにてポンプを起動した後、注水ラインの手動弁を開とし注水を開始する手順である。系統構成は大飯3/4号炉と同様。</p> <p>【大飯】記載表現の相違 ・記載箇所の相違（女川審査実績の反映） ・泊は後段④に注水開始後の使用済燃料ピット水位の維持操作について記載。</p> <p>【女川】記載表現の相違 ・監視計器により、使用済燃料ピットの状態を確認する手順に相違なし。</p> <p>【大飯】記載表現の相違</p> <p>【大飯】記載表現の相違（女川審査実績の反映）</p>
【比較のため再掲（比較表 p. 1.11-48 より）】			
	<p>⑨ 運転員（中央制御室）A は、ろ過水ポンプによる使用済燃料プールへの注水が開始されたことを使用済燃料プール水位／温度（ヒートサーモ式）、使用済燃料プール水位／温度（ガイドバルス式）、使用済燃料プール上部空間放射線モニタ（高線量、低線量）及び使用済燃料プール監視カメラにより確認し、発電課長へ報告する。</p>		

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>【比較のため1.11.2.1(7)の記載より再掲】</p> <p>c. 操作の成立性</p> <p>上記の現場対応は1ユニット当たり緊急安全対策要員3名により作業を実施し、所要時間は約60分と想定する。</p> <p>円滑に作業できるように、移動経路を確保し、可搬型照明、通信設備等を整備する。作業環境の周囲温度は通常運転状態と同程度である。</p> <p>原子炉停止後に取り出された全炉心分の燃料、以前から貯蔵している使用済燃料が、使用済燃料ピットの熱負荷が最大となるような組合せで貯蔵される場合の崩壊熱を条件として評価した想定事故1及び想定事故2のうち、いずれかが発生した場合であっても、重大事故等への対応操作により、放射線の遮蔽を維持できない水位に達する前に注水を開始でき、かつ蒸発水量以上の流量で注水するため使用済燃料ピットの水位を維持し、貯蔵槽内燃料体等を冷却、放射線を遮蔽する。</p> <p>（添付資料1.11.3、1.11.10）</p> <p>(3) №.2淡水タンクから使用済燃料ピットへの注水（屋内消火栓）</p> <p>使用済燃料ピットの冷却機能又は注水機能が喪失し、又は使用済燃料ピットに接続する配管が破損し、使用済燃料ピット水の小規模な漏えいが発生した場合に、屋内消火栓を使用し、№.2淡水タンクから使用済燃料ピットへ注水する手順を整備する。</p> <p>ただし、№.2淡水タンクは、使用済燃料ピット近傍に立ち入ることができ、かつ重大事故等対処に悪影響を与える火災が発生していないことを確認して使用する。</p> <p>a. 手順着手の判断基準</p> <p>計画外に使用済燃料ピットポンプの全台停止等により冷却機能が喪失した場合若しくは使用済燃料ピット温度が50°Cを超える場合、又は使用済燃料ピット水位が計画外にE.L.+33.06m以下まで低下している場合であって、かつ重大事故等対処に悪影響を与える火災が発生していない</p>	<p>【比較のため再掲（比較表p.1.11-48より）】</p> <p>⑩運転員（中央制御室）Aは、使用済燃料プール水位を水位低レベルから水位低レベルより約300mm低い位置の間に維持する。</p> <p>【比較のため再掲（比較表p.1.11-48より）】</p> <p>(c) 操作の成立性</p> <p>上記の操作は、運転員（中央制御室）1名及び運転員（現場）2名にて作業を実施した場合、作業開始を判断してからろ過水ポンプによる使用済燃料プールへの注水開始まで45分以内で可能である。</p> <p>円滑に作業できるように、移動経路を確保し、防護具、照明及び通信連絡設備を整備する。室温は通常運転時と同程度である。</p> <p>【比較のため再掲（比較表p.1.11-26より）】</p> <p>a. 燃料プール代替注水系（常設配管）による使用済燃料プールへの注水</p> <p>使用済燃料プールの冷却機能又は注水機能の喪失、又は使用済燃料プールの小規模な水の漏えいが発生した場合に、代替淡水源（淡水貯水槽（No.1）及び淡水貯水槽（No.2））を水源として燃料プール代替注水系（常設配管）を使用した大容量送水ポンプ（タイプI）により使用済燃料プールへ注水する。</p>	<p>⑨ 運転員（現場）Bは、現場で使用済燃料ピット水位を通常水位の範囲内に維持する。</p> <p>(c) 操作の成立性</p> <p>上記の操作は、運転員（中央制御室）1名及び運転員（現場）1名にて作業を実施した場合、作業開始を判断してから1次系補給水ポンプによる使用済燃料ピットへの注水開始まで25分以内で可能である。</p> <p>円滑に作業できるように、移動経路を確保し、防護具、照明及び通信連絡設備を整備する。室温は通常運転時と同程度である。</p> <p>発電用原子炉停止後に取り出された全炉心分の燃料及び以前から貯蔵している使用済燃料が、使用済燃料ピットの熱負荷が最大となるような組合せで貯蔵される場合の崩壊熱を条件として評価した想定事故1及び想定事故2が発生した場合であっても、重大事故等への対応操作により、放射線の遮蔽を維持できる最低水位に到達する前に注水を開始でき、かつ使用済燃料ピットの蒸発水量以上の流量で注水するため使用済燃料ピットの水位を維持し、使用済燃料ピット内の燃料体等を冷却し、放射線を遮蔽し、及び臨界を防止することが可能である。</p> <p>（添付資料1.11.4、1.11.7）</p> <p>d. 電動機駆動消火ポンプ又はディーゼル駆動消火ポンプによる使用済燃料ピットへの注水</p> <p>使用済燃料ピットの冷却機能又は注水機能の喪失、又は使用済燃料ピットの小規模な水の漏えいが発生した場合に、ろ過水タンクを水源として屋内消火栓を使用し、電動機駆動消火ポンプ又はディーゼル駆動消火ポンプにより使用済燃料ピットへ注水する。</p> <p>ただし、ろ過水タンクは、使用済燃料ピット近傍に立ち入ることができ、かつ重大事故等対処に悪影響を与える火災が発生していないことを確認して使用する。</p> <p>(a) 手順着手の判断基準</p> <p>計画外に使用済燃料ピットポンプの全台停止等により冷却機能が喪失した場合若しくは使用済燃料ピット温度が60°Cを超える場合、又は使用済燃料ピット水位が計画外にT.P.32.58m以下まで低下している場合であって、かつ重大事故等対処に悪影響を与える火災が発生していない</p>	<p>【大飯】</p> <p>記載表現の相違（女川審査実績の反映）</p> <p>【女川】記載表現の相違</p> <p>・泊の「通常水位の範囲内」の具体的な目標値については添付資料1.11.23「解釈一覧」に記載する。</p> <p>【大飯】</p> <p>記載表現の相違（女川審査実績の反映）</p> <p>【大飯】</p> <p>記載表現の相違（女川審査実績の反映）</p> <p>【大飯】</p> <p>記載表現の相違（女川審査実績の反映）</p> <p>【大飯】</p> <p>記載表現の相違（女川審査実績の反映）</p> <p>【大飯】</p> <p>記載表現の相違（玄海審査実績の反映）</p> <p>【大飯】</p> <p>設備の相違（相違理由②）</p> <p>【大飯】</p> <p>記載表現の相違（女川審査実績の反映）</p> <p>【大飯】</p> <p>設備の相違（相違理由⑤）</p>

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>いことを確認した場合。</p> <p>b. 操作手順</p> <p>No. 2淡水タンクから使用済燃料ピットへの注水手順（屋内消火栓）の概要是以下のとおり。概略系統を第1.11.7図に、タイムチャートを第1.11.8図に、ホース敷設ルート図を第1.11.9図に示す。</p> <p>① 当直課長は、手順着手の判断基準に基づき発電所対策本部長へ使用済燃料ピットへの注水の準備を指示する。</p> <p>② 発電所対策本部長は、緊急安全対策要員へNo. 2淡水タンク（屋内消火栓）から使用済燃料ピットへの注水の準備を指示する。</p> <p>③ 緊急安全対策要員は、現場で可搬型ホースを運搬し、使用済燃料ピットまで敷設を行い、準備完了を発電所対策本部長へ報告する。</p> <p>④ 発電所対策本部長は、緊急安全対策要員へNo. 2淡水タンク（屋内消火栓）から使用済燃料ピットへの注水開始を指示する。</p> <p>⑤ 緊急安全対策要員は、現場で屋内消火栓を使用し、水頭圧を利用した重力注水により使用済燃料ピットへの注水を開始する。</p> <p>⑥ 緊急安全対策要員は、現場で使用済燃料ピット水位が通常水位から-1m程度の範囲内になるように注水流量を調整する。</p> <p>⑦ 緊急安全対策要員は、現場で使用済燃料ピット水位等を確認し、使用済燃料ピットへの注水を開始したことを発電所対策本部長へ報告する。</p> <p>⑧ 発電所対策本部長は、当直課長へ使用済燃料ピット水位等の監視を指示する。</p> <p>⑨ 運転員等は、中央制御室で使用済燃料ピット水位、使用済燃料ピット温度、使用済燃料ピット水位（AM用）、可搬式使用済燃料ピット水位、使用済燃料ピット温度（AM用）のほかに使用済燃料ピット区域エリアモニタ、可搬式使用済燃料ピット区域周辺エリアモニタ及び使用済燃料ピット監視カメラにより監視し、貯蔵槽内燃料体等が冷却状態にあることを確認する。</p>	<p>いことを確認した場合。</p> <p>(b) 操作手順</p> <p>電動機駆動消防ポンプ又はディーゼル駆動消防ポンプによる使用済燃料ピットへの注水手順の概要是以下のとおり。概要図を第1.11.8図に、タイムチャートを第1.11.9図に、ホース敷設ルート図を第1.11.10図に示す。</p> <p>① 発電課長（当直）は、手順着手の判断基準に基づき、運転員へ電動機駆動消防ポンプ又はディーゼル駆動消防ポンプによる使用済燃料ピットへの注水準備開始を指示する。</p> <p>② 運転員（現場）Bは、現場で消防ホースを運搬し、使用済燃料ピットまで敷設を行い、準備完了を発電課長（当直）へ報告する。</p> <p>③ 発電課長（当直）は、運転員へ電動機駆動消防ポンプ又はディーゼル駆動消防ポンプによる使用済燃料ピットへの注水開始を指示する。</p> <p>④ 運転員（現場）Bは、現場で電動機駆動消防ポンプ又はディーゼル駆動消防ポンプを起動し、使用済燃料ピットへの注水を開始する。</p> <p>⑤ 運転員（現場）Bは、現場で使用済燃料ピット水位等を確認し、使用済燃料ピットへの注水を開始したことを発電課長（当直）へ報告する。</p> <p>⑥ 発電課長（当直）は、運転員へ使用済燃料ピット水位等の監視を指示する。</p> <p>⑦ 運転員（中央制御室）Aは、ろ過水ポンプによる使用済燃料プールへの注水が開始されたことを使用済燃料プール水位／温度（ヒートサーモ式）、使用済燃料プール水位／温度（ガイドバルス式）、使用済燃料プール上部空間放射線モニタ（高線量、低線量）及び使用済燃料プール監視カメラにより確認し、発電課長へ報告する。</p> <p>⑧ 運転員（中央制御室）Aは、使用済燃料プール水位を水位低レベルから水位低レベルより約300mm低い位置の間に維持する。</p>	<p>いことを確認した場合。</p> <p>(b) 操作手順</p> <p>電動機駆動消防ポンプ又はディーゼル駆動消防ポンプによる使用済燃料ピットへの注水手順の概要是以下のとおり。概要図を第1.11.8図に、タイムチャートを第1.11.9図に、ホース敷設ルート図を第1.11.10図に示す。</p> <p>① 発電課長（当直）は、手順着手の判断基準に基づき、運転員へ電動機駆動消防ポンプ又はディーゼル駆動消防ポンプによる使用済燃料ピットへの注水準備開始を指示する。</p> <p>② 運転員（現場）Bは、現場で消防ホースを運搬し、使用済燃料ピットまで敷設を行い、準備完了を発電課長（当直）へ報告する。</p> <p>③ 発電課長（当直）は、運転員へ電動機駆動消防ポンプ又はディーゼル駆動消防ポンプによる使用済燃料ピットへの注水開始を指示する。</p> <p>④ 運転員（現場）Bは、現場で電動機駆動消防ポンプ又はディーゼル駆動消防ポンプを起動し、使用済燃料ピットへの注水を開始する。</p> <p>⑤ 運転員（現場）Bは、現場で使用済燃料ピット水位等を確認し、使用済燃料ピットへの注水を開始したことを発電課長（当直）へ報告する。</p> <p>⑥ 発電課長（当直）は、運転員へ使用済燃料ピット水位等の監視を指示する。</p> <p>⑦ 運転員（中央制御室）Aは、中央制御室で使用済燃料ピット水位、使用済燃料ピット温度、使用済燃料ピット水位（AM用）、使用済燃料ピット水位（可搬型）、使用済燃料ピット温度（AM用）の他に使用済燃料ピットエリアモニタ、使用済燃料ピット可搬型エリアモニタ及び使用済燃料ピット監視カメラにより監視し、使用済燃料ピット内の燃料体等が冷却状態にあることを確認し、発電課長（当直）へ報告する。</p> <p>⑧ 運転員（現場）Bは、現場で使用済燃料ピット水位を通常水位の範囲内に維持する。</p>	<p>【大飯】設備の相違（相違理由②） 【大飯】記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違） 【大飯】記載表現の相違（女川審査実績の反映）</p> <p>【大飯】記載表現の相違（女川審査実績の反映）</p> <p>【大飯】設備の相違（相違理由②）</p> <p>【大飯】記載箇所の相違（女川審査実績の反映） ・泊は後段⑧に注水開始後の使用済燃料ピット水位の維持操作について記載。</p> <p>【女川】記載表現の相違 ・監視計器により、使用済燃料ピットの状態を確認する手順に相違なし。 【大飯】記載表現の相違</p> <p>【大飯】記載表現の相違（女川審査実績の反映） 【大飯】記載表現の相違（女川審査実績の反映） 【女川】記載表現の相違 ・泊の「通常水位の範囲内」の具体的な目標値については添付資料 1.11.23 解釈一覧に記載する。</p>

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
c. 操作の成立性 上記の現場対応は1ユニット当たり緊急安全対策要員2名により作業を実施し、所要時間は、約60分と想定する。 円滑に作業できるように、移動経路を確保し、可搬型照明、通信設備等を整備する。作業環境の周囲温度は通常運転状態と同程度である。また、N o. 2淡水タンク（屋内消火栓）から使用済燃料ピットへの注水時に構内のアクセス状況を考慮して可搬型ホースを敷設し、移送ルートを確保する。 原子炉停止後に取り出された全炉心分の燃料、以前から貯蔵している使用済燃料が、使用済燃料ピットの熱負荷が最大となるような組合せで貯蔵される場合の崩壊熱を条件として評価した想定事故1及び想定事故2のうち、いずれかが発生した場合であっても、重大事故等への対応操作により、放射線の遮蔽を維持できない水位に達する前に注水を開始でき、かつ蒸発水量以上の流量で注水するため使用済燃料ピットの水位を維持し、貯蔵槽内燃料体等を冷却、放射線を遮蔽する。 (添付資料 1.11.3、1.11.6)	<p>【比較のため再掲（比較表 p. 1.11-48 より）】</p> <p>(c) 操作の成立性 上記の操作は、運転員（中央制御室）1名及び運転員（現場）2名にて作業を実施した場合、作業開始を判断してから過水ポンプによる使用済燃料プールへの注水開始まで45分以内で可能である。 円滑に作業できるように、移動経路を確保し、防護具、照明及び通信連絡設備を整備する。室温は通常運転時と同程度である。</p>	<p>(c) 操作の成立性 上記の操作は、運転員（現場）1名にて作業を実施した場合、作業開始を判断してから電動機駆動消火ポンプ又はディーゼル駆動消火ポンプによる使用済燃料ピットへの注水開始まで30分以内で可能である。 円滑に作業できるように、移動経路を確保し、防護具、照明及び通信連絡設備を整備する。室温は通常運転時と同程度である。また、電動機駆動消火ポンプ又はディーゼル駆動消火ポンプによる使用済燃料ピットへの注水時に構内のアクセス状況を考慮して消防ホースを敷設し、移送ルートを確保する。 発電用原子炉停止後に取り出された全炉心分の燃料及び以前から貯蔵している使用済燃料が、使用済燃料ピットの熱負荷が最大となるような組合せで貯蔵される場合の崩壊熱を条件として評価した想定事故1及び想定事故2が発生した場合であっても、重大事故等への対応操作により、放射線の遮蔽を維持できる最低水位に到達する前に注水を開始でき、かつ使用済燃料ピットの蒸発水量以上の流量で注水するため使用済燃料ピットの水位を維持し、使用済燃料ピット内の燃料体等を冷却し、放射線を遮蔽し、及び臨界を防止することが可能である。</p>	<p>【大飯】 記載表現の相違</p> <p>【大飯】 記載表現の相違(女川審査実績の反映)</p> <p>【大飯】 記載表現の相違(玄海審査実績の反映)</p> <p>【大飯】 記載表現の相違(女川審査実績の反映)</p> <p>【大飯】 設備の相違（相違理由②）</p>
a. 手順着手の判断基準 計画外に使用済燃料ピットポンプの全台停止等により冷却機能が喪失した場合若しくは使用済燃料ピット温度が50°Cを超える場合、又は使用済燃料ピット水位が計画外にE.L.+33.06m以下まで低下している場合であって、かつ重大事故等対処に悪影響を与える火災が発生していないことを確認した場合。			
b. 操作手順 N o. 2淡水タンクから使用済燃料ピットへの注水手順			

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

1.11 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための手順等

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>(屋外消火栓) の概要は以下のとおり。概略系統を第1.11.10図に、タイムチャートを第1.11.11図に、ホース敷設ルート図を第1.11.12図に示す。</p> <p>① 発電所対策本部長は、手順着手の判断基準に基づき緊急安全対策要員へNo. 2淡水タンク(屋外消火栓)から使用済燃料ピットへの注水の準備を指示する。</p> <p>② 屋内及び屋外の緊急安全対策要員は、現場で可搬型ホースを運搬し、使用済燃料ピットまで敷設する。</p> <p>③ 屋内の緊急安全対策要員は、管理区域境界の扉を開放する。</p> <p>④ 屋内の緊急安全対策要員は、現場で屋内及び屋外に敷設された可搬型ホースを接続し、準備完了を発電所対策本部長へ報告する。</p> <p>⑤ 発電所対策本部長は、緊急安全対策要員へNo. 2淡水タンク(屋外消火栓)から使用済燃料ピットへの注水開始を指示する。</p> <p>⑥ 緊急安全対策要員は、現場で屋外消火栓を使用し、水頭圧を利用した重力注水により使用済燃料ピットへの注水を開始する。</p> <p>⑦ 緊急安全対策要員は、現場で使用済燃料ピット水位が通常水位から-1m程度の範囲内になるように注水流量を調整する。</p> <p>⑧ 緊急安全対策要員は、現場で使用済燃料ピット水位等を確認し、使用済燃料ピットへの注水を開始したことを発電所対策本部長へ報告する。</p> <p>⑨ 発電所対策本部長は、当直課長へ使用済燃料ピット水位等の監視を指示する。</p> <p>⑩ 運転員等は、中央制御室で使用済燃料ピット水位、使用済燃料ピット温度、使用済燃料ピット水位(AM用)、可搬式使用済燃料ピット水位、使用済燃料ピット温度(AM用)のほかに使用済燃料ピット区域エリアモニタ、可搬式使用済燃料ピット区域周辺エリアモニタ及び使用済燃料ピット監視カメラにより監視し、貯蔵槽内燃料体等が冷却状態にあることを確認する。</p> <p>c. 操作の成立性 上記の現場対応は1ユニット当たり緊急安全対策要員3名により作業を実施し、所要時間は、約60分と想定する。 円滑に作業できるように、移動経路を確保し、可搬型照明、通信設備等を整備する。作業環境の周囲温度は通常運転状態と同程度である。また、No. 2淡水タンク(屋外消火栓)から使用済燃料ピットへの注水時に構内のアクセス状況を考慮して可搬型ホースを敷設し、移送ルートを確保する。</p>			

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>原子炉停止後に取り出された全炉心分の燃料、以前から貯蔵している使用済燃料が、使用済燃料ピットの熱負荷が最大となるような組合せで貯蔵される場合の崩壊熱を条件として評価した想定事故1及び想定事故2のうち、いずれかが発生した場合であっても、重大事故等への対応操作により、放射線の遮蔽を維持できない水位に達する前に注水を開始でき、かつ蒸発水量以上の流量で注水するため使用済燃料ピットの水位を維持し、貯蔵槽内燃料体等を冷却、放射線を遮蔽する。</p> <p>(添付資料1.11.3、1.11.7)</p> <p>【比較のため、1.11.2.1(8)の記載上り再掲】</p> <p>(8) 海水から使用済燃料ピットへの注水</p> <p>使用済燃料ピットの冷却機能又は注水機能が喪失し、又は使用済燃料ピットに接続する配管が破損し、使用済燃料ピット水の小規模な漏えいが発生した場合に、送水車を使用し、海水から使用済燃料ピットへ注水する手順を整備する。</p> <p>a. 手順着手の判断基準 計画外に使用済燃料ピットポンプの全台停止等により冷却機能が喪失した場合若しくは使用済燃料ピット温度が50°Cを超える場合、又は使用済燃料ピット水位が計画外にE.L.+33.06m以下まで低下している場合であって、かつ燃料取替用水ピット及びN.o.3淡水タンクの機能が喪失した場合又は燃料取替用水ピット及びN.o.3淡水タンクからの注水を実施しても水位低下が継続する場合。</p> <p>b. 燃料プール代替注水系（可搬型）による使用済燃料プールへの注水 使用済燃料プールの冷却機能又は注水機能の喪失、又は使用済燃料プールの小規模な水の漏えいが発生した場合に、代替淡水源（淡水貯水槽（No.1）及び淡水貯水槽（No.2））を水源とし大容量送水ポンプ（タイプI）により使用済燃料プールへ注水する。</p> <p>(a) 手順着手の判断基準 以下のいずれかの状況に至り、燃料プール代替注水系（常設配管）による使用済燃料プールへの注水ができない場合。ただし、燃料取替床へアクセスできる場合。 ・燃料プール水位低警報又は燃料プール温度高警報が発生した場合。 ・使用済燃料プールの冷却機能又は注水機能が喪失し、復旧が見込めない場合。</p> <p>e. 海水を用いた可搬型大型送水ポンプ車による使用済燃料ピットへの注水 使用済燃料ピットの冷却機能又は注水機能の喪失、又は使用済燃料ピットの小規模な水の漏えいが発生した場合に、海を水源として可搬型大型送水ポンプ車により使用済燃料ピットへ注水する（燃料取扱棟内の作業環境が悪化し、使用済燃料ピットまでの可搬型ホース敷設が困難な場合は、使用済燃料ピット冷却用注水配管・接続口を使用する）。</p> <p>(a) 手順着手の判断基準 計画外に使用済燃料ピットポンプの全台停止等により冷却機能が喪失した場合若しくは使用済燃料ピット温度が60°Cを超える場合、又は使用済燃料ピット水位が計画外にT.P.32.58m以下まで低下している場合。</p>			<p>【大飯、女川】記載表現の相違 ・泊の可搬型大型送水ポンプ車は、海水と淡水が選択可能なため「海水を用いた」と記載し手段を識別している。</p> <p>【大飯】 記載表現の相違（女川審査実績の反映）</p> <p>【女川】 設備の相違（相違理由①、⑤）</p> <p>【大飯】 記載方針の相違（相違理由④）</p> <p>【大飯】 設備の相違（相違理由⑤）</p> <p>【大飯】 運用の相違（相違理由②）</p> <p>【女川】 記載表現の相違</p> <p>・泊は手順着手の判断基準となる使用済燃料ピットの温度及び水位を記載している。（大飯3/4号炉と同様）</p>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
【比較のため1.11.2.1(8)の記載より再掲】			
<p>b. 操作手順 送水車による海水から使用済燃料ピットへの注水手順の概要は以下のとおり。</p> <p>概略系統を第1.11.21図に、タイムチャートを第1.11.22図に、ホース敷設ルート図を第1.11.23図に示す。</p> <p>① 発電所対策本部長は、手順着手の判断基準に基づき緊急安全対策要員へ海水から使用済燃料ピットへの注水の準備を指示する。</p> <p>② 緊急安全対策要員は、現場で送水車を配置するとともに可搬型ホースを準備し、所定の位置に移動する。</p> <p>③ 緊急安全対策要員は、現場で送水車から使用済燃料ピットへの可搬型ホースの敷設及び接続を行う。</p> <p>④ 緊急安全対策要員は、準備完了を発電所対策本部長へ報告する。</p>	<p>(b) 操作手順 燃料プール代替注水系（可搬型）による使用済燃料プールへの注水手順の概要（原子炉建屋大物搬入口経由）は以下のとおり（原子炉建屋扉を経由して使用済燃料プールへ注水する場合も同様）。 なお、ホース敷設ルートとして原子炉建屋大物搬入口経由を優先することとし、使用できない場合は原子炉建屋扉を経由する。手順の対応フローを第1.11-2図、第1.11-3図及び第1.11-4図に、概要図を第1.11-9図に、タイムチャートを第1.11-10図に示す。</p> <p>① 発電課長は、手順着手の判断基準に基づき、発電所対策本部に燃料プール代替注水系（可搬型）による使用済燃料プールへの注水の準備開始を依頼する。</p> <p>② 発電課長は、運転員に燃料プール代替注水系（可搬型）を使用した使用済燃料プールへの注水の準備開始を指示する。</p> <p>③ 運転員（中央制御室）Aは、中央制御室にて燃料プール代替注水系（可搬型）を使用した使用済燃料プールへの注水に必要な監視計器の電源が確保されていることを状態表示にて確認する。</p> <p>④ 運転員（現場）B、C及び重大事故等対応要員は、現場にて大容量送水ポンプ（タイプI）の設置及びホースの敷設、接続を実施し、発電所対策本部へ報告する。また、発電所対策本部は、発電課長へ連絡する。</p>	<p>(b) 操作手順 海水を用いた可搬型大型送水ポンプ車による使用済燃料ピットへの注水手順の概要は以下のとおり。</p> <p>概要図を第1.11.11図に、タイムチャートを第1.11.12図に、ホース敷設ルート図を第1.11.13図に示す。</p> <p>① 発電課長（当直）は、手順着手の判断基準に基づき、災害対策要員及び災害対策要員（支援）に海水を用いた可搬型大型送水ポンプ車による使用済燃料ピットへの注水の準備開始を指示する。</p> <p>② 災害対策要員及び災害対策要員（支援）は、現場で資機材の保管場所へ移動し、可搬型大型送水ポンプ車及び可搬型ホースを所定の位置に移動する。</p> <p>③ 灾害対策要員（支援）は、現場で可搬型ホースを使用済燃料ピットまで敷設する。燃料取扱棟内の作業環境が悪化し、使用済燃料ピットまでの可搬型ホース敷設が困難な場合は、使用済燃料ピット冷却用注水配管・接続口を使用する。</p> <p>④ 灾害対策要員は、現場でホース延長・回収車（送水車用）にて可搬型ホースを敷設する。</p> <p>⑤ 灾害対策要員は、現場で海水取水箇所附近に可搬型大型送水ポンプ車を設置する。</p> <p>⑥ 灾害対策要員は、現場で可搬型大型送水ポンプ車から水中ポンプを取り出し、可搬型ホースと接続後、海水取水箇所に水中ポンプを水面より低く、かつ着底しない位置に設置する。</p> <p>⑦ 灾害対策要員及び災害対策要員（支援）は、海水を用いた可搬型大型送水ポンプ車による使用済燃料ピットへの注水準備が完了したことを発電課長（当直）へ報告する。</p>	<p>【大飯、女川】記載表現の相違 【女川】記載方針の相違 ・泊の操作手順は2つあるホース敷設ルート共通の手順を記載している。</p> <p>【女川】運用の相違 ・泊は発電課長（当直）が手順着手を判断し、作業員に作業開始を指示する。（女川の操作手順⑤、⑥も同様）</p> <p>【大飯】 記載表現の相違（女川審査実績の反映）</p> <p>【女川】記載方針の相違 ・監視計器を含めた電源の健全性確認は、手順着手の判断前に確認している事項のため、操作手順には記載しない。（大飯3/4号炉と同様）</p> <p>【大飯、女川】記載表現の相違 ・大飯は、送水車の設置、可搬型ホース敷設及び準備完了報告に関する内容を②～④で記載している。 ・女川は、大容量送水ポンプ（タイプI）の設置、ホース敷設及び準備完了報告に関する内容を④で記載している。 ・泊は、可搬型大型送水ポンプ車の設置、可搬型ホース敷設及び注水準備完了報告に関する内容を②～⑦で記載しており、他の審査項目の可搬型大型送水ポンプの手順と記載表現を統一している。</p> <p>【女川】設備の相違（相違理由①） 【大飯】 記載方針の相違（相違理由④）</p>

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
【比較のため1.11.2.1(8)の記載より再掲】			
<p>⑤ 発電所対策本部長は、1次系純水タンクから使用済燃料ピットへの注水ができない場合又は1次系純水タンクから使用済燃料ピットへの注水を実施しても水位低下が継続する場合、緊急安全対策要員へ海水から使用済燃料ピットへの注水開始を指示する。</p> <p>⑥ 緊急安全対策要員は、現場で送水車を起動し、運転状態に異常がないことを確認する。</p> <p>⑦ 緊急安全対策要員は、現場で使用済燃料ピット水位が通常水位から-1m程度の範囲内になるように注水流量を調整する。</p> <p>⑧ 緊急安全対策要員は、現場で送水車の運転状態及び使用済燃料ピット水位を確認し、使用済燃料ピットへの注水を開始したことを発電所対策本部長へ報告する。</p> <p>⑨ 発電所対策本部長は、当直課長へ使用済燃料ピット水位等の監視を指示する。</p> <p>⑩ 運転員等は、中央制御室で使用済燃料ピット水位、使用済燃料ピット温度、使用済燃料ピット水位（AM用）、可搬式使用済燃料ピット水位、使用済燃料ピット温度（AM用）のほかに使用済燃料ピット区域エリアモニタ、可搬式使用済燃料ピット区域周辺エリアモニタ及び使用済燃料ピット監視カメラにより監視し、貯蔵槽内燃料体等が冷却状態にあることを確認する。</p> <p>⑪ 緊急安全対策要員は、現場で送水車の運転状態を継続して監視し、定格負荷運転における給油間隔を目安に燃料の給油を実施する（燃料を給油しない場合、送水車は約5.4時間の運転が可能。）。</p>	<p>⑤ 発電課長は、現場でのホース敷設、接続完了を確認後、発電所対策本部に大容量送水ポンプ（タイプI）による送水開始を依頼する。</p> <p>⑥ 重大事故等対応要員は、現場にて大容量送水ポンプ（タイプI）の起動及び燃料プール注水・スプレイ弁の開操作を実施し、燃料プール代替注水系（可搬型）による使用済燃料プールへの注水開始を、発電所対策本部へ報告する。また、発電所対策本部は発電課長へ連絡する。</p> <p>⑦ 運転員（中央制御室）Aは、使用済燃料プールへの注水が開始されたことを使用済燃料プール水位／温度（ヒートサーモ式）、使用済燃料プール水位／温度（ガイドバルス式）、使用済燃料プール上部空間放射線モニタ（高線量、低線量）及び使用済燃料プール監視カメラにより確認し、発電課長に報告する。</p> <p>⑧ 発電課長は、使用済燃料プール水位が水位低レベルから水位低レベルより約300mm低い位置の間で維持できるよう、発電所対策本部へ大容量送水ポンプ（タイプI）による間欠注水又は現場での流量調整を依頼する。</p>	<p>⑧ 発電課長（当直）は、電動機駆動消火ポンプ又はディーゼル駆動消火ポンプによる使用済燃料ピットへの注水ができない場合又は使用済燃料ピットへの注水を実施しても水位低下が継続する場合、災害対策要員へ海水を用いた可搬型大型送水ポンプ車による使用済燃料ピットへの注水開始を指示する。</p> <p>⑨ 災害対策要員は、現場で可搬型大型送水ポンプ車を起動し、使用済燃料ピットへの注水を開始するとともに、可搬型大型送水ポンプ車の運転状態に異常がないことを確認する。</p> <p>⑩ 災害対策要員は、現場で使用済燃料ピット水位を確認し、使用済燃料ピットへの注水を開始したことを発電課長（当直）へ報告する。</p> <p>⑪ 発電課長（当直）は、運転員へ使用済燃料ピット水位等の監視を指示する。</p> <p>⑫ 運転員（中央制御室）Aは、中央制御室で使用済燃料ピット水位、使用済燃料ピット温度、使用済燃料ピット水位（AM用）、使用済燃料ピット水位（可搬型）、使用済燃料ピット温度（AM用）の他に使用済燃料ピットエリアモニタ、使用済燃料ピット可搬型エリアモニタ及び使用済燃料ピット監視カメラにより監視し、使用済燃料ピット内の燃料体等が冷却状態にあることを確認する。</p> <p>⑬ 発電課長（当直）は、使用済燃料ピット水位が通常水位の範囲内で維持できるよう、災害対策要員へ可搬型大型送水ポンプ車による間欠注水又は現場での流量調整を指示する。</p> <p>⑭ 災害対策要員は、現場で可搬型大型送水ポンプ車の運転状態を継続して監視し、定格負荷運転における給油間隔を目安に燃料の給油を実施する。（燃料を給油しない場合、可搬型大型送水ポンプ車は約5.5時間の運転が可能。）</p>	<p>【大飯】記載表現の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 泊は可搬型大型送水ポンプ車起動後の運転状態の確認手順を記載している。 <p>【女川】記載表現の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 泊は可搬型大型送水ポンプ車の運転状態確認を操作手順⑨に記載。 <p>【大飯】記載表現の相違</p> <p>【女川】記載表現の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 泊は後段目に注水開始後の使用済燃料ピット水位の維持操作について記載。 <p>【大飯】記載表現の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 泊は可搬型大型送水ポンプ車の運転状態確認を操作手順⑨に記載。 <p>【女川】記載表現の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 監視計器により、使用済燃料ピットの状態を確認する手順に相違なし。 <p>【大飯】記載表現の相違</p> <p>【大飯】記載表現の相違</p> <p>【女川】記載表現の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 泊の「通常水位の範囲内」の具体的な目標値については添付資料1.11.23「解釈一覧」に記載する。 <p>【女川】記載方針の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 泊は燃料補給が必要な設備に対して燃料補給を実施する手順を記載している。 <p>【大飯】設備の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 燃費は相違するが、燃料が枯渇する前に継続して燃料補給を行うことと相違なし。

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
【比較のため1.11.2.1(8)の記載より再掲】			
c. 操作の成立性 上記の現場対応は1ユニット当たり緊急安全対策要員5名により作業を実施し、所要時間は、約2.7時間と想定する。 円滑に作業できるように、移動経路を確保し、可搬型照明、通信設備等を整備する。 可搬型ホース等の取付けについては速やかに作業ができるよう送水車の保管場所に可搬型ホース等を配備する。 作業環境の周囲温度は通常運転状態と同程度である。 また、海水から使用済燃料ピットへの注水時に構内のアクセス状況を考慮して可搬型ホースを敷設し、移送ルートを確保する。 原子炉停止後に取り出された全炉心分の燃料、以前から貯蔵している使用済燃料が、使用済燃料ピットの熱負荷が最大となるような組合せで貯蔵される場合の崩壊熱を条件として評価した想定事故1及び想定事故2のうち、いずれかが発生した場合であっても、重大事故等への対応操作により、放射線の遮蔽を維持できない水位に達する前に注水を開始でき、かつ蒸発水量以上の流量で注水するため使用済燃料ピットの水位を維持し、貯蔵槽内燃料体等を冷却、放射線を遮蔽する。	(c) 操作の成立性 上記の操作は、運転員（中央制御室）1名、運転員（現場）2名及び重大事故等対応要員10名にて作業を実施し、作業開始を判断してから燃料プール代替注水系（可搬型）による使用済燃料プールへの注水開始まで380分以内で可能である。 円滑に作業できるように、移動経路を確保し、防護具、照明及び通信連絡設備を整備する。 また、速やかに作業が開始できるよう、原子炉建屋内で使用する資機材は作業場所近傍に配備する。大容量送水ポンプ（タイプ1）からのホースの接続は、汎用の結合金具であり、十分な作業スペースを確保していることから、容易に実施可能である。 また、車両付属の作業用照明及び可搬型照明（ヘッドライト及び懐中電灯）を用いることで、夜間における作業性についても確保している。	(c) 操作の成立性 上記の操作は、災害対策要員6名及び災害対策要員（支援）2名にて作業を実施し、作業開始を判断してから海水を用いた可搬型大型送水ポンプ車による使用済燃料ピットへの注水開始まで200分以内で可能である。 また、使用済燃料ピット内のみに燃料体を貯蔵している期間中においては、災害対策要員3名及び災害対策要員（支援）2名にて作業を実施し、作業開始を判断してから海水を用いた可搬型大型送水ポンプ車による使用済燃料ピットへの注水開始まで250分以内で可能である。 円滑に作業できるように、移動経路を確保し、防護具、照明及び通信連絡設備を整備する。 また、速やかに作業が開始できるよう、使用する資機材は可搬型大型送水ポンプ車の保管場所及び作業場所近傍に配備する。可搬型大型送水ポンプ車からのホースの接続は、汎用の結合金具であり、十分な作業スペースを確保していることから、容易に実施可能である。 また、車両付属の作業用照明及び可搬型照明（ヘッドライト及び懐中電灯）を用いることで、夜間における作業性についても確保している。 作業環境の周囲温度は通常運転時と同程度である。 また、海水を用いた可搬型大型送水ポンプ車による使用済燃料ピットへの注水時に構内のアクセス状況を考慮して可搬型ホースを敷設し、移送ルートを確保する。	【大飯】 記載表現の相違（女川審査実績の反映） 【女川】 記載表現の相違 ・泊は他の審査項目と記載表現を統一。
(添付資料 1.11.3、1.11.11)	(添付資料 1.11.3)	(添付資料 1.11.4、1.11.9)	【大飯】 記載表現の相違（女川審査実績の反映） 【大飯】 記載表現の相違（玄海審査実績の反映）

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

1.11 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための手順等

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>(5) ポンプ車によるNo.3淡水タンクから使用済燃料ピットへの注水</p> <p>使用済燃料ピットの冷却機能又は注水機能が喪失し、又は使用済燃料ピットに接続する配管が破損し、使用済燃料ピット水の小規模な漏えいが発生した場合に、ポンプ車を使用し、No.3淡水タンクから使用済燃料ピットへ注水する手順を整備する。</p> <p>a. 手順着手の判断基準</p> <p>計画外に使用済燃料ピットポンプの全台停止等により冷却機能が喪失した場合若しくは使用済燃料ピット温度が50°Cを超える場合、又は使用済燃料ピット水位が計画外にE.L.+33.06m以下まで低下している場合。</p> <p>b. 操作手順</p> <p>ポンプ車によるNo.3淡水タンクから使用済燃料ピットへの注水手順の概要是以下のとおり。概略系統を第1.11.13図に、タイムチャートを第1.11.14図に、ホース敷設ルート図を第1.11.15図に示す。</p> <p>① 発電所対策本部長は、手順着手の判断基準に基づき緊急安全対策要員へポンプ車によるNo.3淡水タンクから使用済燃料ピットへの注水の準備を指示する。</p> <p>② 緊急安全対策要員は、現場でポンプ車及び可搬型ホースを準備し、所定の位置に移動する。</p> <p>③ 緊急安全対策要員は、現場でポンプ車及び可搬型ホースを配置し、敷設を行い、準備完了を発電所対策本部長へ報告する。</p>	<p>【比較のため再掲（比較表 p.1.11-26 より）】</p> <p>a. 燃料プール代替注水系（常設配管）による使用済燃料プールへの注水</p> <p>使用済燃料プールの冷却機能又は注水機能の喪失、又は使用済燃料プールの小規模な水の漏えいが発生した場合に、代替淡水源（淡水貯水槽（No.1）及び淡水貯水槽（No.2））を水源として燃料プール代替注水系（常設配管）を使用した大容量送水ポンプ（タイプI）により使用済燃料プールへ注水する。</p>	<p>f. 代替給水ピットを水源とした可搬型大型送水ポンプ車による使用済燃料ピットへの注水</p> <p>使用済燃料ピットの冷却機能又は注水機能の喪失、又は使用済燃料ピットの小規模な水の漏えいが発生した場合に、代替給水ピットを水源として可搬型大型送水ポンプ車により使用済燃料ピットへ注水する（燃料取扱棟内の作業環境が悪化し、使用済燃料ピットまでの可搬型ホース敷設が困難な場合は、使用済燃料ピット冷却用注水配管・接続口を使用する）。</p> <p>(a) 手順着手の判断基準</p> <p>計画外に使用済燃料ピットポンプの全台停止等により冷却機能が喪失した場合若しくは使用済燃料ピット温度が60°Cを超える場合、又は使用済燃料ピット水位が計画外にT.P.32.58m以下まで低下している場合。</p> <p>(b) 操作手順</p> <p>代替給水ピットを水源とした可搬型大型送水ポンプ車による使用済燃料ピットへの注水手順の概要是以下のとおり。概要図を第1.11.14図に、タイムチャートを第1.11.15図に、ホース敷設ルート図を第1.11.16図に示す。</p> <p>① 発電課長（当直）は、手順着手の判断基準に基づき、災害対策要員及び災害対策要員（支援）に代替給水ピットを水源とした可搬型大型送水ポンプ車による使用済燃料ピットへの注水の準備開始を指示する。</p> <p>② 災害対策要員及び災害対策要員（支援）は、現場で資機材の保管場所へ移動し、可搬型大型送水ポンプ車及び可搬型ホースを所定の位置に移動する。</p> <p>③ 災害対策要員（支援）は、現場で可搬型ホースを使用済燃料ピットまで敷設する。燃料取扱棟内の作業環境が悪化し、使用済燃料ピットまでの可搬型ホース敷設が困難な場合は、使用済燃料ピット冷却用注水配管・接続口を使用する。</p> <p>④ 災害対策要員は、現場でホース延長・回収車（送水車用）にて可搬型ホースを敷設する。</p> <p>⑤ 災害対策要員は、代替給水ピット近傍に可搬型大型送水ポンプ車を設置し、可搬型大型送水ポンプ車の吸管を代替給水ピットへ挿入する。</p> <p>⑥ 災害対策要員及び災害対策要員（支援）は、代替給水ピットを水源とした可搬型大型送水ポンプ車による使用済燃料ピットへの注水準備が完了したことを発電課長（当直）へ報告する。</p>	<p>【大飯】設備の相違（相違理由③）</p> <p>【大飯】記載表現の相違（女川審査実績の反映）</p> <p>【大飯】設備の相違（相違理由③）</p> <p>【女川】設備の相違（相違理由①）</p> <p>【大飯】記載方針の相違（相違理由④）</p> <p>【大飯】設備の相違（相違理由⑤）</p> <p>【大飯】設備の相違（相違理由③）</p> <p>【大飯】記載表現の相違（女川審査実績の反映）</p> <p>【大飯】設備の相違（相違理由③）</p> <p>【大飯】記載表現の相違（女川審査実績の反映）</p> <p>【大飯】設備の相違（相違理由③）</p> <p>【大飯】記載表現の相違（女川審査実績の反映）</p> <p>【大飯】記載方針の相違（相違理由④）</p>

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

1.11 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための手順等

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>④ 発電所対策本部長は、緊急安全対策要員へN○. 3淡水タンクから使用済燃料ピットへの注水開始を指示する。</p> <p>⑤ 緊急安全対策要員は、現場で淡水タンクブロー弁の開操作を行う。</p> <p>⑥ 緊急安全対策要員は、現場でポンプ車を起動し、使用済燃料ピットへの注水を開始する。</p> <p>⑦ 緊急安全対策要員は、現場で使用済燃料ピット水位が通常水位から-1m程度の範囲内になるように注水流量を調整する。</p> <p>⑧ 緊急安全対策要員は、現場でポンプ車の運転状態及び使用済燃料ピット水位を確認し、使用済燃料ピットへの注水を開始したことを発電所対策本部長へ報告する。</p> <p>⑨ 発電所対策本部長は、当直課長へ使用済燃料ピット水位等の監視を指示する。</p> <p>⑩ 運転員等は、中央制御室で使用済燃料ピット水位、使用済燃料ピット温度、使用済燃料ピット水位(AM用)、可搬式使用済燃料ピット水位、使用済燃料ピット温度(AM用)のほかに使用済燃料ピット区域エリアモニタ、可搬式使用済燃料ピット区域周辺エリアモニタ及び使用済燃料ピット監視カメラにより監視し、貯蔵槽内燃料体等が冷却状態にあることを確認する。</p> <p>c. 操作の成立性 上記の現場対応は1ユニット当たり緊急安全対策要員4名により作業を実施し、所要時間は、約4.8時間と想定する。</p>		<p>⑦ 発電課長（当直）は、災害対策要員へ代替給水ピットを水源とした可搬型大型送水ポンプ車による使用済燃料ピットへの注水開始を指示する。</p> <p>⑧ 災害対策要員は、現場で可搬型大型送水ポンプ車を起動し、使用済燃料ピットへの注水を開始するとともに、可搬型大型送水ポンプ車の運転状態に異常がないことを確認する。</p> <p>⑨ 災害対策要員は、現場で使用済燃料ピット水位を確認し、使用済燃料ピットへの注水を開始したことを発電課長（当直）へ報告する。</p> <p>⑩ 発電課長（当直）は、運転員へ使用済燃料ピット水位等の監視を指示する。</p> <p>⑪ 運転員（中央制御室）Aは、中央制御室で使用済燃料ピット水位、使用済燃料ピット温度、使用済燃料ピット水位(AM用)、使用済燃料ピット水位(可搬型)、使用済燃料ピット温度(AM用)の他に使用済燃料ピットエリアモニタ、使用済燃料ピット可搬型エリアモニタ及び使用済燃料ピット監視カメラにより監視し、使用済燃料ピット内の燃料体等が冷却状態にあることを確認する。</p> <p>⑫ 発電課長（当直）は、使用済燃料ピット水位が通常水位の範囲内で維持できるよう、災害対策要員へ可搬型大型送水ポンプ車による間欠注水又は現場での流量調整を指示する。</p> <p>⑬ 災害対策要員は、現場で可搬型大型送水ポンプ車の運転状態を継続して監視し、定格負荷運転時における給油間隔を目安に燃料の給油を実施する。（燃料を給油しない場合、可搬型大型送水ポンプ車は約5.5時間の運転が可能。）</p> <p>(c) 操作の成立性 上記の操作は、災害対策要員6名及び災害対策要員（支援）2名にて作業を実施し、作業開始を判断してから代替給水ピットを水源とした可搬型大型送水ポンプ車による使用済燃料ピットへの注水開始まで115分以内で可能である。</p>	<p>【大飯】設備の相違 ・泊は吸管により水を汲み上げるため、弁操作不要。</p> <p>【大飯】記載表現の相違 ・大飯はポンプ車の運転状態確認を操作手順⑧に記載。</p> <p>【大飯】 記載箇所の相違(女川審査実績の反映) ・泊は後段⑩に注水開始後の使用済燃料ピット水位の維持操作について記載。</p> <p>【大飯】記載表現の相違 ・泊は可搬型大型送水ポンプ車の運転状態確認を操作手順⑩に記載。</p> <p>【大飯】記載表現の相違</p> <p>【大飯】 記載箇所の相違(女川審査実績の反映)</p> <p>【大飯】 記載表現の相違(女川審査実績の反映)</p> <p>【大飯】 記載表現の相違(女川審査実績の反映)</p>

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

1.11 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための手順等

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
円滑に作業できるように、移動経路を確保し、可搬型照明、通信設備等を整備する。		<p>また、使用済燃料ピット内のみに燃料体を貯蔵している期間中においては、災害対策要員3名及び災害対策要員（支援）2名にて作業を実施し、作業開始を判断してから代替給水ピットを水源とした可搬型大型送水ポンプ車による使用済燃料ピットへの注水開始まで150分以内で可能である。</p> <p>円滑に作業できるように、移動経路を確保し、防護具、照明及び通信連絡設備を整備する。</p> <p>また、速やかに作業が開始できるよう、使用する資機材は可搬型大型送水ポンプ車の保管場所及び作業場所近傍に配備する。可搬型大型送水ポンプ車からのホースの接続は、汎用の結合金具であり、十分な作業スペースを確保していることから、容易に実施可能である。</p> <p>また、車両付属の作業用照明及び可搬型照明（ヘッドライト及び懐中電灯）を用いることで、夜間における作業性についても確保している。</p> <p>作業環境の周囲温度は通常運転状態と同程度である。</p> <p>また、ポンプ車によるNo.3淡水タンクから使用済燃料ピットへの注水時に構内のアクセス状況を考慮して可搬型ホースを敷設し、移送ルートを確保する。</p> <p>原子炉停止後に取り出された全炉心分の燃料、以前から貯蔵している使用済燃料が、使用済燃料ピットの熱負荷が最大となるような組合せで貯蔵される場合の崩壊熱を条件として評価した想定事故1及び想定事故2のうち、いずれかが発生した場合であっても、重大事故等への対応操作により、放射線の遮蔽を維持できない水位に達する前に注水を開始でき、かつ蒸発水量以上の流量で注水するため使用済燃料ピットの水位を維持し、貯蔵槽内燃料体等を冷却、放射線を遮蔽する。</p>	<p>【大飯】記載方針の相違 泊は、海水を用いた可搬型大型送水ポンプ車による使用済燃料ピットへの注水と同様に災害対策要員6名の手順と災害対策要員3名の手順を整備している。 【大飯】記載表現の相違(女川審査実績の反映)</p>
作業環境の周囲温度は通常運転状態と同程度である。 また、ポンプ車によるNo.3淡水タンクから使用済燃料ピットへの注水時に構内のアクセス状況を考慮して可搬型ホースを敷設し、移送ルートを確保する。		<p>また、速やかに作業が開始できるよう、使用する資機材は可搬型大型送水ポンプ車の保管場所及び作業場所近傍に配備する。可搬型大型送水ポンプ車からのホースの接続は、汎用の結合金具であり、十分な作業スペースを確保していることから、容易に実施可能である。</p> <p>また、車両付属の作業用照明及び可搬型照明（ヘッドライト及び懐中電灯）を用いることで、夜間における作業性についても確保している。</p> <p>作業環境の周囲温度は通常運転時と同程度である。</p> <p>また、代替給水ピットを水源とした可搬型大型送水ポンプ車による使用済燃料ピットへの注水時に構内のアクセス状況を考慮して可搬型ホースを敷設し、移送ルートを確保する。</p> <p>発電用原子炉停止後に取り出された全炉心分の燃料及び以前から貯蔵している使用済燃料が、使用済燃料ピットの熱負荷が最大となるような組合せで貯蔵される場合の崩壊熱を条件として評価した想定事故1及び想定事故2が発生した場合であっても、重大事故等への対応操作により、放射線の遮蔽を維持できる最低水位に到達する前に注水を開始でき、かつ使用済燃料ピットの蒸発水量以上の流量で注水するため使用済燃料ピットの水位を維持し、使用済燃料ピット内の燃料体等を冷却し、放射線を遮蔽し、及び臨界を防止することが可能である。</p>	<p>【大飯】記載表現の相違(女川審査実績の反映)</p>
(添付資料1.11.3、1.11.8)		(添付資料1.11.4、1.11.10)	
(6) ポンプ車によるNo.2淡水タンクから使用済燃料ピットへの注水	<p>【比較のため再掲（比較表p.1.11-26より）】</p> <p>a. 燃料プール代替注水系（常設配管）による使用済燃料プールへの注水</p> <p>使用済燃料プールの冷却機能又は注水機能の喪失、又は使用済燃料ピットに接続する配管が破損し、使用済燃料ピット水の小規模な漏えいが発生した場合に、ポンプ車を使用し、No.2淡水タンクから使用済燃料ピットへ注水する手順を整備する。</p>	<p>g. 原水槽を水源とした可搬型大型送水ポンプ車による使用済燃料ピットへの注水</p> <p>使用済燃料ピットの冷却機能又は注水機能の喪失、又は使用済燃料ピットの小規模な水の漏えいが発生した場合に、代替淡水源（淡水貯水槽（No.1）及び淡水貯水槽（No.2））を水源として燃料プール代替注水系（常設配管）を使用した大容量送水ポンプ（タイプI）により使用済燃料プールへ注水する。</p>	<p>【大飯】設備の相違（相違理由③） 【大飯】記載表現の相違(女川審査実績の反映) 【女川】設備の相違（相違理由①） 【大飯】記載方針の相違（相違理由④）</p>

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

1.11 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための手順等

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>a. 手順着手の判断基準 計画外に使用済燃料ピットポンプの全台停止等により冷却機能が喪失した場合若しくは使用済燃料ピット温度が 50°C を超える場合、又は使用済燃料ピット水位が計画外に E. L. +33.06m 以下まで低下している場合。</p> <p>b. 操作手順 ポンプ車による N o. 2 淡水タンク から使用済燃料ピットへの注水手順の概要は以下のとおり。概略系統を第 1.11.16 図に、タイムチャートを第 1.11.17 図に、ホース敷設ルート図を第 1.11.18 図に示す。</p> <p>① 発電所対策本部長は、手順着手の判断基準に基づき緊急安全対策要員へポンプ車による N o. 2 淡水タンク から使用済燃料ピットへの注水の準備を指示する。</p> <p>② 緊急安全対策要員は、現場でポンプ車及び可搬型ホースを準備し、所定の位置に移動する。</p> <p>③ 緊急安全対策要員は、現場でポンプ車及び可搬型ホースを配置し、敷設を行い、準備完了を発電所対策本部長へ報告する。</p> <p>④ 発電所対策本部長は、緊急安全対策要員へ N o. 2 淡水タンク から使用済燃料ピットへの注水開始を指示する。</p> <p>⑤ 緊急安全対策要員は、現場で淡水タンクブロー弁の開操作を行う。</p> <p>⑥ 緊急安全対策要員は、現場でポンプ車を起動し、使用済燃料ピットへの注水を開始する。</p>		<p>(a) 手順着手の判断基準 計画外に使用済燃料ピットポンプの全台停止等により冷却機能が喪失した場合若しくは使用済燃料ピット温度が 60°C を超える場合、又は使用済燃料ピット水位が計画外に T. P. 32.58m 以下まで低下している場合。</p> <p>(b) 操作手順 原水槽を水源とした可搬型大型送水ポンプ車による使用済燃料ピットへの注水手順の概要は以下のとおり。概要図を第 1.11.17 図に、タイムチャートを第 1.11.18 図に、ホース敷設ルート図を第 1.11.19 図に示す。</p> <p>① 発電課長（当直）は、手順着手の判断基準に基づき、災害対策要員及び災害対策要員（支援）に原水槽を水源とした可搬型大型送水ポンプ車による使用済燃料ピットへの注水準備開始を指示する。</p> <p>② 災害対策要員及び災害対策要員（支援）は、現場で資機材の保管場所へ移動し、可搬型大型送水ポンプ車及び可搬型ホースを所定の位置に移動する。</p> <p>③ 災害対策要員（支援）は、現場で可搬型ホースを使用済燃料ピットまで敷設する。燃料取扱棟内の作業環境が悪化し、使用済燃料ピットまでの可搬型ホース敷設が困難な場合は、使用済燃料ピット冷却用注水配管・接続口を使用する。</p> <p>④ 災害対策要員は、現場でホース延長・回収車（送水車用）にて可搬型ホースを敷設する。</p> <p>⑤ 災害対策要員は、現場で原水槽マンホール近傍に可搬型大型送水ポンプ車を設置し、可搬型大型送水ポンプ車の吸管を原水槽マンホールへ挿入する。</p> <p>⑥ 災害対策要員及び災害対策要員（支援）は、原水槽を水源とした可搬型大型送水ポンプ車による使用済燃料ピットへの注水準備が完了したことを発電課長（当直）へ報告する。</p> <p>⑦ 発電課長（当直）は、災害対策要員へ原水槽を水源とした可搬型大型送水ポンプ車による使用済燃料ピットへの注水開始を指示する。</p> <p>⑧ 災害対策要員は、現場で可搬型大型送水ポンプ車を起動し、使用済燃料ピットへの注水を開始するとともに、可搬型大型送水ポンプ車の運転状態に異常がないことを確認する。</p>	<p>【大飯】設備の相違（相違理由⑤）</p> <p>【大飯】設備の相違（相違理由③）</p> <p>【大飯】設備の相違（相違理由③）</p> <p>【大飯】記載表現の相違(女川審査実績の反映)</p> <ul style="list-style-type: none"> 大飯は、ポンプ車の設置、可搬型ホース敷設及び準備完了報告に関する内容を②～③で記載している。 泊は、可搬型大型送水ポンプ車の設置、可搬型ホース敷設及び注水準備完了報告に関する内容を②～⑥で記載しており、他の審査項目の可搬型大型送水ポンプの手順と記載表現を統一している。 <p>【女川】設備の相違（相違理由①）</p> <p>【大飯】記載方針の相違（相違理由④）</p> <p>【大飯】設備の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 泊は吸管により水を汲み上げるため、弁操作不要。 <p>【大飯】記載表現の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 大飯はポンプ車の運転状態確認を操作手順⑧に記載。

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

1.11 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための手順等

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>⑦ 緊急安全対策要員は、現場で使用済燃料ピット水位が通常水位から-1m程度の範囲内になるように注水流量を調整する。</p> <p>⑧ 緊急安全対策要員は、現場でポンプ車の運転状態及び使用済燃料ピット水位を確認し、使用済燃料ピットへの注水を開始したことを発電所対策本部長へ報告する。</p> <p>⑨ 発電所対策本部長は、当直課長へ使用済燃料ピット水位等の監視を指示する。</p> <p>⑩ 運転員等は、中央制御室で使用済燃料ピット水位、使用済燃料ピット温度、使用済燃料ピット水位(AM用)、可搬式使用済燃料ピット水位、使用済燃料ピット温度(AM用)のほかに使用済燃料ピット区域エリアモニタ、可搬式使用済燃料ピット区域周辺エリアモニタ及び使用済燃料ピット監視カメラにより監視し、貯蔵槽内燃料体等が冷却状態にあることを確認する。</p> <p>c. 操作の成立性 上記の現場対応は1ユニット当たり緊急安全対策要員4名により作業を実施し、所要時間は、約4.8時間と想定する。</p> <p>円滑に作業できるように、移動経路を確保し、可搬型照明、通信設備等を整備する。</p>		<p>⑨ 災害対策要員は、使用済燃料ピット水位を確認し、使用済燃料ピットへの注水を開始したことを発電課長(当直)へ報告する。</p> <p>⑩ 発電課長(当直)は、運転員へ使用済燃料ピット水位等の監視を指示する。</p> <p>⑪ 運転員(中央制御室)Aは、中央制御室で使用済燃料ピット水位、使用済燃料ピット温度、使用済燃料ピット水位(AM用)、使用済燃料ピット水位(可搬型)、使用済燃料ピット温度(AM用)の他に使用済燃料ピットエリアモニタ、使用済燃料ピット可搬型エリアモニタ及び使用済燃料ピット監視カメラにより監視し、使用済燃料ピット内の燃料体等が冷却状態にあることを確認する。</p> <p>⑫ 発電課長(当直)は、使用済燃料ピット水位が通常水位の範囲内で維持できるよう、災害対策要員へ可搬型大型送水ポンプ車による間欠注水又は現場での流量調整を指示する。</p> <p>⑬ 発電課長(当直)は、2次系純水タンク又はろ過水タンクから原水槽への補給を発電所対策本部長に依頼する。</p> <p>⑭ 災害対策要員は、現場で可搬型大型送水ポンプ車の運転状態を継続して監視し、定格負荷運転における給油間隔を目安に燃料の給油を実施する。(燃料を給油しない場合、可搬型大型送水ポンプ車は約5.5時間の運転が可能。)</p> <p>(c) 操作の成立性 上記の操作は、災害対策要員6名及び災害対策要員(支援)2名にて作業を実施し、作業開始を判断してから原水槽を水源とした可搬型大型送水ポンプ車による使用済燃料ピットへの注水開始まで200分以内で可能である。 また、使用済燃料ピット内のみに燃料体を貯蔵している期間中においては、災害対策要員3名及び災害対策要員(支援)2名にて作業を実施し、作業開始を判断してから原水槽を水源とした可搬型大型送水ポンプ車による使用済燃料ピットへの注水開始まで225分以内で可能である。 円滑に作業できるように、移動経路を確保し、防護具、照明及び通信連絡設備を整備する。</p>	<p>【大飯】記載箇所の相違(女川審査実績の反映) ・泊は後段⑩に注水開始後の使用済燃料ピット水位の維持操作について記載。</p> <p>【大飯】記載表現の相違 ・泊は可搬型大型送水ポンプ車の運転状態確認を操作手順⑫に記載。</p> <p>【大飯】記載箇所の相違(女川審査実績の反映)</p> <p>【大飯】設備の相違（相違理由⑬）</p> <p>【大飯】記載表現の相違(女川審査実績の反映)</p> <p>【大飯】記載表現の相違(女川審査実績の反映)</p> <p>【大飯】記載表現の相違(女川審査実績の反映)</p> <p>【大飯、女川】記載方針の相違 泊は、海水を用いた可搬型大型送水ポンプ車による使用済燃料ピットへの注水と同様に災害対策要員6名の手順と災害対策要員3名の手順を整備している。</p>

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

1.11 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための手順等

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>作業環境の周囲温度は通常運転状態と同程度である。また、ポンプ車によるNo. 2淡水タンクから使用済燃料ピットへの注水時に構内のアクセス状況を考慮して可搬型ホースを敷設し、移送ルートを確保する。</p> <p>原子炉停止後に取り出された全炉心分の燃料、以前から貯蔵している使用済燃料が、使用済燃料ピットの熱負荷が最大となるような組合せで貯蔵される場合の崩壊熱を条件として評価した想定事故1及び想定事故2のうち、いずれかが発生した場合であっても、重大事故等への対応操作により、放射線の遮蔽を維持できない水位に達する前に注水を開始でき、かつ蒸発水量以上の流量で注水するため使用済燃料ピットの水位を維持し、貯蔵槽内燃料体等を冷却、放射線を遮蔽する。</p> <p>(添付資料 1.11.3、1.11.9)</p> <p>(7) 1次系純水タンクから使用済燃料ピットへの注水 使用済燃料ピットの冷却機能又は注水機能が喪失し、又は使用済燃料ピットに接続する配管が破損し、使用済燃料ピット水の小規模な漏えいが発生した場合に、1次系純水タンクから使用済燃料ピットへ注水する手順を整備する。 a. 手順着手の判断基準 計画外に使用済燃料ピットポンプの全台停止等により冷却機能が喪失した場合若しくは使用済燃料ピット温度が50°Cを超える場合、又は使用済燃料ピット水位が計画外にE.L.+33.06m以下まで低下している場合。 b. 操作手順 1次系純水タンクから使用済燃料ピットへの注水手順の概要是以下のとおり。概略系統を第1.11.19図に、タイムチャートを第1.11.20図に示す。 ① 発電所対策本部長は、手順着手の判断基準に基づき緊急安全対策要員へ1次系純水タンクから使用済燃料ピットへの注水の準備を指示する。 ② 緊急安全対策要員は、現場で1次系純水タンクから使用済燃料ピットへ注水する系統構成を実施し、準備完了を発電所対策本部長へ報告する。</p>	<p>c. ろ過水ポンプによる使用済燃料プールへの注水 使用済燃料プールの冷却機能又は注水機能の喪失、又は使用済燃料ピットの小規模な水の漏えいが発生した場合に、ろ過水タンクを水源として、ろ過水ポンプにより、ろ過水系配管、補給水系配管、残留熱除去系配管及び燃料プール冷却浄化系配管を経由して使用済燃料プールへ注水する。</p> <p>(a) 手順着手の判断基準 以下のいずれかの状況に至り、ろ過水ポンプが使用可能な場合※。 ・燃料プール水位低警報又は燃料プール温度高警報が発生した場合。 ・使用済燃料プールの冷却機能又は注水機能が喪失し、復旧が見込めない場合。 ※設備に異常がなく、電源及び水源（ろ過水タンク）が確保されている場合。</p> <p>(b) 操作手順 ろ過水ポンプによる使用済燃料プールへの注水手順の概要（残留熱除去系（A）配管使用）は以下のとおり（残留熱除去系（B）配管を使用して使用済燃料プールへ注水する</p>	<p>また、速やかに作業が開始できるよう、使用する資機材は可搬型大型送水ポンプ車の保管場所及び作業場所近傍に配備する。可搬型大型送水ポンプ車からのホースの接続は、汎用の結合金具であり、十分な作業スペースを確保していることから、容易に実施可能である。</p> <p>また、車両付属の作業用照明及び可搬型照明（ヘッドライト及び懐中電灯）を用いることで、夜間における作業性についても確保している。</p> <p>作業環境の周囲温度は通常運転時と同程度である。また、原水槽を水源とした可搬型大型送水ポンプ車による使用済燃料ピットへの注水時に構内のアクセス状況を考慮して可搬型ホースを敷設し、移送ルートを確保する。</p> <p>発電用原子炉停止後に取り出された全炉心分の燃料及び以前から貯蔵している使用済燃料が、使用済燃料ピットの熱負荷が最大となるような組合せで貯蔵される場合の崩壊熱を条件として評価した想定事故1及び想定事故2が発生した場合であっても、重大事故等への対応操作により、放射線の遮蔽を維持できる最低水位に到達する前に注水を開始でき、かつ使用済燃料ピットの蒸発水量以上の流量で注水するため使用済燃料ピットの水位を維持し、使用済燃料ピット内の燃料体等を冷却し、放射線を遮蔽し、及び臨界を防止することが可能である。</p>	<p>【大飯】 記載表現の相違(女川審査実績の反映)</p> <p>【大飯】 記載表現の相違(女川審査実績の反映)</p> <p>【大飯】 記載表現の相違(女川審査実績の反映)</p> <p>【大飯】 記載表現の相違(玄海審査実績の反映)</p> <p>【大飯】 記載箇所の相違 ・泊の同等の手順は1.11.2.1(i) c. にて整理しており、泊の記載場所にて比較する。（運用の相違（相違理由①）参照）</p> <p>【女川】 ・淡水を注水する機能としては泊の自主対策設備である電動機駆動消火ポンプ又はディーゼル駆動消火ポンプによる使用済燃料ピットへの注水手段と同様であるが、泊は消火設備を使用する手順であり、女川とは設備構成及び手順が大きく相違することから操作手順の比較は対象外とする。（自主対策設備による対応手段の相違）</p>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>③ 発電所対策本部長は、緊急安全対策要員へ1次系純水タンクから使用済燃料ピットへの注水開始を指示する。</p> <p>④ 緊急安全対策要員は、現場で1次系純水タンクから使用済燃料ピットへの注水を開始する。</p> <p>⑤ 緊急安全対策要員は、現場で使用済燃料ピット水位が通常水位から-1m程度の範囲内になるように注水流量を調整する。</p> <p>⑥ 緊急安全対策要員は、現場で使用済燃料ピット水位等を確認し、使用済燃料ピットへの注水を開始したことを発電所対策本部長へ報告する。</p> <p>⑦ 発電所対策本部長は、当直課長へ使用済燃料ピット水位等の監視を指示する。</p> <p>⑧ 運転員等は、中央制御室で使用済燃料ピット水位、使用済燃料ピット温度、使用済燃料ピット水位（AM用）、可搬式使用済燃料ピット水位、使用済燃料ピット温度（AM用）のほかに使用済燃料ピット区域エリアモニタ、可搬式使用済燃料ピット区域周辺エリアモニタ及び使用済燃料ピット監視カメラにより監視し、貯蔵槽内燃料体等が冷却状態にあることを確認する。</p> <p>c. 操作の成立性</p> <p>上記の現場対応は1ユニット当たり緊急安全対策要員3名により作業を実施し、所要時間は約60分と想定する。</p> <p>円滑に作業できるように、移動経路を確保し、可搬型照明、通信設備等を整備する。作業環境の周囲温度は通常運転状態と同程度である。</p> <p>原子炉停止後に取り出された全炉心分の燃料、以前から貯蔵している使用済燃料が、使用済燃料ピットの熱負荷が最大となるような組合せで貯蔵される場合の崩壊熱を条件として評価した想定事故1及び想定事故2のうち、いずれかが発生した場合であっても、重大事故等への対応操作により、放射線の遮蔽を維持できない水位に達する前に注水を開始でき、かつ蒸発水量以上の流量で注水するため使用済燃料ピットの水位を維持し、貯蔵槽内燃料体等を冷却、放射線を遮蔽する。</p> <p>(添付資料 1.11.3、1.11.10)</p> <p>(8) 海水から使用済燃料ピットへの注水</p> <p>使用済燃料ピットの冷却機能又は注水機能が喪失し、又は使用済燃料ピットに接続する配管が破損し、使用済燃料ピット水の小規模な漏えいが発生した場合に、送水車を用い、海水から使用済燃料ピットへ注水する手順を整備する。</p> <p>a. 手順着手の判断基準</p> <p>計画外に使用済燃料ピットポンプの全台停止等により冷却機能が喪失した場合若しくは使用済燃料ピット温度</p>	<p>手順も同様。)</p> <p>手順の対応フローを第1.11-2図、第1.11-3図及び第1.11-4図に、概要図を第1.11-11図に、タイムチャートを第1.11-12図に示す。</p> <p>① 発電課長は、手順着手の判断基準に基づき、運転員にろ過水ポンプによる使用済燃料プールへの注水準備開始を指示する。</p> <p>② 運転員（中央制御室）Aは、ろ過水ポンプによる使用済燃料プールへの注水に必要なポンプ、電動弁及び監視計器の電源並びに電源容量が確保されていることを状態表示にて確認する。</p> <p>③ 運転員（中央制御室）Aは、復水補給水バイパス流防止として、T/B緊急時隔離弁、R/BB1F緊急時隔離弁及びR/B1F緊急時隔離弁の全閉操作を実施する。</p> <p>④ 運転員（中央制御室）Aは、ろ過水ポンプの起動操作を実施し、ろ過水ポンプ出口圧力が上昇したことを確認する。</p> <p>⑤ 運転員（中央制御室）Aは、FW系連絡第一弁及びFW系連絡第二弁の全開操作を実施する。</p> <p>⑥ 運転員（現場）B、Cは、RHR-A系FPC供給連絡弁及びFPC-RHR戻り連絡弁の全開操作を実施し、発電課長へろ過水ポンプによる使用済燃料プールへの注水の準備完了を報告する。</p> <p>⑦ 発電課長は、運転員にろ過水ポンプによる使用済燃料プールへの注水開始を指示する。</p> <p>⑧ 運転員（中央制御室）Aは、RHRヘッドスプレイン洗浄流量調整弁の開操作を実施する。</p> <p>⑨ 運転員（中央制御室）Aは、ろ過水ポンプによる使用済燃料プールへの注水が開始されたことを使用済燃料プール水位／温度（ヒートサーモ式）、使用済燃料プール水位／温度（ガイドバルス式）、使用済燃料プール上部空間放射線モニタ（高線量、低線量）及び使用済燃料プール監視カメラにより確認し、発電課長へ報告する。</p> <p>⑩ 運転員（中央制御室）Aは、使用済燃料プール水位を水位低レベルから水位低レベルより約300mm低い位置の間に維持する。</p> <p>(c) 操作の成立性</p> <p>上記の操作は、運転員（中央制御室）1名及び運転員（現場）2名にて作業を実施した場合、作業開始を判断してからろ過水ポンプによる使用済燃料プールへの注水開始まで45分以内で可能である。</p> <p>円滑に作業できるように、移動経路を確保し、防護具、照明及び通信連絡設備を整備する。室温は通常運転時と同程度である。</p> <p>(添付資料 1.11.3)</p>		<p>【大飯】記載箇所の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 泊の同等の手順は1.11.2.1(e.)にて整理しており、泊の記載場所にて比較する。(運用の相違(相違理由②)参照)

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

1.11 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための手順等

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>が 50°Cを超える場合、又は使用済燃料ピット水位が計画外に E.L.+33.06m 以下まで低下している場合であって、かつ燃料取替用水ピット及びNo.3淡水タンクの機能が喪失した場合又は燃料取替用水ピット及びNo.3淡水タンクからの注水を実施しても水位低下が継続する場合。</p> <p>b. 操作手順</p> <p>送水車による海水から使用済燃料ピットへの注水手順の概要は以下のとおり。</p> <p>概略系統を第 1.11.21 図に、タイムチャートを第 1.11.22 図に、ホース敷設ルート図を第 1.11.23 図に示す。</p> <p>① 発電所対策本部長は、手順着手の判断基準に基づき緊急安全対策要員へ海水から使用済燃料ピットへの注水の準備を指示する。</p> <p>② 緊急安全対策要員は、現場で送水車を配置するとともに可搬型ホースを準備し、所定の位置に移動する。</p> <p>③ 緊急安全対策要員は、現場で送水車から使用済燃料ピットへの可搬型ホースの敷設及び接続を行う。</p> <p>④ 緊急安全対策要員は、準備完了を発電所対策本部長へ報告する。</p> <p>⑤ 発電所対策本部長は、1次系純水タンクから使用済燃料ピットへの注水ができない場合又は1次系純水タンクから使用済燃料ピットへの注水を実施しても水位低下が継続する場合、緊急安全対策要員へ海水から使用済燃料ピットへの注水開始を指示する。</p> <p>⑥ 緊急安全対策要員は、現場で送水車を起動し、運転状態に異常のないことを確認する。</p> <p>⑦ 緊急安全対策要員は、現場で使用済燃料ピット水位が通常水位から-1m程度の範囲内になるように注水流量を調整する。</p> <p>⑧ 緊急安全対策要員は、現場で送水車の運転状態及び使用済燃料ピット水位を確認し、使用済燃料ピットへの注水を開始したことを発電所対策本部長へ報告する。</p> <p>⑨ 発電所対策本部長は、当直課長へ使用済燃料ピット水位等の監視を指示する。</p> <p>⑩ 運転員等は、中央制御室で使用済燃料ピット水位、使用済燃料ピット温度、使用済燃料ピット水位(AM用)、可搬式使用済燃料ピット水位、使用済燃料ピット温度(AM用)のほかに使用済燃料ピット区域エリアモニタ、可搬式使用済燃料ピット区域周辺エリアモニタ及び使用済燃料ピット監視カメラにより監視し、貯蔵槽内燃料体等が冷却状態にあることを確認する。</p> <p>⑪ 緊急安全対策要員は、現場で送水車の運転状態を継続して監視し、定格負荷運転時における給油間隔を目安に燃料の給油を実施する（燃料を給油しない場合、送水車は約5.4時間の運転が可能。）。</p>			

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

1.11 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための手順等

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR
固有の設備や対応手段であり、泊3
号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>c. 操作の成立性</p> <p>上記の現場対応は1ユニット当たり緊急安全対策要員5名により作業を実施し、所要時間は、約2.7時間と想定する。</p> <p>円滑に作業できるように、移動経路を確保し、可搬型照明、通信設備等を整備する。</p> <p>可搬型ホース等の取付けについては速やかに作業ができるよう送水車の保管場所に可搬型ホース等を配備する。</p> <p>作業環境の周囲温度は通常運転状態と同程度である。</p> <p>また、海水から使用済燃料ピットへの注水時に構内のアクセス状況を考慮して可搬型ホースを敷設し、移送ルートを確保する。</p> <p>原子炉停止後に取り出された全炉心分の燃料、以前から貯蔵している使用済燃料が、使用済燃料ピットの熱負荷が最大となるような組合せで貯蔵される場合の崩壊熱を条件として評価した想定事故1及び想定事故2のうち、いずれかが発生した場合であっても、重大事故等への対応操作により、放射線の遮蔽を維持できない水位に達する前に注水を開始でき、かつ蒸発水量以上の流量で注水するため使用済燃料ピットの水位を維持し、貯蔵槽内燃料体等を冷却、放射線を遮蔽する。</p> <p>(添付資料1.11.3、1.11.11)</p>			

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

1.11 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための手順等

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>(9) その他の手順項目にて考慮する手順 送水車への燃料補給に関する手順は「1.6 原子炉格納容器内の冷却等のための手順等」のうち、1.6.2.4(2)「送水車への燃料補給」にて整備する。</p> <p>(10) 優先順位 使用済燃料ピットへの注水は、ほう酸水でタンク容量が大きく注水までの所要時間が短い燃料取替用水ピットからの注水を優先し、次に純水で注水までの所要時間が短いNo. 3淡水タンクからの注水を優先する。その次に淡水で注水までの所要時間が短いNo. 2淡水タンク（屋内消火栓、屋外消火栓）からの注水を優先する。その次にポンプ車によるNo. 3淡水タンクからの注水、ポンプ車によるNo. 2淡水タンクからの注水を優先し、タンク容量の小さい1次系純水タンクからの注水の順に使用する。 なお、燃料取替用水ピットについては、原子炉等へ注水する必要がない場合において使用する。No. 2淡水タンク（屋内消火栓、屋外消火栓又はポンプ車による注水。）については、構内に火災が発生していない場合に使用する。 海水からの注水に使用する送水車は重大事故等対処設備であるが、使用準備に時間を要することから、あらかじめ送水車等の運搬、設置及び接続を行い、燃料取替用水ピット等の機能が喪失した場合又は燃料取替用水ピット等から使用済燃料ピットへの注水を実施しても水位低下が継続する場合に使用する。 以上の対応手順のフローチャートを第 1.11.24 図に示す。</p> <p>(添付資料 1.11.12)</p>			<p>【大飯】 記載方針の相違(女川審査実績の反映) ・泊は1.11.2.4にて整理しており、泊の記載場所で比較する。</p> <p>【大飯】 記載方針の相違(女川審査実績の反映) ・泊は1.11.2.5にて整理しており、泊の記載場所で比較する。</p>

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

1.11 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための手順等

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
1.11.2.2 使用済燃料ビットからの大量の水の漏えい発生時の手順等	<p>1.11.2.2 使用済燃料プールからの大量の水の漏えい発生時の対応手順</p> <p>(1) 燃料プールスプレイ</p> <p>a. 燃料プールスプレイ系（常設配管）による使用済燃料プールへのスプレイ 使用済燃料プールからの大量の水の漏えいにより使用済燃料プールの水位が異常に低下し、燃料プール代替注水設備による注水を実施しても水位を維持できない場合に、大容量送水ポンプ（タイプI）により、燃料プールスプレイ系（常設配管）による使用済燃料プールへのスプレイを実施することで使用済燃料プール内の燃料体等の著しい損傷の進行を緩和し、臨界を防止する。</p> <p>(a) 手順着手の判断基準 使用済燃料プールの水位が水位低警報レベルまで低下し、さらに以下のいずれかの状況に至った場合。 • 使用済燃料プールへの注水を行っても水位低下が継続する場合。 • 使用済燃料プールの水位が、使用済燃料貯蔵ラック上端 +6,000mm を下回ったことを使用済燃料プール水位／温度にて確認した場合。</p> <p>(b) 操作手順 燃料プールスプレイ系（常設配管）による使用済燃料プールへのスプレイ手順の概要是以下の通り（燃料プールスプレイ接続口（北）を使用する場合の手順は、燃料プールスプレイ接続口（東）を使用する場合の手順と同様）。手順の対応フローを第1.11-2図及び第1.11-4図に、概要図を第1.11-13図に、タイムチャートを第1.11-14図、第1.11-15図及び第1.11-16図に示す。</p> <p>① 発電課長は、手順着手の判断基準に基づき、発電所対策本部に燃料プールスプレイ系（常設配管）による使用済燃料プールへのスプレイの準備開始を依頼する。</p> <p>②^a 燃料プールスプレイ接続口（東）を使用する場合発電課長は、運転員に燃料プールスプレイ系（常設配管）を使用した使用済燃料プールへのスプレイの準備開始を指示する。</p> <p>②^b 燃料プールスプレイ接続口（建屋内）を使用する場合発電課長は、運転員に燃料プールスプレイ系（常設配管）を使用した使用済燃料プールへのスプレイの準備開始を指示する。また、運転員にホース敷設のために必要な扉の開放を指示する。</p> <p>②^c 燃料プールスプレイ接続口（建屋内）を使用する場合（故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムに</p>	1.11.2.2 使用済燃料ビットからの大量の水の漏えい発生時の対応手順	<p>(1) 使用済燃料ビットへのスプレイ</p> <p>【大飯】 記載表現の相違（女川審査実績の反映） 【大飯】 記載方針の相違（女川審査実績の反映） 【女川】設備の相違（相違理由①） ・泊は常設配管を使用しない手順であるため比較対象なし。女川と同等の対応手段の比較については、後段の女川「b. 燃料プールスプレイ系（可搬型）による使用済燃料プールへのスプレイ」と泊「a. 海水を用いた可搬型大型送水ポンプ車及び可搬型スプレイノズルによる使用済燃料ビットへのスプレイ」にて実施する。</p>

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

1.11 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための手順等

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>よる影響がある場合) 発電課長は、運転員に燃料プールスプレイ系(常設配管)を使用した使用済燃料プールへのスプレイの準備開始を指示する。また、運転員にホース敷設のために必要な扉の開放及びホース敷設を指示する。</p> <p>③運転員(中央制御室)Aは、中央制御室にて燃料プールスプレイ系(常設配管)を使用した使用済燃料プールへのスプレイに必要な監視計器の電源が確保されていることを状態表示にて確認する。</p> <p>④^a燃料プールスプレイ接続口(東)を使用する場合重大事故等対応要員は、現場にて大容量送水ポンプ(タイプI)の設置、ホースの敷設及び接続を行い、発電所対策本部へ報告する。また、発電所対策本部は、発電課長へ連絡する。</p> <p>④^b燃料プールスプレイ接続口(建屋内)を使用する場合運転員(現場)B及びCは、ホース敷設のために必要な扉の開放を実施し、発電課長に報告する。重大事故等対応要員は、現場にて大容量送水ポンプ(タイプI)の設置、ホースの敷設及び接続を行い、発電所対策本部へ報告する。また、発電所対策本部は、発電課長へ連絡する。</p> <p>④^c燃料プールスプレイ接続口(建屋内)を使用する場合(故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる影響がある場合)運転員(現場)B及びCは、ホース敷設のために必要な扉の開放を実施する。運転員(現場)B及びC並びに重大事故等対応要員は、現場にて大容量送水ポンプ(タイプI)の設置、ホースの敷設及び接続を行い、発電所対策本部へ報告する。また、発電所対策本部は、発電課長へ連絡する。</p> <p>⑤発電課長は、現場でのホース敷設、接続完了を確認後、発電所対策本部に大容量送水ポンプ(タイプI)による送水開始を依頼する。</p> <p>⑥重大事故等対応要員は、現場にて大容量送水ポンプ(タイプI)の起動、燃料プール注水・スプレイ(常設配管)弁及び原子炉建屋東側燃料プールスプレイ元弁の開操作を実施し、燃料プールスプレイ系(常設配管)による使用済燃料プールへのスプレイ開始を、発電所対策本部へ報告する。また、発電所対策本部は発電課長へ連絡する。</p> <p>⑦運転員(中央制御室)Aは、使用済燃料プールへのスプレイが開始されたことを使用済燃料プール監視カメラ、使用済燃料プール水位／温度(ヒートサーモ式)及び使用済燃料プール水位／温度(ガイドバルス式)により確認し、発電課長へ報告する。</p>		

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>(1) 送水車による使用済燃料ピットへのスプレイ</p> <p>使用済燃料ピットからの大量の水の漏えいが発生した場合に、送水車及びスプレイヘッダにより海水を使用済燃料ピットへスプレイする手順を整備する。</p>	<p>(c) 操作の成立性</p> <p>作業開始を判断してから燃料プールスプレイ系（常設配管）による使用済燃料プールへのスプレイ開始までの必要な要員数及び所要時間は以下のとおり。</p> <p>【燃料プールスプレイ接続口（北）又は燃料プールスプレイ接続口（東）を使用する場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> 運転員（中央制御室）1名及び重大事故等対応要員9名にて作業を実施した場合、380分以内で可能である。 <p>【燃料プールスプレイ接続口（建屋内）を使用する場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> 運転員（中央制御室）1名、運転員（現場）2名及び重大事故等対応要員9名にて作業を実施した場合、380分以内で可能である。 <p>【燃料プールスプレイ接続口（建屋内）を使用する場合（故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる影響がある場合）】</p> <ul style="list-style-type: none"> 運転員（中央制御室）1名、運転員（現場）2名及び重大事故等対応要員10名にて作業を実施した場合、380分以内で可能である。 <p>円滑に作業できるように、移動経路を確保し、防護具、照明及び通信連絡設備を整備する。大容量送水ポンプ（タイプI）からのホースの接続は、汎用の結合金具であり、十分な作業スペースを確保していることから、容易に実施可能である。</p> <p>また、車両付属の作業用照明及び可搬型照明（ヘッドライト及び懐中電灯）を用いることで、夜間における作業性についても確保している。</p> <p style="text-align: center;">(添付資料 1.11.3)</p> <p>b. 燃料プールスプレイ系（可搬型）による使用済燃料プールへのスプレイ</p> <p>使用済燃料プールからの大量の水の漏えいにより、使用済燃料プールの水位が異常に低下し、燃料プール代替注水設備による注水を実施しても水位を維持できない場合に、燃料プールスプレイ系（常設配管）による使用済燃料プールへのスプレイを優先して使用するが、これが機能喪失した場合は、燃料プールスプレイ系（可搬型）による使用済燃料プールへのスプレイを実施することで使用済燃料プール内の燃料体等の著しい損傷の進行を緩和し、臨界を防止する。</p>	<p>a. 海水を用いた可搬型大型送水ポンプ車及び可搬型スプレイノズルによる使用済燃料ピットへのスプレイ</p> <p>使用済燃料ピットからの大量の水の漏えいにより、使用済燃料ピットの水位が異常に低下し、使用済燃料ピットへの注水を実施しても水位を維持できない場合に、海水を用いた可搬型大型送水ポンプ車及び可搬型スプレイノズルによる使用済燃料ピットへのスプレイを実施することで使用済燃料ピット内の燃料体等の著しい損傷の進行を緩和し、臨界を防止する。</p>	<p>【大飯、女川】記載表現の相違 ・泊の可搬型大型送水ポンプ車は、海水と淡水が選択可能なため「海水を用いた」と記載し手段を明確にしている。</p> <p>【大飯】 記載表現の相違（女川審査実績の反映） 【女川】設備の相違（相違理由①）</p>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>a. 手順着手の判断基準 使用済燃料ピット水位が使用済燃料ピット出口配管下端 (E. L. +31.79m) 以下まで低下し、かつ水位低下が継続する場合。</p> <p>b. 操作手順 送水車による使用済燃料ピットへのスプレイ手順の概要は以下のとおり。</p> <p>概略系統を第 1.11.25 図に、タイムチャートを第 1.11.26 図に、ホース敷設ルート図を第 1.11.27 図に示す。</p> <p>① 発電所対策本部長は、手順着手の判断基準に基づき緊急安全対策要員へ送水車による使用済燃料ピットへのスプレイの準備を指示する。</p>	<p>(a) 手順着手の判断基準 使用済燃料プールの水位が水位低警報レベルまで低下し、さらに以下のいずれかの状況に至り、燃料プールスプレイ系（常設配管）による使用済燃料プールへのスプレイができない場合。ただし、燃料取替床へアクセスできる場合。 ・使用済燃料プールへの注水を行っても水位低下が継続する場合。 ・使用済燃料プールの水位が、使用済燃料貯蔵ラック上端 +6,000mm を下回ったことを使用済燃料プール水位／温度にて確認した場合。</p> <p>(b) 操作手順 燃料プールスプレイ系（可搬型）による使用済燃料プールへのスプレイ手順の概要（原子炉建屋大物搬入口経由）は以下のとおり（原子炉建屋扉を経由して使用済燃料プールへスプレイする場合も同様）。 なお、ホース敷設ルートとして原子炉建屋大物搬入口経由を優先することとし、使用できない場合は原子炉建屋扉を経由する。 手順の対応フローを第 1.11-2 図及び第 1.11-4 図に、概要図を第 1.11-17 図に、タイムチャートを第 1.11-18 図に示す。</p> <p>① 発電課長は、手順着手の判断基準に基づき、発電所対策本部に燃料プールスプレイ系（可搬型）による使用済燃料プールへのスプレイの準備開始を依頼する。 ② 発電課長は、運転員に燃料プールスプレイ系（可搬型）を使用した使用済燃料プールへのスプレイの準備開始を指示する。 ③ 運転員（中央制御室）A は、中央制御室にて燃料プールスプレイ系（可搬型）を使用した使用済燃料プールへのスプレイに必要な監視計器の電源が確保されていることを状態表示にて確認する。</p>	<p>(a) 手順着手の判断基準 使用済燃料ピット水位が使用済燃料ピット水净化冷却設備入口配管下端 (T. P. 31.31m) 以下まで低下し、かつ水位低下が継続する場合。</p> <p>(b) 操作手順 海水を用いた可搬型大型送水ポンプ車及び可搬型スプレイノズルによる使用済燃料ピットへのスプレイ手順の概要は以下のとおり。 概要図を第 1.11.20 図に、タイムチャートを第 1.11.21 図に、ホース敷設ルート図を第 1.11.22 図に示す。</p> <p>① 発電課長（当直）は、手順着手の判断基準に基づき、運転員、災害対策要員及び災害対策要員（支援）に海水を用いた可搬型大型送水ポンプ車及び可搬型スプレイノズルによる使用済燃料ピットへのスプレイの準備開始を指示する。</p>	<p>【大飯】設備の相違 ・配管設置レベルの相違。 【女川】設備の相違（相違理由①）</p> <p>【女川】記載方針の相違 ・泊の操作手順は 2 つあるホース敷設ルート共通の手順を記載している。</p> <p>【女川】運用の相違 ・泊は発電課長（当直）が手順着手を判断し、作業員に作業開始を指示する。 (女川の操作手順⑤、⑥も同様)</p> <p>【大飯】記載表現の相違(女川審査実績の反映) 【大飯】記載方針の相違 ・監視計器を含めた電源の健全性確認は、手順着手の判断前に確認している事項のため、操作手順には記載しない。（大飯 3/4 号炉と同様）</p>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
c. 操作の成立性 上記の現場対応は1ユニット当たり緊急安全対策要員7名により作業を実施し、所要時間は約2時間と想定する。 円滑に作業できるように、移動経路を確保し、可搬型照明、通信設備等を整備する。 可搬型ホース等の取付けについては速やかに作業ができるよう送水車の保管場所に可搬型ホース等を配備する。 作業環境の周囲温度は通常運転状態と同程度である。 また、送水車による使用済燃料ピットへのスプレイ時に構内のアクセス状況を考慮して可搬型ホースを敷設し、移送ルートを確保する。 (添付資料 1.11.13、1.11.14)	(c) 操作の成立性 上記の操作は、運転員（中央制御室）1名、運転員（現場）2名及び重大事故等対応要員10名にて作業を実施し、作業開始を判断してから燃料プールスプレイ系（可搬型）による使用済燃料プールへのスプレイ開始まで380分以内で可能である。 円滑に作業できるように、移動経路を確保し、防護具、照明及び通信連絡設備を整備する。 また、速やかに作業が開始できるよう、原子炉建屋内で使用する資機材は作業場所近傍に配備する。大容量送水ポンプ（タイプI）からのホースの接続は、汎用の結合金具であり、十分な作業スペースを確保していることから、容易に実施可能である。 また、車両付属の作業用照明及び可搬型照明（ヘッドライト及び懐中電灯）を用いることで、夜間における作業性についても確保している。	(c) 操作の成立性 上記の操作は、災害対策要員7名及び災害対策要員（支援）1名にて作業を実施し、作業開始を判断してから海水を用いた可搬型大型送水ポンプ車及び可搬型スプレイノズルによる使用済燃料ピットへのスプレイ開始まで150分以内で可能である。 円滑に作業できるように、移動経路を確保し、防護具、照明及び通信連絡設備を整備する。 また、速やかに作業が開始できるよう、使用する資機材は可搬型大型送水ポンプ車の保管場所及び作業場所近傍に配備する。可搬型大型送水ポンプ車からのホースの接続は、汎用の結合金具であり、十分な作業スペースを確保していることから、容易に実施可能である。 また、車両付属の作業用照明及び可搬型照明（ヘッドライト及び懐中電灯）を用いることで、夜間における作業性についても確保している。 作業環境の周囲温度は通常運転時と同程度である。 また、海水を用いた可搬型大型送水ポンプ車及び可搬型スプレイノズルによる使用済燃料ピットへのスプレイ時に構内のアクセス状況を考慮して可搬型ホースを敷設し、移送ルートを確保する。	【大飯】 記載表現の相違(女川審査実績の反映) 【大飯】 記載表現の相違(女川審査実績の反映) 【女川】 記載表現の相違 ・泊は他の審査項目と記載表現を統一。 【大飯】 記載表現の相違(女川審査実績の反映) 【女川】 記載方針の相違(大飯審査実績の反映) 【大飯】 記載表現の相違(女川審査実績の反映) 【大飯】 設備の相違（相違理由④）
	(添付資料 1.11.3)	(添付資料 1.11.13、1.11.14)	
	b. 代替給水ピットを水源とした可搬型大型送水ポンプ車及び可搬型スプレイノズルによる使用済燃料ピットへのスプレイ 使用済燃料ピットからの大量の水の漏えいにより、使用済燃料ピットの水位が異常に低下し、使用済燃料ピットへの注水を実施しても水位を維持できない場合に、代替給水ピットを水源とした可搬型大型送水ポンプ車及び可搬型スプレイノズルによる使用済燃料ピットへのスプレイを実施することで使用済燃料ピット内の燃料体等の著しい損傷の進行を緩和し、臨界を防止する。 (a) 手順着手の判断基準 使用済燃料ピット水位が使用済燃料ピット水净化冷却設備入口配管下端（T.P. 31.31m）以下まで低下し、かつ水位低下が継続する場合。 (b) 操作手順 代替給水ピットを水源とした可搬型大型送水ポンプ車及び可搬型スプレイノズルによる使用済燃料ピットへのスプレイ手順の概要は以下のとおり。概要図を第1.11.23		

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

1.11 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための手順等

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
		<p>図に、タイムチャートを第1.11.24図に、ホース敷設ルート図を第1.11.25図に示す。</p> <p>① 発電課長（当直）は、手順着手の判断基準に基づき、災害対策要員及び災害対策要員（支援）に代替給水ピットを水源とした可搬型大型送水ポンプ車及び可搬型スプレイノズルによる使用済燃料ピットへのスプレイの準備開始を指示する。</p> <p>② 災害対策要員及び災害対策要員（支援）は、現場で資機材の保管場所へ移動し、可搬型大型送水ポンプ車及び可搬型ホースを所定の位置に移動する。</p> <p>③ 灾害対策要員は、現場で可搬型ホースを使用済燃料ピットまで敷設するとともに可搬型スプレイノズルの配置を行う。</p> <p>④ 灾害対策要員及び災害対策要員（支援）は、現場でホース延長・回収車（送水車用）にて可搬型ホースを敷設する。</p> <p>⑤ 灾害対策要員は、現場で代替給水ピット近傍に可搬型大型送水ポンプ車を設置し、可搬型大型送水ポンプ車の吸管を代替給水ピットへ挿入する。</p> <p>⑥ 灾害対策要員は、代替給水ピットを水源とした可搬型大型送水ポンプ車及び可搬型スプレイノズルによる使用済燃料ピットへのスプレイ準備が完了したことを発電課長（当直）へ報告する。</p> <p>⑦ 発電課長（当直）は、災害対策要員へ代替給水ピットを水源とした可搬型大型送水ポンプ車及び可搬型スプレイノズルによる使用済燃料ピットへのスプレイ開始を指示する。</p> <p>⑧ 灾害対策要員は、現場で可搬型大型送水ポンプ車を起動し、使用済燃料ピットへのスプレイを開始するとともに、可搬型大型送水ポンプ車の運転状態に異常がないことを確認する。</p> <p>⑨ 灾害対策要員は、使用済燃料ピットへのスプレイを開始したことを発電課長（当直）へ報告する。</p> <p>⑩ 運転員（中央制御室）Aは、中央制御室で使用済燃料ピット水位、使用済燃料ピット温度、使用済燃料ピット水位（AM用）、使用済燃料ピット水位（可搬型）、使用済燃料ピット温度（AM用）の他に使用済燃料ピットエリアモニタ、使用済燃料ピット可搬型エリアモニタ及び使用済燃料ピット監視カメラにより監視し、使用済燃料ピット内の燃料体等が冷却状態にあることを確認する。</p> <p>⑪ 灾害対策要員は、現場で可搬型大型送水ポンプ車の運転状態を継続して監視し、定格負荷運転時における給油間隔を目安に燃料の給油を実施する。（燃料を給油しない場合、可搬型大型送水ポンプ車は約5.5時間の運転が可能。）</p>	

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

1.11 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための手順等

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
		<p>(c) 操作の成立性</p> <p>上記の操作は、災害対策要員7名及び災害対策要員（支援）1名にて作業を実施し、作業開始を判断してから代替給水ピットを水源とした可搬型大型送水ポンプ車及び可搬型スプレイノズルによる使用済燃料ピットへのスプレイ開始まで110分以内で可能である。</p> <p>円滑に作業できるように、移動経路を確保し、防護具、照明及び通信連絡設備を整備する。</p> <p>また、速やかに作業が開始できるよう、使用する資機材は可搬型大型送水ポンプ車の保管場所及び作業場所近傍に配備する。可搬型大型送水ポンプ車からのホースの接続は、汎用の結合金具であり、十分な作業スペースを確保していることから、容易に実施可能である。</p> <p>また、車両付属の作業用照明及び可搬型照明（ヘッドライト及び懐中電灯）を用いることで、夜間における作業性についても確保している。</p> <p>作業環境の周囲温度は通常運転時と同程度である。</p> <p>また、代替給水ピットを水源とした可搬型大型送水ポンプ車及び可搬型スプレイノズルによる使用済燃料ピットへのスプレイ時に構内のアクセス状況を考慮して可搬型ホースを敷設し、移送ルートを確保する。</p> <p style="text-align: right;">(添付資料 1.11.13, 1.11.15)</p> <p>c. 原水槽を水源とした可搬型大型送水ポンプ車及び可搬型スプレイノズルによる使用済燃料ピットへのスプレイ</p> <p>使用済燃料ピットからの大量の水の漏えいにより、使用済燃料ピットの水位が異常に低下し、使用済燃料ピットへの注水を実施しても水位を維持できない場合に、原水槽を水源とした可搬型大型送水ポンプ車及び可搬型スプレイノズルによる使用済燃料ピットへのスプレイを実施することで使用済燃料ピット内の燃料体等の著しい損傷の進行を緩和し、臨界を防止する。</p> <p>(a) 手順着手の判断基準</p> <p>使用済燃料ピット水位が使用済燃料ピット水浄化冷却設備入口配管下端(T.P.31.31m)以下まで低下し、かつ水位低下が継続する場合。</p> <p>(b) 操作手順</p> <p>原水槽を水源とした可搬型大型送水ポンプ車及び可搬型スプレイノズルによる使用済燃料ピットへのスプレイ手順の概要是以下のとおり。概要図を第1.11.26図に、タイムチャートを第1.11.27図に、ホース敷設ルート図を第</p>	【大飯】設備の相違（相違理由④）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
		<p>1.11.28 図に示す。</p> <p>① 発電課長（当直）は、手順着手の判断基準に基づき、災害対策要員及び災害対策要員（支援）に原水槽を水源とした可搬型大型送水ポンプ車による使用済燃料ピットへのスプレイの準備開始を指示する。</p> <p>② 災害対策要員及び災害対策要員（支援）は、現場で資機材の保管場所へ移動し、可搬型大型送水ポンプ車及び可搬型ホースを所定の位置に移動する。</p> <p>③ 災害対策要員は、現場で可搬型ホース等を使用済燃料ピットまで敷設するとともに可搬型スプレイノズルの配置を行う。</p> <p>④ 災害対策要員及び災害対策要員（支援）は、現場でホース延長・回収車（送水車用）にて可搬型ホース等を敷設する。</p> <p>⑤ 災害対策要員は、現場で原水槽マンホール近傍に可搬型大型送水ポンプ車を設置し、可搬型大型送水ポンプ車の吸管を原水槽マンホールへ挿入する。</p> <p>⑥ 災害対策要員は、原水槽を水源とした可搬型大型送水ポンプ車及び可搬型スプレイノズルによる使用済燃料ピットへのスプレイ準備が完了したことを発電課長（当直）へ報告する。</p> <p>⑦ 発電課長（当直）は、災害対策要員へ原水槽を水源とした可搬型大型送水ポンプ車及び可搬型スプレイノズルによる使用済燃料ピットへのスプレイ開始を指示する。</p> <p>⑧ 災害対策要員は、現場で可搬型大型送水ポンプ車を起動し、使用済燃料ピットへのスプレイを開始するとともに、可搬型大型送水ポンプ車の運転状態に異常がないことを確認する。</p> <p>⑨ 災害対策要員は、使用済燃料ピットへのスプレイを開始したことを発電課長（当直）へ報告する。</p> <p>⑩ 運転員（中央制御室）Aは、中央制御室で使用済燃料ピット水位、使用済燃料ピット温度、使用済燃料ピット水位（AM用）、使用済燃料ピット水位（可搬型）、使用済燃料ピット温度（AM用）の他に使用済燃料ピットエリアモニタ、使用済燃料ピット可搬型エリアモニタ及び使用済燃料ピット監視カメラにより監視し、使用済燃料ピット内の燃料体等が冷却状態にあることを確認する。</p> <p>⑪ 発電課長（当直）は、2次系純水タンク又はろ過水タンクから原水槽への補給を発電所対策本部長に依頼する。</p> <p>⑫ 災害対策要員は、現場で可搬型大型送水ポンプ車の運転状態を継続して監視し、定格負荷運転時における給油間隔を目安に燃料の給油を実施する。（燃料を給油しない場合、可搬型大型送水ポンプ車は約5.5時間の運転が</p>	

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

1.11 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための手順等

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>女川原子力発電所2号炉</p> <p>c. 化学消防自動車及び大型化学高所放水車による燃料プールスプレイ系（常設配管）を用いた使用済燃料プールへのスプレイ</p> <p>使用済燃料プールからの大量の水の漏えいにより使用済燃料プールの水位が異常に低下した場合に、化学消防自動車及び大型化学高所放水車による燃料プールスプレイ系（常設配管）を用いた使用済燃料プールへのスプレイを実施することで使用済燃料プール内の燃料体等の著しい損傷の進行を緩和し、臨界を防止する。</p> <p>(a) 手順着手の判断基準</p> <p>化学消防自動車及び大型化学高所放水車による燃料プールスプレイ系（常設配管）を用いた使用済燃料プールへのスプレイが使用可能※であり、使用済燃料プールの水位が水位低警報レベルまで低下し、さらに以下のいずれかの状況に至った場合。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 使用済燃料プールへの注水を行っても水位低下が継続する場合。 ・ 使用済燃料プールの水位が、使用済燃料貯蔵ラック上端+6,000mmを下回ったことを使用済燃料プール水位／温度にて確認した場合。 	<p>可能。)</p> <p>(c) 操作の成立性</p> <p>上記の操作は、災害対策要員7名及び災害対策要員（支援）1名にて作業を実施し、作業開始を判断してから原水槽を水源とした可搬型大型送水ポンプ車及び可搬型スプレイノズルによる使用済燃料ピットへのスプレイ開始まで150分以内で可能である。</p> <p>円滑に作業できるように、移動経路を確保し、防護具、照明及び通信連絡設備を整備する。</p> <p>また、速やかに作業が開始できるよう、使用する資機材は可搬型大型送水ポンプ車の保管場所及び作業場所近傍に配備する。可搬型大型送水ポンプ車からのホースの接続は、汎用の結合金具であり、十分な作業スペースを確保していることから、容易に実施可能である。</p> <p>また、車両付属の作業用照明及び可搬型照明（ヘッドライト及び懐中電灯）を用いることで、夜間における作業性についても確保している。</p> <p>作業環境の周囲温度は通常運転時と同程度である。</p> <p>また、原水槽を水源とした可搬型大型送水ポンプ車による使用済燃料ピットへのスプレイ時に構内のアクセス状況を考慮して可搬型ホースを敷設し、移送ルートを確保する。</p> <p>(添付資料 1.11.13, 1.11.16)</p>	<p>【女川】設備相違（相違理由③）</p>

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>※ 設備に異常がなく、電源及び水源（ろ過水タンク）が確保されており、消火を必要とする火災が発生していない場合で、大容量送水ポンプ（タイプI）の設置完了時間より早い場合。</p> <p>(b) 操作手順</p> <p>化学消防自動車及び大型化学高所放水車による燃料プールスプレー系（常設配管）を用いた使用済燃料プールへのスプレー手順の概要は以下の通り。</p> <p>手順の対応フローを第1.11-2図及び第1.11-4図に、概要図を第1.11-19図に、タイムチャートを第1.11-20図に示す。</p> <p>①発電課長は、手順着手の判断基準に基づき、発電所対策本部に化学消防自動車及び大型化学高所放水車による燃料プールスプレー系（常設配管）を用いた使用済燃料プールへのスプレーの準備開始を依頼する。</p> <p>②発電課長は、運転員に化学消防自動車及び大型化学高所放水車による燃料プールスプレー系（常設配管）を用いた使用済燃料プールへのスプレーの準備開始を指示する。</p> <p>③運転員（中央制御室）Aは、中央制御室にて化学消防自動車及び大型化学高所放水車による燃料プールスプレー系（常設配管）を用いた使用済燃料プールへのスプレーに必要な監視計器の電源が確保されていることを状態表示にて確認する。</p> <p>④初期消火要員（消防車隊）は、現場にて化学消防自動車及び大型化学高所放水車の設置並びにホースの敷設及び接続を行い、発電所対策本部へ報告する。また、発電所対策本部は、発電課長へ連絡する。</p> <p>⑤発電課長は、現場でのホース敷設、接続完了を確認後、発電所対策本部に化学消防自動車及び大型化学高所放水車による送水開始を依頼する。</p> <p>⑥初期消火要員（消防車隊）は、現場にて原子炉建屋北側燃料プールスプレー元弁の開操作並びに化学消防自動車及び大型化学高所放水車の起動を実施する。初期消火要員（消防車隊）は、化学消防自動車及び大型化学高所放水車による燃料プールスプレー系（常設配管）を用いた使用済燃料プールへのスプレー開始を発電所対策本部へ報告する。また、発電所対策本部は発電課長へ連絡する。</p> <p>⑦運転員（中央制御室）Aは、使用済燃料プールへのスプレーが開始されたことを使用済燃料プール監視カメラ、使用済燃料プール水位／温度（ヒートサーモ式）及び使用済燃料プール水位／温度（ガイドバルス式）により確認し、発電課長へ報告する。</p>		

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>(2) 大容量ポンプ（放水砲用）及び放水砲による原子炉周辺建屋（貯蔵槽内燃料体等）への放水</p> <p>使用済燃料ピットからの大量の水の漏えいが発生した場合において、大容量ポンプ（放水砲用）及び放水砲により海水を原子炉周辺建屋（貯蔵槽内燃料体等）へ放水する手順を整備する。</p> <p>a. 手順着手の判断基準</p> <p>使用済燃料ピット水位が使用済燃料ピット出口配管下端（E. L. +31.79m）以下まで低下し、かつ水位低下が継続する場合において、原子炉周辺建屋（貯蔵槽内燃料体等）の損壊又は使用済燃料ピット区域エリアモニタの指示上昇により原子炉周辺建屋（貯蔵槽内燃料体等）に近づけない場合。</p> <p>b. 操作手順</p> <p>操作手順は、「1.12 工場等外への放射性物質の拡散を抑制するための手順等」のうち、1.12.2.2(1)b、「大容量ポンプ（放水砲用）及び放水砲による大気への拡散抑制」にて整備する。</p>	<p>(c) 操作の成立性</p> <p>上記の操作は、運転員（中央制御室）1名及び初期消火要員（消防車隊）6名にて作業を実施した場合、作業開始を判断してから化学消防自動車及び大型化学高所放水車による燃料プールスプレイ系（常設配管）を用いた使用済燃料プールへのスプレイ開始まで 125 分以内で可能である。</p> <p>円滑に作業できるように、移動経路を確保し、防護具、照明及び通信連絡設備を整備する。化学消防自動車及び大型化学高所放水車からのホースの接続は、汎用の結合金具であり、十分な作業スペースを確保していることから、容易に実施可能である。</p> <p>また、車両付属の作業用照明及び可搬型照明（ヘッドライト及び懐中電灯）を用いることで、夜間における作業性についても確保している。</p> <p style="text-align: right;">(添付資料 1.11.3)</p>	<p>d. 可搬型大容量海水送水ポンプ車及び放水砲による燃料取扱棟（使用済燃料ピット内の燃料体等）への放水</p> <p>使用済燃料ピットからの大量の水の漏えいが発生した場合において、可搬型大容量海水送水ポンプ車及び放水砲により海水を燃料取扱棟（使用済燃料ピット内の燃料体等）へ放水する。</p> <p>(a) 手順着手の判断基準</p> <p>使用済燃料ピット水位が使用済燃料ピット水净化冷却設備入口配管下端（T. P. 31.31m）以下まで低下し、かつ水位低下が継続する場合において、燃料取扱棟（使用済燃料ピット内の燃料体等）の破損又は使用済燃料ピットエリアモニタの指示値上昇により燃料取扱棟（使用済燃料ピット内の燃料体等）に近づけない場合。</p> <p>(b) 操作手順</p> <p>操作手順は「1.12 発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための手順等」のうち、1.12.2.2(1)d、「可搬型大容量海水送水ポンプ車及び放水砲による大気への放射性物質の拡散抑制」にて整備する。</p> <p>(c) 操作の成立性</p> <p>上記の現場操作は、災害対策要員 6 名にて実施し、所要時間は、手順着手から 280 分以内で大気への放射性物質の拡散抑制の準備を完了することとしている。</p>	<p>【女川】記載方針の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 女川は「1.11.2.5 その他の手順項目について考慮する手順」にて大気への拡散抑制の手順を技術的能力 1.12 ハリンクさせる記載としている。 泊は手順着手の判断基準までを本審査項目に記載し操作手順を技術的能力 1.12 ハリンクさせる構成としており、技術的能力 1.12 でも手順着手の判断基準を含めて手順を整理している。（大飯3/4号炉と同様） <p>【大飯】記載表現の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 泊は建屋の被害状況の記載について「破損」に統一。 泊はエリアモニタの値を確認する記載において、他の審査項目とに記載を統一し、「指示値」と記載している。 <p>【大飯】記載表現の相違(女川審査実績の反映)</p> <p>【大飯】記載表現の相違(女川審査実績の反映)</p>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>(3) 使用済燃料ピットからの漏えい緩和</p> <p>使用済燃料ピットからの大量の水の漏えいが発生した場合において、あらかじめ準備している漏えい緩和のための設備を用いて、使用済燃料ピット内側からの漏えいを緩和する手順を整備する。</p> <p>a. 手順着手の判断基準 使用済燃料ピット水位が使用済燃料ピット出口配管下端 (E.L. +31.79m) 以下まで低下し、かつ水位低下が継続する場合に使用済燃料ピット近傍へ近づける場合。</p> <p>b. 操作手順 使用済燃料ピットからの漏えい緩和の手順の概要是以下のとおり。タイムチャートを第1.11.28図に示す。</p> <p>① 発電所対策本部長は、手順着手の判断基準に基づき緊急安全対策要員へ設備を用いた使用済燃料ピットからの漏えい緩和の準備を指示する。</p> <p>② 緊急安全対策要員は、現場で鋼板、ゴムシート及びロープ（吊り降ろし用）等を準備する。</p> <p>③ 緊急安全対策要員は、現場で鋼板、ゴムシートにロープ（吊り降ろし用）を取り付け、使用済燃料ピットの貫通穴付近まで吊り下げる。</p> <p>④ 緊急安全対策要員は、現場で鋼板、ゴムシートが貫通穴からの流路を塞ぎ、使用済燃料ピットからの漏えいが緩和されたことを使用済燃料ピット水位により確認する。</p> <p>⑤ 緊急安全対策要員は、現場で漏えいが緩和された位置でロープ（吊り降ろし用）を固縛、固定する。</p> <p>⑥ 緊急安全対策要員は、現場で防水テープ、吸水性ポリマー、補修材を用いて、配管等の漏えい箇所の補修を行う。</p>	<p>(2) 漏えい緩和 a. 使用済燃料プール漏えい緩和 使用済燃料プールからの大容量の水の漏えいが発生している場合において、あらかじめ準備している漏えい抑制のための資機材を用いて、使用済燃料プール内側からの漏えいを緩和する。</p> <p>(a) 手順着手の判断基準 使用済燃料プールの水位が水位低警報レベルまで低下し、さらに以下のいずれかの状況に至り、燃料取替床へアクセスできる場合。 ・使用済燃料プールへの注水を行っても水位低下が継続する場合。 ・使用済燃料貯蔵ラック上端+6,000mmを下回る水位低下を使用済燃料プール水位／温度にて確認した場合。</p> <p>(b) 操作手順 使用済燃料プールからの漏えい緩和手順の概要是以下のとおり。概要図を第1.11-21図に、タイムチャートを第1.11-22図に示す。</p> <p>① 発電課長は、手順着手の判断基準に基づき、発電所対策本部に使用済燃料プールからの漏えい緩和の実施を依頼する。</p> <p>② 発電所対策本部は、保修班員に使用済燃料プールからの漏えい緩和の実施を指示する。</p> <p>③ 保修班員は、ステンレス鋼板にシール材を接着させ、吊り降ろし用のロープを取り付けた後、貫通穴付近まで吊り下げ、手すり等に固縛・固定し、漏えい緩和措置が完了したことを発電所対策本部へ報告する。また、発電所対策本部は発電課長へ連絡する。</p>	<p>(2) 漏えい緩和 a. 使用済燃料ピット漏えい緩和 使用済燃料ピットからの大量の水の漏えいが発生している場合において、あらかじめ準備している漏えい抑制のための資機材を用いて、使用済燃料ピット内側からの漏えいを緩和する。</p> <p>(a) 手順着手の判断基準 使用済燃料ピット水位が使用済燃料ピット水净化冷却設備入口配管下端 (T.P. 31.31m) 以下まで低下し、かつ水位低下が継続する場合に使用済燃料ピット近傍へ近づける場合。</p> <p>(b) 操作手順 使用済燃料ピットからの漏えい緩和手順の概要是以下のとおり。概要図を第1.11.29図に、タイムチャートを第1.11.30図に示す。</p> <p>① 発電課長（当直）は、手順着手の判断基準に基づき、災害対策要員に使用済燃料ピットからの漏えい緩和の実施を指示する。</p> <p>② 災害対策要員は、現場でステンレス鋼板、ガスケット材、吊り下ろしロープ等を準備する。</p> <p>③ 災害対策要員は、現場でステンレス鋼板にガスケット材及び吊り下ろしロープを取り付け、使用済燃料ピットの貫通穴付近まで吊り下げる。</p> <p>④ 災害対策要員は、現場でステンレス鋼板、ガスケット材が貫通穴から流路を塞ぎ、使用済燃料ピットから漏えいが緩和されたことを使用済燃料ピット水位により確認する。</p> <p>⑤ 災害対策要員は、現場で漏えいが緩和された位置で吊り下ろしロープを固縛、固定し、漏えい緩和措置が完了したことを発電課長（当直）へ報告する。</p>	<p>【大飯】 記載方針の相違(女川審査実績の反映) 【大飯】 記載表現の相違(女川審査実績の反映)</p> <p>【大飯】設備の相違 ・配管設置レベルの相違 【女川】記載表現の相違</p> <p>【大飯】 記載方針の相違(女川審査実績の反映) ・泊は概要図を新たに記載した。 【女川】運用の相違 ・泊は発電課長（当直）が手順着手を判断し、作業員に作業開始を指示する。 (女川の操作手順②、③も同様)</p> <p>【大飯】 記載表現の相違(女川審査実績の反映) 【大飯】設備の相違（相違理由⑥）</p>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
c. 操作の成立性 上記の現場対応は1ユニット当たり緊急安全対策要員4名により作業を実施し、所要時間は約2時間と想定する。 円滑に作業できるように、移動経路を確保し、可搬型照明及び通信設備等を整備する。作業環境の周囲温度は通常運転状態と同程度である。 使用済燃料ピットからの漏えい緩和については速やかに作業ができるよう使用済燃料ピット近傍に設備を配備する。 (添付資料 1.11.15)	④運転員（中央制御室）Aは、使用済燃料プールからの漏えい量が減少したことを使用済燃料プール水位／温度（ヒートサーモ式）、使用済燃料プール水位／温度（ガイドバルス式）にて確認し、発電課長へ報告する。 ⑤発電課長は、運転員（中央制御室）Aからの報告に基づき、使用済燃料プールからの漏えい量が減少したことを発電所対策本部へ連絡する。 (c) 操作の成立性 上記の操作は、運転員（中央制御室）1名及び保修班員2名にて作業を実施する。作業開始を判断してから使用済燃料プールからの漏えい緩和措置完了まで180分以内で可能である。 円滑に作業できるように、移動経路を確保し、防護具、照明及び通信連絡設備を整備する。 また、速やかに作業が開始できるよう、使用する資機材は作業場所近傍に配備する。	⑥ 運転員（中央制御室）Aは、中央制御室で使用済燃料ピットからの漏えい量が減少したことを使用済燃料ピット水位、使用済燃料ピット水位（AM用）及び使用済燃料ピット水位（可搬型）にて確認し、発電課長（当直）へ報告する。 (c) 操作の成立性 上記の操作は、災害対策要員2名にて作業を実施し、作業開始を判断してから使用済燃料ピットからの漏えい緩和措置完了まで120分以内で可能である。 円滑に作業できるように、移動経路を確保し、防護具、照明及び通信連絡設備を整備する。室温は通常運転時と同程度である。 また、速やかに作業が開始できるよう、使用する資機材は作業場所近傍に配備する。 (添付資料 1.11.17)	【大飯】 記載表現の相違(女川審査実績の反映) 【大飯】 記載表現の相違(女川審査実績の反映) 【大飯】 記載表現の相違(女川審査実績の反映) 【大飯】 記載方針の相違(女川審査実績の反映) ・泊は1.11.2.4にて整理しており、泊の記載場所で比較する。 【大飯】 記載方針の相違(女川審査実績の反映) ・泊は1.11.2.5にて整理しており、泊の記載場所で比較する。
(4) その他の手順項目にて考慮する手順 送水車及び大容量ポンプ（放水砲用）への燃料補給に関する手順は「1.6 原子炉格納容器内の冷却等のための手順等」のうち、1.6.2.4(2)「送水車への燃料補給」及び1.6.2.4(1)「電源車（可搬式代替低圧注水ポンプ用）、大容量ポンプへの燃料補給」にて整備する。			
(5) 優先順位 使用済燃料ピットからの大量の水の漏えいその他の要因により使用済燃料ピットの水位が異常に低下した場合は、送水車による使用済燃料ピットへのスプレーを優先する。また、原子炉周辺建屋（貯蔵槽内燃料体等）に損壊がある場合又は原子炉周辺建屋（貯蔵槽内燃料体等）に近づけない場合は、スプレーへッダよりも射程距離が長い大容量ポンプ（放水砲用）及び放水砲による原子炉周辺建屋（貯蔵槽内燃料体等）への放水を優先する。 以上の対応手順のフローチャートを第1.11.29図に示す。			

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

1.11 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための手順等

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
1.11.2.3 重大事故等における使用済燃料ピットの監視時の手順等 使用済燃料ピットの冷却機能又は注水機能が喪失し、又は使用済燃料ピット水の小規模な漏えい発生時又は使用済燃料ピットからの大量の水の漏えい発生時において、使用済燃料ピット水の沸騰による蒸散が継続し、高温（大気圧下であり、100℃以上に達することはない。）高湿度の環境での使用も考えられるが、検出器取付構造及び設置位置により、発生直後の蒸気が直接検出器の電気回路部等に接しない構造であることから、監視計器は事故時環境下でも使用可能である。 なお、使用済燃料ピット監視カメラについては、冷却装置により耐環境性の向上を図る。	1.11.2.3 重大事故等における使用済燃料プールの監視のための対応手順 使用済燃料プールの冷却機能又は注水機能喪失時、又は使用済燃料プール水の小規模な漏えい発生時又は使用済燃料プールからの大量の水の漏えいが発生した場合、使用済燃料プール監視計器の環境条件は、使用済燃料プール水の沸騰による蒸発が継続し、高温（大気圧下のため100℃を超えることはない。）、高湿度の環境が考えられるが、監視計器の構造及び位置により直接検出器の電気回路部等に接しないことから、監視計器を事故時環境下においても使用できる。 また、使用済燃料ピット監視カメラについては、空冷装置により耐環境性の向上を図る。	1.11.2.3 重大事故等における使用済燃料ピットの監視のための対応手順 使用済燃料ピットの冷却機能又は注水機能喪失時、又は使用済燃料ピット水の小規模な漏えい発生時又は使用済燃料ピットからの大量の水の漏えいが発生した場合、使用済燃料ピット監視計器の環境条件は、使用済燃料ピット水の沸騰による蒸発が継続し、高温（大気圧下のため100℃を超えることはない。）、高湿度の環境が考えられるが、監視計器の構造及び位置により直接検出器の電気回路部等に接しないことから、監視計器を事故時環境下においても使用できる。 また、使用済燃料ピット監視カメラについては、空冷装置により耐環境性の向上を図る。	【大飯】 記載表現の相違（女川審査実績の反映） 【大飯】 記載表現の相違
使用済燃料ピットの監視は、常設設備により行うが、計器の計測範囲を超えた場合は、可搬型設備により監視を行う。 重大事故等時においては、これらの可搬型設備の計器を用いることで変動する可能性のある範囲を、各計器がオーバーラップして監視する。また、各計器の計測範囲を把握した上で、使用済燃料ピットの水位、水温、空間線量率、状態監視を行う。 また、使用済燃料ピットの温度、水位、上部空間線量率の監視設備及び監視カメラは、非常用所内電源から給電され、交流又は直流電源が必要な場合には、代替電源設備から電力供給が可能である。これらの監視設備を用いた使用済燃料ピットの監視は運転員等又は緊急安全対策要員が行う。 (添付資料 1.11.16、1.11.17、1.11.18)	使用済燃料プールの監視は、想定される重大事故等時においては、これらの計器を用いることで変動する可能性のある範囲を各計器がオーバーラップして監視する。また、各計器の計測範囲を把握した上で使用済燃料プールの水位、水温、上部空間線量率及び状態監視を行う。 また、使用済燃料プールの温度、水位及び上部空間線量率の監視設備並びに監視カメラは、非常用所内電源から給電され、交流又は直流電源が必要な場合には、代替電源設備から電源が給電される。これらの監視設備を用いた使用済燃料プールの監視は運転員（中央制御室）が行う。	使用済燃料ピットの監視は、常設設備により行うが、計器の計測範囲を超えた場合は、可搬型設備により監視を行う。 重大事故等時においては、これらの可搬型設備の計器を用いることで変動する可能性のある範囲を、各計器がオーバーラップして監視する。また、各計器の計測範囲を把握した上で、使用済燃料ピットの水位、水温、上部空間線量率及び状態監視を行う。 また、使用済燃料ピットの温度、水位及び上部空間線量率の監視設備並びに監視カメラは、非常用所内電源から給電され、交流又は直流電源が必要な場合には、代替電源設備から電源が給電される。これらの監視設備を用いた使用済燃料ピットの監視は運転員（中央制御室）が行う。	【女川】設備の相違 ・泊は常設と可搬の監視計器により状態監視する手順（大飯3/4号炉と同様）。 女川は常設の計器により状態監視する手順である。 【大飯】 記載表現の相違（女川審査実績の反映） 【大飯】 記載表現の相違（女川審査実績の反映）
(1) 常設設備による使用済燃料ピットの状態監視 通常時の使用済燃料ピットの状態監視は、使用済燃料ピット水位、使用済燃料ピット温度、使用済燃料ピット区域エリアモニタ、使用済燃料ピット監視カメラにより実施する。	(1) 使用済燃料プールの状態監視 通常時の使用済燃料プールの状態監視は、燃料貯蔵プール水位、使用済燃料プール水位／温度（ヒートサーモ式）、使用済燃料プール水位／温度（ガイドパルス式）、燃料貯蔵プール水温度、FPCポンプ入口温度及び燃料交換フロア放射線モニタ、原子炉建屋原子炉棟排気放射線モニタ、燃料取替エリア放射線モニタにより実施する。	(1) 使用済燃料ピットの状態監視 a. 常設設備による使用済燃料ピットの状態監視 通常時の使用済燃料ピットの状態監視は、使用済燃料ピット水位、使用済燃料ピット温度、使用済燃料ピットエリアモニタ及び使用済燃料ピット監視カメラにより実施する。	【大飯】記載方針の相違 ・泊の添付資料1.11.18は、大飯の添付資料1.11.16～1.11.18の内容をすべて網羅している。 【大飯】 記載方針の相違（女川審査実績の反映） 【女川】設備の相違 ・泊は常設と可搬の監視計器により状態監視する手順（大飯3/4号炉と同様）。 女川は常設の計器により状態監視する手順であるため項目分けが不要。 【女川】設備の相違（相違理由⑤）

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>重大事故等発生時においては、重大事故等対処設備である使用済燃料ピット水位（AM用）、使用済燃料ピット温度（AM用）、使用済燃料ピット監視カメラにより、使用済燃料ピットの水位、水温及び状態監視を行う。</p> <p>上記の監視計器は常設設備であり設置等を必要としたいため、継続的に監視を実施する。</p> <p>(2) 可搬型設備による使用済燃料ピットの状態監視 使用済燃料ピットの冷却機能喪失時又は配管の漏えいにより使用済燃料ピットの水位が低下した場合に、可搬型設備である可搬式使用済燃料ピット水位、可搬式使用済燃料ピット区域周辺エリアモニタ及び使用済燃料ピット監視カメラ冷却装置を配置し中央制御室で使用済燃料ピットの状態監視を実施する手順を整備する。</p> <p>可搬式使用済燃料ピット区域周辺エリアモニタは、複数の設置場所での線量率の相関（減衰率）関係を評価し、各設置場所間での関係性を把握し、指示値の傾向を確認することで使用済燃料ピット区域の空間線量率を推定する。</p> <p>また、携帯型水温計、携帯型水位計及び携帯型水位・水温計を用いて、現場で使用済燃料ピットの状態監視を実施する。</p>	<p>重大事故等時においては、重大事故等対処設備である使用済燃料プール水位／温度（ヒートサーモ式）、使用済燃料プール水位／温度（ガイドバルス式）、使用済燃料プール上部空間放射線モニタ（高線量、低線量）及び使用済燃料プール監視カメラにより、使用済燃料プール水位、水温、上部空間線量率及び状態監視を行う。</p> <p>上記の重大事故等対処設備による監視計器は、常設設備であり設置を必要としない。また、通常時から常時監視が可能な設備であり、継続的に監視を実施する。</p> <p>【比較のため、伊方3号炉 SA54条まとめ資料2.11.1(3)(ii)より引用】 可搬型使用済燃料ピットエリアモニタは、取付けを想定する複数の場所の線量率と使用済燃料ピット区域の空間線量率の相関（減衰率）をあらかじめ評価しておくことで、使用済燃料ピット区域の空間線量率を推定できる設計とする。</p> <p>【比較のため、伊方3号炉技術的能力1.11まとめ資料1.11.2.3(2)より引用】 可搬型使用済燃料ピットエリアモニタは、使用済燃料ピット外側の定点2箇所に設置し、使用済燃料ピットエリアモニタが機能している場合は、使用済燃料ピット外側に設置するモニタとの空間線量率の比較を行うことで使用済燃料ピット内の空間線量率を推定する。使用済燃料ピットエリアモニタの機能が喪失している場合は、あらかじめ評価し把握した相関関係により使用済燃料ピット空間線量率を指示値の傾向で確認して推定する。</p>	<p>重大事故等時においては、重大事故等対処設備である使用済燃料ピット水位（AM用）、使用済燃料ピット温度（AM用）及び使用済燃料ピット監視カメラにより使用済燃料ピットの水位、水温及び状態監視を行う。</p> <p>上記の重大事故等対処設備による監視計器は、常設設備であり設置を必要としない。また、通常時から常時監視が可能な設備であり、継続的に監視を実施する。概要図を第1.11.31図に示す。</p> <p>b. 可搬型設備による使用済燃料ピットの状態監視 使用済燃料ピットの冷却機能喪失時又は配管の漏えいにより使用済燃料ピットの水位が低下した場合に、可搬型設備である使用済燃料ピット水位（可搬型）、使用済燃料ピット可搬型エリアモニタ及び使用済燃料ピット監視カメラ空冷装置を配置し中央制御室にて使用済燃料ピットの状態監視を実施する。</p> <p>使用済燃料ピット可搬型エリアモニタは、取付けを想定する複数の場所の線量率と使用済燃料ピット区域の空間線量率の相関（減衰率）をあらかじめ評価しておくことで、使用済燃料ピット区域の空間線量率を推定する。</p> <p>また、携帯型水温計、携帯型水位計及び携帯型水位・水温計を用いて、現場で使用済燃料ピットの状態監視を実施する。</p>	<p>【大飯】 記載表現の相違（女川審査実績の反映） 【女川】記載箇所の相違 ・泊は本項で常設の監視計器を整理しているため、可搬の監視計器は後段の項目に整理している。（大飯3/4号炉と同様） 【大飯】 記載表現の相違（女川審査実績の反映） 【大飯、女川】記載方針の相違 ・泊は自主対策設備である常設の監視計器について手順の系統概要を確認できるよう概要図を整理している。 【女川】設備の相違（相違理由④） ・泊は常設と可搬による状態監視の手段を整備しているため、項目を分けて手順を整理している。（大飯3/4号炉と同様） 【大飯】 記載表現の相違（女川審査実績の反映） 【大飯】 記載方針の相違（相違理由③） ・泊欄の記載は泊のSA54条より引用しており、この記載内容は伊方のSA54条と同じである。</p>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>a. 手順着手の判断基準 計画外に使用済燃料ピットポンプの全台停止等により冷却機能が喪失した場合若しくは使用済燃料ピット温度が 50°C を超える場合、又は使用済燃料ピット水位が計画外に E.L. +33.06m 以下まで低下している場合。</p> <p>b. 操作手順 可搬型設備による使用済燃料ピットの状態監視手順の概要是以下のとおり。概略系統を第1.11.30図に、タイムチャートを第1.11.31図に示す。</p> <p>① 発電所対策本部長は、手順着手の判断基準に基づき緊急安全対策要員へ可搬型設備の使用済燃料ピット監視設備の設置を指示する。</p> <p>② 緊急安全対策要員は、現場で使用済燃料ピット監視カメラ冷却装置を運搬、設置し、電源及びホースを接続後起動する。</p> <p>③ 緊急安全対策要員は、現場で保管場所から可搬式使用済燃料ピット区域周辺エリアモニタ及び可搬式使用済燃料ピット水位の吊込装置等（フロート、シンカーを含む。）を運搬、現場へ配置し、電源、信号ケーブル及びワイヤーの接続を行う。</p> <p>④ 緊急安全対策要員は、中央制御室で可搬式使用済燃料ピット区域周辺エリアモニタの測定モジュール及び監視パソコンを設置し、電源及び信号ケーブルの接続を行う。</p> <p>⑤ 緊急安全対策要員は、中央制御室で可搬式使用済燃料ピット区域周辺エリアモニタの測定モジュール及び監視パソコンを起動し、中央制御室で使用済燃料ピット区域エリアモニタと可搬式使用済燃料ピット区域周辺エリアモニタの指示を確認する。使用済燃料ピット区域エリアモニタが監視可能な場合は、双方の相関関係を確認しながら監視を継続する。使用済燃料ピット区域エリアモニタが監視不能の場合は、評価して把握した相関関係により、使用済燃料ピット上部の空間線量率を推定する。</p>	<p>燃料交換フロア放射線モニタ、原子炉建屋原子炉棟排気放射線モニタ、燃料取替エリア放射線モニタ及び使用済燃料プール上部空間放射線モニタ（高線量、低線量）の機能が喪失している場合は、あらかじめ評価（使用済燃料配置変更ごとに行う空間線量率評価）し把握した相関（減衰率）関係により使用済燃料プール空間線量率を推定する。</p> <p>【比較のため、伊方3号炉技術的能力 1.11まとめ資料 1.11.2.3(2)より引用】</p> <p>① 当直長と発電所災害対策本部は連携を密にし、手順着手の判断基準に基づき、発電所災害対策本部要員に可搬型設備による使用済燃料ピットの監視設備の設置を指示する。</p>	<p>(a) 手順着手の判断基準 計画外に使用済燃料ピットポンプの全台停止等により冷却機能が喪失した場合若しくは使用済燃料ピット温度が 60°C を超える場合、又は使用済燃料ピット水位が計画外に T.P. 32.58m 以下まで低下している場合。</p> <p>(b) 操作手順 可搬型設備による使用済燃料ピットの状態監視手順の概要是以下のとおり。概要図を第1.11.31図に、タイムチャートを第1.11.32図に示す。</p> <p>① 発電課長（当直）は、手順着手の判断基準に基づき、災害対策要員へ可搬型設備による使用済燃料ピットの監視設備の設置を指示する。</p> <p>② 災害対策要員は、現場で保管場所から使用済燃料ピット水位（可搬型）の吊込装置等（フロート、シンカーを含む。）を運搬、現場へ配置し、電源、信号ケーブル及びワイヤの接続を行う。</p> <p>③ 災害対策要員は、現場で保管場所から使用済燃料ピット可搬型エリアモニタを運搬、現場へ配置し、鉛遮蔽の設置及び検出器用ケーブルの接続を行い、使用済燃料ピット水位（可搬型）及び使用済燃料ピット可搬型エリアモニタの設置完了を発電課長（当直）に報告する。</p> <p>④ 運転員（中央制御室）Aは、中央制御室で使用済燃料ピットエリアモニタと使用済燃料ピット可搬型エリアモニタの指示値を確認する。</p> <p>使用済燃料ピットエリアモニタが監視可能な場合は、双方の相関関係を確認しながら監視を継続する。使用済燃料ピットエリアモニタが監視不能の場合は、評価して把握した相関関係により、使用済燃料ピット上部の空間線量率を推定する。</p>	<p>【女川】 設備の相違（相違理由④、⑤） ・女川は常設の使用済燃料プール監視設備が機能喪失した場合の対応を記載。 ・泊を含むPWRはSA設備である可搬型の使用済燃料ピット監視設備にて対応。</p> <p>【大飯】 設備の相違（相違理由③）</p> <p>【大飯】 記載表現の相違（女川審査実績の反映）</p> <p>【大飯】 記載表現の相違 ・泊の記載表現は伊方3号炉と同様。</p> <p>【大飯】 記載箇所の相違 ・泊は操作手順⑤⑥にて空冷装置を準備する。</p> <p>【大飯】 記載表現の相違（女川審査実績の反映）</p> <p>【大飯】 設備の相違 ・泊は中央制御室のAM設備監視操作盤にて監視可能であるため、監視パソコンの設置は必要なし。</p>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>【比較のため、操作手順②より再掲】</p> <p>② 緊急安全対策要員は、現場で使用済燃料ピット監視カメラ冷却装置を運搬、設置し、電源及びホースを接続後起動する。</p> <p>⑥ 緊急安全対策要員は、中央制御室で可搬式使用済燃料ピット水位を起動し、指示を確認する。</p> <p>⑦ 運転員等は、中央制御室で可搬式使用済燃料ピット水位、可搬式使用済燃料ピット区域周辺エリアモニタ、使用済燃料ピット監視カメラにより使用済燃料ピットの状態監視を実施する。また、全交流動力電源又は直流電源が喪失している場合は、代替電源設備から給電されていることを確認後、可搬型設備の指示を確認する。</p> <p>c. 操作の成立性 上記の現場対応は1ユニット当たり緊急安全対策要員4名により作業を実施し、所要時間は約2時間と想定する。 円滑に作業できるように、移動経路を確保し、可搬型照明、通信設備等を整備する。作業環境の周囲温度は通常運転状態と同程度である。 常設及び可搬型の使用済燃料ピット水位計、温度計が故障した場合は、携帯型水温計、携帯型水位計及び携帯型水位、水温計を使用する。</p> <p>(添付資料 1.11.19、1.11.20)</p>	<p>【比較のため、伊方3号炉技術的能力 1.11 まとめ資料 1.11.2.3(2)より引用】</p> <p>⑦ 発電所灾害対策本部要員は、<u>使用済燃料ピット監視カメラと監視カメラ冷却装置とをフレキシブルホースで接続し、フレキシブルホースに保温材を取付ける。</u></p> <p>⑧ 発電所灾害対策本部要員は、監視カメラ冷却装置の電源を接続し、<u>冷却装置を起動する。</u></p> <p>⑨ 運転員は、中央制御室にて使用済燃料ピット広域水位計(AM)、使用済燃料ピット監視カメラ、可搬型使用済燃料ピットエリアモニタにより使用済燃料ピットの状態監視を行う。また、直流電源が喪失している場合は、代替電源設備から給電されていることを確認後、可搬型設備の指示を確認する。</p>	<p>⑤ 災害対策要員は、現場で使用済燃料ピット監視カメラ空冷装置と冷却用空気配管をフレキシブルホースで接続し、使用済燃料ピット監視カメラ空冷装置のドレンホースの準備及び電源の接続を行う。</p> <p>⑥ 災害対策要員は、現場で使用済燃料ピット監視カメラ空冷装置による冷却空気送風のための系統構成を実施し、空気冷却設備を起動し、使用済燃料ピット監視カメラ空冷装置の設置完了を発電課長（当直）に報告する。</p> <p>⑦ 運転員（中央制御室）Aは、中央制御室で使用済燃料ピット水位（可搬型）、使用済燃料ピット可搬型エリアモニタ及び使用済燃料ピット監視カメラにより使用済燃料ピットの状態監視を実施する。また、全交流動力電源又は直流電源が喪失している場合は、代替電源設備から給電されていることを確認後、可搬型設備の指示を確認する。</p> <p>(c) 操作の成立性 上記の操作は、災害対策要員4名にて作業を実施し、作業開始を判断してから可搬型設備による使用済燃料ピットの状態監視開始まで120分以内で可能である。 円滑に作業できるように、移動経路を確保し、防護具、照明及び通信連絡設備を整備する。室温は通常運転時と同程度である。 常設及び可搬型の使用済燃料ピット水位計及び使用済燃料ピット温度計が故障した場合は、携帯型水温計、携帯型水位計及び携帯型水位・水温計を使用する。</p> <p>(添付資料 1.11.19、1.11.20)</p>	<p>【大飯】記載箇所の相違 ・泊は可搬型エリアモニタ設置後に、使用済燃料ピット監視カメラ空冷装置の準備を実施する。（伊方3号炉と同様）</p> <p>【大飯】設備の相違 ・泊は操作手順②の完了にて指示確認が可能なため起動操作は不要。</p> <p>【大飯】記載表現の相違(女川審査実績の反映)</p> <p>【大飯】記載表現の相違(女川審査実績の反映)</p>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>1.11.2.4 使用済燃料ピット監視計器の電源（交流又は直流）を代替電源設備から給電する手順等</p> <p>全交流動力電源又は直流電源が喪失した場合に、使用済燃料ピットの状態を監視するため、代替電源設備により使用済燃料ピット監視計器へ給電する手順を整備する。</p> <p>代替電源設備により使用済燃料ピット監視計器へ給電する手順は「1.14 電源の確保に関する手順等」のうち、1.14.2.1 「代替電源（交流）による給電手順等」及び1.14.2.2 「代替電源（直流）による給電手順等」にて整備する。</p>	<p>a. 代替電源による給電</p> <p>全交流動力電源又は直流電源が喪失した場合、使用済燃料プールの状態を監視するため、代替電源により使用済燃料プール監視計器へ給電する手順を整備する。</p> <p>代替電源により使用済燃料プール監視計器へ給電する手順については、「1.14 電源の確保に関する手順等」にて整備する。</p>	<p>c. 代替電源による給電</p> <p>全交流動力電源又は直流電源が喪失した場合、使用済燃料ピットの状態を監視するため、代替電源により使用済燃料ピット監視計器へ給電する手順を整備する。</p> <p>代替電源により使用済燃料ピット監視計器へ給電する手順については、「1.14 電源の確保に関する手順等」のうち、1.14.2.1 「代替電源（交流）による対応手順」及び1.14.2.2 「代替電源（直流）による対応手順」にて整備する。</p>	<p>【大飯】 記載方針の相違(女川審査実績の反映)</p> <p>【大飯】 記載表現の相違(女川審査実績の反映) ・泊の技術的能力 1.14まとめ資料の資料構成修正を反映。</p> <p>【女川】 記載表現の相違(大飯審査実績の反映)</p>

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

1.11 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための手順等

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>1.11.2.4 使用済燃料プールから発生する水蒸気による悪影響を防止するための対応手順</p> <p>(1) 燃料プール冷却浄化系による使用済燃料プールの除熱</p> <p>全交流動力電源の喪失及び原子炉補機冷却水系（原子炉補機冷却海水系を含む）の機能喪失により、燃料プール冷却浄化系による使用済燃料プールの除熱ができず、使用済燃料プールから発生する水蒸気が重大事故等対処設備に悪影響を及ぼす可能性がある場合は、常設代替交流電源設備又は可搬型代替交流電源設備により燃料プール冷却浄化系の電源を確保し、原子炉補機代替冷却水系により冷却水を確保することで、燃料プール冷却浄化系による使用済燃料プールの除熱を実施する。</p> <p>なお、水源であるスキマサージタンクへの補給については、「1.11.2.1(1) a. 燃料プール代替注水系（常設配管）による使用済燃料プールへの注水」、「1.11.2.1(1) b. 燃料プール代替注水系（可搬型）による使用済燃料プールへの注水」又は「1.11.2.1(1) c. ろ過水ポンプによる使用済燃料プールへの注水」と同様の手順にて実施する。また、常設代替交流電源設備及び可搬型代替交流電源設備に関する手順等は「1.14 電源の確保に関する手順等」にて整備する。</p> <p>a. 手順着手の判断基準</p> <p>全交流動力電源喪失及び原子炉補機冷却水系の機能喪失時、常設代替交流電源設備又は可搬型代替交流電源設備により非常用高圧母線の受電が完了し、原子炉補機代替冷却水系及び燃料プール冷却浄化系が使用可能な状態[※]である場合。</p> <p>※設備に異常がなく、電源、水源（スキマサージタンク）及び原子炉補機代替冷却水系による補機冷却水が確保されている状態。</p> <p>b. 操作手順</p> <p>燃料プール冷却浄化系による使用済燃料プールの除熱手順の概要（燃料プール冷却浄化系(A)系を使用）は以下のとおり（燃料プール冷却浄化系(B)系を使用して使用済燃料プールを除熱する場合も同様。）。</p> <p>手順の対応フローを第1.11-2図及び第1.11-3図に、概要図を第1.11-23図に、タイムチャートを第1.11-24図に示す。</p> <p>①発電課長は、手順着手の判断基準に基づき、発電所対策本部に燃料プール冷却浄化系による使用済燃料プールの除熱の準備開始を依頼する。</p> <p>②発電課長は、運転員に燃料プール冷却浄化系による使用済燃料プールの除熱の準備開始を指示する。</p> <p>③運転員（中央制御室）Aは、中央制御室にて燃料プール</p>		<p>【女川】</p> <p>BWR 固有の対応手段（KK6/7 審査知見の反映）</p>

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

1.11 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための手順等

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>冷却浄化系による使用済燃料プールの除熱に必要なポンプ、電動弁及び監視計器の電源が確保されていることを状態表示にて確認する。</p> <p>④運転員（中央制御室）Aは、燃料プール冷却浄化系ポンプの起動に必要な補機冷却水が確保されていることをバラメータにて確認する。</p> <p>⑤運転員（中央制御室）Aは、燃料プール冷却浄化系の系統構成のため、FPCろ過脱塩装置入口第一弁、FPCろ過脱塩装置入口第二弁、FPCろ過脱塩装置出口弁、FPC熱交換器（B）入口弁の全閉操作並びにFPC熱交換器（A）入口弁の全開操作を実施する。</p> <p>⑥発電課長は、燃料プール冷却浄化系の系統構成完了を確認後、運転員に、燃料プール冷却浄化系による使用済燃料プールの除熱の開始を指示する。</p> <p>⑦運転員（中央制御室）Aは、燃料プール冷却浄化系ポンプの起動操作を実施する。</p> <p>⑧運転員（中央制御室）Aは、ポンプ起動後速やかにFPCろ過脱塩装置バイパス弁（A）の開操作を実施し、燃料プール冷却浄化系の系統流量の上昇及び使用済燃料プール水の温度の下降により使用済燃料プールの除熱が開始されたことを確認し、発電課長へ報告する。</p> <p>c. 操作の成立性 上記の操作は、運転員（中央制御室）1名にて作業を実施し、作業開始を判断してから燃料プール冷却浄化系による使用済燃料プールの除熱開始まで20分以内で可能である。</p>		

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>【比較のため、1.11.2.1(9)の記載より再掲】</p> <p>(9) その他の手順項目にて考慮する手順</p> <p>送水車への燃料補給に関する手順は「1.6 原子炉格納容器内の冷却等のための手順等」のうち、1.6.2.4(2)「送水車への燃料補給」にて整備する。</p> <p>【比較のため、1.11.2.2(4)の記載より再掲】</p> <p>送水車及び大容量ポンプ（放水砲用）への燃料補給に関する手順は「1.6 原子炉格納容器内の冷却等のための手順等」のうち、1.6.2.4(2)「送水車への燃料補給」及び1.6.2.4(1)「電源車（可搬式代替低圧注水ポンプ用）、大容量ポンプへの燃料補給」にて整備する。</p>	<p>1.11.2.5 その他の手順項目について考慮する手順</p> <p>電動弁及び中央制御室監視計器類への電源供給手順並びに大容量送水ポンプ（タイプI）への燃料補給手順については、「1.14 電源の確保に関する手順等」にて整備する。</p> <p>代替淡水源（淡水貯水槽（No.1）及び淡水貯水槽（No.2））への水の補給手順及び水源から接続口までの大容量送水ポンプ（タイプI）による送水手順については、「1.13 重大事故等の収束に必要となる水の供給手順等」にて整備する。</p> <p>大気への放射性物質の拡散抑制手順については、「1.12 発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための手順等」にて整備する。</p> <p>燃料プール冷却浄化系への原子炉補機代替冷却水系による補機冷却水確保手順は、「1.5 最終ヒートシンクへ熱を輸送するための手順等」にて整備する。</p> <p>操作の判断、確認に係る計装設備に関する手順については、「1.15 事故時の計装に関する手順等」にて整備する。</p>	<p>1.11.2.4 その他の手順項目について考慮する手順</p> <p>中央制御室監視計器類への電源供給手順並びに可搬型大型送水ポンプ車及び可搬型大容量海水送水ポンプ車への燃料補給手順については、「1.14 電源の確保に関する手順等」にて整備する。</p> <p>操作の判断、確認に係る計装設備に関する手順については、「1.15 事故時の計装に関する手順等」にて整備する。</p>	<p>【大飯】 記載方針の相違（女川審査実績の反映）</p> <p>【大飯】 記載方針の相違（相違理由②）</p> <p>【女川】 設備の相違 ・女川は「燃料プール冷却浄化系による使用済燃料プールの除熱」の手順にて電動弁の操作が必要。</p> <p>【女川】 設備の相違（相違理由②）</p> <p>【大飯】 記載方針の相違（女川審査実績の反映）</p> <p>【女川】 BWR固有の対応手段</p> <p>【大飯】 記載方針の相違（女川審査実績の反映）</p>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>【比較のため 1.11.2.2(5) の記載より再掲】</p> <p>(5) 優先順位</p> <p>使用済燃料ピットからの大量の水の漏えいその他の要因により使用済燃料ピットの水位が異常に低下した場合は、送水車による使用済燃料ピットへのスプレイを優先する。</p> <p>また、原子炉周辺建屋（貯蔵槽内燃料体等）に損壊がある場合又は原子炉周辺建屋（貯蔵槽内燃料体等）に近づけない場合は、スプレイヘッダよりも射程距離が長い大容量ポンプ（放水砲用）及び放水砲による原子炉周辺建屋（貯蔵槽内燃料体等）への放水を優先する。</p> <p>以上の対応手順のフローチャートを第 1.11.29 図に示す。</p>	<p>使用済燃料プールへの注水を実施しても使用済燃料プールの水位の低下が継続する場合は、漏えい量が緩和できればその後の対応に余裕が生じることから、漏えい緩和を実施する。ただし、漏えい緩和には不確定要素が多いことから、使用済燃料プールへのスプレイを実施する。</p> <p>使用済燃料プールへのスプレイが実施できない場合は、大気への放射性物質の拡散を抑制するための対応を実施する。全交流動力電源の喪失及び原子炉補機冷却水系（原子炉補機冷却海水系を含む）の機能喪失により、燃料プール冷却浄化系による使用済燃料プールの除熱ができず、使用済燃料プールから発生する水蒸気が重大事故等対処設備に悪影響を及ぼす可能性がある場合は、常設代替交流電源設備又は可搬型代替交流電源設備により燃料プール冷却浄化系の電源を確保し、原子炉補機代替冷却水系により冷却水を確保することで、燃料プール冷却浄化系による使用済燃料プールの除熱を実施する。</p>	<p>可搬型大型送水ポンプ車による使用済燃料ピットへの注水のための水源は、水源の切替えによる使用済燃料ピットへの注水の中止が発生しない海水を優先して使用し、海水取水箇所へのアクセスに時間を要する場合には、準備時間が最も短い代替給水ピットを使用する。海水の取水ができない場合は、保有水量が大きい原水槽を使用する。原水槽への補給は、2次系純水タンク又はろ過水タンクから移送することにより行う。ただし、ろ過水タンクは、重大事故等対処に悪影響を与える火災の発生がない場合に使用する。</p> <p>使用済燃料ピットへの注水を実施しても使用済燃料ピットの水位の低下が継続する場合は、漏えい量が緩和できればその後の対応に余裕が生じることから、漏えい緩和を実施する。ただし、漏えい緩和には不確定要素が多いことから、使用済燃料ピットへのスプレイを実施する。</p> <p>使用済燃料ピットからの大量の水の漏えい、その他の要因により使用済燃料ピットの水位が異常に低下した場合は、可搬型大型送水ポンプ車及び可搬型スプレイノズルによる使用済燃料ピットへのスプレイを優先する。</p> <p>また、燃料取扱棟（使用済燃料ピット内の燃料体等）に破損がある場合又は燃料取扱棟（使用済燃料ピット内の燃料体等）に近づけない場合は、可搬型スプレイノズルよりも射程距離が長い可搬型大容量海水送水ポンプ車及び放水砲による燃料取扱棟（使用済燃料ピット内の燃料体等）への放水を優先する。</p>	<p>【大飯】設備の相違（相違理由③） 【女川】設備の相違（相違理由②） ・泊の可搬型大型送水ポンプ車による使用済燃料ピットへの注水のための水源は、複数の水源を選択できることから使用する水源の優先順位を記載する。</p> <p>【大飯】 記載方針の相違（女川審査実績の反映）</p> <p>【女川】記載表現の相違 ・泊及び大飯は優先順位の考え方を記載している。</p> <p>【大飯】記載表現の相違 ・泊は建屋の被害状況の記載について「破損」に統一。</p> <p>【女川】 BWR 固有の対応手段（KK6/7 審査知見の反映）</p> <p>【大飯】 記載箇所の相違（女川審査実績の反映） ・泊及び女川は文章の冒頭にフローチャートの参照先を記載している。</p> <p>【大飯】設備の相違（相違理由③） 【女川】設備の相違（相違理由②） ・泊の可搬型大型送水ポンプ車による使用済燃料ピットへのスプレイのための水源は、淡水である代替給水ピット及び原水槽又は海を選択できることから、使用する水源の優先順位を記載する</p>

(添付資料 1.11.12)

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

1.11 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための手順等

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																					
監視器一覧 (4 / 11)																																								
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>対応手段</th><th>重大事故等の対応に必要な監視項目</th><th>監視器</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3">1.11.2.1 使用済燃料ピットの冷却機能又は注水機能の喪失時、使用済燃料ピット水の小規模な漏えい発生時の手順等</td></tr> <tr> <td rowspan="10" style="vertical-align: top; text-align: center; width: 10%;">判断基準</td><td>補機監視機能</td><td> <ul style="list-style-type: none"> ・原子炉補機冷却水供給母管流量計 ・原子炉冷却水冷却器海水流量計 </td></tr> <tr> <td>使用済燃料ピットの温度</td><td> <ul style="list-style-type: none"> ・使用済燃料ピット温度計^{*1} ・使用済燃料ピット温度計 (AM用)^{*2} </td></tr> <tr> <td>使用済燃料ピットの水位</td><td> <ul style="list-style-type: none"> ・使用済燃料ピット水位計^{*1} ・使用済燃料ピット水位計 (AM用)^{*2} </td></tr> <tr> <td>水源の確保</td><td> <ul style="list-style-type: none"> ・N o. 3淡水タンク水位計 </td></tr> <tr> <td>(3)ポンプ車によるN o. 3淡水タンクから使用済燃料ピットへの注水</td><td> <ul style="list-style-type: none"> ・使用済燃料ピット温度計^{*1} ・使用済燃料ピット温度計 (AM用)^{*2} ・携帯型水温計 ・携帯型水位、水温計 </td></tr> <tr> <td>操作</td><td> <ul style="list-style-type: none"> ・使用済燃料ピット水位計^{*1} ・使用済燃料ピット水位計 (AM用)^{*2} ・可搬式使用済燃料ピット水位計^{*3*4} ・携帯型水位計 ・携帯型水位、水温計 </td></tr> <tr> <td></td><td> <ul style="list-style-type: none"> ・N o. 3淡水タンク水位計 ・使用済燃料ピット区域エリアモニタ^{*1} ・排気筒ガスマニタ ・可搬式使用済燃料ピット区域周辺エリアモニタ^{*2*3} </td></tr> <tr> <td></td><td> <ul style="list-style-type: none"> ・使用済燃料ピットの状態監視 </td></tr> </tbody> </table>	対応手段	重大事故等の対応に必要な監視項目	監視器	1.11.2.1 使用済燃料ピットの冷却機能又は注水機能の喪失時、使用済燃料ピット水の小規模な漏えい発生時の手順等			判断基準	補機監視機能	<ul style="list-style-type: none"> ・原子炉補機冷却水供給母管流量計 ・原子炉冷却水冷却器海水流量計 	使用済燃料ピットの温度	<ul style="list-style-type: none"> ・使用済燃料ピット温度計^{*1} ・使用済燃料ピット温度計 (AM用)^{*2} 	使用済燃料ピットの水位	<ul style="list-style-type: none"> ・使用済燃料ピット水位計^{*1} ・使用済燃料ピット水位計 (AM用)^{*2} 	水源の確保	<ul style="list-style-type: none"> ・N o. 3淡水タンク水位計 	(3)ポンプ車によるN o. 3淡水タンクから使用済燃料ピットへの注水	<ul style="list-style-type: none"> ・使用済燃料ピット温度計^{*1} ・使用済燃料ピット温度計 (AM用)^{*2} ・携帯型水温計 ・携帯型水位、水温計 	操作	<ul style="list-style-type: none"> ・使用済燃料ピット水位計^{*1} ・使用済燃料ピット水位計 (AM用)^{*2} ・可搬式使用済燃料ピット水位計^{*3*4} ・携帯型水位計 ・携帯型水位、水温計 		<ul style="list-style-type: none"> ・N o. 3淡水タンク水位計 ・使用済燃料ピット区域エリアモニタ^{*1} ・排気筒ガスマニタ ・可搬式使用済燃料ピット区域周辺エリアモニタ^{*2*3} 		<ul style="list-style-type: none"> ・使用済燃料ピットの状態監視 	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>対応手段</th><th>重大事故等の対応に必要な監視項目</th><th>監視器</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3">1.11.2.1 使用済燃料ピットの冷却機能又は注水機能の喪失時、又は使用済燃料ピット水の小規模な漏えい発生時の手順等 (1) 使用済燃料ピットへの注水</td></tr> <tr> <td rowspan="10" style="vertical-align: top; text-align: center; width: 10%;">判断基準</td><td>補機監視機能</td><td> <ul style="list-style-type: none"> ・原子炉補機冷却水供給母管流量 ・原子炉補機冷却水供給母管流量 (AM用) ・原子炉補機冷却水冷却器補機冷却海水流量 </td></tr> <tr> <td>使用済燃料ピットの監視</td><td> <ul style="list-style-type: none"> ・使用済燃料ピット温度^{*1} ・使用済燃料ピット温度 (AM用)^{*2} ・使用済燃料ピット水位^{*1} ・使用済燃料ピット水位 (AM用)^{*2} </td></tr> <tr> <td>操作</td><td> <ul style="list-style-type: none"> ・代替給水ピットを水源とした可搬型大型送水泵車による使用済燃料ピットへの注水 </td></tr> <tr> <td></td><td> <ul style="list-style-type: none"> ・使用済燃料ピット温度^{*1} ・使用済燃料ピット温度 (AM用)^{*2} ・携帯型水温計 ・使用済燃料ピット水位^{*1} ・使用済燃料ピット水位 (AM用)^{*2} ・使用済燃料ピット水位 (可搬型)^{*3*4} ・携帯型水位計 ・携帯型水位、水温計 ・使用済燃料ピットエリアモニタ^{*1} ・排気筒ガスマニタ ・使用済燃料ピット可搬型エリアモニタ^{*2*3} ・使用済燃料ピット監視カメラ^{*2} </td></tr> </tbody> </table>	対応手段	重大事故等の対応に必要な監視項目	監視器	1.11.2.1 使用済燃料ピットの冷却機能又は注水機能の喪失時、又は使用済燃料ピット水の小規模な漏えい発生時の手順等 (1) 使用済燃料ピットへの注水			判断基準	補機監視機能	<ul style="list-style-type: none"> ・原子炉補機冷却水供給母管流量 ・原子炉補機冷却水供給母管流量 (AM用) ・原子炉補機冷却水冷却器補機冷却海水流量 	使用済燃料ピットの監視	<ul style="list-style-type: none"> ・使用済燃料ピット温度^{*1} ・使用済燃料ピット温度 (AM用)^{*2} ・使用済燃料ピット水位^{*1} ・使用済燃料ピット水位 (AM用)^{*2} 	操作	<ul style="list-style-type: none"> ・代替給水ピットを水源とした可搬型大型送水泵車による使用済燃料ピットへの注水 		<ul style="list-style-type: none"> ・使用済燃料ピット温度^{*1} ・使用済燃料ピット温度 (AM用)^{*2} ・携帯型水温計 ・使用済燃料ピット水位^{*1} ・使用済燃料ピット水位 (AM用)^{*2} ・使用済燃料ピット水位 (可搬型)^{*3*4} ・携帯型水位計 ・携帯型水位、水温計 ・使用済燃料ピットエリアモニタ^{*1} ・排気筒ガスマニタ ・使用済燃料ピット可搬型エリアモニタ^{*2*3} ・使用済燃料ピット監視カメラ^{*2} 	<p>【大飯】設備の相違（相違理由③） ・使用済燃料ピットの温度について、大飯のロープ式計器は、水位及び水温の測定が可能であるため、携帯型水位、水温計も記載している。</p> <p>・泊のロープ式計器は、水位のみ測定できる計器であるため記載していないが、携帯型水温計で水温の測定が可能である。設計方針は相違するが、使用済燃料ピットの温度を把握するための監視計器を整備していることに相違なく、いずれも自主対策設備による対応手段の相違。</p>
対応手段	重大事故等の対応に必要な監視項目	監視器																																						
1.11.2.1 使用済燃料ピットの冷却機能又は注水機能の喪失時、使用済燃料ピット水の小規模な漏えい発生時の手順等																																								
判断基準	補機監視機能	<ul style="list-style-type: none"> ・原子炉補機冷却水供給母管流量計 ・原子炉冷却水冷却器海水流量計 																																						
	使用済燃料ピットの温度	<ul style="list-style-type: none"> ・使用済燃料ピット温度計^{*1} ・使用済燃料ピット温度計 (AM用)^{*2} 																																						
	使用済燃料ピットの水位	<ul style="list-style-type: none"> ・使用済燃料ピット水位計^{*1} ・使用済燃料ピット水位計 (AM用)^{*2} 																																						
	水源の確保	<ul style="list-style-type: none"> ・N o. 3淡水タンク水位計 																																						
	(3)ポンプ車によるN o. 3淡水タンクから使用済燃料ピットへの注水	<ul style="list-style-type: none"> ・使用済燃料ピット温度計^{*1} ・使用済燃料ピット温度計 (AM用)^{*2} ・携帯型水温計 ・携帯型水位、水温計 																																						
	操作	<ul style="list-style-type: none"> ・使用済燃料ピット水位計^{*1} ・使用済燃料ピット水位計 (AM用)^{*2} ・可搬式使用済燃料ピット水位計^{*3*4} ・携帯型水位計 ・携帯型水位、水温計 																																						
		<ul style="list-style-type: none"> ・N o. 3淡水タンク水位計 ・使用済燃料ピット区域エリアモニタ^{*1} ・排気筒ガスマニタ ・可搬式使用済燃料ピット区域周辺エリアモニタ^{*2*3} 																																						
		<ul style="list-style-type: none"> ・使用済燃料ピットの状態監視 																																						
	対応手段	重大事故等の対応に必要な監視項目	監視器																																					
	1.11.2.1 使用済燃料ピットの冷却機能又は注水機能の喪失時、又は使用済燃料ピット水の小規模な漏えい発生時の手順等 (1) 使用済燃料ピットへの注水																																							
判断基準	補機監視機能	<ul style="list-style-type: none"> ・原子炉補機冷却水供給母管流量 ・原子炉補機冷却水供給母管流量 (AM用) ・原子炉補機冷却水冷却器補機冷却海水流量 																																						
	使用済燃料ピットの監視	<ul style="list-style-type: none"> ・使用済燃料ピット温度^{*1} ・使用済燃料ピット温度 (AM用)^{*2} ・使用済燃料ピット水位^{*1} ・使用済燃料ピット水位 (AM用)^{*2} 																																						
	操作	<ul style="list-style-type: none"> ・代替給水ピットを水源とした可搬型大型送水泵車による使用済燃料ピットへの注水 																																						
		<ul style="list-style-type: none"> ・使用済燃料ピット温度^{*1} ・使用済燃料ピット温度 (AM用)^{*2} ・携帯型水温計 ・使用済燃料ピット水位^{*1} ・使用済燃料ピット水位 (AM用)^{*2} ・使用済燃料ピット水位 (可搬型)^{*3*4} ・携帯型水位計 ・携帯型水位、水温計 ・使用済燃料ピットエリアモニタ^{*1} ・排気筒ガスマニタ ・使用済燃料ピット可搬型エリアモニタ^{*2*3} ・使用済燃料ピット監視カメラ^{*2} 																																						

泊3号炉との比較対象なし

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

1.11 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための手順等

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																							
<p>監視計器一覧 (5/11)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>対応手段</th><th>重大事故等の対応に必要となる監視項目</th><th>監視計器</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3">1.11.2.1 使用済燃料ビットの冷却機能又は注水機能の喪失時、使用済燃料ビット水の小規模な漏えい発生時の手順等</td></tr> <tr> <td rowspan="10" style="writing-mode: vertical-rl; transform: rotate(180deg);">判断基準 (6)ポンプ車によるNo.2淡水タンクから使用済燃料ビットへの注水 操作</td> <td>補機監視機能</td><td> <ul style="list-style-type: none"> 原子炉補機冷却水供給母管流量計 原子炉補機冷却水冷却器海水流量計 </td></tr> <tr> <td>使用済燃料ビットの温度</td><td> <ul style="list-style-type: none"> 使用済燃料ビット温度計^{※1} 使用済燃料ビット温度計(AM用)^{※2} </td></tr> <tr> <td>使用済燃料ビットの水位</td><td> <ul style="list-style-type: none"> 使用済燃料ビット水位計^{※1} 使用済燃料ビット水位計(AM用)^{※2} </td></tr> <tr> <td>水源の確保</td><td> <ul style="list-style-type: none"> No.2淡水タンク水位計 </td></tr> <tr> <td>使用済燃料ビットの温度</td><td> <ul style="list-style-type: none"> 使用済燃料ビット温度計^{※1} 使用済燃料ビット温度計(AM用)^{※2} 携帯型水温計 </td></tr> <tr> <td>使用済燃料ビットの水位</td><td> <ul style="list-style-type: none"> 使用済燃料ビット水位計^{※1} 使用済燃料ビット水位計(AM用)^{※2} 可搬式使用済燃料ビット水位計^{※2※3} 携帯型水位計 </td></tr> <tr> <td>水源の確保</td><td> <ul style="list-style-type: none"> No.2淡水タンク水位計 使用済燃料ビット区域エリアモニタ^{※1} </td></tr> <tr> <td>使用済燃料ビットの周辺の放射線量率</td><td> <ul style="list-style-type: none"> 排気筒ガスマニタ 可搬式使用済燃料ビット区域周辺エリアモニタ^{※2※3} </td></tr> <tr> <td>使用済燃料ビットの状態監視</td><td>使用済燃料ビット監視カメラ^{※2}</td></tr> </tbody> </table> <p>* 1：通常時使用する計器 * 2：重大事故等時使用する計器 * 3：可搬型設備</p>	対応手段	重大事故等の対応に必要となる監視項目	監視計器	1.11.2.1 使用済燃料ビットの冷却機能又は注水機能の喪失時、使用済燃料ビット水の小規模な漏えい発生時の手順等			判断基準 (6)ポンプ車によるNo.2淡水タンクから使用済燃料ビットへの注水 操作	補機監視機能	<ul style="list-style-type: none"> 原子炉補機冷却水供給母管流量計 原子炉補機冷却水冷却器海水流量計 	使用済燃料ビットの温度	<ul style="list-style-type: none"> 使用済燃料ビット温度計^{※1} 使用済燃料ビット温度計(AM用)^{※2} 	使用済燃料ビットの水位	<ul style="list-style-type: none"> 使用済燃料ビット水位計^{※1} 使用済燃料ビット水位計(AM用)^{※2} 	水源の確保	<ul style="list-style-type: none"> No.2淡水タンク水位計 	使用済燃料ビットの温度	<ul style="list-style-type: none"> 使用済燃料ビット温度計^{※1} 使用済燃料ビット温度計(AM用)^{※2} 携帯型水温計 	使用済燃料ビットの水位	<ul style="list-style-type: none"> 使用済燃料ビット水位計^{※1} 使用済燃料ビット水位計(AM用)^{※2} 可搬式使用済燃料ビット水位計^{※2※3} 携帯型水位計 	水源の確保	<ul style="list-style-type: none"> No.2淡水タンク水位計 使用済燃料ビット区域エリアモニタ^{※1} 	使用済燃料ビットの周辺の放射線量率	<ul style="list-style-type: none"> 排気筒ガスマニタ 可搬式使用済燃料ビット区域周辺エリアモニタ^{※2※3} 	使用済燃料ビットの状態監視	使用済燃料ビット監視カメラ ^{※2}	<p>監視計器一覧 (7/13)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>対応手段</th><th>重大事故等の対応に必要となる監視項目</th><th>監視計器</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3">1.11.2.1 使用済燃料ビットの冷却機能又は注水機能の喪失時、又は使用済燃料ビット水の小規模な漏えい発生時の対応手順 (1) 使用済燃料ビットへの注水</td></tr> <tr> <td rowspan="10" style="writing-mode: vertical-rl; transform: rotate(180deg);">判断基準 使用済燃料ビットの監視</td> <td>補機監視機能</td><td> <ul style="list-style-type: none"> 原子炉補機冷却水供給母管流量 原子炉補機冷却水供給母管流量(AM用) 原子炉補機冷却水冷却器補機冷却海水流量 原子炉補機冷却水冷却器補機冷却海水流量(AM用) </td></tr> <tr> <td>使用済燃料ビット水位</td><td> <ul style="list-style-type: none"> 使用済燃料ビット温度計^{※1} 使用済燃料ビット温度計(AM用)^{※2} 使用済燃料ビット水位^{※1} 使用済燃料ビット水位(AM用)^{※2} </td></tr> <tr> <td>操作</td><td> <p>※、原水槽を水源とした可搬型大型送水ポンプ車による使用済燃料ビットへの注水</p> <ul style="list-style-type: none"> 使用済燃料ビット水位(可搬型)^{※2※3} 携帯型水位計 携帯型水位・水温計 使用済燃料ビットエリアモニタ^{※1} 排気筒ガスマニタ 使用済燃料ビット可搬型エリアモニタ^{※2※3} 使用済燃料ビット監視カメラ^{※2} </td></tr> <tr> <td>水源の確保</td><td> <ul style="list-style-type: none"> 2次系純水タンク水位 ろ過水タンク水位 </td></tr> </tbody> </table> <p>* 1：通常時使用する計器 * 2：重大事故等時使用する計器 * 3：可搬型設備</p>	対応手段	重大事故等の対応に必要となる監視項目	監視計器	1.11.2.1 使用済燃料ビットの冷却機能又は注水機能の喪失時、又は使用済燃料ビット水の小規模な漏えい発生時の対応手順 (1) 使用済燃料ビットへの注水			判断基準 使用済燃料ビットの監視	補機監視機能	<ul style="list-style-type: none"> 原子炉補機冷却水供給母管流量 原子炉補機冷却水供給母管流量(AM用) 原子炉補機冷却水冷却器補機冷却海水流量 原子炉補機冷却水冷却器補機冷却海水流量(AM用) 	使用済燃料ビット水位	<ul style="list-style-type: none"> 使用済燃料ビット温度計^{※1} 使用済燃料ビット温度計(AM用)^{※2} 使用済燃料ビット水位^{※1} 使用済燃料ビット水位(AM用)^{※2} 	操作	<p>※、原水槽を水源とした可搬型大型送水ポンプ車による使用済燃料ビットへの注水</p> <ul style="list-style-type: none"> 使用済燃料ビット水位(可搬型)^{※2※3} 携帯型水位計 携帯型水位・水温計 使用済燃料ビットエリアモニタ^{※1} 排気筒ガスマニタ 使用済燃料ビット可搬型エリアモニタ^{※2※3} 使用済燃料ビット監視カメラ^{※2} 	水源の確保	<ul style="list-style-type: none"> 2次系純水タンク水位 ろ過水タンク水位 	<p>【大飯】設備の相違（相違理由③） ・操作「水源の確保」について、泊は原水槽への補給に使用するため、2次系純水タンク水位及びろ過水タンク水位を記載。</p>
対応手段	重大事故等の対応に必要となる監視項目	監視計器																																								
1.11.2.1 使用済燃料ビットの冷却機能又は注水機能の喪失時、使用済燃料ビット水の小規模な漏えい発生時の手順等																																										
判断基準 (6)ポンプ車によるNo.2淡水タンクから使用済燃料ビットへの注水 操作	補機監視機能	<ul style="list-style-type: none"> 原子炉補機冷却水供給母管流量計 原子炉補機冷却水冷却器海水流量計 																																								
	使用済燃料ビットの温度	<ul style="list-style-type: none"> 使用済燃料ビット温度計^{※1} 使用済燃料ビット温度計(AM用)^{※2} 																																								
	使用済燃料ビットの水位	<ul style="list-style-type: none"> 使用済燃料ビット水位計^{※1} 使用済燃料ビット水位計(AM用)^{※2} 																																								
	水源の確保	<ul style="list-style-type: none"> No.2淡水タンク水位計 																																								
	使用済燃料ビットの温度	<ul style="list-style-type: none"> 使用済燃料ビット温度計^{※1} 使用済燃料ビット温度計(AM用)^{※2} 携帯型水温計 																																								
	使用済燃料ビットの水位	<ul style="list-style-type: none"> 使用済燃料ビット水位計^{※1} 使用済燃料ビット水位計(AM用)^{※2} 可搬式使用済燃料ビット水位計^{※2※3} 携帯型水位計 																																								
	水源の確保	<ul style="list-style-type: none"> No.2淡水タンク水位計 使用済燃料ビット区域エリアモニタ^{※1} 																																								
	使用済燃料ビットの周辺の放射線量率	<ul style="list-style-type: none"> 排気筒ガスマニタ 可搬式使用済燃料ビット区域周辺エリアモニタ^{※2※3} 																																								
	使用済燃料ビットの状態監視	使用済燃料ビット監視カメラ ^{※2}																																								
	対応手段	重大事故等の対応に必要となる監視項目	監視計器																																							
1.11.2.1 使用済燃料ビットの冷却機能又は注水機能の喪失時、又は使用済燃料ビット水の小規模な漏えい発生時の対応手順 (1) 使用済燃料ビットへの注水																																										
判断基準 使用済燃料ビットの監視	補機監視機能	<ul style="list-style-type: none"> 原子炉補機冷却水供給母管流量 原子炉補機冷却水供給母管流量(AM用) 原子炉補機冷却水冷却器補機冷却海水流量 原子炉補機冷却水冷却器補機冷却海水流量(AM用) 																																								
	使用済燃料ビット水位	<ul style="list-style-type: none"> 使用済燃料ビット温度計^{※1} 使用済燃料ビット温度計(AM用)^{※2} 使用済燃料ビット水位^{※1} 使用済燃料ビット水位(AM用)^{※2} 																																								
	操作	<p>※、原水槽を水源とした可搬型大型送水ポンプ車による使用済燃料ビットへの注水</p> <ul style="list-style-type: none"> 使用済燃料ビット水位(可搬型)^{※2※3} 携帯型水位計 携帯型水位・水温計 使用済燃料ビットエリアモニタ^{※1} 排気筒ガスマニタ 使用済燃料ビット可搬型エリアモニタ^{※2※3} 使用済燃料ビット監視カメラ^{※2} 																																								
	水源の確保	<ul style="list-style-type: none"> 2次系純水タンク水位 ろ過水タンク水位 																																								

泊3号炉との比較対象なし

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

1.11 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための手順等

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																																																																												
<p>監視計器一覧 (8／11)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>対応手段</th><th>重大事故等の対応に必要となる監視項目</th><th>監視計器</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3">1.11.2.2 使用済燃料ビットからの大量の水の漏えい発生時の手順等</td></tr> <tr> <td rowspan="11"> <p>(1)送水車による使用済燃料ビットへのスプレイ 操作</p> </td><td>使用済燃料ビットの温度</td><td> <ul style="list-style-type: none"> ・ 使用済燃料ビット温度計^{*1} ・ 使用済燃料ビット温度計 (AM用)^{*2} ・ 使用済燃料ビット水位計^{*1} </td></tr> <tr> <td>使用済燃料ビットの水位</td><td> <ul style="list-style-type: none"> ・ 使用済燃料ビット水位計 (AM用)^{*2} ・ 可搬式使用済燃料ビット水位計^{*2^a} </td></tr> <tr> <td>使用済燃料ビットの温度</td><td> <ul style="list-style-type: none"> ・ 使用済燃料ビット温度計^{*1} ・ 使用済燃料ビット温度計 (AM用)^{*2} ・ 使用済燃料ビット水位計^{*1} </td></tr> <tr> <td>使用済燃料ビットの水位</td><td> <ul style="list-style-type: none"> ・ 使用済燃料ビット水位計 (AM用)^{*2} ・ 可搬式使用済燃料ビット水位計^{*2^a} </td></tr> <tr> <td>使用済燃料ビットの周辺の放射線量率</td><td> <ul style="list-style-type: none"> ・ 可搬式使用済燃料ビット区域エリヤモニタ^{*1} ・ 排気筒ガスマニタ ・ 可搬式使用済燃料ビット区域周辺エリヤモニタ^{*2^a} </td></tr> <tr> <td>使用済燃料ビットの状態監視</td><td> <ul style="list-style-type: none"> ・ 使用済燃料ビット監視カメラ^{*2} </td></tr> <tr> <td></td><td></td><td></td></tr> <tr> <td></td><td></td><td></td></tr> <tr> <td></td><td></td><td></td></tr> <tr> <td></td><td></td><td></td></tr> <tr> <td></td><td></td><td></td></tr> </tbody> </table> <p>* 1 : 通常時使用する計器 * 2 : 重大事故等時使用する計器 * 3 : 可搬型設備</p>	対応手段	重大事故等の対応に必要となる監視項目	監視計器	1.11.2.2 使用済燃料ビットからの大量の水の漏えい発生時の手順等			<p>(1)送水車による使用済燃料ビットへのスプレイ 操作</p>	使用済燃料ビットの温度	<ul style="list-style-type: none"> ・ 使用済燃料ビット温度計^{*1} ・ 使用済燃料ビット温度計 (AM用)^{*2} ・ 使用済燃料ビット水位計^{*1} 	使用済燃料ビットの水位	<ul style="list-style-type: none"> ・ 使用済燃料ビット水位計 (AM用)^{*2} ・ 可搬式使用済燃料ビット水位計^{*2^a} 	使用済燃料ビットの温度	<ul style="list-style-type: none"> ・ 使用済燃料ビット温度計^{*1} ・ 使用済燃料ビット温度計 (AM用)^{*2} ・ 使用済燃料ビット水位計^{*1} 	使用済燃料ビットの水位	<ul style="list-style-type: none"> ・ 使用済燃料ビット水位計 (AM用)^{*2} ・ 可搬式使用済燃料ビット水位計^{*2^a} 	使用済燃料ビットの周辺の放射線量率	<ul style="list-style-type: none"> ・ 可搬式使用済燃料ビット区域エリヤモニタ^{*1} ・ 排気筒ガスマニタ ・ 可搬式使用済燃料ビット区域周辺エリヤモニタ^{*2^a} 	使用済燃料ビットの状態監視	<ul style="list-style-type: none"> ・ 使用済燃料ビット監視カメラ^{*2} 																<p>泊3号炉との比較対象なし</p>	<p>監視計器一覧 (8／13)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>対応手段</th><th>重大事故等の対応に必要となる監視項目</th><th>監視計器</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3">1.11.2.2 使用済燃料ビットからの大量の水の漏えい発生時の対応手順 (1) 使用済燃料ビットへのスプレイ</td></tr> <tr> <td rowspan="11"> <p>判断基準 操作</p> </td><td>使用済燃料ビットの監視</td><td> <ul style="list-style-type: none"> ・ 使用済燃料ビット温度^{*1} ・ 使用済燃料ビット温度 (AM用)^{*2} ・ 使用済燃料ビット水位^{*1} ・ 使用済燃料ビット水位 (燃用)^{*2} ・ 使用済燃料ビット水位 (可搬型)^{*2^a} ・ 使用済燃料ビット温度^{*1} ・ 使用済燃料ビット温度 (燃用)^{*2} ・ 使用済燃料ビット水位^{*1} ・ 使用済燃料ビット水位 (燃用)^{*2} ・ 使用済燃料ビット水位 (可搬型)^{*2^a} ・ 使用済燃料ビット水位 (可搬型)^{*2^b} </td></tr> <tr> <td>a. 水を用いた 可搬型大型送水泵シングル及び 可搬型スプレイノズルによる 使用済燃料ビットへのスプレイ</td><td></td><td></td></tr> <tr> <td></td><td></td><td></td></tr> </tbody> </table> <p>※1: 通常時使用する計器 ※2: 重大事故等時使用する計器 ※3: 可搬型設備</p>	対応手段	重大事故等の対応に必要となる監視項目	監視計器	1.11.2.2 使用済燃料ビットからの大量の水の漏えい発生時の対応手順 (1) 使用済燃料ビットへのスプレイ			<p>判断基準 操作</p>	使用済燃料ビットの監視	<ul style="list-style-type: none"> ・ 使用済燃料ビット温度^{*1} ・ 使用済燃料ビット温度 (AM用)^{*2} ・ 使用済燃料ビット水位^{*1} ・ 使用済燃料ビット水位 (燃用)^{*2} ・ 使用済燃料ビット水位 (可搬型)^{*2^a} ・ 使用済燃料ビット温度^{*1} ・ 使用済燃料ビット温度 (燃用)^{*2} ・ 使用済燃料ビット水位^{*1} ・ 使用済燃料ビット水位 (燃用)^{*2} ・ 使用済燃料ビット水位 (可搬型)^{*2^a} ・ 使用済燃料ビット水位 (可搬型)^{*2^b} 	a. 水を用いた 可搬型大型送水泵シングル及び 可搬型スプレイノズルによる 使用済燃料ビットへのスプレイ																														<p>監視計器一覧 (3／5)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>手順書</th><th>重大事故等の対応に必要となる監視項目</th><th>監視パラメータ (計器)</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3">1.11.2 重大事故等時の手順</td></tr> <tr> <td colspan="3">1.11.2.2 使用済燃料プールからの大量の水の漏えい発生時の対応手順</td></tr> <tr> <td colspan="3">(1) 燃料プールスプレイ a. 燃料プールスプレイ系 (常設配管) による使用済燃料プールへのスプレイ b. 燃料プールスプレイ系 (可搬型) による使用済燃料プールへのスプレイ</td></tr> <tr> <td rowspan="11"> <p>判断基準 操作</p> </td><td>非常時操作手順書 (微差ベース) 「SFH 水位・温度測定」</td><td> <ul style="list-style-type: none"> 使用済燃料プール水位／温度 (ヒートサーモ式) 使用済燃料プール水位／温度 (ガイドバルス式) 使用済燃料プール上部空間放射線センサ (高確度、低誤差) 使用済燃料プール監視カメラ </td></tr> <tr> <td>非常時操作手順書 (ブリント停止中) 「燃料プール冷却材喪失」</td><td> <ul style="list-style-type: none"> 125# 直流水母線 2A 電圧 125# 直流水母線 3B 電圧 125# 直流水母線 2A-1 電圧 195# 直流水母線 9B-1 電圧 </td></tr> <tr> <td rowspan="4">重大事故等対応要領書 「大容量送水ポンプ (タイプI)」による使用済燃料プールスプレイ (可搬型)</td><td>電源の確保</td><td> <ul style="list-style-type: none"> 淡水貯水槽 (No. 1) 淡水貯水槽 (No. 2) </td></tr> <tr> <td></td><td></td></tr> <tr> <td></td><td></td></tr> <tr> <td></td><td></td></tr> <tr> <td rowspan="4">重大事故等対応要領書 「大容量送水ポンプ (タイプII)」による使用済燃料プールスプレイ (常設配管) 「大容量送水ポンプによる送水」</td><td>操作</td><td> <ul style="list-style-type: none"> 使用済燃料プール水位／温度 (ヒートサーモ式) 使用済燃料プール水位／温度 (ガイドバルス式) 使用済燃料プール監視カメラ </td></tr> <tr> <td></td><td></td></tr> <tr> <td></td><td></td></tr> <tr> <td></td><td></td></tr> </tbody> </table> <p>【女川】設備の相違 (相違理由①) 女川2号炉との比較対象なし</p>	手順書	重大事故等の対応に必要となる監視項目	監視パラメータ (計器)	1.11.2 重大事故等時の手順			1.11.2.2 使用済燃料プールからの大量の水の漏えい発生時の対応手順			(1) 燃料プールスプレイ a. 燃料プールスプレイ系 (常設配管) による使用済燃料プールへのスプレイ b. 燃料プールスプレイ系 (可搬型) による使用済燃料プールへのスプレイ			<p>判断基準 操作</p>	非常時操作手順書 (微差ベース) 「SFH 水位・温度測定」	<ul style="list-style-type: none"> 使用済燃料プール水位／温度 (ヒートサーモ式) 使用済燃料プール水位／温度 (ガイドバルス式) 使用済燃料プール上部空間放射線センサ (高確度、低誤差) 使用済燃料プール監視カメラ 	非常時操作手順書 (ブリント停止中) 「燃料プール冷却材喪失」	<ul style="list-style-type: none"> 125# 直流水母線 2A 電圧 125# 直流水母線 3B 電圧 125# 直流水母線 2A-1 電圧 195# 直流水母線 9B-1 電圧 	重大事故等対応要領書 「大容量送水ポンプ (タイプI)」による使用済燃料プールスプレイ (可搬型)	電源の確保	<ul style="list-style-type: none"> 淡水貯水槽 (No. 1) 淡水貯水槽 (No. 2) 							重大事故等対応要領書 「大容量送水ポンプ (タイプII)」による使用済燃料プールスプレイ (常設配管) 「大容量送水ポンプによる送水」	操作	<ul style="list-style-type: none"> 使用済燃料プール水位／温度 (ヒートサーモ式) 使用済燃料プール水位／温度 (ガイドバルス式) 使用済燃料プール監視カメラ 						
対応手段	重大事故等の対応に必要となる監視項目	監視計器																																																																																																													
1.11.2.2 使用済燃料ビットからの大量の水の漏えい発生時の手順等																																																																																																															
<p>(1)送水車による使用済燃料ビットへのスプレイ 操作</p>	使用済燃料ビットの温度	<ul style="list-style-type: none"> ・ 使用済燃料ビット温度計^{*1} ・ 使用済燃料ビット温度計 (AM用)^{*2} ・ 使用済燃料ビット水位計^{*1} 																																																																																																													
	使用済燃料ビットの水位	<ul style="list-style-type: none"> ・ 使用済燃料ビット水位計 (AM用)^{*2} ・ 可搬式使用済燃料ビット水位計^{*2^a} 																																																																																																													
	使用済燃料ビットの温度	<ul style="list-style-type: none"> ・ 使用済燃料ビット温度計^{*1} ・ 使用済燃料ビット温度計 (AM用)^{*2} ・ 使用済燃料ビット水位計^{*1} 																																																																																																													
	使用済燃料ビットの水位	<ul style="list-style-type: none"> ・ 使用済燃料ビット水位計 (AM用)^{*2} ・ 可搬式使用済燃料ビット水位計^{*2^a} 																																																																																																													
	使用済燃料ビットの周辺の放射線量率	<ul style="list-style-type: none"> ・ 可搬式使用済燃料ビット区域エリヤモニタ^{*1} ・ 排気筒ガスマニタ ・ 可搬式使用済燃料ビット区域周辺エリヤモニタ^{*2^a} 																																																																																																													
	使用済燃料ビットの状態監視	<ul style="list-style-type: none"> ・ 使用済燃料ビット監視カメラ^{*2} 																																																																																																													
対応手段	重大事故等の対応に必要となる監視項目	監視計器																																																																																																													
1.11.2.2 使用済燃料ビットからの大量の水の漏えい発生時の対応手順 (1) 使用済燃料ビットへのスプレイ																																																																																																															
<p>判断基準 操作</p>	使用済燃料ビットの監視	<ul style="list-style-type: none"> ・ 使用済燃料ビット温度^{*1} ・ 使用済燃料ビット温度 (AM用)^{*2} ・ 使用済燃料ビット水位^{*1} ・ 使用済燃料ビット水位 (燃用)^{*2} ・ 使用済燃料ビット水位 (可搬型)^{*2^a} ・ 使用済燃料ビット温度^{*1} ・ 使用済燃料ビット温度 (燃用)^{*2} ・ 使用済燃料ビット水位^{*1} ・ 使用済燃料ビット水位 (燃用)^{*2} ・ 使用済燃料ビット水位 (可搬型)^{*2^a} ・ 使用済燃料ビット水位 (可搬型)^{*2^b} 																																																																																																													
	a. 水を用いた 可搬型大型送水泵シングル及び 可搬型スプレイノズルによる 使用済燃料ビットへのスプレイ																																																																																																														
手順書	重大事故等の対応に必要となる監視項目	監視パラメータ (計器)																																																																																																													
1.11.2 重大事故等時の手順																																																																																																															
1.11.2.2 使用済燃料プールからの大量の水の漏えい発生時の対応手順																																																																																																															
(1) 燃料プールスプレイ a. 燃料プールスプレイ系 (常設配管) による使用済燃料プールへのスプレイ b. 燃料プールスプレイ系 (可搬型) による使用済燃料プールへのスプレイ																																																																																																															
<p>判断基準 操作</p>	非常時操作手順書 (微差ベース) 「SFH 水位・温度測定」	<ul style="list-style-type: none"> 使用済燃料プール水位／温度 (ヒートサーモ式) 使用済燃料プール水位／温度 (ガイドバルス式) 使用済燃料プール上部空間放射線センサ (高確度、低誤差) 使用済燃料プール監視カメラ 																																																																																																													
	非常時操作手順書 (ブリント停止中) 「燃料プール冷却材喪失」	<ul style="list-style-type: none"> 125# 直流水母線 2A 電圧 125# 直流水母線 3B 電圧 125# 直流水母線 2A-1 電圧 195# 直流水母線 9B-1 電圧 																																																																																																													
	重大事故等対応要領書 「大容量送水ポンプ (タイプI)」による使用済燃料プールスプレイ (可搬型)	電源の確保	<ul style="list-style-type: none"> 淡水貯水槽 (No. 1) 淡水貯水槽 (No. 2) 																																																																																																												
	重大事故等対応要領書 「大容量送水ポンプ (タイプII)」による使用済燃料プールスプレイ (常設配管) 「大容量送水ポンプによる送水」	操作	<ul style="list-style-type: none"> 使用済燃料プール水位／温度 (ヒートサーモ式) 使用済燃料プール水位／温度 (ガイドバルス式) 使用済燃料プール監視カメラ 																																																																																																												

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

1.11 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための手順等

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																					
<p>泊3号炉との比較対象なし</p>	<p>監視計器一覧 (4/5)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>手順書</th><th>重大事故等の対応に必要となる監視項目</th><th>監視パラメータ(計器)</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1.11.2 重大事故等時の手順 1.11.2.2 使用済燃料プールからの大量の水の漏えい発生時の対応手順 (1) 燃料プールスプレイ e. 化学消防自動車及び大型化学高所放水車による燃料プールスプレイ系（常設配管）を用いたスプレイ</td><td>使用済燃料プールの監視</td><td>使用済燃料ビット水位／温度（ヒートサーモ式） 使用済燃料ビット水位／温度（ガイドバルス式） 使用済燃料プール上部空間放射線モニタ（高線量、低線量） 使用済燃料プール監視カメラ</td></tr> <tr> <td>非常時操作手順書（熱量ベース）「SPP」水位・温度制御</td><td>電気の確保</td><td>125V 直流水主母線 2A 電圧 125V 直流水主母線 3B 電圧 125V 直流水主母線 2a-1 電圧 125V 直流水主母線 3b-1 電圧</td></tr> <tr> <td>非常時操作手順書（ブレント停止中）「燃料プール冷却材喪失」</td><td>水槽の確保</td><td>ろ過水タンク水位 使用済燃料ビット水位／温度（ヒートサーモ式） 使用済燃料ビット水位／温度（ガイドバルス式） 使用済燃料プール監視カメラ</td></tr> <tr> <td>重大事故等対応要領書 「化学消防自動車及び大型化学高所放水車による使用済燃料プールスプレイ（常設配管）」</td><td>操作</td><td>小原の確保</td><td>ろ過水タンク水位</td></tr> </tbody> </table>	手順書	重大事故等の対応に必要となる監視項目	監視パラメータ(計器)	1.11.2 重大事故等時の手順 1.11.2.2 使用済燃料プールからの大量の水の漏えい発生時の対応手順 (1) 燃料プールスプレイ e. 化学消防自動車及び大型化学高所放水車による燃料プールスプレイ系（常設配管）を用いたスプレイ	使用済燃料プールの監視	使用済燃料ビット水位／温度（ヒートサーモ式） 使用済燃料ビット水位／温度（ガイドバルス式） 使用済燃料プール上部空間放射線モニタ（高線量、低線量） 使用済燃料プール監視カメラ	非常時操作手順書（熱量ベース）「SPP」水位・温度制御	電気の確保	125V 直流水主母線 2A 電圧 125V 直流水主母線 3B 電圧 125V 直流水主母線 2a-1 電圧 125V 直流水主母線 3b-1 電圧	非常時操作手順書（ブレント停止中）「燃料プール冷却材喪失」	水槽の確保	ろ過水タンク水位 使用済燃料ビット水位／温度（ヒートサーモ式） 使用済燃料ビット水位／温度（ガイドバルス式） 使用済燃料プール監視カメラ	重大事故等対応要領書 「化学消防自動車及び大型化学高所放水車による使用済燃料プールスプレイ（常設配管）」	操作	小原の確保	ろ過水タンク水位	<p>監視計器一覧 (9/13)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>対応手段</th><th>重大事故等の対応に必要となる監視項目</th><th>監視計器</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1.11.2.2 使用済燃料ビットからの大量の水の漏えい発生時の対応手順 (1) 使用済燃料ビットへのスプレイ</td><td>使用済燃料基準 操作</td><td>使用済燃料ビット湿度^① 使用済燃料ビット湿度（焼用）^② 使用済燃料ビット水位^① 使用済燃料ビット水位（焼用）^② 使用済燃料ビット水位（可搬型）^③ 使用済燃料ビット湿度^① 使用済燃料ビット湿度（焼用）^② 使用済燃料ビット水位^① 使用済燃料ビット水位（焼用）^② 使用済燃料ビット水位（可搬型）^③ 使用済燃料ビットエリアモニタ^④ 排気筒ガスマニタ 使用済燃料ビット可搬型エリアモニタ^⑤ 使用済燃料ビット監視カメラ^⑥</td></tr> </tbody> </table> <p>※1：通常時使用する計器 ※2：重大事故等時使用する計器 ※3：可搬型設備</p>	対応手段	重大事故等の対応に必要となる監視項目	監視計器	1.11.2.2 使用済燃料ビットからの大量の水の漏えい発生時の対応手順 (1) 使用済燃料ビットへのスプレイ	使用済燃料基準 操作	使用済燃料ビット湿度 ^① 使用済燃料ビット湿度（焼用） ^② 使用済燃料ビット水位 ^① 使用済燃料ビット水位（焼用） ^② 使用済燃料ビット水位（可搬型） ^③ 使用済燃料ビット湿度 ^① 使用済燃料ビット湿度（焼用） ^② 使用済燃料ビット水位 ^① 使用済燃料ビット水位（焼用） ^② 使用済燃料ビット水位（可搬型） ^③ 使用済燃料ビットエリアモニタ ^④ 排気筒ガスマニタ 使用済燃料ビット可搬型エリアモニタ ^⑤ 使用済燃料ビット監視カメラ ^⑥
手順書	重大事故等の対応に必要となる監視項目	監視パラメータ(計器)																						
1.11.2 重大事故等時の手順 1.11.2.2 使用済燃料プールからの大量の水の漏えい発生時の対応手順 (1) 燃料プールスプレイ e. 化学消防自動車及び大型化学高所放水車による燃料プールスプレイ系（常設配管）を用いたスプレイ	使用済燃料プールの監視	使用済燃料ビット水位／温度（ヒートサーモ式） 使用済燃料ビット水位／温度（ガイドバルス式） 使用済燃料プール上部空間放射線モニタ（高線量、低線量） 使用済燃料プール監視カメラ																						
非常時操作手順書（熱量ベース）「SPP」水位・温度制御	電気の確保	125V 直流水主母線 2A 電圧 125V 直流水主母線 3B 電圧 125V 直流水主母線 2a-1 電圧 125V 直流水主母線 3b-1 電圧																						
非常時操作手順書（ブレント停止中）「燃料プール冷却材喪失」	水槽の確保	ろ過水タンク水位 使用済燃料ビット水位／温度（ヒートサーモ式） 使用済燃料ビット水位／温度（ガイドバルス式） 使用済燃料プール監視カメラ																						
重大事故等対応要領書 「化学消防自動車及び大型化学高所放水車による使用済燃料プールスプレイ（常設配管）」	操作	小原の確保	ろ過水タンク水位																					
対応手段	重大事故等の対応に必要となる監視項目	監視計器																						
1.11.2.2 使用済燃料ビットからの大量の水の漏えい発生時の対応手順 (1) 使用済燃料ビットへのスプレイ	使用済燃料基準 操作	使用済燃料ビット湿度 ^① 使用済燃料ビット湿度（焼用） ^② 使用済燃料ビット水位 ^① 使用済燃料ビット水位（焼用） ^② 使用済燃料ビット水位（可搬型） ^③ 使用済燃料ビット湿度 ^① 使用済燃料ビット湿度（焼用） ^② 使用済燃料ビット水位 ^① 使用済燃料ビット水位（焼用） ^② 使用済燃料ビット水位（可搬型） ^③ 使用済燃料ビットエリアモニタ ^④ 排気筒ガスマニタ 使用済燃料ビット可搬型エリアモニタ ^⑤ 使用済燃料ビット監視カメラ ^⑥																						
<p>泊3号炉との比較対象なし</p>	<p>泊3号炉との比較対象なし</p>	<p>監視計器一覧 (10/13)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>対応手段</th><th>重大事故等の対応に必要となる監視項目</th><th>監視計器</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1.11.2.2 使用済燃料ビットからの大量の水の漏えい発生時の対応手順 (1) 使用済燃料ビットへのスプレイ</td><td>使用済燃料基準 操作</td><td>使用済燃料ビット湿度^① 使用済燃料ビット湿度（焼用）^② 使用済燃料ビット水位^① 使用済燃料ビット水位（焼用）^② 使用済燃料ビット水位（可搬型）^③ 使用済燃料ビット湿度^① 使用済燃料ビット湿度（焼用）^② 使用済燃料ビット水位^① 使用済燃料ビット水位（焼用）^② 使用済燃料ビット水位（可搬型）^③ 使用済燃料ビットエリアモニタ^④ 排気筒ガスマニタ 使用済燃料ビット可搬型エリアモニタ^⑤ 使用済燃料ビット監視カメラ^⑥ 水槽の確保</td><td>2次系純水タンク水位 ろ過水タンク水位</td></tr> </tbody> </table> <p>※1：通常時使用する計器 ※2：重大事故等時使用する計器 ※3：可搬型設備</p>	対応手段	重大事故等の対応に必要となる監視項目	監視計器	1.11.2.2 使用済燃料ビットからの大量の水の漏えい発生時の対応手順 (1) 使用済燃料ビットへのスプレイ	使用済燃料基準 操作	使用済燃料ビット湿度 ^① 使用済燃料ビット湿度（焼用） ^② 使用済燃料ビット水位 ^① 使用済燃料ビット水位（焼用） ^② 使用済燃料ビット水位（可搬型） ^③ 使用済燃料ビット湿度 ^① 使用済燃料ビット湿度（焼用） ^② 使用済燃料ビット水位 ^① 使用済燃料ビット水位（焼用） ^② 使用済燃料ビット水位（可搬型） ^③ 使用済燃料ビットエリアモニタ ^④ 排気筒ガスマニタ 使用済燃料ビット可搬型エリアモニタ ^⑤ 使用済燃料ビット監視カメラ ^⑥ 水槽の確保	2次系純水タンク水位 ろ過水タンク水位	<p>【女川】設備の相違（相違理由②）</p> <p>【大飯】設備の相違（相違理由④）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・泊は自主対策設備による対応手段として、代替給水ピットを水源とした可搬型大型送水ポンプ車及び可搬型スプレイノズルによる使用済燃料ビットへのスプレイ <p>【大飯】設備の相違（相違理由④）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・泊は自主対策設備による対応手段として、原水槽を水源とした可搬型大型送水ポンプ車及び可搬型スプレイノズルによる使用済燃料ビットへのスプレイ手段を整備。 														
対応手段	重大事故等の対応に必要となる監視項目	監視計器																						
1.11.2.2 使用済燃料ビットからの大量の水の漏えい発生時の対応手順 (1) 使用済燃料ビットへのスプレイ	使用済燃料基準 操作	使用済燃料ビット湿度 ^① 使用済燃料ビット湿度（焼用） ^② 使用済燃料ビット水位 ^① 使用済燃料ビット水位（焼用） ^② 使用済燃料ビット水位（可搬型） ^③ 使用済燃料ビット湿度 ^① 使用済燃料ビット湿度（焼用） ^② 使用済燃料ビット水位 ^① 使用済燃料ビット水位（焼用） ^② 使用済燃料ビット水位（可搬型） ^③ 使用済燃料ビットエリアモニタ ^④ 排気筒ガスマニタ 使用済燃料ビット可搬型エリアモニタ ^⑤ 使用済燃料ビット監視カメラ ^⑥ 水槽の確保	2次系純水タンク水位 ろ過水タンク水位																					

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

1.11 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための手順等

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																							
<p>監視計器一覧（9/11）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>対応手段</th><th>重大事故等の対応に必要な監視項目</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">1.11.2.2 使用済燃料ビットからの大量の水の漏えい発生時の手順等</td></tr> <tr> <td rowspan="7">判断基準</td><td>使用済燃料ビットの温度 ・使用済燃料ビット温度計^{*1} ・使用済燃料ビット温度計（AM用）^{*2}</td></tr> <tr><td>使用済燃料ビットの水位 ・使用済燃料ビット水位計^{*1} ・使用済燃料ビット水位計（AM用）^{*2}</td></tr> <tr><td>使用済燃料ビットの周辺の放射線量率 ・使用済燃料ビット区域エリアモニタ^{*1} ・排気筒ガスマニタ ・可搬式使用済燃料ビット区域周辺エリアモニタ^{*2*3}</td></tr> <tr><td>使用済燃料ビットの状態監視 ・使用済燃料ビット監視カメラ^{*2}</td></tr> <tr><td>周辺環境の放射線量率 ・モニタポスト ・モニタ車</td></tr> <tr><td>「1.12 工場等外への放射性物質の拡散を抑制するための手順等」のうち1.12.2.2(1)b、「大容量ポンプ（放水適用）及び放水池による原子炉周辺建屋（貯蔵槽内燃料体等）への放水</td></tr> <tr><td>操作</td></tr> </tbody> </table> <p>* 1: 通常時使用する計器 * 2: 重大事故等時使用する計器 * 3: 可搬型設備</p>	対応手段	重大事故等の対応に必要な監視項目	1.11.2.2 使用済燃料ビットからの大量の水の漏えい発生時の手順等		判断基準	使用済燃料ビットの温度 ・使用済燃料ビット温度計 ^{*1} ・使用済燃料ビット温度計（AM用） ^{*2}	使用済燃料ビットの水位 ・使用済燃料ビット水位計 ^{*1} ・使用済燃料ビット水位計（AM用） ^{*2}	使用済燃料ビットの周辺の放射線量率 ・使用済燃料ビット区域エリアモニタ ^{*1} ・排気筒ガスマニタ ・可搬式使用済燃料ビット区域周辺エリアモニタ ^{*2*3}	使用済燃料ビットの状態監視 ・使用済燃料ビット監視カメラ ^{*2}	周辺環境の放射線量率 ・モニタポスト ・モニタ車	「1.12 工場等外への放射性物質の拡散を抑制するための手順等」のうち1.12.2.2(1)b、「大容量ポンプ（放水適用）及び放水池による原子炉周辺建屋（貯蔵槽内燃料体等）への放水	操作	<p>泊3号炉との比較対象なし</p>	<p>監視計器一覧（11/13）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>対応手段</th><th>重大事故等の対応に必要な監視項目</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">1.11.2.2 使用済燃料ビットからの大量の水の漏えい発生時の対応手順 (1) 使用済燃料ビットへのスプレー</td></tr> <tr> <td rowspan="7">判断基準</td><td>使用済燃料ビットの監視 a. 可搬型大容量海水送水ポンプ車及び放水池による燃料取扱機（使用済燃料ビット内の燃料体等）への放水</td></tr> <tr><td>使用済燃料ビット水位（頸用）^{*2} ・使用済燃料ビット水位（頸用）^{*2}</td></tr> <tr><td>使用済燃料ビット水位^{*1} ・使用済燃料ビット水位^{*1}</td></tr> <tr><td>使用済燃料ビット（頸用）^{*2} ・使用済燃料ビット水位（頸用）^{*2}</td></tr> <tr><td>使用済燃料ビット可搬型エリアモニタ^{*1} ・排気筒ガスマニタ ・使用済燃料ビット可搬型エリアモニタ^{*2*3}</td></tr> <tr><td>使用済燃料ビット監視カメラ^{*2} ・モニタリングポスト ・モニタリングステーション</td></tr> <tr><td>操作 「1.12 発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための手順等」のうち1.12.2.2(1)d、「可搬型大容量海水送水ポンプ車及び放水池による大気への拡散抑制」にて整備する。</td></tr> </tbody> </table> <p>※1: 通常時使用する計器 ※2: 重大事故等時使用する計器 ※3: 可搬型設備</p>	対応手段	重大事故等の対応に必要な監視項目	1.11.2.2 使用済燃料ビットからの大量の水の漏えい発生時の対応手順 (1) 使用済燃料ビットへのスプレー		判断基準	使用済燃料ビットの監視 a. 可搬型大容量海水送水ポンプ車及び放水池による燃料取扱機（使用済燃料ビット内の燃料体等）への放水	使用済燃料ビット水位（頸用） ^{*2} ・使用済燃料ビット水位（頸用） ^{*2}	使用済燃料ビット水位 ^{*1} ・使用済燃料ビット水位 ^{*1}	使用済燃料ビット（頸用） ^{*2} ・使用済燃料ビット水位（頸用） ^{*2}	使用済燃料ビット可搬型エリアモニタ ^{*1} ・排気筒ガスマニタ ・使用済燃料ビット可搬型エリアモニタ ^{*2*3}	使用済燃料ビット監視カメラ ^{*2} ・モニタリングポスト ・モニタリングステーション	操作 「1.12 発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための手順等」のうち1.12.2.2(1)d、「可搬型大容量海水送水ポンプ車及び放水池による大気への拡散抑制」にて整備する。
対応手段	重大事故等の対応に必要な監視項目																									
1.11.2.2 使用済燃料ビットからの大量の水の漏えい発生時の手順等																										
判断基準	使用済燃料ビットの温度 ・使用済燃料ビット温度計 ^{*1} ・使用済燃料ビット温度計（AM用） ^{*2}																									
	使用済燃料ビットの水位 ・使用済燃料ビット水位計 ^{*1} ・使用済燃料ビット水位計（AM用） ^{*2}																									
	使用済燃料ビットの周辺の放射線量率 ・使用済燃料ビット区域エリアモニタ ^{*1} ・排気筒ガスマニタ ・可搬式使用済燃料ビット区域周辺エリアモニタ ^{*2*3}																									
	使用済燃料ビットの状態監視 ・使用済燃料ビット監視カメラ ^{*2}																									
	周辺環境の放射線量率 ・モニタポスト ・モニタ車																									
	「1.12 工場等外への放射性物質の拡散を抑制するための手順等」のうち1.12.2.2(1)b、「大容量ポンプ（放水適用）及び放水池による原子炉周辺建屋（貯蔵槽内燃料体等）への放水																									
	操作																									
対応手段	重大事故等の対応に必要な監視項目																									
1.11.2.2 使用済燃料ビットからの大量の水の漏えい発生時の対応手順 (1) 使用済燃料ビットへのスプレー																										
判断基準	使用済燃料ビットの監視 a. 可搬型大容量海水送水ポンプ車及び放水池による燃料取扱機（使用済燃料ビット内の燃料体等）への放水																									
	使用済燃料ビット水位（頸用） ^{*2} ・使用済燃料ビット水位（頸用） ^{*2}																									
	使用済燃料ビット水位 ^{*1} ・使用済燃料ビット水位 ^{*1}																									
	使用済燃料ビット（頸用） ^{*2} ・使用済燃料ビット水位（頸用） ^{*2}																									
	使用済燃料ビット可搬型エリアモニタ ^{*1} ・排気筒ガスマニタ ・使用済燃料ビット可搬型エリアモニタ ^{*2*3}																									
	使用済燃料ビット監視カメラ ^{*2} ・モニタリングポスト ・モニタリングステーション																									
	操作 「1.12 発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための手順等」のうち1.12.2.2(1)d、「可搬型大容量海水送水ポンプ車及び放水池による大気への拡散抑制」にて整備する。																									
<p>監視計器一覧（5/5）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>手順書</th><th>重大事故等の対応に必要な監視項目</th><th>監視パラメータ（計器）</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3">1.11.2 重大事故等時の手順</td></tr> <tr> <td colspan="3">1.11.2.4 使用済燃料プールから発生する水蒸気による影響を防止するための対応手順 (1) 燃料プール冷却系による使用済燃料プールの除熱</td></tr> <tr> <td rowspan="7">判断基準</td><td>非常時操作手順書（復帰バース） ISP: 水位・温度制御</td><td>燃料プール温度高 警報 使用済燃料プールの監視 燃料プール水位/温度(ヒートサー式) 燃料プール水位/温度(ダイバブル式) スクリーニングタクシ</td></tr> <tr><td>非常時操作手順書（ブレント停止中） 「燃料プール冷却機能喪失」</td></tr> <tr><td>重大事故対応手順書 「原子炉給水代替冷却水系による精査冷却水漏出」</td></tr> <tr><td>操作</td><td>最終ヒートシンクの確保 原子炉給水冷却水系(A系統流量) 原子炉給水冷却水系(B系統流量) H/C 6-21 水温測定 H/C 6-22 水温測定 P/C 4-21 水温測定 P/C 4-22 水温測定 125V 直流水1母線 2A 電流 125V 直流水2母線 2A 電流 125V 直流水3母線 2B 電流 使用済燃料プールの監視 使用済燃料プール水位/温度(ヒートサー式) 使用済燃料プール水位/温度(ダイバブル式) 使用済燃料プール上部空間放射線モニタ(高濃度、低濃度) 使用済燃料プール監視カメラ スキマセーフティタクシ FPCポンプ(A)出口流量 FPCポンプ(B)出口流量</td></tr> </tbody> </table>	手順書	重大事故等の対応に必要な監視項目	監視パラメータ（計器）	1.11.2 重大事故等時の手順			1.11.2.4 使用済燃料プールから発生する水蒸気による影響を防止するための対応手順 (1) 燃料プール冷却系による使用済燃料プールの除熱			判断基準	非常時操作手順書（復帰バース） ISP: 水位・温度制御	燃料プール温度高 警報 使用済燃料プールの監視 燃料プール水位/温度(ヒートサー式) 燃料プール水位/温度(ダイバブル式) スクリーニングタクシ	非常時操作手順書（ブレント停止中） 「燃料プール冷却機能喪失」	重大事故対応手順書 「原子炉給水代替冷却水系による精査冷却水漏出」	操作	最終ヒートシンクの確保 原子炉給水冷却水系(A系統流量) 原子炉給水冷却水系(B系統流量) H/C 6-21 水温測定 H/C 6-22 水温測定 P/C 4-21 水温測定 P/C 4-22 水温測定 125V 直流水1母線 2A 電流 125V 直流水2母線 2A 電流 125V 直流水3母線 2B 電流 使用済燃料プールの監視 使用済燃料プール水位/温度(ヒートサー式) 使用済燃料プール水位/温度(ダイバブル式) 使用済燃料プール上部空間放射線モニタ(高濃度、低濃度) 使用済燃料プール監視カメラ スキマセーフティタクシ FPCポンプ(A)出口流量 FPCポンプ(B)出口流量	<p>【女川】</p> <p>BWR 固有の対応手段（KK6/7 審査知見の反映）</p> <p>女川2号炉との比較対象なし</p>									
手順書	重大事故等の対応に必要な監視項目	監視パラメータ（計器）																								
1.11.2 重大事故等時の手順																										
1.11.2.4 使用済燃料プールから発生する水蒸気による影響を防止するための対応手順 (1) 燃料プール冷却系による使用済燃料プールの除熱																										
判断基準	非常時操作手順書（復帰バース） ISP: 水位・温度制御	燃料プール温度高 警報 使用済燃料プールの監視 燃料プール水位/温度(ヒートサー式) 燃料プール水位/温度(ダイバブル式) スクリーニングタクシ																								
	非常時操作手順書（ブレント停止中） 「燃料プール冷却機能喪失」																									
	重大事故対応手順書 「原子炉給水代替冷却水系による精査冷却水漏出」																									
	操作	最終ヒートシンクの確保 原子炉給水冷却水系(A系統流量) 原子炉給水冷却水系(B系統流量) H/C 6-21 水温測定 H/C 6-22 水温測定 P/C 4-21 水温測定 P/C 4-22 水温測定 125V 直流水1母線 2A 電流 125V 直流水2母線 2A 電流 125V 直流水3母線 2B 電流 使用済燃料プールの監視 使用済燃料プール水位/温度(ヒートサー式) 使用済燃料プール水位/温度(ダイバブル式) 使用済燃料プール上部空間放射線モニタ(高濃度、低濃度) 使用済燃料プール監視カメラ スキマセーフティタクシ FPCポンプ(A)出口流量 FPCポンプ(B)出口流量																								

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

1.11 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための手順等

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																		
監視計器一覧 (10/11)																																					
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">対応手段</th> <th style="width: 30%;">重大事故等の対応に必要となる監視項目</th> <th style="width: 40%;">監視計器</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3">1.11.2.2 使用済燃料ビットからの大量の水の漏えい発生時の手順等</td> </tr> <tr> <td rowspan="5" style="vertical-align: top; text-align: center;">(3) 使用済燃料ビットからの漏えい緩和 判断基準 操作</td> <td>使用済燃料ビットの湿度</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・使用済燃料ビット湿度計^{*1} ・使用済燃料ビット湿度計（AM用）^{*2} </td> </tr> <tr> <td>使用済燃料ビットの水位</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・使用済燃料ビット水位計^{*1} ・使用済燃料ビット水位計（AM用）^{*2} ・可搬式使用済燃料ビット水位計^{*2#3} </td> </tr> <tr> <td>使用済燃料ビットの周辺の放射線量率</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・排気筒ガスマニタ ・可搬式使用済燃料ビット区域周辺エリアモニタ^{*2#3} </td> </tr> <tr> <td>使用済燃料ビットの状態監視</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・使用済燃料ビット監視カメラ^{*2} </td> </tr> <tr> <td>使用済燃料ビットの水位</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・使用済燃料ビット水位計^{*1} ・使用済燃料ビット水位計（AM用）^{*2} ・可搬式使用済燃料ビット水位計^{*2#3} </td> </tr> </tbody> </table>	対応手段	重大事故等の対応に必要となる監視項目	監視計器	1.11.2.2 使用済燃料ビットからの大量の水の漏えい発生時の手順等			(3) 使用済燃料ビットからの漏えい緩和 判断基準 操作	使用済燃料ビットの湿度	<ul style="list-style-type: none"> ・使用済燃料ビット湿度計^{*1} ・使用済燃料ビット湿度計（AM用）^{*2} 	使用済燃料ビットの水位	<ul style="list-style-type: none"> ・使用済燃料ビット水位計^{*1} ・使用済燃料ビット水位計（AM用）^{*2} ・可搬式使用済燃料ビット水位計^{*2#3} 	使用済燃料ビットの周辺の放射線量率	<ul style="list-style-type: none"> ・排気筒ガスマニタ ・可搬式使用済燃料ビット区域周辺エリアモニタ^{*2#3} 	使用済燃料ビットの状態監視	<ul style="list-style-type: none"> ・使用済燃料ビット監視カメラ^{*2} 	使用済燃料ビットの水位	<ul style="list-style-type: none"> ・使用済燃料ビット水位計^{*1} ・使用済燃料ビット水位計（AM用）^{*2} ・可搬式使用済燃料ビット水位計^{*2#3} 	<p style="text-align: center;">泊3号炉との比較対象なし</p>	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">対応手段</th> <th style="width: 30%;">重大事故等の対応に必要となる監視項目</th> <th style="width: 40%;">監視計器</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3">1.11.2.2 使用済燃料ビットからの大量の水の漏えい発生時の対応手順 (2) 漏えい緩和</td> </tr> <tr> <td rowspan="5" style="vertical-align: top; text-align: center;">a. 使用済燃料ビット漏えい緩和 判断基準 操作</td> <td>使用済燃料ビットの監視</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・使用済燃料ビット湿度^{*1} ・使用済燃料ビット湿度（AM用）^{*2} ・使用済燃料ビット水位^{*1} ・使用済燃料ビット水位（AM用）^{*2} ・使用済燃料ビット水位（可搬型）^{*2#3} ・使用済燃料ビットエリアモニタ^{*1} ・排気筒ガスマニタ ・使用済燃料ビット可搬型エリアモニタ^{*2#3} </td> </tr> <tr> <td>使用済燃料ビットの監視</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・使用済燃料ビット監視カメラ^{*2} </td> </tr> <tr> <td>使用済燃料ビット水位^{*1}</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・使用済燃料ビット水位^{*1} ・使用済燃料ビット水位（AM用）^{*2} ・使用済燃料ビット水位（可搬型）^{*2#3} </td> </tr> <tr> <td>使用済燃料ビット水位（AM用）^{*2}</td> <td></td> </tr> <tr> <td>使用済燃料ビット水位（可搬型）^{*2#3}</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	対応手段	重大事故等の対応に必要となる監視項目	監視計器	1.11.2.2 使用済燃料ビットからの大量の水の漏えい発生時の対応手順 (2) 漏えい緩和			a. 使用済燃料ビット漏えい緩和 判断基準 操作	使用済燃料ビットの監視	<ul style="list-style-type: none"> ・使用済燃料ビット湿度^{*1} ・使用済燃料ビット湿度（AM用）^{*2} ・使用済燃料ビット水位^{*1} ・使用済燃料ビット水位（AM用）^{*2} ・使用済燃料ビット水位（可搬型）^{*2#3} ・使用済燃料ビットエリアモニタ^{*1} ・排気筒ガスマニタ ・使用済燃料ビット可搬型エリアモニタ^{*2#3} 	使用済燃料ビットの監視	<ul style="list-style-type: none"> ・使用済燃料ビット監視カメラ^{*2} 	使用済燃料ビット水位 ^{*1}	<ul style="list-style-type: none"> ・使用済燃料ビット水位^{*1} ・使用済燃料ビット水位（AM用）^{*2} ・使用済燃料ビット水位（可搬型）^{*2#3} 	使用済燃料ビット水位（AM用） ^{*2}		使用済燃料ビット水位（可搬型） ^{*2#3}		
対応手段	重大事故等の対応に必要となる監視項目	監視計器																																			
1.11.2.2 使用済燃料ビットからの大量の水の漏えい発生時の手順等																																					
(3) 使用済燃料ビットからの漏えい緩和 判断基準 操作	使用済燃料ビットの湿度	<ul style="list-style-type: none"> ・使用済燃料ビット湿度計^{*1} ・使用済燃料ビット湿度計（AM用）^{*2} 																																			
	使用済燃料ビットの水位	<ul style="list-style-type: none"> ・使用済燃料ビット水位計^{*1} ・使用済燃料ビット水位計（AM用）^{*2} ・可搬式使用済燃料ビット水位計^{*2#3} 																																			
	使用済燃料ビットの周辺の放射線量率	<ul style="list-style-type: none"> ・排気筒ガスマニタ ・可搬式使用済燃料ビット区域周辺エリアモニタ^{*2#3} 																																			
	使用済燃料ビットの状態監視	<ul style="list-style-type: none"> ・使用済燃料ビット監視カメラ^{*2} 																																			
	使用済燃料ビットの水位	<ul style="list-style-type: none"> ・使用済燃料ビット水位計^{*1} ・使用済燃料ビット水位計（AM用）^{*2} ・可搬式使用済燃料ビット水位計^{*2#3} 																																			
対応手段	重大事故等の対応に必要となる監視項目	監視計器																																			
1.11.2.2 使用済燃料ビットからの大量の水の漏えい発生時の対応手順 (2) 漏えい緩和																																					
a. 使用済燃料ビット漏えい緩和 判断基準 操作	使用済燃料ビットの監視	<ul style="list-style-type: none"> ・使用済燃料ビット湿度^{*1} ・使用済燃料ビット湿度（AM用）^{*2} ・使用済燃料ビット水位^{*1} ・使用済燃料ビット水位（AM用）^{*2} ・使用済燃料ビット水位（可搬型）^{*2#3} ・使用済燃料ビットエリアモニタ^{*1} ・排気筒ガスマニタ ・使用済燃料ビット可搬型エリアモニタ^{*2#3} 																																			
	使用済燃料ビットの監視	<ul style="list-style-type: none"> ・使用済燃料ビット監視カメラ^{*2} 																																			
	使用済燃料ビット水位 ^{*1}	<ul style="list-style-type: none"> ・使用済燃料ビット水位^{*1} ・使用済燃料ビット水位（AM用）^{*2} ・使用済燃料ビット水位（可搬型）^{*2#3} 																																			
	使用済燃料ビット水位（AM用） ^{*2}																																				
	使用済燃料ビット水位（可搬型） ^{*2#3}																																				

* 1 : 通常時使用する計器

* 2 : 重大事故等時使用する計器

* 3 : 可搬型設備

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

1.11 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための手順等

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉		女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
監視計器一覧 (11/11)				
対応手段	重大事故等の対応に必要な監視項目	監視計器		
1.11.2.3 重大事故等における使用済燃料ビットの監視時の手順等				
(1)常設設備による使用済燃料ビットの状態監視	-	<ul style="list-style-type: none"> 使用済燃料ビットの温度 使用済燃料ビット水位 使用済燃料ビット周辺の放射線量率 使用済燃料ビットの状態監視 		
(2)可搬型設備による使用済燃料ビットの状態監視	判断基準	<ul style="list-style-type: none"> 補機監視機能 使用済燃料ビットの温度 使用済燃料ビットの水位 	a. 常設設備による使用済燃料ビットの状態監視	
	操作	<ul style="list-style-type: none"> 使用済燃料ビット温度計^{*1} 使用済燃料ビット水温計 携帯型水温計 携帯型水位計 携帯型水位、水温計 使用済燃料ビット水位計^{*1} 使用済燃料ビット水位計 (AM用)^{*2} 可搬式使用済燃料ビット水位計^{*2}^{*3} 携帯型水位計 携帯型水位、水温計 可搬式使用済燃料ビット区域周辺エリアモニタ^{*2}^{*3} 使用済燃料ビットの状態監視 	使用済燃料ビットの監視	
			b. 可搬型設備による使用済燃料ビットの状態監視	
			c. 機械監視機能	
			d. 使用済燃料ビットの監視	
			e. 操作	
			f. 使用済燃料ビットの監視	
			g. 機械監視機能	
			h. 使用済燃料ビットの監視	
			i. 機械監視機能	
女川2号炉との比較対象なし				

* 1 : 通常時使用する計器

* 2 : 重大事故等時使用する計器

* 3 : 可搬型設備

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉		女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
第 1.11.5 表 審査基準における要求事項ごとの給電対象設備	【1.11】 使用済燃料ビット水位(A/M用) 可搬式使用済燃料ビット水位 使用済燃料ビット温度(A/M用) 可搬式使用済燃料ビット区域周辺エリアモニタ 使用済燃料ビット監視カメラ 使用済燃料ビット監視カメラ冷却装置	第 1.11-3 表 「審査基準」における要求事項ごとの給電対象設備	第 1.11.3 表 「審査基準」における要求事項ごとの給電対象設備	【大飯】記載方針の相違（女川審査実績の反映）

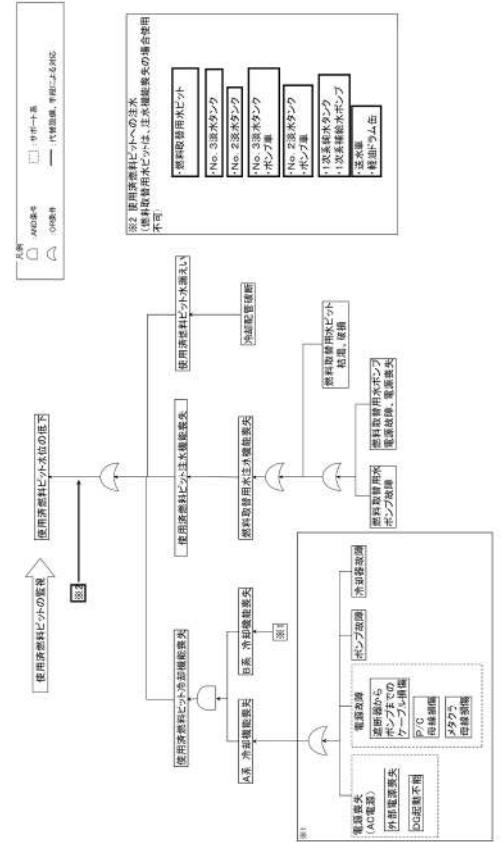
泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

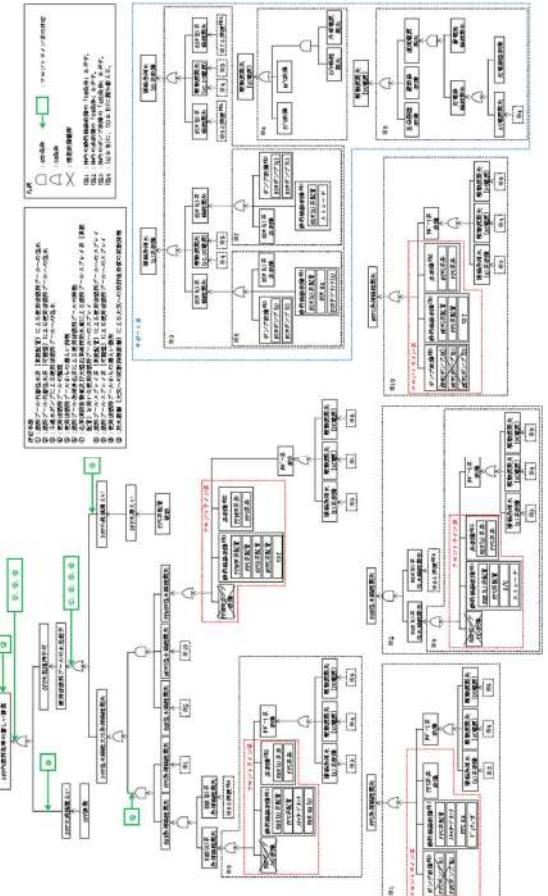
1.11 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための手順等

大飯発電所3／4号炉



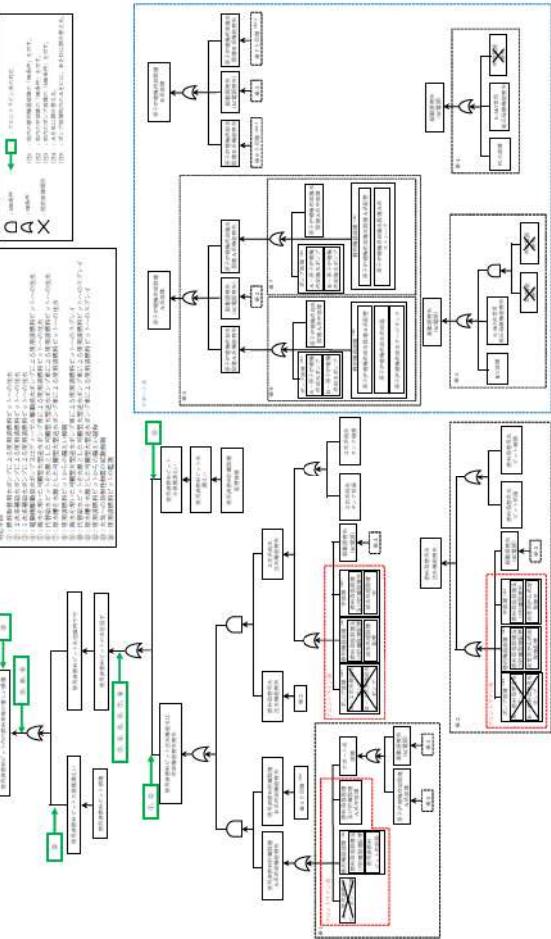
第1.11.1図 機能喪失原因対策分析（使用済燃料ビットの冷却機能又は注水機能の喪失時、使用済燃料ビット水の小規模な漏えい発生時）

女川原子力発電所2号炉



第1.11.1図 機能喪失原因対策分析

泊発電所3号炉



第1.11.1図 機能喪失原因対策分析

【大飯】記載方針の相違（女川審査実績の反映）

- ・フロントライン系の故障等を赤点線、サポート系の故障等を青点線で枠囲い。
- ・対応手段を緑枠（実線、点線）とした。
- ・故障想定箇所を×印で記載。

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

1.11 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための手順等

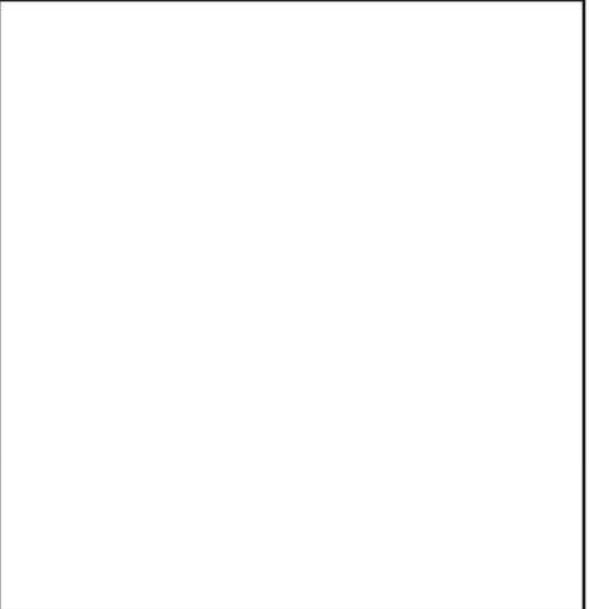
灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
 第 1.11.2 図 機能喪失原因対策分析（使用済燃料ピットからの大量の水の漏えい発生時）	 ※：原子炉建屋内燃料体積への漏水 ※：原子炉建屋外水槽への漏水	 ※：使用済燃料ビットからの漏れ	<p>【大飯】記載方針の相違 ・泊は、小規模な漏えい発生時と大量の水の漏えい発生時の機能喪失原因対策分析を第1.11.1図に記載することで女川に合わせた整理とした。</p> <p>大飯3／4号炉との比較対象は 泊3号炉の第1.11.1図参照</p>

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

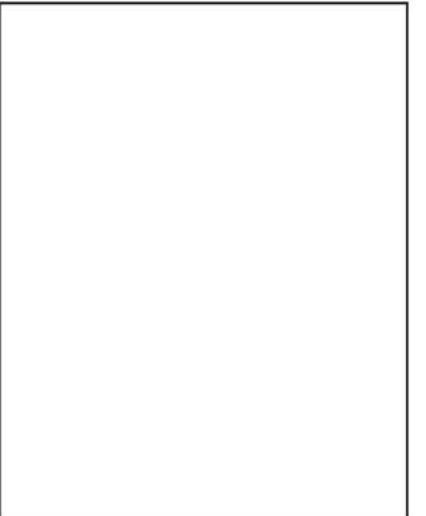
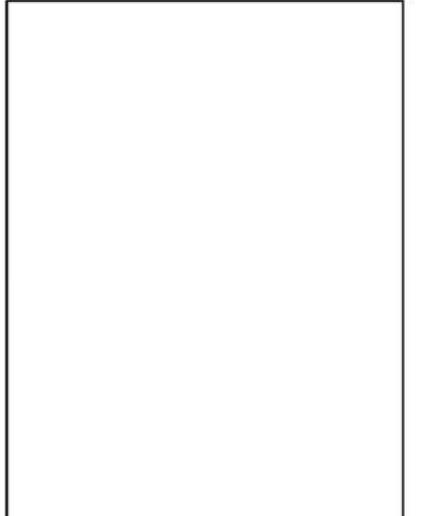
大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>第1.11-2図 非常時操作手順書(微候ベース)「SFP水位・温度制御」における 対応フロー</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; text-align: center;">枠固みの内容は商業機密の観点から公開できません。</div>	<p>【女川】</p> <p>記載方針の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 泊の対応手順フローは重大事故等時の対応手段選択フローチャートにて示す。 (大飯と同様) <p>女川2号炉との比較対象なし</p>	

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

1.11 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための手順等

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>第1.11-3回 非常時操作手順書（プラント停止中）「燃料プール冷却機能喪失(SFT)」における対応フロー</p> <p>件頭のみの内容は商業機密の観点から公開できません。</p>		<p>【女川】</p> <p>記載方針の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・泊の対応手順フローは重大事故等時の対応手段選択フローチャートにて示す。（大飯と同様） <p>女川2号炉との比較対象なし</p>
	 <p>第1.11-4回 非常時操作手順書（プラント停止中）「燃料プール冷却対策失(SFL)」における対応フロー</p> <p>件頭のみの内容は商業機密の観点から公開できません。</p>		

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

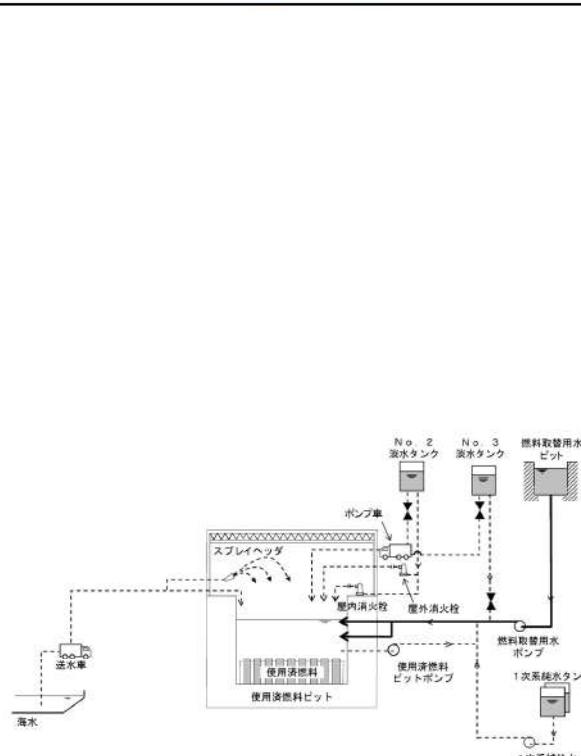
1.11 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための手順等

大飯発電所3／4号炉

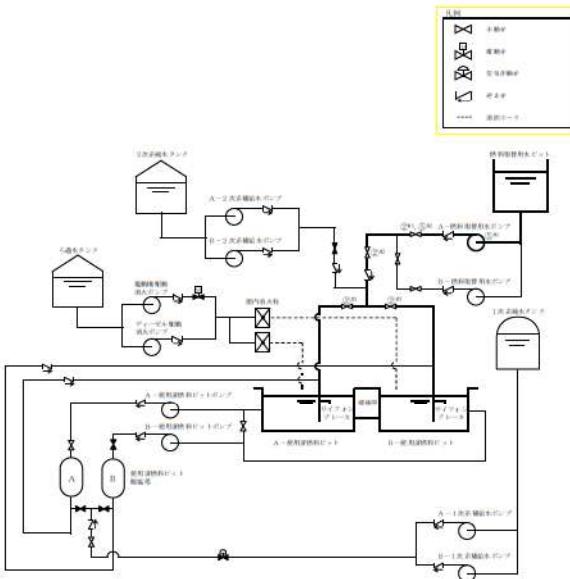
女川原子力発電所2号炉

泊発電所3号炉

相違理由



泊3号炉との比較対象なし



操作手順	操作対象機器	状態の変化
② [※]	A-燃料取替用水ポンプ出口弁	全開→全閉
③ [※]	使用済燃料ピット燃料取替用水ピット水補給弁	全閉→全開
④ [※]	A-使用済燃料ピット補給弁 [※]	全閉→全開
⑤ [※]	B-使用済燃料ピット補給弁 [※]	全閉→全開
⑥ [※]	A-燃料取替用水ポンプ	停止→起動
⑦ [※]	A-燃料取替用水ポンプ出口弁	全閉→調節

#1～：同一操作手順番号内に複数の操作又は確認を実施する機器があることを示す。

※：どちらかの弁を全開とする。

第1.11.2図 燃料取替用水ポンプによる使用済燃料ピットへの注水 概要図

【大飯】記載方針の相違（女川審査実績の反映）

- ・凡例を修正。
- ・操作手順、操作対象機器、状態の変化を記載。

1.11 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための手順等

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																												
<p>経過時間(分)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th><th>5</th><th>10</th><th>15</th><th>20</th><th>25</th><th>30</th><th>35</th><th>40</th><th>備考</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>手順の項目</td><td>要員(数)</td><td colspan="8">△約20分 注水開始</td></tr> <tr> <td>燃料取替用水 ピットから使用 済燃料ピットへの 注水</td><td>運転員等</td><td>1</td><td>燃料</td><td>系統構成</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> </tbody> </table> <p>※：移動時間には防護器具着用時間を含む。</p>		5	10	15	20	25	30	35	40	備考	手順の項目	要員(数)	△約20分 注水開始								燃料取替用水 ピットから使用 済燃料ピットへの 注水	運転員等	1	燃料	系統構成						<p>泊3号炉との比較対象なし</p>	<p>経過時間(分)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th><th>10</th><th>20</th><th>30</th><th>40</th><th>50</th><th>60</th><th>70</th><th>80</th><th>備考</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>手順の項目</td><td>要員(数)</td><td colspan="8">△約20分 注水開始</td></tr> <tr> <td>燃料取替用水 ピットから使用 済燃料ピットへの 注水</td><td>運転員等</td><td>1</td><td>燃料</td><td>系統構成</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> </tbody> </table>		10	20	30	40	50	60	70	80	備考	手順の項目	要員(数)	△約20分 注水開始								燃料取替用水 ピットから使用 済燃料ピットへの 注水	運転員等	1	燃料	系統構成						<p>【大飯】記載方針の相違（女川審査実績の反映）</p> <ul style="list-style-type: none"> 操作手順と組づけした。 各作業、操作の時間に余裕を見込んでいることを注記(※)として記載。 備考欄を追加。
	5	10	15	20	25	30	35	40	備考																																																						
手順の項目	要員(数)	△約20分 注水開始																																																													
燃料取替用水 ピットから使用 済燃料ピットへの 注水	運転員等	1	燃料	系統構成																																																											
	10	20	30	40	50	60	70	80	備考																																																						
手順の項目	要員(数)	△約20分 注水開始																																																													
燃料取替用水 ピットから使用 済燃料ピットへの 注水	運転員等	1	燃料	系統構成																																																											

第 1.11.4 図 燃料取替用水ピットから使用済燃料ピットへの注水 タイムチャート



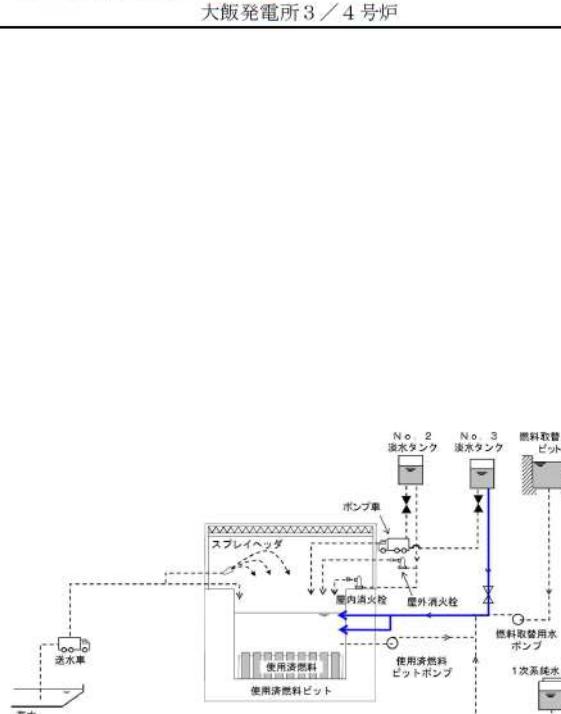
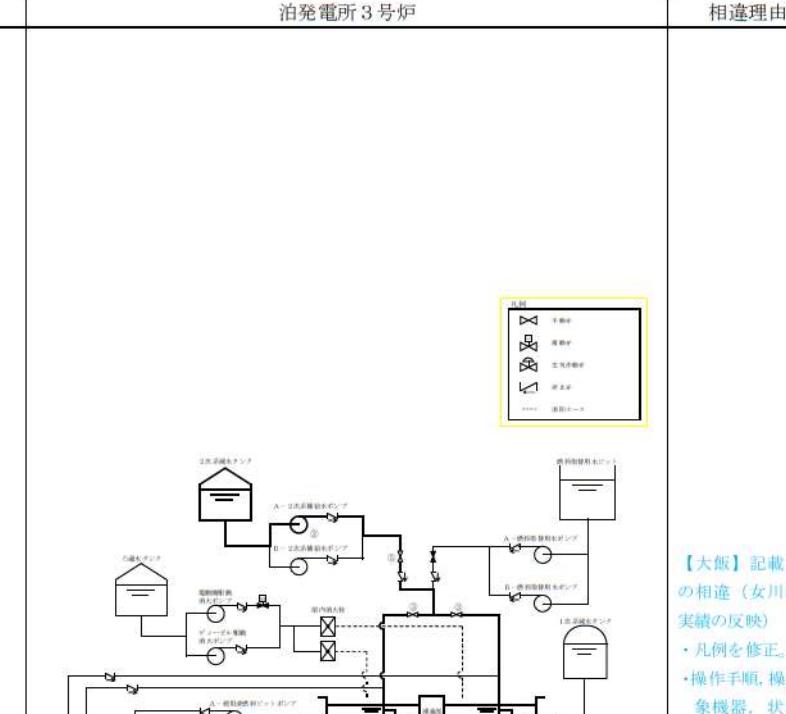
第 1.11.3 図 燃料取替用水ポンプによる使用済燃料ピットへの注水 タイムチャート

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.11 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための手順等

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由															
 <p>第 1.11.5 図 N o . 3淡水タンクから使用済燃料ピットへの注水 概略系統</p> <p style="border: 1px solid black; padding: 2px;">泊3号炉との比較対象なし</p>		 <table border="1" data-bbox="1414 1016 1931 1111"> <thead> <tr> <th>操作手順</th> <th>操作対象機器</th> <th>状態の変化</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>② A-2次系補給水ポンプ</td> <td>起動確認</td> <td></td> </tr> <tr> <td>③ A-使用済燃料ピット補給弁[※]</td> <td>全閉→全開</td> <td></td> </tr> <tr> <td>④ B-使用済燃料ピット補給弁[※]</td> <td>全閉→全開</td> <td></td> </tr> <tr> <td>⑤ 使用済燃料ピット塩塼水補給弁</td> <td>全閉→調節開</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>第 1.11.4 図 2次系補給水ポンプによる使用済燃料ピットへの注水 概要図</p>	操作手順	操作対象機器	状態の変化	② A-2次系補給水ポンプ	起動確認		③ A-使用済燃料ピット補給弁 [※]	全閉→全開		④ B-使用済燃料ピット補給弁 [※]	全閉→全開		⑤ 使用済燃料ピット塩塼水補給弁	全閉→調節開		<p>【大飯】記載方針の相違（女川審査実績の反映）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・凡例を修正。 ・操作手順、操作対象機器、状態の変化を記載。
操作手順	操作対象機器	状態の変化																
② A-2次系補給水ポンプ	起動確認																	
③ A-使用済燃料ピット補給弁 [※]	全閉→全開																	
④ B-使用済燃料ピット補給弁 [※]	全閉→全開																	
⑤ 使用済燃料ピット塩塼水補給弁	全閉→調節開																	

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

1.11 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための手順等

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

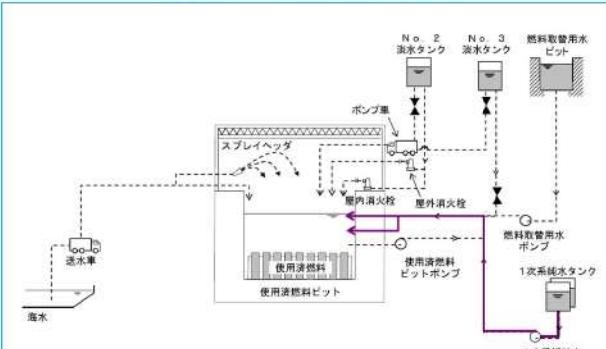
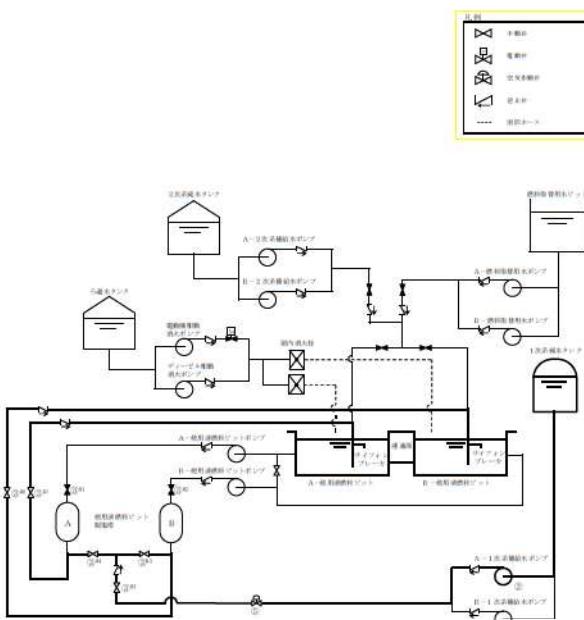
大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>第1.11.6図 No.3淡水タンクから使用済燃料ピットへの注水 タイムチャート</p>  <p>No.3淡水タンクから使用済燃料ピットへの注水 ※：移動時間には防護器具着用時間を含む。</p>	<p>泊3号炉との比較対象なし</p>	<p>第1.11.5図 2次系補給水ポンプによる使用済燃料ピットへの注水 タイムチャート</p>  <p>※1：機器の操作時間及び動作時間に余裕を見込んだ時間 ※2：中央制御室から機器操作場所までの移動時間及び機器の操作時間に余裕を見込んだ時間</p>	<p>【大飯】記載方針の相違（女川審査実績の反映）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・操作手順と組づけした。 ・各作業、操作の時間に余裕を見込んでいることを注記(※)として記載。 ・備考欄を追加。

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

1.11 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための手順等

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																																																																								
<p>【比較のため、掲載順序入替え】</p>  <p>第1.11.19図 1次系純水タンクから使用済燃料ピットへの注水概略系統</p>	<p>泊3号炉との比較対象なし</p>	 <table border="1"> <thead> <tr> <th>操作手順</th> <th>操作対象機器</th> <th>状態の変化</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①</td> <td>A-1次系補給水ポンプ</td> <td>起動確認</td> </tr> <tr> <td>②</td> <td>A-1 使用済燃料ピット脱塩塔入口弁</td> <td>全開→全閉</td> </tr> <tr> <td>③</td> <td>B-1 使用済燃料ピット脱塩塔入口弁</td> <td>全開→全閉</td> </tr> <tr> <td>④</td> <td>使用済燃料ピット脱塩塔逆洗水弁</td> <td>調整開確認</td> </tr> <tr> <td>⑤</td> <td>A-1 使用済燃料ピット脱塩塔逆洗弁</td> <td>全閉→全開</td> </tr> <tr> <td>⑥</td> <td>B-1 使用済燃料ピット脱塩塔逆洗弁</td> <td>全閉→全開</td> </tr> <tr> <td>⑦</td> <td>A-1 使用済燃料ピットフィルタ出口弁</td> <td>調整開確認</td> </tr> <tr> <td>⑧</td> <td>B-1 使用済燃料ピットフィルタ出口弁</td> <td>調整開確認</td> </tr> <tr> <td>⑨</td> <td>脱塩塔補給水止め弁</td> <td>全閉→全開</td> </tr> </tbody> </table> <p>#1～：同一操作手順番号内に複数の操作又は確認を実施する機器があることを示す。</p>	操作手順	操作対象機器	状態の変化	①	A-1次系補給水ポンプ	起動確認	②	A-1 使用済燃料ピット脱塩塔入口弁	全開→全閉	③	B-1 使用済燃料ピット脱塩塔入口弁	全開→全閉	④	使用済燃料ピット脱塩塔逆洗水弁	調整開確認	⑤	A-1 使用済燃料ピット脱塩塔逆洗弁	全閉→全開	⑥	B-1 使用済燃料ピット脱塩塔逆洗弁	全閉→全開	⑦	A-1 使用済燃料ピットフィルタ出口弁	調整開確認	⑧	B-1 使用済燃料ピットフィルタ出口弁	調整開確認	⑨	脱塩塔補給水止め弁	全閉→全開	<p>【大飯】運用の相違（相違理由①）</p> <p>【大飯】記載方針の相違（女川審査実績の反映）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・凡例を修正。 ・操作手順、操作対象機器、状態の変化を記載。 																																																																										
操作手順	操作対象機器	状態の変化																																																																																																									
①	A-1次系補給水ポンプ	起動確認																																																																																																									
②	A-1 使用済燃料ピット脱塩塔入口弁	全開→全閉																																																																																																									
③	B-1 使用済燃料ピット脱塩塔入口弁	全開→全閉																																																																																																									
④	使用済燃料ピット脱塩塔逆洗水弁	調整開確認																																																																																																									
⑤	A-1 使用済燃料ピット脱塩塔逆洗弁	全閉→全開																																																																																																									
⑥	B-1 使用済燃料ピット脱塩塔逆洗弁	全閉→全開																																																																																																									
⑦	A-1 使用済燃料ピットフィルタ出口弁	調整開確認																																																																																																									
⑧	B-1 使用済燃料ピットフィルタ出口弁	調整開確認																																																																																																									
⑨	脱塩塔補給水止め弁	全閉→全開																																																																																																									
<p>第1.11.20図 1次系純水タンクから使用済燃料ピットへの注水タイムチャート</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="7">経過時間(分)</th> <th>備考</th> </tr> <tr> <th>10</th> <th>20</th> <th>30</th> <th>40</th> <th>50</th> <th>60</th> <th>70</th> <th>80</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="7">△約60分 注水開始</td> <td></td> </tr> <tr> <td>手順の項目</td> <td>要員(数)</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>1次系純水タンクから使用済燃料ピットへの注水</td> <td>緊急安全対策要員(中央制御室) 緊急安全対策要員(現場)</td> <td>1 2</td> <td>中央制御室操作 移動</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>※：移動時間には防護器具着用時間を含む。</p>	経過時間(分)							備考	10	20	30	40	50	60	70	80	△約60分 注水開始								手順の項目	要員(数)							1次系純水タンクから使用済燃料ピットへの注水	緊急安全対策要員(中央制御室) 緊急安全対策要員(現場)	1 2	中央制御室操作 移動						<p>第1.11.6図 1次系補給水ポンプによる使用済燃料ピットへの注水 概要図</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="7">経過時間(分)</th> <th>備考</th> </tr> <tr> <th>10</th> <th>20</th> <th>30</th> <th>40</th> <th>50</th> <th>60</th> <th>70</th> <th>80</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>手順の項目</td> <td>要員(数)</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>1次系補給水ポンプによる使用済燃料ピットへの注水</td> <td>操作員(A) 操作員(B)</td> <td>1 1</td> <td>1次系補給水ポンプ起動^{※1} 1次系補給水ポンプ起動^{※1}</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>第1.11.7図 1次系補給水ポンプによる使用済燃料ピットへの注水 タイムチャート</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="7">経過時間(分)</th> <th>備考</th> </tr> <tr> <th>10</th> <th>20</th> <th>30</th> <th>40</th> <th>50</th> <th>60</th> <th>70</th> <th>80</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>手順の項目</td> <td>要員(数)</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>1次系補給水ポンプによる使用済燃料ピットへの注水</td> <td>操作員(A) 操作員(B)</td> <td>1 1</td> <td>1次系補給水ポンプ起動^{※1} 1次系補給水ポンプ起動^{※1}</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：機器の操作開始及び動作時間に余裕を見込んだ時間 ※2：中央制御室から機器操作場所までの移動時間及び機器の操作時間に余裕を見込んだ時間</p>	経過時間(分)							備考	10	20	30	40	50	60	70	80	手順の項目	要員(数)							1次系補給水ポンプによる使用済燃料ピットへの注水	操作員(A) 操作員(B)	1 1	1次系補給水ポンプ起動 ^{※1} 1次系補給水ポンプ起動 ^{※1}					経過時間(分)							備考	10	20	30	40	50	60	70	80	手順の項目	要員(数)							1次系補給水ポンプによる使用済燃料ピットへの注水	操作員(A) 操作員(B)	1 1	1次系補給水ポンプ起動 ^{※1} 1次系補給水ポンプ起動 ^{※1}					<p>【大飯】記載方針の相違（女川審査実績の反映）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・操作手順と紐づけした。 ・各作業、操作の時間間に余裕を見込んでいることを注記(※)として記載。 ・備考欄を追加。
経過時間(分)							備考																																																																																																				
10	20	30	40	50	60	70	80																																																																																																				
△約60分 注水開始																																																																																																											
手順の項目	要員(数)																																																																																																										
1次系純水タンクから使用済燃料ピットへの注水	緊急安全対策要員(中央制御室) 緊急安全対策要員(現場)	1 2	中央制御室操作 移動																																																																																																								
経過時間(分)							備考																																																																																																				
10	20	30	40	50	60	70	80																																																																																																				
手順の項目	要員(数)																																																																																																										
1次系補給水ポンプによる使用済燃料ピットへの注水	操作員(A) 操作員(B)	1 1	1次系補給水ポンプ起動 ^{※1} 1次系補給水ポンプ起動 ^{※1}																																																																																																								
経過時間(分)							備考																																																																																																				
10	20	30	40	50	60	70	80																																																																																																				
手順の項目	要員(数)																																																																																																										
1次系補給水ポンプによる使用済燃料ピットへの注水	操作員(A) 操作員(B)	1 1	1次系補給水ポンプ起動 ^{※1} 1次系補給水ポンプ起動 ^{※1}																																																																																																								

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

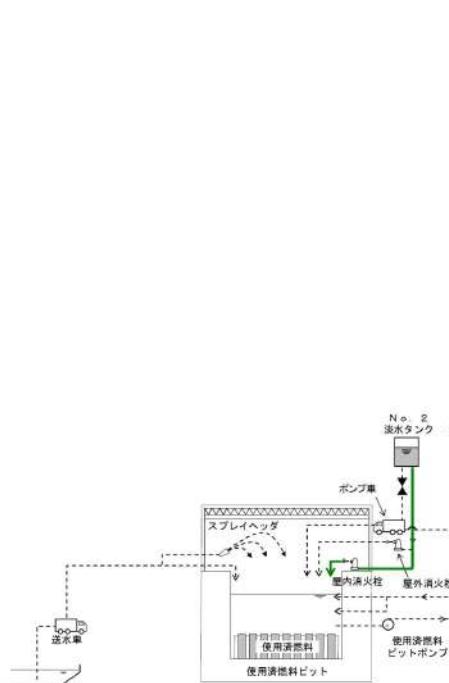
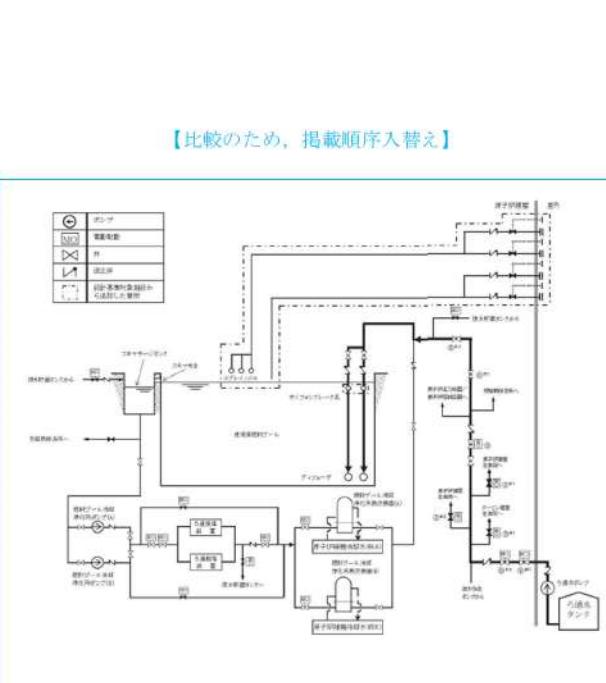
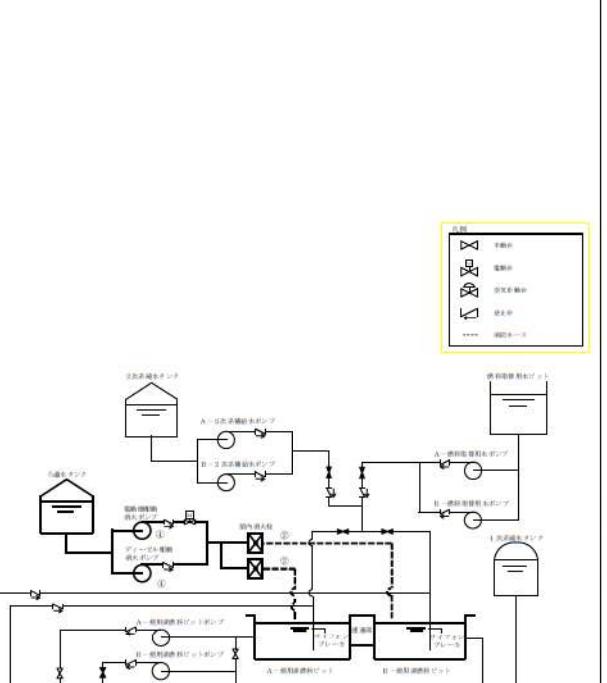
1.11 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための手順等

大飯発電所3／4号炉

女川原子力発電所2号炉

泊発電所3号炉

相違理由

 <p>第 1.11.7 図 No. 2 淡水タンクから使用済燃料ピットへの注水（屋内消火栓）概略系統</p>	<p>【比較のため、掲載順序替え】</p>  <table border="1"> <thead> <tr> <th>操作手順</th> <th>弁名称</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>①^{#1}</td><td>T/B 緊急時隔離弁</td></tr> <tr><td>②^{#1}</td><td>R/B BIP 緊急時隔離弁</td></tr> <tr><td>③^{#1}</td><td>R/B BIP 緊急時隔離弁</td></tr> <tr><td>④^{#1}</td><td>FW系連絡第一弁</td></tr> <tr><td>⑤^{#2}</td><td>FW系連絡第二弁</td></tr> <tr><td>⑥^{#1}</td><td>RHR A系FPC供給連絡弁</td></tr> <tr><td>⑦^{#1}</td><td>FPC RHR廻り連絡弁</td></tr> <tr><td>⑧^{#1}</td><td>RHRヘッドスプレイライン洗浄流量調整弁</td></tr> </tbody> </table> <p>#1～：同一操作手順番号内に複数の操作又は確認を実施する弁があることを示す。</p> <p>第 1.11-11 図 ろ過水ポンプによる使用済燃料プールへの注水 概要図 残留熱除去系（A）を経由して注水する場合</p>	操作手順	弁名称	① ^{#1}	T/B 緊急時隔離弁	② ^{#1}	R/B BIP 緊急時隔離弁	③ ^{#1}	R/B BIP 緊急時隔離弁	④ ^{#1}	FW系連絡第一弁	⑤ ^{#2}	FW系連絡第二弁	⑥ ^{#1}	RHR A系FPC供給連絡弁	⑦ ^{#1}	FPC RHR廻り連絡弁	⑧ ^{#1}	RHRヘッドスプレイライン洗浄流量調整弁	 <table border="1"> <thead> <tr> <th>操作手順</th> <th>操作対象機器</th> <th>状態の変化</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>②</td><td>消防ホース</td><td>ホース接続</td></tr> <tr><td>④</td><td>電動機駆動消火ポンプ[※] ディーゼル駆動消火ポンプ[※]</td><td>停止→起動</td></tr> </tbody> </table> <p>※：どちらか1台を起動する。</p> <p>第 1.11.8 図 電動機駆動消火ポンプ又はディーゼル駆動消火ポンプによる 使用済燃料ピットへの注水 概要図</p>	操作手順	操作対象機器	状態の変化	②	消防ホース	ホース接続	④	電動機駆動消火ポンプ [※] ディーゼル駆動消火ポンプ [※]	停止→起動
操作手順	弁名称																												
① ^{#1}	T/B 緊急時隔離弁																												
② ^{#1}	R/B BIP 緊急時隔離弁																												
③ ^{#1}	R/B BIP 緊急時隔離弁																												
④ ^{#1}	FW系連絡第一弁																												
⑤ ^{#2}	FW系連絡第二弁																												
⑥ ^{#1}	RHR A系FPC供給連絡弁																												
⑦ ^{#1}	FPC RHR廻り連絡弁																												
⑧ ^{#1}	RHRヘッドスプレイライン洗浄流量調整弁																												
操作手順	操作対象機器	状態の変化																											
②	消防ホース	ホース接続																											
④	電動機駆動消火ポンプ [※] ディーゼル駆動消火ポンプ [※]	停止→起動																											

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

1.11 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための手順等

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

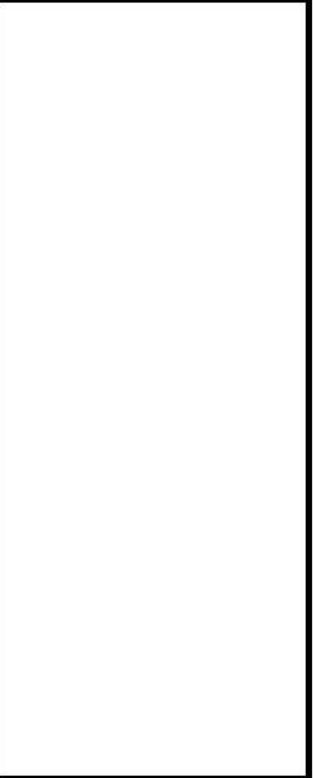
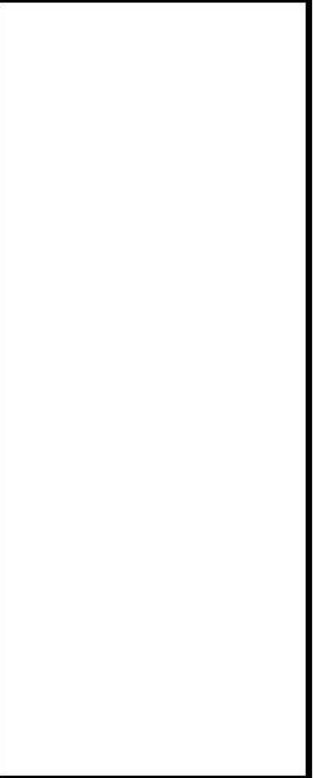
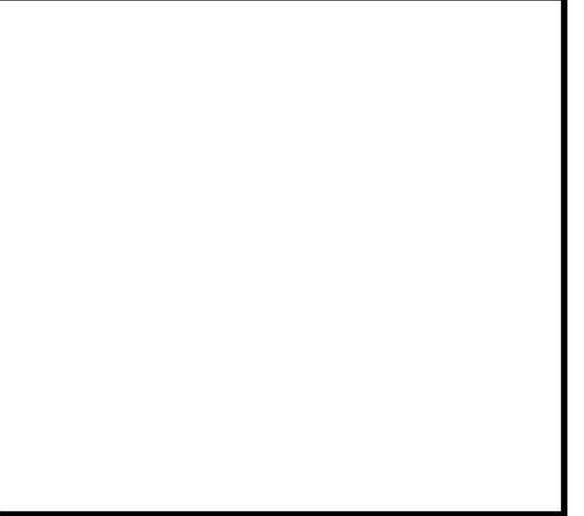
大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>No. 2淡水タンクから使用済燃料ピットへの注水（屋内消火栓）</p> <p>※：移動時間には防振機具着用時間を含む。</p>  <p>Figure 1.11-8 shows the timeline for filling the spent fuel pit from No. 2 water tank via indoor fire hydrant. The chart includes tasks like moving equipment and connecting hoses.</p> <p>Figure 1.11-12: Timeline chart showing the procedure for filling the spent fuel pit from the pump pool via indoor fire hydrant. It includes tasks like moving equipment and connecting hoses.</p> <p>Figure 1.11-9: Timeline chart showing the procedure for filling the spent fuel pit from the pump pool via electric or diesel driven fire pump. It includes tasks like moving equipment and connecting hoses.</p>	<p>【比較のため、掲載順序入替え】</p>  <p>Figure 1.11-12 shows the timeline for filling the spent fuel pit from the pump pool via indoor fire hydrant. It includes tasks like moving equipment and connecting hoses.</p> <p>Figure 1.11-9: Timeline chart showing the procedure for filling the spent fuel pit from the pump pool via electric or diesel driven fire pump. It includes tasks like moving equipment and connecting hoses.</p>	<p>【大飯】記載方針の相違（女川審査実績の反映）</p> <ul style="list-style-type: none"> 操作手順と組づけした。 各作業、操作の時間に余裕を見込んでいることを注記(※)として記載。 備考欄を追加。 	

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

1.11 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための手順等

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

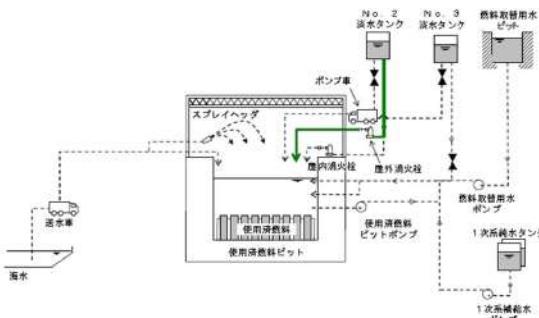
大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
 <p>枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。</p> <p>第 1.11.9 図 No. 2 淡水タンクから使用済燃料ビットへのホース敷設ルート図（屋内消火栓）(1/2)</p>	<p>泊3号炉との比較対象なし</p> 		<p>第 1.11.10 図 電動機駆動消火ポンプ又はディーゼル駆動消火ポンプによる使用済燃料ビットへの注水ホース敷設ルート図</p> <p><input type="checkbox"/>：枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。</p>
 <p>枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。</p> <p>第 1.11.9 図 No. 2 淡水タンクから使用済燃料ビットへのホース敷設ルート図（屋内消火栓）(2/2)</p>			

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

1.11 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための手順等

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
 <p>第1.11.10図 N o. 2淡水タンクから使用済燃料ピットへの注水（屋外消火栓） 概略系統</p>		<p>【大飯】設備の相違（相違理由②）</p> <p>大飯3／4号炉との比較対象なし</p>	

手順の項目	面積(数)	延滞時間(分)								備考
		10	20	30	40	50	60	70	80	
No. 2淡水タンクから使用済燃料ピットへの注水（屋外消火栓）	緊急安全対策要員	3			開始					

※：移動時間には防除器具着用時間も含む。

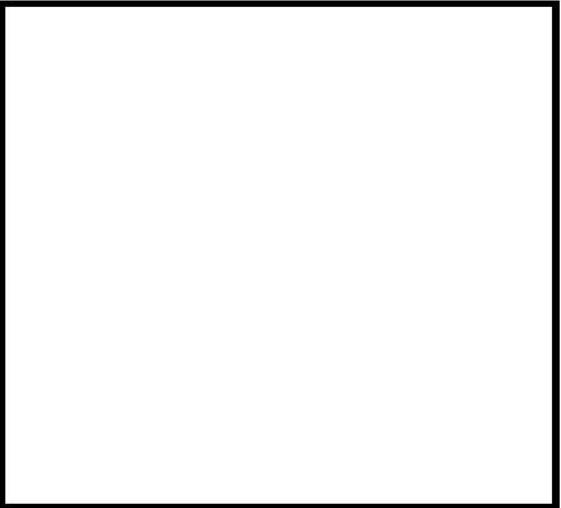
第1.11.11図 N o. 2淡水タンクから使用済燃料ピットへの注水（屋外消火栓） タイムチャート

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

1.11 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための手順等

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
			【大飯】設備の相違（相違理由②）
		大飯3／4号炉との比較対象なし	

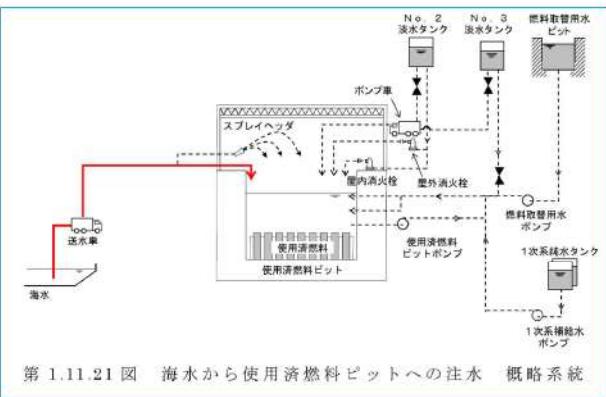
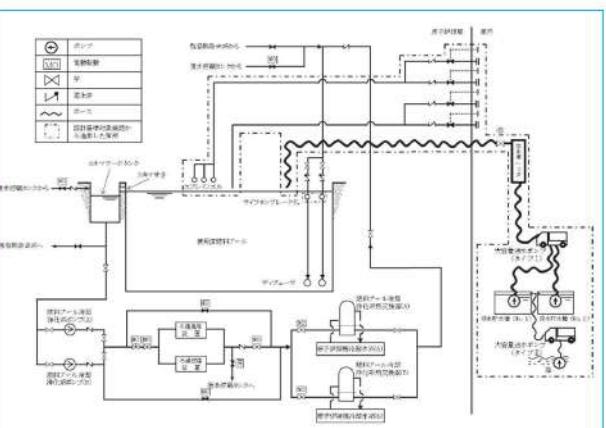
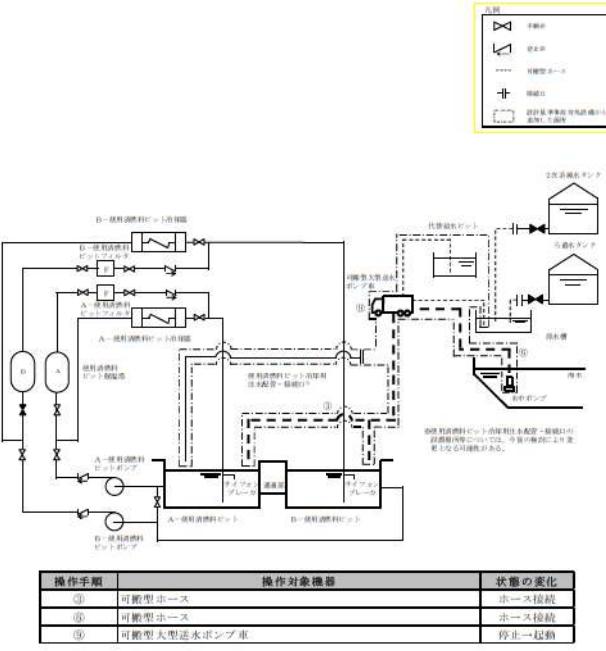
件図みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。

第 1.11.12 図 N o. 2 淡水タンクから使用済燃料ピットへのホース敷設ルート図（屋外消火栓）(1/2)

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.11 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための手順等

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>【比較のため、掲載順序入れ替え】</p>  <p>第1.11.21図 海水から使用済燃料ピットへの注水 概略系統</p> <p>操作手順 ⑥ 燃料プール注水・スプレイ（可搬型）弁</p> <p>第1.11-9図 燃料プール代替注水系（可搬型） 概要図</p>	<p>【比較のため、掲載順序入れ替え】</p>  <p>第1.11-9図 燃料プール代替注水系（可搬型） 概要図</p>	 <p>操作手順 ① 可搬型ホース ② 可搬型ホース ③ 可搬型大型送水ポンプ車</p> <p>操作対象機器 海水ポンプ 海水ポンプ 海水ポンプ</p> <p>状態の変化 止一止動 止一止動 停止一起動</p> <p>第1.11.11図 海水を用いた可搬型大型送水ポンプ車による使用済燃料 ピットへの注水 概要図</p>	<p>【大飯】記載方針の相違（女川審査実績の反映）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・凡例を修正。 ・操作手順、操作対象機器、状態の変化を記載。

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

1.11 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための手順等

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>【比較のために、掲載順序入れ替え】</p> <p>第1.11.22 図 海水から使用済燃料ピットへの注水 タイムチャート</p>	<p>【比較のために、掲載順序入れ替え】</p> <p>第1.11-10 図 燃料プール代替注水系（可変型）による使用済燃料プールへの注水 タイムチャート</p>	<p>第1.11.12 図 海水を用いた可搬型大型送水ポンプ車による使用済燃料ピットへの注水 タイムチャート (1/2)</p>	<p>【大阪】記載方針の相違（女川審査実績の反映）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・操作手順と紐づけした。 ・各作業、操作の時間に余裕を見込んでいることを注記（※）として記載。 ・可搬型設備の保管場所を注記（※）として記載。 ・備考欄を追加。 <p>第1.11.12 図 海水を用いた可搬型大型送水ポンプ車による使用済燃料ピットへの注水 タイムチャート (2/2)</p>

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

1.11 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための手順等

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

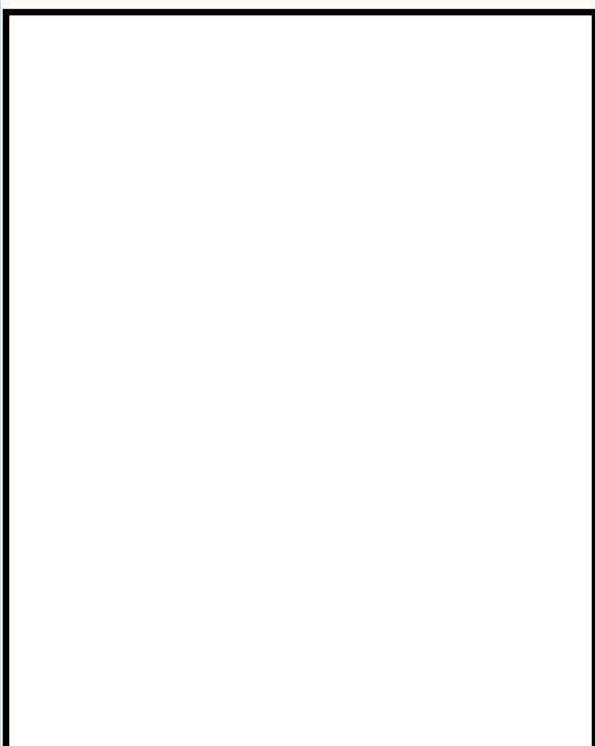
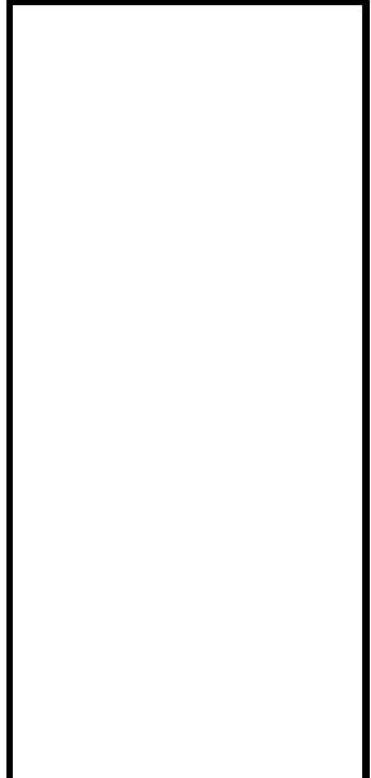
大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>【比較のため、掲載順序入れ替え】</p>  <p>枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。</p> <p>第1.11.23図 海水から使用済燃料ピットへのホース敷設ルート 図(1/6)</p>	<p>泊3号炉との比較対象なし</p> 	 <p>第1.11.13図 海水を用いた可搬型大型送水ポンプ車による使用済燃料ピットへの注水 ホース敷設ルート図 (1/2)</p> <p>□：枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。</p>	

1.11 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための手順等

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

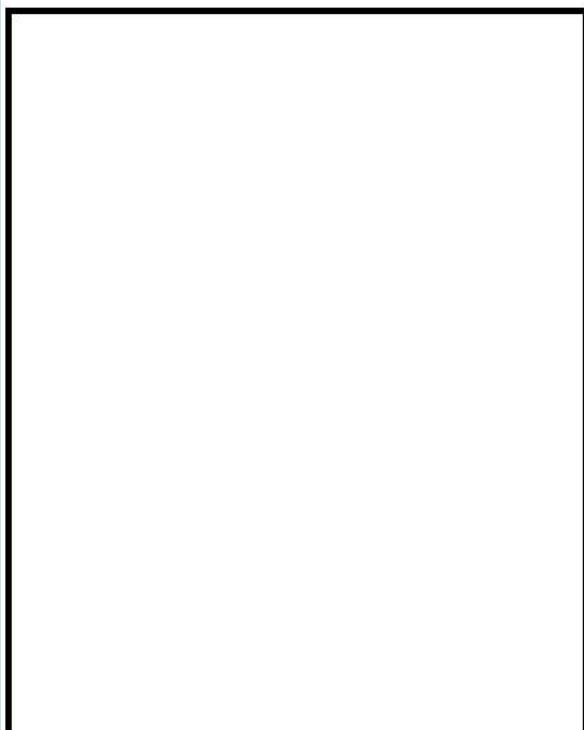
大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>【比較のため、掲載順序入れ替え】</p>  <p>枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。</p> <p>第1.11.23図 海水から使用済燃料ピットへのホース敷設ルート 図(2/6)</p>	<p>泊3号炉との比較対象なし</p> 		<p>第1.11.13図 海水を用いた可搬型大型送水ポンプ車による使用済燃料ピットへの注水 ホース敷設ルート図(2/2)</p> <p>□：枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。</p>

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

1.11 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための手順等

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

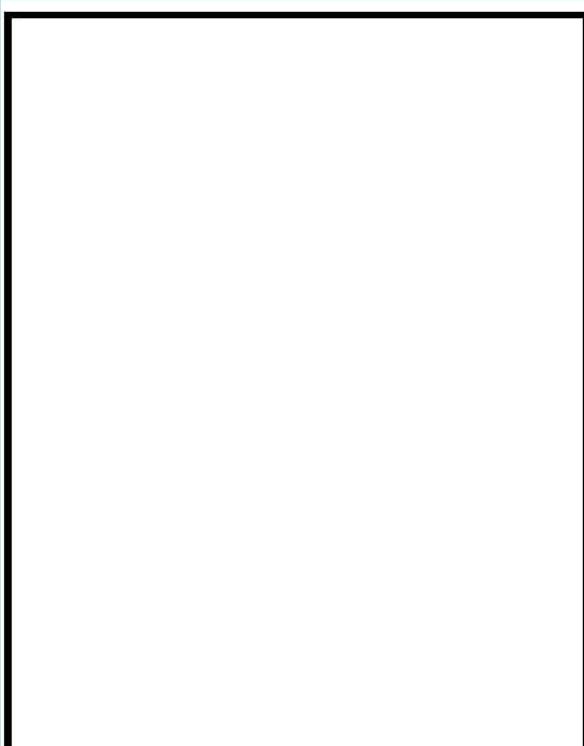
大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>【比較のため、掲載順序入れ替え】</p>  <p>拘束みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。</p> <p>第1.11.23図 海水から使用済燃料ピットへのホース敷設ルート 図(3/6)</p>		<p>大飯3／4号炉との比較対象は 泊3号炉の第1.11.13図参照</p>	

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

1.11 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための手順等

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

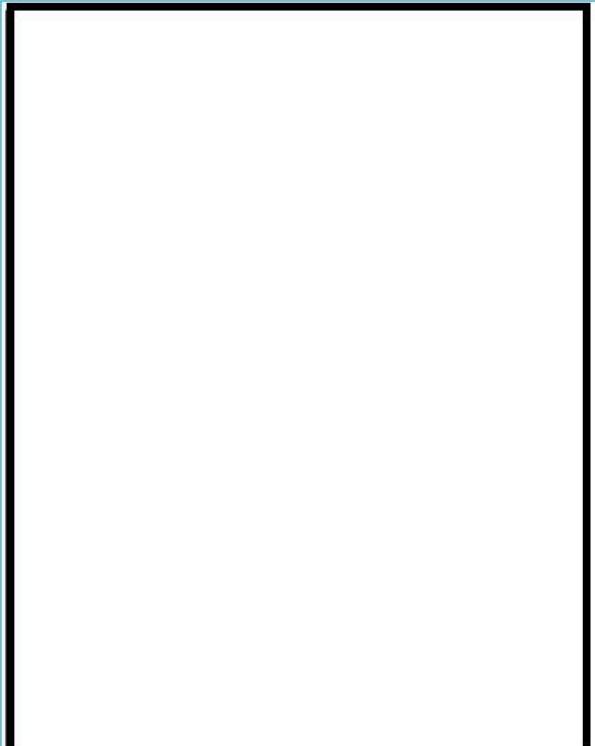
大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>【比較のため、掲載順序入れ替え】</p>  <p>仲間みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。</p> <p>第1.11.23図 海水から使用済燃料ピットへのホース敷設ルート 図(4/6)</p>		<p>大飯3／4号炉との比較対象は 泊3号炉の第1.11.13図参照</p>	

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

1.11 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための手順等

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

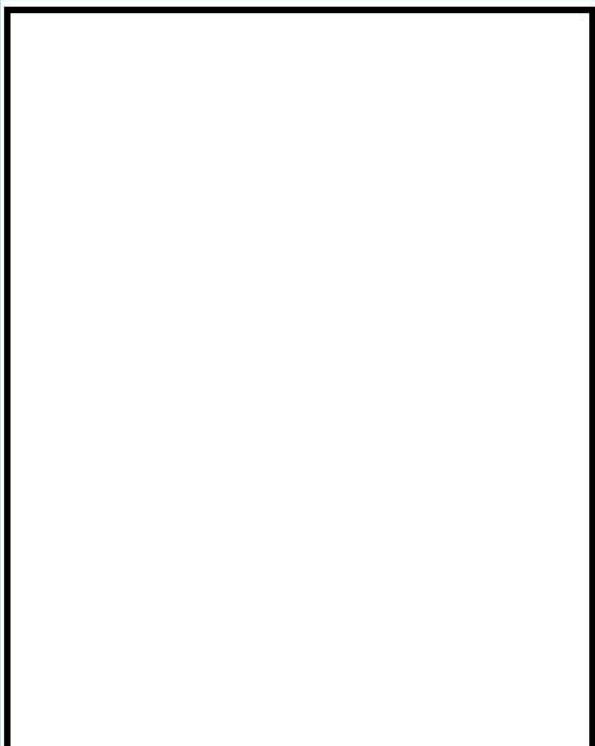
大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>【比較のため、掲載順序入れ替え】</p>  <p>件名の範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。</p> <p>第1.11.23図 海水から使用済燃料ピットへのホース敷設ルート 図(5/6)</p>		<p>大飯3／4号炉との比較対象は 泊3号炉の第1.11.13図参照</p>	

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

1.11 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための手順等

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>【比較のため、掲載順序入れ替え】</p>  <p>仲間みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。</p> <p>第1.11.23図 海水から使用済燃料ピットへのホース敷設ルート 図(6/6)</p>		<p>大飯3／4号炉との比較対象は 泊3号炉の第1.11.13図参照</p>	

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.11 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための手順等

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由												
<p>泊3号炉との比較対象なし</p> <p>第1.11.13図 ポンプ車によるNo. 3淡水タンクから使用済燃料ビットへの注水 概略系統</p>		<table border="1"> <thead> <tr> <th>操作手順</th> <th>操作対象機器</th> <th>状態の変化</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①</td> <td>可搬型ホース</td> <td>ポート接続</td> </tr> <tr> <td>②</td> <td>可搬型ホース</td> <td>ポート接続</td> </tr> <tr> <td>③</td> <td>可搬型大型送水ポンプ車</td> <td>停止→起動</td> </tr> </tbody> </table> <p>第1.11.14図 代替給水ピットを水源とした可搬型大型送水ポンプ車による使用済燃料ビットへの注水 概要図</p>	操作手順	操作対象機器	状態の変化	①	可搬型ホース	ポート接続	②	可搬型ホース	ポート接続	③	可搬型大型送水ポンプ車	停止→起動	<p>【大飯】記載方針の相違（女川審査実績の反映）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・凡例を修正。 ・操作手順、操作対象機器、状態の変化を記載。
操作手順	操作対象機器	状態の変化													
①	可搬型ホース	ポート接続													
②	可搬型ホース	ポート接続													
③	可搬型大型送水ポンプ車	停止→起動													

J.11 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための手順等

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

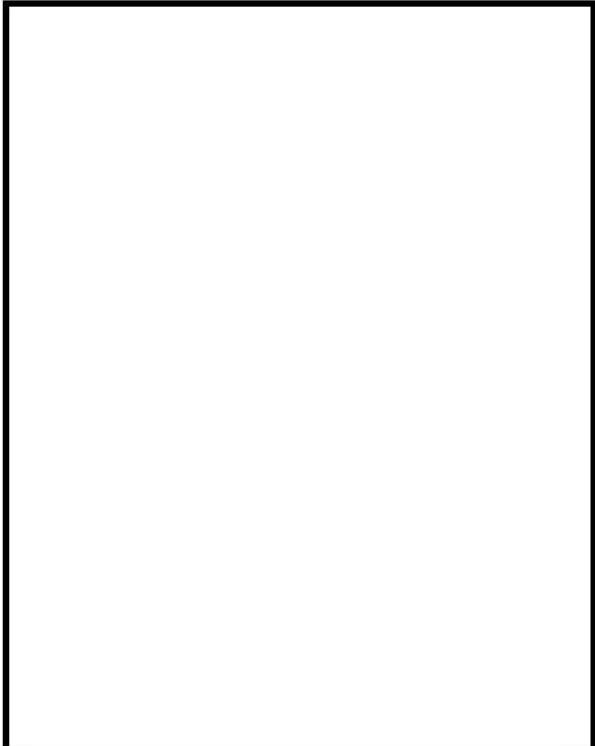
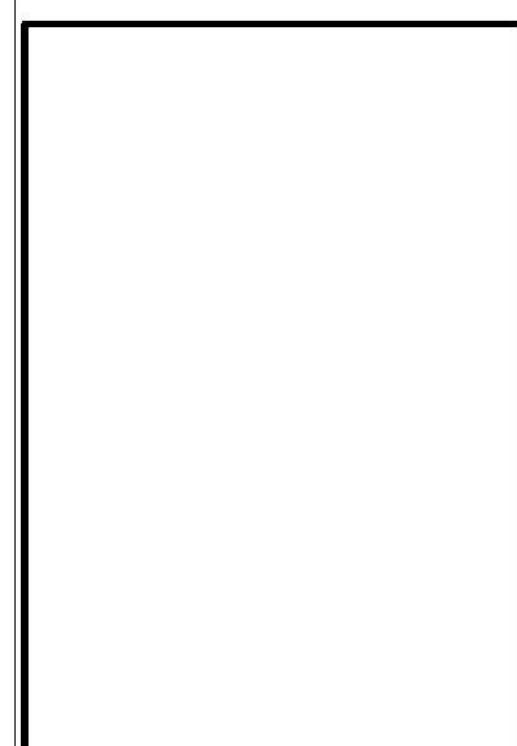
大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>第1.11.14図 ポンプ車によるNo.3淡水タンクから使用済燃料ビットへの注水 タイムチャート</p> <p>This figure is a timeline chart showing the sequence of events for transferring water from the No.3 freshwater tank to the spent fuel pit. The x-axis represents time in minutes (0.0 to 6.0). The y-axis lists tasks: 1. 淡水タンク開放 (Open freshwater tank), 2. 泊3号炉内水槽開放 (Open reactor vessel), 3. 淡水タンク開放 (Open freshwater tank), 4. 淡水ポンプ車運転 (Operate freshwater pump truck), 5. 泊3号炉内水槽開放 (Open reactor vessel), 6. 淡水ポンプ車運転 (Operate freshwater pump truck), and 7. 淡水ポンプ車運転 (Operate freshwater pump truck). The chart shows the start and end times for each task.</p>		<p>第1.11.15図 代替給水ピットを水源とした可搬型大型送水ポンプ車による使用済燃料ビットへの注水 タイムチャート (1/2)</p> <p>This figure is the first half of a two-page timeline chart for water transfer from a mobile large-scale transfer pump vehicle. The x-axis represents time in minutes (1 to 6). The y-axis lists tasks: 1. 代替給水ピット開放 (Open mobile large-scale transfer pump pit), 2. 可搬型大型送水ポンプ車運転 (Operate mobile large-scale transfer pump truck), 3. 代替給水ピット開放 (Open mobile large-scale transfer pump pit), 4. 可搬型大型送水ポンプ車運転 (Operate mobile large-scale transfer pump truck), 5. 代替給水ピット開放 (Open mobile large-scale transfer pump pit), 6. 可搬型大型送水ポンプ車運転 (Operate mobile large-scale transfer pump truck), and 7. 代替給水ピット開放 (Open mobile large-scale transfer pump pit). The chart shows the start and end times for each task.</p>	<p>【大飯】記載方針の相違（女川審査実績の反映）</p> <ul style="list-style-type: none"> 操作手順と組づけした。 各作業、操作の時間に余裕を見込んでいることを注記（※）として記載。 可搬型設備の保管場所を注記（※）として記載。 備考栏を追加。

1.11 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための手順等

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>泊3号炉との比較対象なし</p>		<p>第1.11.16図 代替給水ピットを水源とした可搬型大型送水ポンプ車による使用済燃料ピットへの注水ホース敷設ルート図 (1/2)</p> <p>□：詳細みの内容は機密情報に属しますので公開できません。</p>

詳細みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。

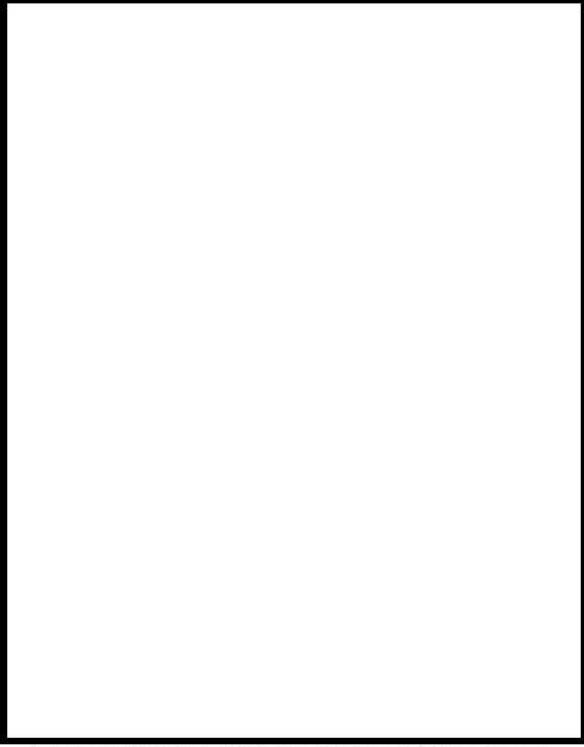
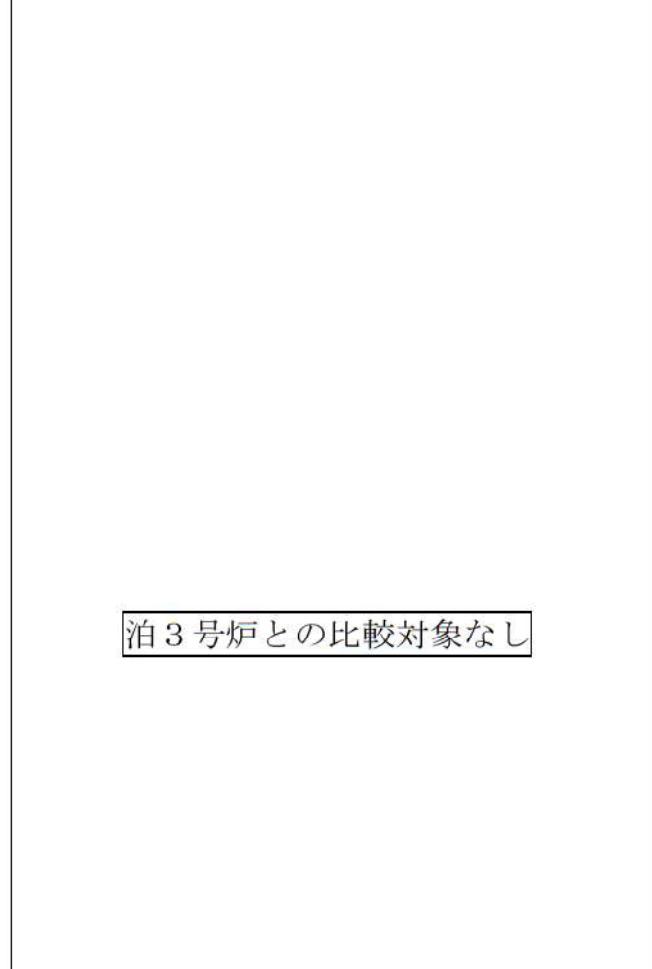
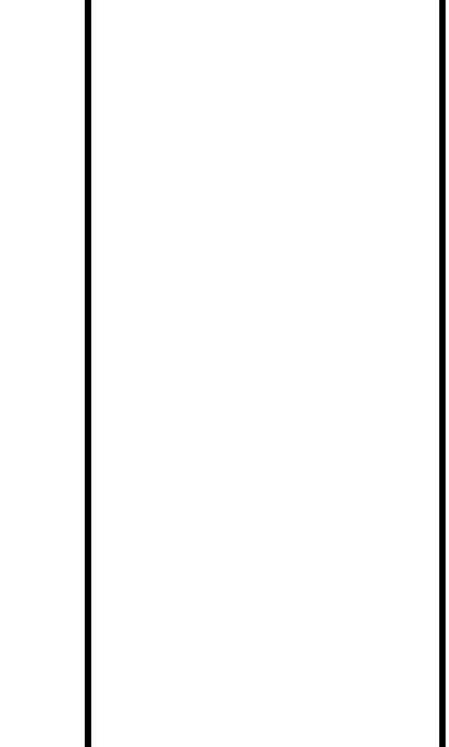
第1.11.15図 ポンプ車によるNo.3淡水タンクから使用済燃料ピットへのホース敷設ルート図 (1/2)

1.11 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための手順等

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p style="text-align: center;">泊3号炉との比較対象なし</p>		<p>第1.11.16図 代替給水ピットを水源とした可搬型大型送水ポンプ車による使用済燃料ピットへの注水ホース敷設ルート図 (2/2)</p> <p> : 特留みの内容は機密情報に属しますので公開できません。</p>

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

1.11 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための手順等

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>操作手順 ⑥^① 燃料プール注水・スプレイ（常設配管）弁 ⑥^② 原子炉建屋東側燃料プール代替注水弁</p> <p># 1～：同一操作手順番号内に複数の操作又は確認を実施する弁があることを示す。</p> <p>第1.11-5図 燃料プール代替注水系（常設配管）概要図</p> <p>第1.11-6図 燃料プール代替注水系（常設配管）による使用済燃料プールへの注水タイムチャート</p>		<p>【女川】設備の相違（相違理由①）</p>

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

1.11 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための手順等

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>第1.11-7図 燃料プール代替注水系（常設配管）による使用済燃料プールへの注水 タイムチャート</p>	<p>第1.11-8図 燃料プール代替注水系（常設配管）による使用済燃料プールへの注水 タイムチャート</p>	<p>【女川】設備の相違（相違理由①）</p>

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.11 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための手順等

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>泊3号炉との比較対象なし</p> <p>第 1.11.16 図 ポンプ車によるNo. 2淡水タンクから使用済燃料ピットへの注水 概略系統</p>		<p>【大飯】記載方針の相違（女川審査実績の反映） ・凡例を修正。 ・操作手順、操作対象機器、状態の変化を記載。</p> <p>第 1.11.17 図 原水を水源とした可搬型大型送水ポンプ車による使用済燃料ピットへの注水 概要図</p>	

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

1.11 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための手順等

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

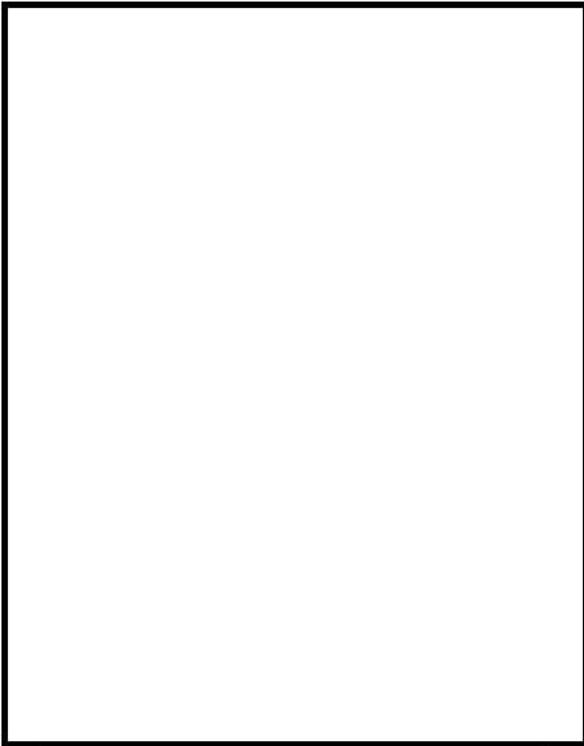
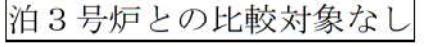
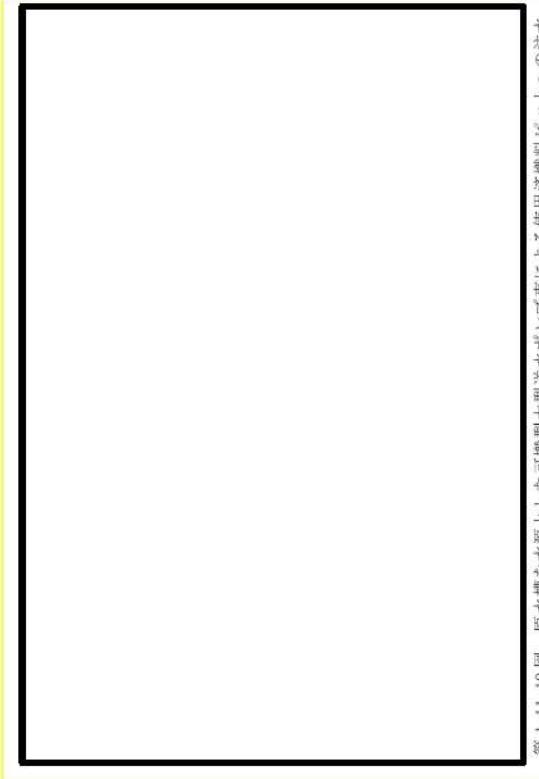
大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>図1.11.17 図 ポンプ車によるN o. 2淡水タンクから使用済燃料ピットへの注水 タイムチャート</p> <p>図1.11.17 図 ポンプ車によるN o. 2淡水タンクから使用済燃料ピットへの注水 タイムチャート</p>	<p>泊3号炉との比較対象なし</p>	<p>図1.11.18 図 原水槽を水源とした可搬型大型送水ポンプ車による使用済燃料ピットへの注水 タイムチャート (1/2)</p> <p>図1.11.18 図 原水槽を水源とした可搬型大型送水ポンプ車による使用済燃料ピットへの注水 タイムチャート (1/2)</p>	<p>【大阪】記載方針の相違（女川審査実績の反映）</p> <ul style="list-style-type: none"> 操作手順と組づけした。 各作業、操作の時間に余裕を見込んでいることを注記（※）として記載。 可搬型設備の保管場所を注記（※）として記載。 備考欄を追加。

1.11 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための手順等

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>泊3号炉との比較対象なし</p> 		<p>第1.11.19図 原水槽を水源とした可搬型大型送水ポンプ車による使用済燃料ピットへの注水 ホース敷設ルート図 (1/2)</p> <p> : 本図みの内容は機密情報に属しますので公開できません。</p>

枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。

第1.11.18図 ポンプ車によるNo.2淡水タンクから使用済燃料ピットへのホース敷設ルート図 (1/2)

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

1.11 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための手順等

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

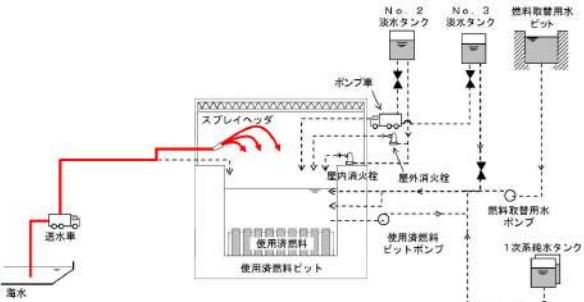
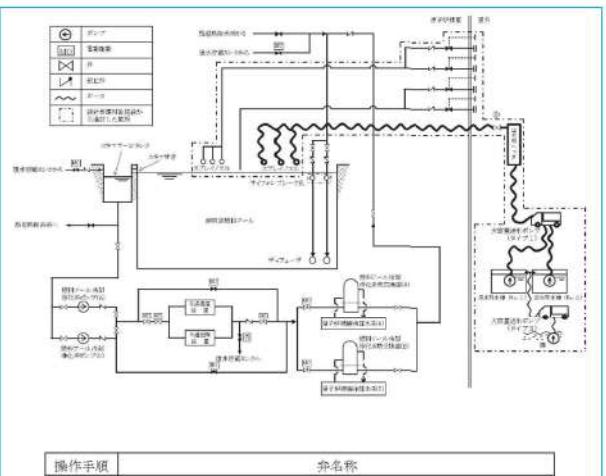
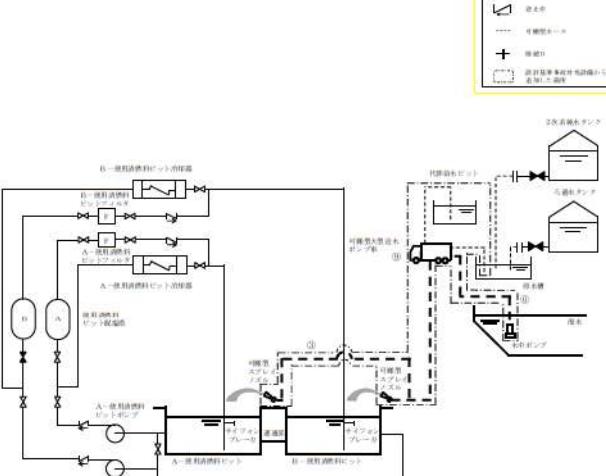
大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 泊3号炉との比較対象なし		<p>第1.11.19図 原水槽を水源とした可搬型大型送水ポンプ車による使用済燃料ビットへの注水 ホース敷設ルート図 (2/2)</p> <p></p> <p>□：枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。</p>

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

1.11 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための手順等

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

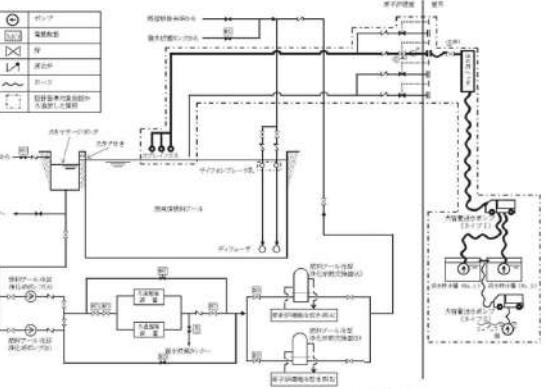
大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																
 <p>第1.11.25図 送水車による使用済燃料ピットへのスプレイ概略系統</p>	<p>【比較のため、掲載順序入れ替え】</p>  <table border="1"> <thead> <tr> <th>操作手順</th> <th>余名称</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>⑤</td> <td>燃料プール注水・スプレー（可搬型）弁</td> </tr> </tbody> </table> <p>第1.11-17図 燃料プールスプレー系（可搬型） 概要図</p>	操作手順	余名称	⑤	燃料プール注水・スプレー（可搬型）弁	 <table border="1"> <thead> <tr> <th>操作手順</th> <th>操作対象機器</th> <th>状態の変化</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>③</td> <td>可搬型ホース</td> <td>ホース接続</td> </tr> <tr> <td>④</td> <td>可搬型ホース</td> <td>ホース接続</td> </tr> <tr> <td>⑤</td> <td>可搬型大型送水ポンプ車</td> <td>停止→起動</td> </tr> </tbody> </table> <p>第1.11.20図 海水を用いた可搬型大型送水ポンプ車及び可搬型スプレーノズルによる使用済燃料ピットへのスプレー 概要図</p>	操作手順	操作対象機器	状態の変化	③	可搬型ホース	ホース接続	④	可搬型ホース	ホース接続	⑤	可搬型大型送水ポンプ車	停止→起動	<p>【大阪】記載方針の相違（女川審査実績の反映）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・凡例を修正。 ・操作手順、操作対象機器、状態の変化を記載。
操作手順	余名称																		
⑤	燃料プール注水・スプレー（可搬型）弁																		
操作手順	操作対象機器	状態の変化																	
③	可搬型ホース	ホース接続																	
④	可搬型ホース	ホース接続																	
⑤	可搬型大型送水ポンプ車	停止→起動																	

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

1.11 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための手順等

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由						
	 <table border="1" data-bbox="786 682 1313 754"> <tr> <th>操作手順</th> <th>弁名称</th> </tr> <tr> <td>⑥#1</td> <td>燃料プール注水・スプレイ（常設配管）弁</td> </tr> <tr> <td>⑥#2</td> <td>原子炉建屋東側燃料プールスプレイ元弁</td> </tr> </table> <p>#1～：同一操作手順番号内に複数の操作又は確認を実施する弁があることを示す。</p> <p>第1.11-13図 燃料プールスプレイ系（常設配管）概要図</p> <p>第1.11-14図 燃料プールスプレイ系（常設配管）による使用済燃料プールへのスプレイタイムチャート</p> <p style="color:red; border:1px solid black; padding:2px;">【女川】設備の相違（相違理由①）</p>	操作手順	弁名称	⑥#1	燃料プール注水・スプレイ（常設配管）弁	⑥#2	原子炉建屋東側燃料プールスプレイ元弁		
操作手順	弁名称								
⑥#1	燃料プール注水・スプレイ（常設配管）弁								
⑥#2	原子炉建屋東側燃料プールスプレイ元弁								

1.11 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための手順等

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>The diagram is a timeline chart titled '喷霧時間(時間)' (Spray Time (Time)) with 12 time points from 1 to 12. It compares the '女川2号炉' (Onagawa No. 2 reactor) and '泊3号炉' (Port No. 3 reactor). The chart shows various spray operations for different parts of the spent fuel pool, such as '噴霧装置' (Spray Device), '喷霧装置への供給' (Supply to Spray Device), and '喷霧装置への供給(2号炉)' (Supply to Spray Device (No. 2 reactor)). Colored bars indicate differences between the two reactors.</p> <p>図1.11-15 図 燃料プールスプレイ系(常設配管)による使用済燃料プールへのスプレイタイムチャート</p>	<p>女川2号炉との比較対象なし</p>	

第1.11-16図 燃料プールスプレイ系(常設配管)による使用済燃料プールへのスプレイタイムチャート

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

1.11 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための手順等

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

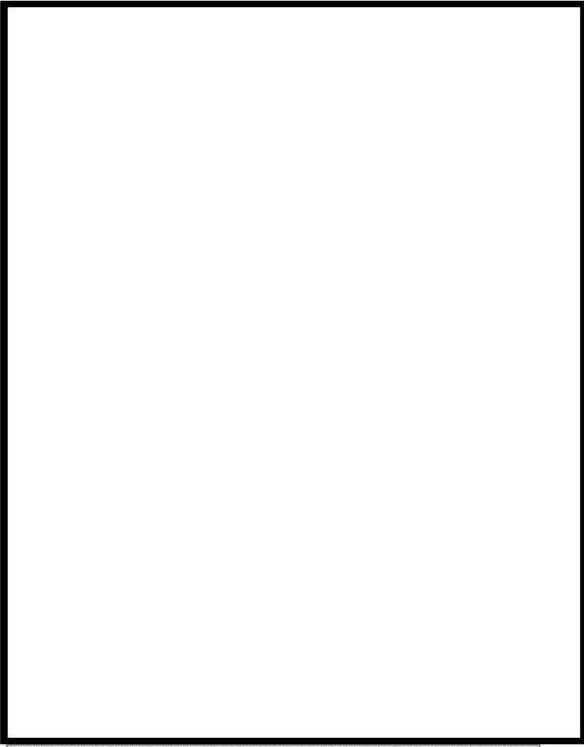
大飯発電所3／4号炉		女川原子力発電所2号炉		泊発電所3号炉		相違理由
送水車による使用済燃料ビットへのスプレイ	タイムチャート	送水車による使用済燃料ビットへのスプレイ	タイムチャート	海水を用いた可搬型大型送水ポンプ車及び可搬型スプレイノズルによる使用済燃料ビットへのスプレイ開始	海水を用いた可搬型大型送水ポンプ車及び可搬型スプレイノズルによる使用済燃料ビットへのスプレイ開始	【大飯】記載方針の相違（女川審査実績の反映）
1.11.26 図 送水車による使用済燃料ビットへのスプレイ	タイムチャート	1.11.18 図 燃料プールスプレイ系（可搬型）による使用済燃料ビットへのスプレイ	タイムチャート	海水を用いた可搬型大型送水ポンプ車及び可搬型スプレイノズルによる使用済燃料ビットへのスプレイ開始	海水を用いた可搬型大型送水ポンプ車及び可搬型スプレイノズルによる使用済燃料ビットへのスプレイ開始	・操作手順と紙づけした。 ・各作業、操作の時間に余裕を見込んでいることを注記（※）として記載。 ・可搬型設備の保管場所を注記（※）として記載。 ・備考栏を追加。

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

1.11 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための手順等

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 泊3号炉との比較対象なし		<p>第1.11.22図 海水を用いた可搬型大型送水ポンプ車及び可搬型スプレイノズルによる 使用済燃料ピットへのスプレイ ホース敷設ルート図 (1/12)</p> <p>枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。</p> 

枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。

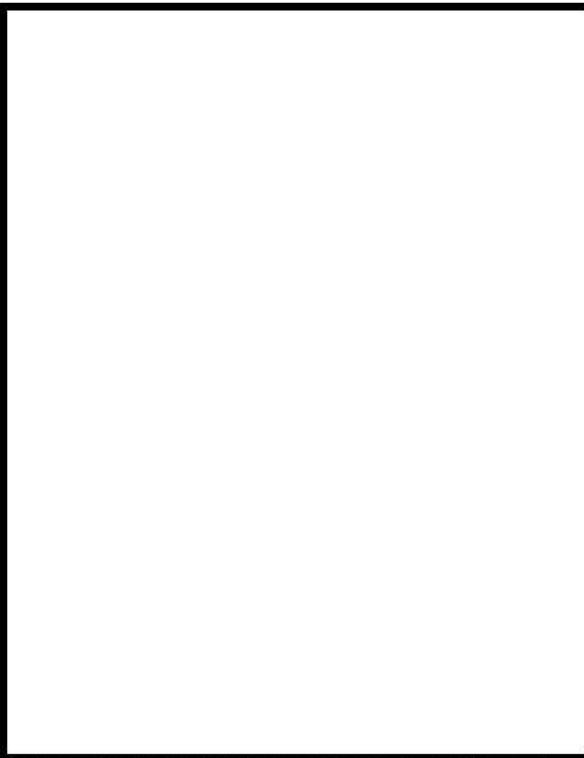
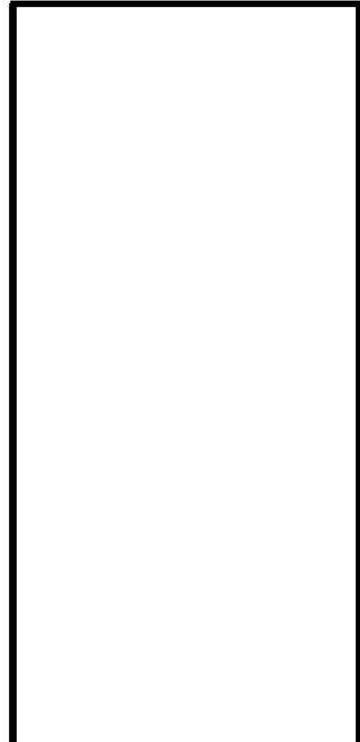
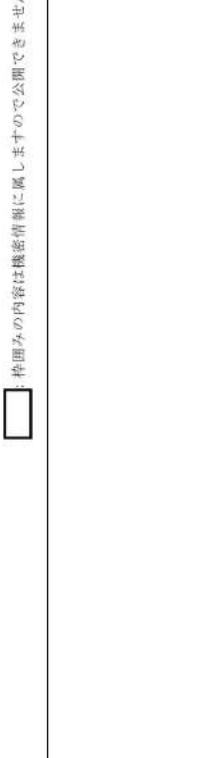
第1.11.27図 送水車による使用済燃料ピットへのスプレイへの
ホース敷設ルート図 (1/12)

1.11 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための手順等

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

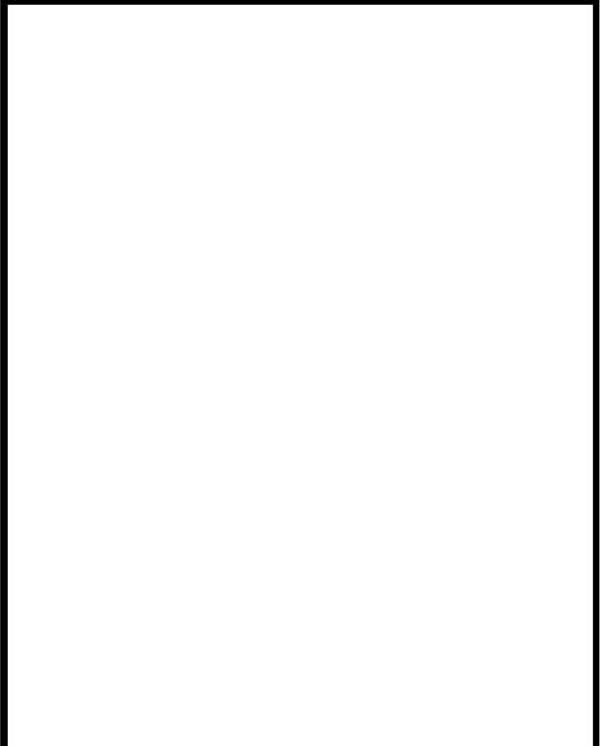
大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>泊3号炉との比較対象なし</p> 		<p>第1.11.22図 海水を用いた可搬型大型送水泵ポンプ車及び可搬型スプレイノズルによる 使用済燃料ピットへのスプレイ ホース敷設ルート図 (2/2)</p> <p><input type="checkbox"/>枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。</p>

1.11 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための手順等

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

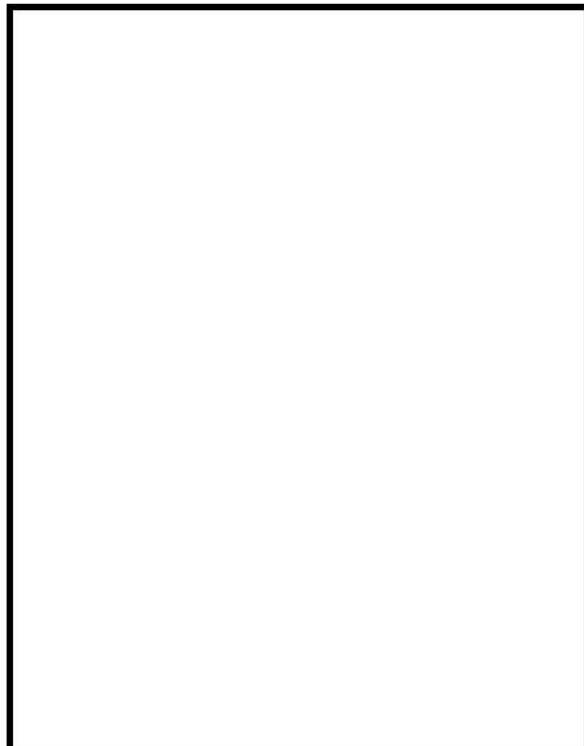
大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
 <small>掲載の範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。</small> <small>第1.11.27図 送水車による使用済燃料ピットへのスプレイへの ホース敷設ルート図 (3/12)</small>		<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content;"> 大飯3／4号炉との比較対象は 泊3号炉の第1.11.22図参照 </div>	

1.11 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための手順等

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
		<p>大飯3／4号炉との比較対象は 泊3号炉の第1.11.22図参照</p>	

赤字の範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。

第1.11.27図 送水車による使用済燃料ピットへのスプレイへの
ホース敷設ルート図 (4/12)

1.11 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための手順等

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

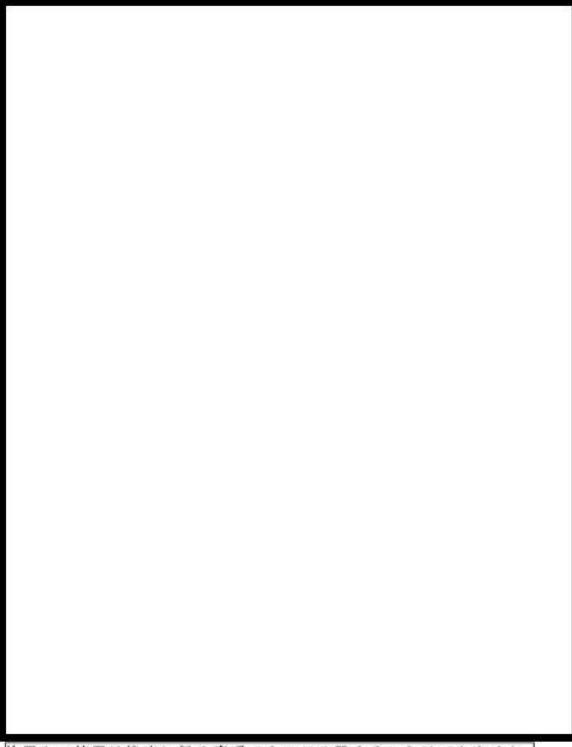
大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
 <small>特図みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。』</small> <small>第1.11.27図 送水車による使用済燃料ピットへのスプレイへのホース敷設ルート図 (5/12)</small>		<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content;"> 大飯3／4号炉との比較対象は 泊3号炉の第1.11.22図参照 </div>	

1.11 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための手順等

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
 <small>△囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。)</small> 第1.11.27図 送水車による使用済燃料ピットへのスプレイへの ホース敷設ルート図 (6/12)		<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content;"> 大飯3／4号炉との比較対象は 泊3号炉の第1.11.22図参照 </div>	

1.11 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための手順等

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
 <small>枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。</small> 第1.11.27図 送水車による使用済燃料ビットへのスプレイへの ホース敷設ルート図 (7/12)		大飯3／4号炉との比較対象は 泊3号炉の第1.11.22図参照	

1.11 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための手順等

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

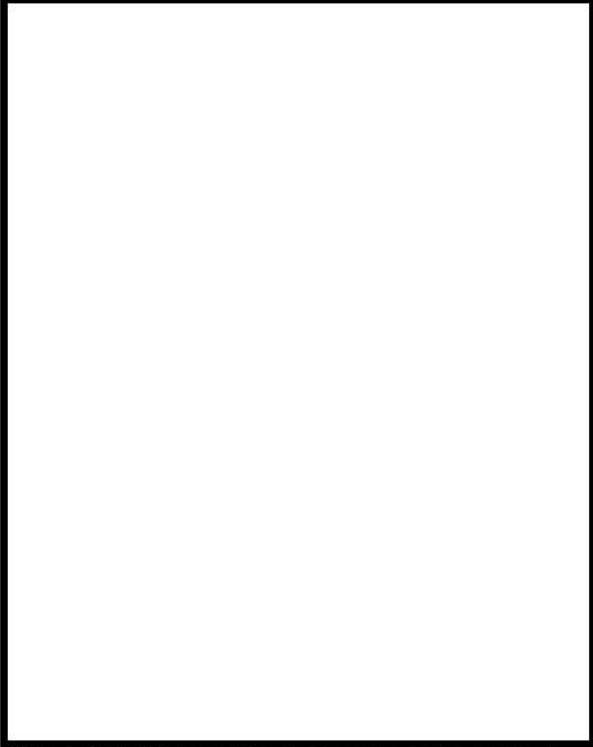
大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
 <p>件書きの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。</p> <p>第1.11.27図 送水車による使用済燃料ピットへのスプレイへの ホース敷設ルート図 (8/12)</p>		<p>大飯3／4号炉との比較対象は 泊3号炉の第1.11.22図参照</p>	

1.11 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための手順等

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
		<p>大飯3／4号炉との比較対象は 泊3号炉の第1.11.22図参照</p>	

枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。

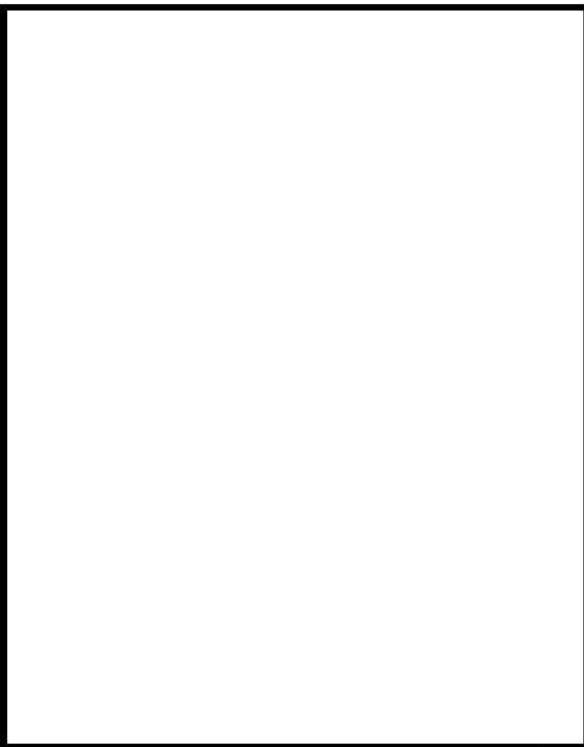
第1.11.27図 送水車による使用済燃料ピットへのスプレイへの
ホース敷設ルート図 (9/12)

1.11 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための手順等

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、BWR固有の設備や対応手段であり、泊3号炉と比較対象とならない記載内容

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
		<p>大飯3／4号炉との比較対象は 泊3号炉の第1.11.22図参照</p>	

赤字の範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。

第1.11.27図 送水車による使用済燃料ピットへのスプレイへの
ホース敷設ルート図 (10/12)